

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第2回幕別町議会定例会
(平成25年5月31日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
17 増田 武夫 18 齊藤 喜志雄 19 千葉 幹雄
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
- 日程第3 行政報告（町長）
- 日程第4 議案第53号 財産の取得について
- 日程第5 陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第6 陳情第5号 「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第7 陳情第6号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第8 陳情第7号 「平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第9 陳情第8号 幕別町新庁舎基本設計に関する陳情書

会議録

平成25年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年5月31日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 5月31日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 総 務 部 長 古川耕一
会 計 管 理 者 田井啓一 企 画 室 長 伊藤博明
経 済 部 長 田村修一 民 生 部 長 川瀬俊彦
建 設 部 長 佐藤和良 忠類総合支所長 姉崎二三男
札 内 支 所 長 飛田 栄 教 育 部 長 羽磨知成
総 務 課 長 菅野勇次 企 画 室 参 事 細澤正典
糠 内 出 張 所 長 妹尾 真 地 域 振 興 課 長 原田雅則
経 済 建 設 課 長 天羽 徹
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
17 増田 武夫 18 齊藤 喜志雄 19 千葉 幹雄

議事の経過

(平成25年5月31日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（古川 稔） ただいまから、平成25年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、17番増田議員、18番斉藤議員、19番千葉議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から6月18までの19日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から6月18日までの19日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第4号幕別町土地開発公社、報告第5号幕別町農業振興公社、報告第6号忠類振興公社に係る平成25年度事業計画書及び平成24年度決算に関する書類がそれぞれ提出されておりますので、お手元に配布いたしました。
のちほど、ご覧いただきたいと思っております。

[行政報告]

- 議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成25年第2回町議会定例会が開催されるにあたり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
はじめに、町民栄誉賞の表彰について申し上げます。
町では、町民栄誉賞表彰条例に基づき、これまでオリンピックに出場された福島千里さん、山本幸平さん、高木美帆さんに対し、幕別町町民栄誉賞を贈呈し、その栄誉を讃えてまいりました。
今年は、運動公園に7ホールを手作りで造成し歩み始めたパークゴルフが、産声をあげてから満30年を迎えるという誠に意義深く喜ばしい年となりました。
これを機会に、パークゴルフの誕生に、そしてその後の普及・発展にご尽力いただいた前原懿さんに町民栄誉賞を贈呈いたしたく、去る5月15日に開催いたしました幕別町町民栄誉賞選考委員会での

審査を経て、決めさせていただきました。

昭和58年当時、教育委員会教育部長を務められていた前原さんの発案で生まれたパークゴルフは、遊びの要素も手伝って、世代を超えたコミュニティスポーツとして多くの方々に愛されてまいりました。

前原さんは、国際パークゴルフ協会の理事長や日本パークゴルフ協会の会長としてご活躍され、全国への普及発展に大きな役割を果たされ、パークゴルフを通じて幕別町の名を国内外に広く知らしめられましたことから、パークゴルフ発祥30周年を機にその功績を讃えようとするものであります。

次にパークゴルフ発祥30周年記念事業について申し上げます。

30年という大きな節目を契機として、パークゴルフのさらなる発展につなげる記念事業を行うため、幕別町パークゴルフ協会、体育連盟、商工会、観光物産協会、日本パークゴルフ協会、株式会社ニッタクスと町による実行委員会が5月14日に発足いたしました。

実行委員会では、誰もが気軽に楽しむことができるパークゴルフの原点に立ち返り、愛好者の裾野の拡大を目的とした家族大会の実施をはじめ、記念式典の開催、記念誌の発行、札内みずほ町にお住まいの九本栄一さんが創作されたパークゴルフ音頭のCD製作などの事業が計画されており、これらの記念事業を通じてパークゴルフの一層の振興・発展につながるものと期待いたしているところであります。

次に、神奈川県開成町との「災害時相互応援に関する協定」の締結について申し上げます。

平成8年から平成16年まで「パークゴルフネットワーク会議」を開催し交流のありました神奈川県開成町から、昨年5月に交流再開に向けた申し出があり、協議を進めてまいりましたが、最初の取組として、去る5月10日に開成町から府川町長が来町され、「災害時相互応援に関する協定」の締結を行ったところであります。

東日本大震災を教訓に、遠隔自治体との相互応援が必要であるとの認識のもと、災害時における食料、飲料水や生活必需品の提供、救援・救助活動に必要な車両等の提供、加えて救助・災害復旧に必要な職員の派遣などを行うことにより、両町の災害対策の強化を図ろうとするものであります。

なお、6月8日から開成町で開催される「あじさい祭り」に幕別町の特産品である長いも、ゆり根やパークゴルフ用品などの販売を通じて、町民との交流を深めるため、観光物産協会と役場職員など10名が開成町を訪問するほか、今後におきましては、児童・生徒の交流事業や職員の交流などの実施に向けて協議をしていくことといたしております。

次に、北海道工業大学との連携について申し上げます。

昨年来、協議を進めてまいりました学校法人北海道尚志学園北海道工業大学との間で、来る6月6日に連携に関する締結を行う運びとなりました。

この協定は、大学と町が持っている人的・物的両資源の活用を図り、相互に協力し、町と大学の活性化を図ろうとするものであります。

今年度につきましては、大学から講師をお招きし、「くらしの安全と安心」をメインテーマに住環境や医療の問題について、住民の皆さんとともに考えるコミュニティカレッジの開催をはじめ、夏休み中の小学生を対象に、手作りでリモコンカーを組み立てる楽しさを体験する「小学生モノづくり教室」を計画しておりますが、この連携を通じて、人材育成や行政課題の解決などに役立ててまいりたいと考えております。

次に、コミュニティバス運行事業者の決定について申し上げます。

国、道、町民の代表をはじめ、交通事業者などで組織する幕別町地域公共交通確保対策協議会におきましては、昨年コミュニティバスの試験運行を経て、本年10月からの本格運行に向けて、路線や停留所など運行形態や運行車両について検討を重ねられてまいりました。

コミュニティバスの運行にあたっては、運行の安定性と安全性の確保が何より重要でありますことから、協議会においては公募型プロポーザル方式による選定が行われ、去る5月13日に開催された第1回協議会におきまして、十勝バス株式会社を運行事業者に選定する旨の決定がなされたところであ

ります。

今後、町といたしましては、協議会と手をたずさえて、コミュニティバスの愛称募集や車両デザインの決定をはじめ、事業者から提案のありました町内会単位での体験乗車会などの利用促進策の検討を行い、多くの方々に親しみを持っていただき、利用しやすいバスの運行に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、土地改良事業について申し上げます。

平成24年度から25年度に繰り越しいたしました農業体質強化基盤整備事業によります暗渠排水整備工事につきましては、既に、116ヘクタール分、約1億8,000万円の工事を4月に発注いたしました。今後、7月上旬には380ヘクタール分、約6億6,200万円の発注を予定いたしております。

例年のない大型事業の実施により、農地の基盤整備が大幅に進むとともに、地域経済の活性化に資するものと期待いたしているところであります。

次に、農作物の作況について申し上げます。

今年は雪解けが順調に進み、馬鈴薯の植え付けや甜菜の移植作業は、平年よりやや早く始まりましたが、5月に入ってから、連休中に8年振りの雪が降るなど例年になく低温で日照不足の日が続きましたことから、農作業、生育状況ともに若干の遅れが生じている状況にあります。

5月15日現在の秋まき小麦、牧草の生育状況につきましては、低温により2日から4日の遅れが見られ、馬鈴薯の植え付けやサイレージ用とうもろこしのは種作業は1日から3日の遅れとなっております。

今月下旬に入りまして平年並みの気温に戻り、急ピッチで農作業が進められているところでありますが、農作業事故の無いよう万全の留意を願うとともに、この先、天候に恵まれ、農作物が順調に生育し、昨年を上回るような豊穰の秋となることを願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況について申し上げます。

今年は、忠類地区の共栄・晩成牧場の雪解けが早かったことから、昨年比2週間以上早い5月15日、16日の両日に入牧を行い、2か所合わせて乳牛315頭、肉用雌牛38頭が、また、南勢牧場につきましては、5月21日に入牧を行い、乳牛251頭、肉用雌牛15頭が、町営牧場全体では619頭が入牧を済ませたところであります。

今後、さらに240頭の入牧が予定されており、飼育にあたりましては、事故などが起きないように、職員の安全管理に対する意識を徹底させ、入牧牛馬の管理に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は、終わりました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第53号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第53号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

今回、取得いたします財産は、除雪ドーザ13トン級1台であります。

この除雪ドーザにつきましては、忠類地域で使用しております除雪ドーザの更新を行うためのものであります。

現在使用しております除雪ドーザは、平成8年度に補助事業により購入したものでありまして、既に17年を経過し、稼働時間4,700時間に達しており、馬力の低下に加え修理費も年々増加しておりますことから、本年度、社会資本整備総合交付金事業により更新を行うものであります。

新たに購入する除雪ドーザは、前部にマルチブラウを装着しておりますことから、車道及び交差点の雪のかきだし、押し込みなど、多岐にわたる除雪作業を行えるものであり、これにより降雪時の安全な車道の確保を図ってまいりたいと考えております。

取得の方法、取得金額、取得の相手についてであります。平成 25 年 5 月 15 日、北海道 TCM 株式会社帯広支店、北海道川重建機株式会社帯広支店、日立建機日本株式会社帯広営業所の 3 社により競争入札を執行いたしましたところ、1,879 万 5,000 円をもちまして、北海道 TCM 株式会社帯広支店が落札することとなりましたので、同社の代表であります、河西郡芽室町東芽室基線 7 番 26 号、北海道 TCM 株式会社帯広支店支店長、米田正行氏を相手方として取得しようとするものであります。

なお、納期につきましては、平成 25 年 12 月 30 日を予定いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質議なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第 5、陳情第 4 号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2014 年度 国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書」から、日程第 9、陳情第 8 号、「幕別町新庁舎基本設計に関する陳情書」の 5 議件を一括議題といたします。

ただ今、議題となっております、陳情第 4 号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2014 年度 国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書及び、陳情第 5 号、「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと 地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第 6 号、「年金 2.5 パーセントの削減中止を求める意見書」の提出を求める陳情書は、民生常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第 7 号、「平成 25 年度 北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第 8 号、「幕別町新庁舎基本設計に関する陳情書」は、庁舎建設に関する調査特別委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 6 月 1 日から 6 月 10 日までの 10 日間は、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、6 月 1 日から 6 月 10 日までの 10 日間は、

休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月11日、午前10時からであります。

(10：19散会)

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第2回幕別町議会定例会
(平成25年6月11日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

1 小川 純文 2 寺林 俊幸 3 東口 隆弘

(諸般の報告)

日程第2 一般質問

会議録

平成25年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年6月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
 - 1 小川純文
 - 2 寺林俊幸
 - 3 東口隆弘
 - 4 藤谷謹至
 - 5 小島智恵
 - 6 岡本眞利子
 - 7 藤原 孟
 - 8 乾 邦廣
 - 9 牧野茂敏
 - 10 谷口和弥
 - 11 芳滝 仁
 - 12 田口廣之
 - 13 前川雅志
 - 14 成田年雄
 - 15 中橋友子
 - 16 野原恵子
 - 17 増田武夫
 - 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
 - 町 長 岡田和夫
 - 副 町 長 高橋平明
 - 教 育 長 飯田晴義
 - 教 育 委 員 長 沖田道子
 - 代表監査委員 柏本和成
 - 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
 - 総 務 部 長 古川耕一
 - 教 育 部 長 羽磨知成
 - 会 計 管 理 者 田井啓一
 - 経 済 部 長 田村修一
 - 民 生 部 長 川瀬俊彦
 - 企 画 室 長 伊藤博明
 - 建 設 部 長 佐藤和良
 - 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
 - 札 内 支 所 長 飛田 栄
 - 総 務 課 長 菅野勇次
 - 企 画 室 参 事 細澤正典
 - 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
 - 地 域 振 興 課 長 原田雅則
 - 農 林 課 長 森 範康
 - 町 民 課 長 横山義嗣
 - 保 健 課 長 境谷美智子
 - こ ども 課 長 山岸伸雄
 - 保 健 福 祉 課 長 稲田和博
 - 学 校 教 育 課 長 川瀬康彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
 - 1 小川 純文
 - 2 寺林 俊幸
 - 3 東口 隆弘

議事の経過

(平成25年6月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） おはようございます。

本日も議場内が暑くなることが予想されますので、上着を適宜外されて結構です。
それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番小川議員、2番寺林議員、3番東口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。

6月5日、第64回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。
これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、田口廣之議員の発言を許します。

田口廣之議員。

○12番（田口廣之） 通告に従いまして、次のとおり質問いたします。

質問事項、バイオマスエネルギーの利用状況について。

今、世界的にバイオマスエネルギーの利用が注目されています。

太陽光発電は、変電所の容量等受電が限界の状況が続いています。

そこで今、注目を集めているのがバイオマスエネルギーです。

主なものは、バイオガス、バイオエタノール、バイオディーゼル（BDF）、木質バイオマスです。

特に町として取り組みができるのは、バイオマス、バイオディーゼル（BDF）、木質バイオマスだと思います。

今後の町の方針を伺います。

①管内全19市町村でまとめた「十勝バイオマス産業都市構想」の内容と、この取り組みを町はどう進めていくのか。

②バイオガス、家畜のふん尿を利用した発電設備の計画申請があった場合、町としてどう取り組むか。

③バイオディーゼル（BDF）の原料の廃食油の回収状況と、その利用状況はどうなっているのか。

④木質バイオマスは、主にペレットストーブ等の暖房用になるかと思うが、公共施設のボイラーとの併設にはどうか。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 田口議員のご質問にお答えいたします。

「バイオマスイエネジーの利用状況について」であります。

国は、平成24年9月に、関係7府省の合同の有識者会議において、「バイオマス事業化戦略」を決定し、「原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進する」としたところであります。

この事業化戦略を推進するため、農林水産省は、事業費の2分の1を補助する「地域バイオマス産業化推進事業」として約23億4,400万円を計上し、本年3月22日から4月26日までの間、全国からバイオマス産業都市構想を募集したところであり、これを受けて4月25日には、帯広市長を代表として管内全町村長が連名により「十勝バイオマス産業都市構想」を共同提案し、6月中に地域選定が行われる予定と伺っております。

ご質問の1点目、「十勝バイオマス産業都市構想の内容と町の取り組みについて」であります。

昨年9月に、バイオマス産業都市構想の募集に先行して帯広市に対し、農林水産省から「十勝はバイオマス資源が豊富であるとともに、その実績があるため、19市町村の広域的な取り組みとして産業都市構想を策定し、応募してはどうか」との打診を受けましたことから、9月下旬に帯広市から管内全町村に対して構想や事業概要の説明が行われ、参加の有無、予定される事業等の調査依頼があったところであります。

本町におきましては、3農業協同組合、森林組合、並びに製材会社等に聞き取り調査を行い、事業実施予定の意向の確認を行いました。調査時点においては具体的な計画はありませんでしたが、十勝全体でバイオマスの有効活用に取り組むことについては、重要かつ有効であるものと判断いたしましたことから、同構想に参加する意向を表明いたしました。

十勝バイオマス産業都市構想は、その目指すべき将来像として、「十勝は、豊富なバイオマスを圧倒的なスケールで多段階に潤滑活用できるポテンシャルを持っており、それらを最大限生かして、新たな産業・雇用の創出など、持続的な地域経済の確立、農・食・エネ自給社会の形成を目指す」とするもので、平成25年度から平成34年度の10年間を計画期間とし、バイオガス、バイオエタノール、BDF、木質バイオマスの四つのプロジェクトを推進することにより、新たな需要額が120億円発生した場合の地域内経済効果額を275億円、新規雇用の誘発を1,423人としているものであります。

予定事業といたしましては、1市11町村において、家畜排せつ物によるバイオガス事業が30件、木質バイオマスと下水汚泥が各1件の合計32件で、このうち4件は25年度に事業を実施するものとしており、各プロジェクトにおいて民間事業者、関係団体及び自治体が連携し、目標に向け推進することとしているところであります。

本町におきましては、引き続き関係団体等と連携して、実施予定事業の把握に努めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「バイオガス、家畜ふん尿を利用した発電設備の計画申請があった場合の取り組みについて」であります。

本町において、バイオガス等の事業の計画が予定された場合には、その実現に向けて取り組むべきものと認識いたしており、事業の追加について協議を行わなければならないものと考えているところであります。

しかしながら、現時点では、事業の追加など、構想の見直しに関して、国からその手法が示されておりませんので、地域選定がなされた後に、帯広市が国に確認をすると予定されているところであります。

ます。

ご質問の3点目、「バイオディーゼル（BDF）原料の廃食用油の回収状況とその利用状況について」であります。

バイオディーゼル燃料は、動植物油を原料として製造され、ディーゼルエンジンから稼働させる軽油の代替燃料であります。

諸外国では、菜種などの油糧植物から直接バイオディーゼル燃料を製造しておりますが、日本では油糧作物の栽培がほとんどなく、食用油の原料も輸入に頼っていることやリサイクルの観点から、主に廃食用油を原料としてバイオディーゼル燃料を製造しているところであります。

ガソリン、軽油、灯油、重油などの化石燃料は、製造する過程や燃料として利用される際に二酸化炭素を排出し、地球温暖化の原因となっております。

これに対してバイオディーゼル燃料は、燃焼時に二酸化炭素を排出しますが、もともとの原料である植物が成長過程で二酸化炭素を吸収していることから、ライフサイクルで見ると、大気中の二酸化炭素を増加させていないということで、地球温暖化対策に有効なものとしてされております。

初めに、本町における廃食用油の回収状況についてであります。幕別町消費者協会が、平成19年度から役場本庁舎と札内所で始めたのを皮切りに、平成20年度から忠類総合支所、幕別北コミセン、札内南コミセンにも回収ボックスを設け、現在は5カ所で一般家庭から出る廃食用油の回収に取り組んでおります。

また、町では、常設保育所4カ所と学校給食センターにおきまして廃食用油の回収を行っており、加えて各種団体や町内の事業者等も独自に回収に取り組まれているところであります。

十勝管内の他市町村も、本町と同様の取り組みをしておりますことから、平成24年度における十勝管内での廃食用油の回収量は14万1,760リットルで、このうち幕別町内での回収分は8,413リットルと伺っております。

次に、利用状況についてであります。回収された廃食用油は、主にBDFに精製され、管内の給油所等でも販売されており、官公庁の公用車、営業車、市内路線バスなどの燃料として利用されております。

なお、本町の公用車では、ライトバン1台で使用しており、平成24年度の使用実績は216リットルとなっております。

ご質問の4点目、「木質バイオマスを公共施設のボイラーと併設しては」についてであります。

ペレットストーブにつきましては、木質由来の熱源を用いることで二酸化炭素の量を増加させない地球温暖化対策に貢献するものであり、本町におきましても、環境保全や地球温暖化の防止を図る観点から、町民の方や町内の事業者が住宅や事務所にペレットストーブを導入する際に支援を行う補助制度を設け、その普及を推進しているところであります。

しかしながら、ペレットストーブは、現時点で灯油ストーブに比べ本体そのものの価格が高いこと、熱源としてのペレットが灯油より割高なことと安定的な供給に課題があること、ペレットの保管場所が必要になること、燃料補充や焼却灰の処理に手間がかかることなどの課題も存在しております。

そうしたことから、本町の公共施設においては、主暖房あるいは補助暖房として導入している施設はありませんが、今後のエネルギー施策や環境施策の進展には大切な取り組みであると認識いたしておりますので、今後の施設整備に当たっては、その導入について研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で、田口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） どうもありがとうございました。

国は、福島第一原発の事故を受けて、バイオマスを活用したエネルギーの需給体制を重視するようになったと思います。

政府は、家畜ふん尿、間伐材をエネルギーとして活用するバイオマス事業化戦略を決めて、帯広市

が中心となって19市町村、産業都市構想の取り組みを始めたと思います。

ここで、先ほどの答弁の中で、3農業組合、森林組合とかに聞き取り調査を行ったとありました。

その中で、やはり産業の部分が先ではなくて、何か町が先に提言というか、こういう方向で進まないといけないのではないかとというもう時期に来ていると思うのです。

そんな中、やはり町としても、いろいろなバイオマス資源を集荷したり、集めたりして、ふん尿は別としても、人間の汚泥とかもありますけれども、そういう処理にお金をかけていると思うのです。それを活用してバイオに利用するということが少し必要ではないかとは思っているのです。

そこで、幕別町での年間の汚泥の処理量、料金、生ごみの処理料金、これは夏と冬でやっぱり、家庭で生ごみを処理する家庭もあると思いますので、冬にふえるとは思っているのです。それと、くりりんセンターの焼却炉のメンテナンス費用、フルメンテナンス費用も含めて、そういう資源をただ燃やしているとは言いませんけれども、やはり町内で活用できる、町ができるバイオマスエネルギーというものがあると思うのですけれども、その辺の処理料金の費用、どのぐらいかかっているかということを知りたいと思います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 私のほうからは、幕別の浄化センターで処理されております汚泥の関係の部分について説明をさせていただきます。

平成24年度でございますけれども、汚泥の量としまして年間5,250立方メートル、それでその汚泥処理委託料につきましては2,954万7,000円という状況であります。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 生ごみの処理量ということなのですが、生ごみだけで計量というのはちょっと難しいものですから、可燃物ということで言いますと、ここ数年は約5,000トン前後で推移しております。

それから、くりりんセンターの焼却に係る経費が、年間約6億1,000万円ほどかかっておりまして、大体トン1万5,000円から6,000円ぐらいの処理費用がかかっております。

それから、年間にくりりんセンターの焼却に係る維持管理費用なのですが、平23年度の実績で言いますと、4億3,700円ほど維持管理に係る経費、修繕も含めてかかっております。

ただ、大規模改修というのは、5年に1回、10年に1回やるのですが、ただいまその資料をちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 今、答弁いただいたのですけれども、汚泥で2億9,000万円、3億円近いのですね。

それと、生ごみ処理が5,000トンと答弁いただいたのですけれども、1人当たりの1日の生ごみの排出が大体250グラムと今言われております。机上の計算ですけれども、それを人口2万7,000人で掛けて、1年でいくと2,500トンぐらい生ごみが出ている。ここまでは出ていないと思いますけれども、夏は自分のうちで処理している人もいると思うのですけれども、そのぐらい出ていると。ごみの処理量が5,000トンということは、1年間で全ての焼却ごみが5,000トンということですね。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 幕別町からくりりんセンターに搬入している可燃ごみの量ということになります。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） そこで、これだけたくさん経費かかって、またフルメンテナンスの5年に1回の料金もかかるということでして、バイオで最先端をいっているのはやっぱり鹿追町だと思うのですね。鹿追町は鹿追町の方式があると思います。

幕別町も、北海道工業大学と提携したりしていますので、その辺の産官学というのですか、プラスやはり畜産農家から出る家畜ふん尿を使った中でもう少し前向きな取り組みができないかどうか、も

う一度ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろんな角度から、ふん尿を活用したバイオマスというのは、町としても当然進めていかなければならない施策だと思いますけれども、ただ、それには何としてもやはり農業者の皆さん、あるいは関係機関の皆さんの協力をいただくことがまず大事だろうということで、先ほどもお話ししましたけれども、一回説明したからこれで終わりということではもちろんありませんので、これからも引き続き関係機関あるいは機会あるごとにまた農業者の皆さん方にもご相談したり説明したりしながら、対応策を進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） わかりました。

次、2番目のバイオガスの家畜ふん尿の発電のことで。

本町におきましても、大規模化、家畜たくさん、1軒当たり飼う農家がふえてきてまして、今般も忠類で3軒の酪農家の方が共同経営で、土地は大樹町なのですけれども、共同経営で大きな牧場をやられるということで、できればやはりガスプラントを含めて、前向きな施設を検討されたいかなと思っっているのです。

そこで、今、国の補助が半額出るということにして、土幌の酪農家、150頭飼っている方で、国の補助を半額受けて1カ月90万売電する、今40円90銭ですか、売電単価になっていますので、それでいくと七、八年で払い終わると、そういう試算が出ています。

そんな中で、やはり国の補助、いろいろあるのでしょうかけれども、国の補助申請、町やなんかで行うと、その事業をした農家に見返りみたいな形で支援をしろということがあそうなのです。

それで、忠類の場合、大樹に牧場がありますね。あの場合は半額補助、強い農家をつくる支援資金……、ごめんなさい、ちょっと今、事業名を忘れちゃったけれども、半額補助が出るのです。それで、大樹町は固定資産を減免すると、期限つきですけれども、そういう提案もしております。

町としても、こういう事業が出ましたら、支援体制を整えるかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 鹿追の例もお話がありましたし、土幌のお話もありました。それぞれの町によっていろんな手法を講じながら、それぞれ対策を講じているようでありまして、農協が建設してリースでお貸しするというようなところもあるというようなこともお伺いしております。

いずれにしても、先ほど言いましたように、今私どもで考えられるのは、産業都市構想の中で、国の2分の1の助成をもらう中で事業を進めていくことがいいのかなというふうに思います。

あわせて、町として固定資産税の減免というのですか、助成といいますか、そういったことも含めながら、どういった施策があるかは今後も十分詰めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） よろしく申し上げます。

3番目のバイオディーゼルなのですけれども、これ5カ所となっているのです、回収場所。

それで、もう少し回収場所をふやして、帯広市は回収場所を1.5倍にするような報道もなされていますけれども、やはりスタンドとかスーパーと連携して回収場所をふやしてほしいのと、その利用、回収費用に幾らかかって、買い取り費用は幾らになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ここで言っているのは、公共的な施設の中の5カ所ということを行っていますけれども、スーパーはやっていますので、多くの方はスーパーへ持って行って入れている。それは別の取り扱いで処分しているようだけれども、今お聞きしますと、買い取りは5円だそうであります。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 買い取りということは、持って行く油が、5円で持って行っているということで

すね。

それで、買い取りというか、今度買っているのは幾らかちょっと。公用車で使っている燃料はただですか。210 リットルの。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 現在、B100 というバイオディーゼルを1リットル当たり105円で購入しております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） これ、できればもう少し回収しやすいような方策をとられて買い取りしたらいいと思います。これ今の油の単価でいって105円となると、今時点では経費節減のほうに向いていくかなと思うので、もっと活発な利活用ですか、それに努められるかどうか、もう少し何かやり方があるのではないかと思うのですけれども、農業者か建設業者含めて、もう少し啓蒙しているかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 回収方法でありますけれども、これは公共施設5カ所につきましては、消費者協会が実際行っております。これは、役場の庁舎の出入り口のところに鋼鉄製のものがあると思えますけれども、ああいうような設備を整えまして、そしていたずらされないように厳重な保管をしながら回収をしているというようなことですので、一定程度設備も伴うということで、今のところは、公共施設は5カ所ぐらいが適当かなとは思っております。

それと、一般的には、あとスーパー等でも出入り口のところに油を皆さんがそれぞれ入れたパックをそのまま置いて、手軽に扱えるというようなこともあって、そういう一般の事業所等が集める量がかなりの量を占めているというのが実態であります。

ですから、現時点におきましては、今の状況でそのまま続けるのがいいのかなというふうには思っております。

給食センターにつきましては、これは中札内にあるリサイクルセンターというところが回収に来まして、そして町としては負担を生じることなく、その油を回収してもらっているということでもあります。

以上です。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） あと、利用の促進というか、BDFの利用のほうをどう進めているかということをちょっと。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 資源の再利用ということで、これは大切なことだと思っておりますので、従前も町の広報誌等を通じて呼びかけておりますけれども、さらに町のホームページ、そういうのも活用しまして、普及啓蒙には努めたいと思います。

公用車は、現在、1台でやっております。これはなかなか、夏の間はいいのですけれども、冬はちょっとエンジンのかかりがいまいちだというようなことで、冬はちょっと使用を少し夏場よりは控えているというのが実情であります。

それともう一方、町の公用車におきましては、これはハイブリッドカーとか、また燃費のいい軽自動車等の導入を図りながら二酸化炭素の排出削減を図ると、そういうようなことも、でも公用車の整備といいまじょうか、導入も進めておりますので、これはBDFもあわせて、いろんな方面から公用車の取り組みについては考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） ぜひとも、公用車だけでなく、町内の農業者、建設業者にも呼びかけて、利用を進めていただきたいと思います。

あと、木質バイオマスのほうなのですけれども、この前、足寄町の町長とちょっと話しすることが

あったのですけれども、チップのままに燃焼させるのが一番経費がかからないと、ペレット打ちするよりも、そのまま燃やしたほうが経費がかからないと。でも、保管場所については、やっぱり結構大きな倉庫が必要になるので、その辺の置き場所だとか倉庫の大きさ等、兼ね合いがそろえば、ペレットでなくて、チップのままに燃やしたほうが経費がかからないということがちょっと話の中で出ていました。

そこで、やはり木を暖房で燃やすということは、自然環境、CO₂のサイクル、カーボンニュートラルというふうですけれども、そういうことと雇用の促進等にもつながりますので、できればいろいろな災害、そういうときに、ライフラインが寸断されたときに使えるような暖房施設等を併設しておくのと、半分とは言いませんけれども、木材価格も低迷している中で、原油もどこまでこの値段が維持されるかわかりません、下がる要素は余りないと思うのですけれども、そんな中でもう少し利用促進したらいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 木質のバイオマスについては、今お話がありましたように、足寄町なんか積極的に取り組んでいる現状もありますし、我々も当然、これから対応策はこういったことにあるのだろうと思います。

たまたまの話ですけれども、いつかもお話ありましたように、いわゆる林地残材なんかの活用ということで、国なんかもその搬出について補助というのですか、助成というのですか、そういったことも今考えているというようなことがありました。ですから、そういったことが施策の中に構築されてくると、より活用ももっと効果的になるのではないかなというふうに思っていますし、またそのストーブの値段の話が、これもよく出るのですけれども、改善は重ねられていっているのだろうというふうに思いますけれども、より安価なものになれば、なおさらまた進めると思っていますので、そういったことを見きわめながら、私どももこれからの活用に当たっていききたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） わかりました。

木質ペレットも、利用環境だとか、森林が多い町村は有利かもしれませんが、ある程度やっぱり不利な部分もあるかなと思います。できれば新しい施設、化石燃料に頼らないで、町内にあるそういう木材とか利用できるような機械の導入を検討していただきたいと思います。

最後になりましたけれども、この再生可能エネルギー、太陽光発電、パネルの寿命も余りよくわかっていない中で今進んでいますけれども、最後に太陽光パネル、鉛の処分とか、そういうことにまたコストがかかって、使えなくなった場合どうするかという問題もはらんでいると聞きます。

町として、今後、再生エネルギーを使ったまちづくりとは言いませんけれども、やっぱりそれに向けた検討部署、北海道工業大学、畜大、酪農学園、そのバイオ分野、先端をいっている産官学というのですか、そういうところと農家、食品メーカー含めた中で、検討部会、部署みたいなのを立ち上げていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 太陽光にあっても、いろんな部署がそれぞれいろんなかわりを持っていますので、なかなか住民の皆さん、あるいは来庁されるお客さんどこへ行ったらいいのかというようなことも確かにあるのだというふうに思います。

今、内部では、それぞれの担当が集まって協議をしながら対応している状況でありますけれども、お話ありましたことについても、十分内部で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） どうもありがとうございました。

僕も、農家の一人として前向きに、後ろから強力でプッシュしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わりたいと思ひます。

○議長（古川 稔） 以上で、田口廣之議員の質問を終わります。

この際、10時50分まで休憩します。

10:37 休憩

10:50 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目、ワクチン接種（風疹・子宮頸がん）とリスクについて。

今、三日ばしかとも呼ばれる「風疹」の患者数が急増している。

風疹の予防接種は、1976年から始まり、最初は女子中学生のみが対象でしたが、男女とも1歳過ぎに接種するようになったのは1995年からとお聞きする。その後、接種を受けていない空白の世代を対象に経過措置がとられましたが、その接種率は高くないと言われている。

風疹患者を性別・年齢別に見ると、免疫を持たない20代から40代の男性が多く発症している（これは、予防接種を受けていない、または1回しか接種していない世代と一致している）。この世代はこれから父親になる人も多く、妊娠中の女性に感染するおそれも大である。特に、妊娠初期の女性がかかると、先天性風疹症候群を発症し、胎児が先天性心疾患、白内障、難聴等の障害を持って生まれる可能性があり、その対応策が急がれるところである。

一方、子宮頸がんワクチンの副作用にも注目が集まっている。全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会が、厚生労働省に4月8日、副作用（ギラン・バレー症候群、複合性局所疼痛、歩行障害等）の追跡調査や治療体制の整備などを求めて「嘆願書」を出したことがきっかけだった。

なお、このワクチンは、2009年に承認され、2010年に公費負担の枠組みができ、ことし4月から任意接種から定期接種に格上げされ、市町村には予防接種を実施し奨励する義務が、個人には接種を受ける努力義務が課せられた。

今後、「接種に伴うリスクと接種しないリスク」等、保護者や本人の不安を払拭する取り組みが求められている。

以下3点についてお伺いします。

①両ワクチンの接種状況について。

②風疹の免疫のない世代の把握と、その接種について。

③子宮頸がんワクチン接種後の副作用などの訴えの有無と不安払拭の取り組みについて。

2点目になりますが、町内の待機児童について。

近年、出産後も働き続ける（働き続けなくてはならない）女性の増加、保育所の不足などが主な原因となり、都市部及び3歳未満児において待機児童の問題が深刻化している。

そうした中、全国最多の待機児童を抱えていた横浜市が、施策により4月1日、待機児童ゼロを達成したことから、改めて国及び各自治体の待機児童対策が問われている。

本町においても、札内地区の宅地造成が進み、子育て世帯、共働き世帯の増加・転入等が見られ、そうした方から「子供を保育所に預けたいが、あきがないと言われた。働くことができない」といった声が聞かれ始めている。

以下、待機児童の実態や保育所の充足状況についてお伺いします。

①本町の待機児童数と、その対応について。

②札内地区は、消費増税の駆け込み需要による住宅建設の急増も想定されるが、保育所運営に係る今後の見通しと施策についてお伺いします。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「風疹及び子宮頸がんのワクチン接種とリスクについて」であります。

はしかや風疹のような感染症の原因となるウイルスや細菌がつくり出す毒素の力を弱めてワクチンをつくり、それを体に接種して、その病気に対する抵抗力、いわゆる免疫をつくるのが予防接種であります。全ての病気に対してワクチンをつくることができるわけではなく、ウイルスや細菌の性質によって不可能なものもあります。

予防接種法に基づき、市区町村が定期的実施する定期予防接種は、ワクチンにより疾病の蔓延を防止するため、国として、その対象者、接種時期等を制度化しておりますが、時代背景や蔓延の状況により実施方法が変更されてまいりました。

ご質問の1点目、「風疹及び子宮頸がんワクチン接種状況について」であります。

風疹の予防接種は、現在、麻疹風疹ワクチンとして、1歳から2歳の間に1回と6歳になる年度の2回接種となっております。

平成24年度の接種状況につきましては、1歳から2歳の間の接種は、対象者217人に対し、接種率は100%であり、6歳になる年度の接種は、対象者226人に対し、接種率は96.9%でありました。

次に、子宮頸がんワクチンの接種状況ですが、平成22年9月から現在までの実施人員の接種率では、現在、中学1年生で対象者140人に対し接種率は15.7%、中学2年生は141人に対し67.4%、中学3年生は160人に対し77.5%、高校1年生が128人に対し75.8%、高校2年生は158人に対し82.5%、高校3年生は121人に対し84.3%となっております。

ご質問の2点目、「風疹の免疫のない世代の把握と、その接種について」であります。

風疹は、定期予防接種の中で、その実施方法が時代により大きく変わってまいりましたことから、現在、23歳以上の男性と24歳から34歳までの女性が免疫の低い集団とされております。

今回の流行に関する感染者の推移を見ますと、平成23年には、全国で369人、北海道で20人、帯広保健所管内ではゼロでありましたが、平成24年には、全国で2,353人、北海道は20人、管内はゼロ、そして平成25年に入りまして全国的に流行がさらに拡大し、今年5月4週目までの集計では、全国で8,507人、北海道で65人、このうち札幌市が29人、函館市が15人でありました。また、帯広保健所管内は2人でありました。

3年間のデータにより見ますと、流行の傾向は首都圏や地方都市に集中している状況にあり、本町を含めた管内では、現時点におきまして、風疹は流行していない状況にあります。

しかしながら、妊娠中の女性が風疹にかかることによる胎児の先天性風疹症候群を予防することは重要なことでもありますことから、町民に対する情報の提供や啓蒙活動をこれまで以上に強化するとともに、今後の風疹感染者の推移や他市町村の動向などを注視してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「接種後の副作用などの訴えの有無と、不安払拭の取り組みについて」であります。

平成22年9月から現在まで、本町で実施された子宮頸がんワクチンの接種件数は1,649件で、そのうち接種時の痛みにより失神してしまった事例が1件、腕の腫れを訴えたものが1件、接種後の発熱が数件ありましたが、いずれも一時的なもので、「副反応報告」に該当する事例は発生しておりません。

次に、不安払拭の取り組みについてであります。これまでも保護者説明会の開催や接種対象者への個別通知の際に、接種の意義、副反応、実施状況及び接種時の禁忌事項等を記載した説明書を同封するなどして、ご理解をいただけるよう取り組んでまいりました。

現在、厚生労働省では、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、副反応に関する新たな情報提供用資料の作成も含めた検討が行われており、町といたしましては、今後、これらの新しい資料等の活用も視野に入れながら、接種を希望される方が安心して接種を受けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「町内の待機児童について」であります。

国では、毎年4月1日現在で、「保育所入所待機児童数調査及び地方公共団体における単独保育施策の状況調査」を実施しております。

この調査におきまして、待機児童とは、児童福祉法第24条に規定する保育所の入所要件を満たし、入所申込書を提出しているにもかかわらず入所できていない乳幼児と定義いたしております。

なお、保護者において、特定の保育所のみを希望し、入所を待っているという特定待機児童や、産休・育休明けの入所希望として事前に入所申し込みをしている入所予約等に関する児童については、待機児童には計上されないこととなっております。

待機児童数は、近年、都市部を中心に増加傾向にあり、平成24年4月1日現在では、全国で2万4,825人となり、そのうち3歳未満児は2万207人と8割を超えている状況にあります。

このような状況のもと、国では、デフレ脱却対策のための成長戦略の一つとして、平成29年度までに待機児童をゼロにするという目標を掲げて、女性が働きやすい環境の整備などに取り組むとしているところであり、待機児童解消のモデル的な事例として横浜市の対策が全国的に注目されているところでもあります。

ご質問の1点目、「本町の待機児童数と、その対応について」であります。

本町における認可保育所は、幕別地域において「幕別中央保育所」1カ所、札内地域において「札内さかえ保育所」など4カ所であり、合わせて5カ所設置しているところでもあります。

この5カ所の認可保育所における待機児童数につきましては、本年4月1日現在でゼロとなっております。

ご質問の2点目、「保育所運営に係る今後の見通しと施策について」であります。

本町の認可保育所における条例上の定員は、総数で510人となっておりますが、毎年、各保育所の設備状況、年齢区分ごとの受け入れ状況、並びに保育士の配置状況等を勘案し、安全に保育を行うために最大受け入れ可能定員を設定し、保育所運営を行っているところでもあります。

平成25年度における最大受け入れ可能定員は504人としておりますが、本年4月1日現在の5カ所の認可保育所総体の実受け入れ人数は444人であることから、5月以降の受け入れ可能人数は60人となっております。そのうち、3歳未満児の最大受け入れ可能人数は158人としており、本年4月1日現在の実受け入れ人数は138人であることから、5月以降の受け入れ可能人数は20人となります。

また、特に札内地域におきましては、住宅建築が堅調に推移していることによる人口増や家計事情等から、出産後、早期に働く女性が増加していることなどによりまして、年々保育需要が高まってきているものと認識していただいております。

5月以降の受け入れにつきましては、このような状況を踏まえた上で、入所相談の状況や過去の保育需要状況なども勘案して適切に対応してまいりますが、本年度中に「子ども・子育てニーズ調査」を実施し、その調査結果をもとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定して、将来に向けた保育事業のあり方などを構築してまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問させていただきます。

まず、風疹について再質問させていただきます。

風疹の流行については、現在、報道等もされているのでご存じだとは思いますが、ご答弁にもありましたように、感染者の推移を見ますと、全国的にやはり右肩上がりにふえ続けているようでして、平成23年、24年、そして特にことし25年には、もう全国的に爆発的にふえている状況であります。

そして、十勝管内だけで見ますと、平成23年、24年度についてはゼロ人だったのですけれども、25年になって2人になっております。これまでゼロだったわけなのですけれども、この2人というの

は、一見少ない数字のように見受けられるのですけれども、これから広がりを見せるかどうか、流行するかどうか、今、そのはざまにあるのではないかとこのところ、とても今警戒が必要であり、危機意識というのがすごく大事になっているかと思われまます。

また、特に交流人口が十勝は少ないというふうに言われる方もいますけれども、そうであっても、今は交通網が発達して、1日で飛行機で本州に行けるという状況でもあるので、やはりきちんと危機意識、流行しないように予防の観点、必要になってくるかと思われまます。

それで、答弁の中に、町民に対する情報の提供、啓蒙活動をこれまで以上に強化するというふうにおっしゃられておりましたけれども、実際、最近の広報を見ていると、風疹が流行しているとか、抗体のない方は予防接種を受けてくださいとか、そういった啓蒙活動が全く見られておらず、余力を入れられていないように思われるのですけれども、これについてはどういうふうにご考えておられますでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 風疹の予防接種に関します啓蒙活動につきましては、流行の推移を見て、現在、ホームページでの掲上をあす、あさってぐらいから上げるところであります。

また、風疹は、議員もおっしゃいましたように、かかって大変な対象というのがありますので、その方たちに接する場面が各段階でありますので、そういう方たちへの個別のパンフレット等を利用した乳幼児健診、それから各種料理教室等で、その年代の方たちにお会いするときに啓蒙させていただいております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今後、ホームページや、至るところで啓蒙活動は行われているということでもありますけれども、答弁の中にありましたように、特に子供とか、子供については、今、予防接種の体制というのが徹底されて整えられていると思うのですけれども、1歳から2歳の間の接種は、接種率100%、そして6歳になる年度の接種率96.9%ということですが、数%接種していない子供がいる。

また、広報においては、中1、高3相当の方にも接種を呼びかけていることもあったのですけれども、接種しなかった場合、接種を逃してしまった場合、子供においても数%の方が出てくると思うのですけれども、その数%の方なのですけれども、町で把握し、その後、予防接種を受けるように呼びかけるような、そういう体制はできているのかお伺いします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 昨年までの時限措置の定期接種ということで、中1、高3がりましたが、今年度からは、その時限措置が昨年で終わっておりますので、1歳と6歳となっております。

また、未接種者の把握ですが、12月の段階で必ず、その年度中に未接種の者に関しましては、再度個別の勧奨を行っております。

ご承知のとおり、接種者側、保護者側にとっては努力義務となっておりますので、主義として予防接種は受けないという方も中には数名いらっしゃいますので、なかなか100%にいかないでいる現状であります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 子供については、その予防接種のほうが大分徹底されているわけなのですけれども、問題は、その空白の世代という、特に出産・子育て世代と重なる世代ではあるのですけれども、町としてもきちんと把握しておられまして、国の方針、政策が何度か変わっていて、時代により大きく変わったことによって、23歳以上の男性、そして23歳から34歳までの女性が免疫の低い集団、年代であると町のほうで認識されておられるということですので、この方たちは予防接種をしていなかったり、もしくは1回しか打ってなかったり、そういった免疫を持っていない方がたくさんいらっしゃるということで、この年代の方で免疫を持っていない方の実態把握、これを町として実態把握はされているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 個別の実態把握はしておりません。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 実態把握をしていないということなのですからけれども、これではちょっと予防接種の奨励できるような状態でもないと思いますし、これから風疹が流行するかもしれないというような状況の中、随分と悠長にしておられるなどというふうに思うわけなのですけれども。

例えば、抗体がないという自覚のある方、この年代でもいいのですけれども、その自覚のある方に申し出ていただくとか、また年数の経過によってすごく記憶が曖昧になっている方もいらっしゃるのです、そういった方にも積極的に、ちょっとよくわからないという方も申し出ていただくと。仮にその抗体を持っていたとして、ワクチン接種したとしても問題がないということですので、それはそれでよからうというふうに思うのですけれども、そういう申し出ていただくように、それこそ広報とかで呼びかけたりとかできないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 個別の自分の抗体について申し出てもらうことで、申し出てもらってどうするかということよりも、全体に対して、この年齢に免疫が低いということも、この後、広報していただくとか、周知していただくと思っていますし、議員もおっしゃいますように、子育て世代の、この世代に問題があるということは、風疹そのものは、例えば大人の方がかかっても三日ばしかと言われるぐらいで、ちょっと風邪かなと思って過ごしてしまうような方もいらっしゃるのですね。それが万が一、妊婦さんに感染したときという問題で、このことがクローズアップされているかと思いますが、私どもはそここのところへ、妊婦さんが感染しないことへの対策を強化するということが重要だと考えておりますので、自分の免疫が低いかもしれないということをお申し出いただいた方に、その後どういう対策をとるかというふうに余り考えてはおりませんので、今後は、その風疹症候群に妊婦さんがかからないことが最も大切な施策であることを積み上げながら対策をとっていきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） その妊婦さんが感染しない対策が必要ということでもありますけれども、流行してしまっちはもう遅いわけなのですからけれども、幾ら予防しろといったって、抗体がない妊婦さんは風疹ワクチンを打つことは禁忌ですので、その時点で抗体値が低かったら、もう風疹症候群の胎児が生まれるということになるわけなのですからけれども、やはり流行しないように予防していく、その保健衛生的な観点というのが大事だと思うのですけれども、そういう予防の観点、そしてまた、その妊婦さんの同世代の夫も抗体がなかったりして、そういう身近な人からもうつることもありますけれども、そんな状態ではこれから本当に子供を産みたいと考えている女性たちが安心して産めないと思うのですけれども、もう少しその予防の観点、何とかならないでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 風疹にかからないための予防の観点と、もう一つは、妊婦さんは今、妊婦健診の中で全員が風疹の抗体検査をして、自分の免疫がどのくらいかということをお知らせしています。

万が一、免疫が低かった方に関しては、風疹症候群にかからない予防という観点で対応していくことで、今は都市のような大流行がない中では、そういう対応で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今の話だと流行している場所を避けなさいというような形で言っているかと思われるのですけれども、ただ全国的に流行したら、やはり妊婦さんとしても防ぎようがないと思うのですけれども、そして、そこでもう妊娠してしまっただけから抗体値が低い、抗体がないとなってしまうと、それはもう先天性風疹症候群、防ぎようがないわけなのですからけれども。

音更町なんかでは、先駆的に風疹の予防接種の助成を決定したということで、勝毎の新聞に載っておりましてけれども、自己負担2,000円、そしてその差額分を補助するというので、今年度の末まで時限的に実施するわけなのですからけれども、そういった助成制度については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 新聞で、音更町の新しい制度ということで、助成制度ができたということは拝見しました。

私どもも、こういった状況の中で、新たな制度を構築することはいいことだなというふうに思いますが、ただそれが即、私どもの町もすぐやれるかどうかについては、今後、情勢を十分見きわめながら対応していきたいというのが今の状況でありますので、もう少し状況を把握させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 状況を見ながらということでもありますけれども、この助成制度というのは、本当に町独自で助成制度を設けるということは大きなことだと思います。そういった風疹の流行がもう深刻化しているという自覚を深めることにもなりますし、また、こういった機会に、自分は今まで風疹にかかったのか、もしくはその予防接種を1回したのか、2回したのか、そういったところでやはり個人個人として問題意識の違いはあるのでしょうかけれども、町民全体としての問題意識、危機意識、そういったことの向上につながっていくものだというふうに考えております。その一人一人の意識の向上のため、そしてそういった障害児が生まれないように予防していくという、そういう予防的な効果もあると思うので、持ち帰って検討していただければ幸いです。

やはりこの先天性風疹症候群というのが一番問題だという話でもありますけれども、障害児が生まれるというところが一番問題であって、お母さん方の中には障害を持つ持たないにかかわらず産みます、育てますというお母さんもおりますけれども、その一方で、障害が出るかもしれないと言われたら、やはり産み育てる自信がないということで墮胎される女性もおられると思います。そうすると、命の尊厳にかかわる問題でもありますし、この少子化の時代でありますから、一人一人の命というのを本当に大事にさせていただきたいと思います。

そして、子供を産みたい、育てたいと思っている女性が少しでも安心して産み育てられる環境というのを整えていく、それは行政の仕事であり、保健課の仕事でありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。後手に回るようなら、予防業務を放棄したことと一緒に考えていいと思います。これから風疹が、道内でも流行する可能性が否定できない状況の中にありますので、気を引き締めて、緊張感を持って予防観点を忘れず、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、子宮頸がんワクチンについてですけれども、まずお聞きしたいのが、子宮頸がんワクチンの接種状況ですが、中学1年生の接種率が15.7%でして、中2から高3までは60から80%と随分数字に差が出ているわけなのですからけれども、これはどういったことで、どういった理由でこういうふうになっているのか、捉えているのかお伺いします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） こちらはまだ、接種が始まりました新しいワクチンで、22年9月からということで、定期になりましても、接種対象を国では、小6から高1と定めております。

うちの町としては、接種勧奨を中学1年生からにしておりますので、今の中学1年生は、この2カ月間の接種と考えてください。逆に、高校2年生、高校3年生は、もう今年度から定期接種から外れますので、これが最終パーセントになります。その他、中3、中2、中1の方たちは、まだこの先受けるチャンスがあるということで、数字に変更がございます。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） その子宮頸がんワクチンの副作用についてですけれども、報告をいただきました

が、幸いにも重篤なものではなく、いずれも一時的なもので、副反応報告に該当する事例は発生していないというお話でありました。

しかしながら、テレビ報道等では随分何度もその副作用が起きたという、被害者の会の方が出されているその映像、それが何度もテレビで取り沙汰されていて、そんな中、しかしながら結局、厚労省の考えとしては、現時点では定期接種を中止することは必要ないとしておりまして、それは子宮頸がん予防のために、今後も変わりなく接種することを奨励するという姿勢は変えませんというような形になるかと思うのですけれども、ただやっぱりテレビ報道を見ておきますと、その不随意運動だとか歩行障害が起きたときの映像が随分と、報道のあり方もあるのでしょうかけれども流れて、あの映像を見ると、やはり不安を感じた子供、保護者さんも多かったというのは確かであろうというふうに感じております。

国では、子宮頸がんワクチン接種の奨励を進めていくという姿勢ではあるのですけれども、町としては今後、国と同様に、積極的に子宮頸がん予防のためにそのワクチンを奨励していく姿勢をとっていくのか、どういうふうな姿勢をとっていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 定期接種となりましたことから、自治体は勸奨の義務を持っております。こちらを町独自の判断で実施をしないという結論は出せませんが、私どもも、まだ新しいワクチンであり、これらの事例が出てきていることは、うちの嘱託医の先生たちとも十分話し合いをしておりまして、接種の委託施設であります各関係機関の先生たちとも、接種に訪れた方に対するそのリスクもですし、それからその他の説明も含めて、十分な説明をして、保護者の方が受けたいという意思を明確にされた場合に接種をするという形での、そこに力を入れていくというところで嘱託医の先生たちと話は進めております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） ああいう不安をあおるような報道をされた後ですので、そういった十分な説明、丁寧な説明を心がけていただきたいと思います。

また、不安に感じた場合、そういったいろんな保護者説明会とか行われていると思うのですけれども、不安な場合、不安であればいつでも保健課のほうで相談を受け付けますといった、そういった相談体制というのはきちんととっていただけるのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） もちろん、丁寧に対応したいと考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） それと、その報道を見ておきますと、被害者の会の方が、その副作用が起きたため、国に補償してもらおうと国に申請したものの、その因果関係が認められなかったのか、認められなかったという結果、そういったことがあったのですけれども、実際、副作用が起き、また後遺症が残ったとなれば、本当に国がきちんと補償してくれるのか、それもまた不安が残るところなのですけれども、町としては、副作用・後遺症起きた場合の責任補償問題はどのようにお考えになっているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 副反応に関しましては、定期の予防接種については必ず接種後、その接種に関係があってもなくても、大きな副反応があった場合には副反応報告書を出すというふうな法律で定められておりまして、必ず上がってきます。

その中で、それが因果関係があるかどうかというところを判断していくわけですが、町においても、予防接種被害調査委員会というのを設置しておりまして、その中で上がってきたものについて検討が必要だった場合については、それを国の予防接種被害調査委員会のほうに送るかどうかというところで検討するシステムはでき上がってはおりますが、これまで一度もそういうことは上がってきたことがございません。

- 議長（古川 稔） 小島議員。
- 5番（小島智恵） そうしたら、この副作用が起きた場合、国が補償してくれないということなのですかね。
- 議長（古川 稔） 保健課長。
- 保健課長（境谷美智子） 今も申しましたとおり、この因果関係が認められて、確かにこの予防接種における副反応であるということが認められた場合においては、国で補償が認められております。
- 議長（古川 稔） 小島議員。
- 5番（小島智恵） わかりました。

次に、待機児童の質問に移らせていただきます。

まず、待機児童とはというところで、その定義のほうがきちんと定められており、「町としてはゼロです」という答えだったのですけれども、実際、その特定待機児童はゼロではないと思いますし、これは本町地区の幕別中央保育所がありますけれども、そこにあきがあるからこんなことを言っているのではないかというふうに、実態に即していないような感じがしたのですけれども。

札内地区のみだけで考えますと、実態は入所待ちで困っている方がいると思うのですけれども、これは札内からあきのある本町の中央保育所まで通いなさいということなのでしょう。

- 議長（古川 稔） こども課長。
- こども課長（山岸伸雄） 待機児童につきましては、町長からご報告ありましたようにゼロでございませけれども、特定待機と言われる部分については、本町においても発生しているところとございまして、特定待機につきましては、6月現在において11件12名の方が特定待機者ということとなっております。

そのようなことから、今ご質問の中央保育所に通うのかということとございませけれども、この特定待機という部分で今発生している部分については、札内地区の保育所を求めているということで、私どもとしましては、町全体としては保育の容量はありますけれども、札内地区のみの待機ということと捉えているということで、必ず通えというようなところまではお話ししていないところでございませ。

- 議長（古川 稔） 小島議員。
- 5番（小島智恵） もちろん札内と幕別本町地区、距離的に遠いですし、時間もかかるということなので、実際に本当に利用は難しいというふうなことが、そういった考え方が一般的だとは思いますが、その特定待機11件12名おり、やはり札内地区の方は特に困っているという実態ではあると思います。

それで、札内では、入所待ちの場合、一時保育事業もあるということで、行政側から勧められていることもあるそうなのですけれども、実際に入所できないから、やむを得ずそういったものを、一時保育を利用する方もいらっしゃるし、また一時保育だと日数や時間が決まっているので、会社との雇用契約がうまくいかなくて働けないのだという不満も聞かれているわけなのですけれども、その一時保育事業の本来の目的、一時的、緊急的にお預かりする事業だと思うのですけれども、あきがないから一時保育を利用してくださいという形が何だか慣例化しているようなのですけれども、やはりそれが当たり前とならないように、きちんと是正していく必要はあると思うのですけれども、これについてお伺いします。

- 議長（古川 稔） こども課長。
- こども課長（山岸伸雄） 町内において、そのような特定待機と言われる部分がこれまでも発生しているところとございませ。特定待機に対する子育て支援センターにおける一時保育事業に対するご紹介も、実質行っているところとございませ。

子育て支援センターにおける一時保育事業の一つとしましては、議員今お話ありましたように、緊急的な活用、それとあとリフレッシュと言われる私的な活用、もう一つにですが、短期的または断続的な雇用において保育が十分に行われないうことにおける非定型的な保育というものも目的とし

てございます。

そういうことから、待機になった際、そのご家庭の事情等を十分お聞きしまして、一時保育において対応できる部分がある方につきましてはご紹介しながら、なるべくそのご家庭の不安等を取り除くということで保育を実施しているという状況でございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 本当に計画的に保育所の充足状況に合わせた整備をやってきたのかというふうなことが問われるかと思うのですけれども、今からそういった特定待機児童が出ていると。

そして、南保育所が民営化される予定になっていて、建てかえて建物を建てるという話もお聞きしたのですけれども、その建物が建ち、面積も広くとるということで、平成27年2月ごろに建てられるというふうにお聞きはしたのですけれども、ただ札内地区では既にもう宅地造成が進んで、新しいおうちが建って、若い世代の方が住んでおりますし、さらに今、桂町、そして桜町の造成も進んでいる、また消費増税の駆け込み需要も今後控えていると。もうどんどん若い世代の方がふえ、また保育所入所の需要も高まるという、そういった待たなしの今、状況だとは思いますが、南保育所の新しい建物が建つまでの間どうされるのか、住宅が建って、もう需要がふえている状況の中どうするのか、時限的な何か施策を打つお考えはないのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 現実、そのような状況になってきているということは認識しておりますことから、今後、今、議員がおっしゃいましたとおり、札内南保育所においては、新しい南保育所においては定員の拡大と、定員そのものは同じですが、実質受け入れ定員が増大できるということから、それ以降は大丈夫かというふうに考えておりますけれども、それまでの間につきまして、現在、子育て支援センターなどのスペースの活用、また他の保育所における遊休スペース等の活用等、さまざまな観点から現在、検討しているところでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） その検討中の内容は、ここではおっしゃられないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 待機児童をなるべく発生させないように町はいろいろと考えているわけでありまして、これは基本的には、さっき言いました特定待機、これはどうしてもこの保育所に入りたいという方が待機している場合もあるという、これは特殊な例ということになりますけれども。いずれにしても、そういう場合におきましても町としましては、どここの保育所ならばあいていますよ。これは札内の保育所の中でもそうです。例えば、さかえを希望しているけれども、青葉ならあいていますよとか、そういう場合でも、なかなか入所をためらう方も実際にはいらっしゃいます。

一つには、そういう方にほかの保育所も、こういうのもありますよということを情報提供することと、あと子育て支援センターの中では一時保育もやっておりますので、例えばパートで勤めている方とか、週のうち何日間か勤めている方、そういう方につきましては一時保育ということでお預かりすることもできますよ、いろいろな選択肢をお示ししながら、町としてはできるだけ解消したいということで努めております。

それと、当面、もしそれらが埋まった場合どうするのだというのですけれども、これ今、札内青葉地区に「青葉子育て園」というものを建設していくことになりますけれども、これが開設されますと、これはその中に子育て支援センターの機能を持つことになります。札内さかえ保育所にも子育て支援センターがありますので、この札内の子育て支援センターと青葉子育て支援センターと、この両方の利用の仕方において一工夫しながら待機児童の解消は図るように努めたい、そのようには考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今お話にあった札内地区内でも、あきがあれば、ほかの保育所を紹介しているという話だったので、私が聞くところによると、もう札内いっぱいだという話は聞いてはい

るのですけれども、やはりだんだんきちきちになってきてはいるとは思うのですけれども。

また、その青葉の子育て園もそうなのですけれども、やはり建物が建つ前どうするのかという、そこを一番聞きたいところなのですけれども、そこについては何か時限的に、例えば中央保育所に空きがあるのだったら札内から送迎サービスを行うとか、何か真幸協会の併設されている「のびのび保育所」、認可外ですけれども、そういったところを利用していただく、いろいろあると思うのですけれども、そういう時限的な措置は今のところ考えていないということなのですか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 今、部長のほうからもお話ありましたけれども、現在、青葉地区において、学童保育所を中心とした建物の整備を行おうとしています。それが部長のほうからお話にありました「青葉子育て園」というものでございますが、その中に子育て支援センター、今、さかえ保育所で行っています子育て支援センターのうち子育て支援部門について、今ご説明ありました青葉子育て園のほうに移行しようというふうに考えているところでございます。

そういたしますと、今現在、さかえ保育所のほうにあります子育て支援センターのほうにつきましては、青葉子育て園ができ上がった時点において一時保育のみの利用ということになりますことから、現在使っている支援部門のスペースをうまく活用できないかということが、まず第1点として考えているということでございます。

それ以外につきましては、今、議員のほうからご質問ございました認可外保育施設、これ町内においては認可外の保育施設は、二つの保育施設ございますけれども、そのうち社会福祉法人で行っている保育が1カ所、それと病院で行っている事業所内保育所が1カ所ということでございます。その社会福祉法人のほうで行っている認可外保育施設につきましては、定員が10名ということで、現在、7名ほど入所しているということでございます。

そういうことから、特に今、保育需要が多いのが未満児ということで見ますと、未満児になりますと、保育士の確保もまた難しい状況にあるということをお聞きしていますことから、単純にそちらのほうにご紹介するということになりまして、いろいろと運営上の問題も含めて協議していかなければならないということにもなってくるかなというふうに思いますことから、なかなか今すぐそういう対応について、民間の保育所をお願いするというのは難しい状況にあるというふうに考えているところでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） ちょっと理解に苦しむ部分もあるのですけれども、子育て支援センター、そして南保育所の建てかえによってそういった入所待ちの状況というのは解消されるものだというふうに今、将来を見据えて言っておられるのでしょうかけれども、そういった若い世代の方が、例えば第1子ではなくて、第2子、3子というふうに産んでいく場合もあるのですけれども、そういったこともきちんと想定して考えていらっしゃるのでしょうか。また足りないみたいなことが起き得るのではないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 町のその対策としましては、まずは保護者の皆さんにきちっと情報提供をして、そしていろいろな手法をご紹介しているというのが一つです。

それと、当面、今の段階ではまだ待機児はいないわけですから、例年の推移からすると少しずつ入所希望がまた出てくると思いますので、もし待機児童が発生するようなことが見込まれる状況になりましたら、先ほど言いましたように、青葉のほうの支援センターとさかえの支援センターのあり方を一工夫しながら、対応をまず考えていきたいと。まず、それが一つです。

それと、南保育所につきましては、それよりもさらに将来的な方向として、もう少し器も大きく持とうというふうに考えておりますので、その中で解消は可能ではないかと、そういうふうに見込んでいるところであります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

地元紙の投稿欄にあったのですけれども、実際には就労していないのに、虚偽の申請をして保育所にさせている事例があるといったことが書かれていたのですけれども、本当に入所が必要な方が入所できなくなったら困るので聞くのですけれども、町としては、虚偽申請は起こり得ることなのか、そういう認識を持たれているのか、また、これまでそういった前例はあるのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 町における認可保育所の許可につきましては、幕別町の保育実施条例第2条に定めております事項によって審査をし、真に保育に欠ける児童について入所を許可しているということでございます。

今、議員のご質問の虚偽申請ということがあったのかどうか、また、その場合はということかというふうに思いますけれども、私どもとしましては常時、先ほど申し上げましたとおり、条例に基づいて入所の許可をしているということで、その時点では大丈夫かというふうに思いますけれども、その後につきましては追跡といったところまでは現実できていないところでございます。

しかしながら、議員おっしゃったとおり、過去にも、そのような匿名の情報が当課のほうにあったというのも事実でございます。そういう場合につきましては、改めまして調査いたしまして、そのような状況になった経緯だとか、また今後の状況というのを総合的に判断しまして、入所を継続するのか、また退所していただくのかというような措置としているところでございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

保育所に入れないというこの状況は、都市部ではよく聞かれている問題なのですけれども、本町においても、特に札内地区ではだんだんと深刻化しているのではないかというふうに見受けられました。

昔は、愛情を欲している幼子については、母親が面倒を見るのが当たり前だったのですけれども、この時代の変遷とともに、経済的理由等から、本当に共働き世帯が随分とふえてきているなというふう実感しております。

時代時代のニーズに合わせて、将来を見据えてきちんと行政は、今後、ご努力されますことをご期待申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島知恵議員の質問を終わります。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○18番（斉藤喜志雄） 通告に基づき、まちづくりと後期中等教育（学校教育）について質問いたします。

本町の後期中等教育は、町内に公私2高校があり、他市町に比べて子供たちの選択肢や間口は恵まれた環境にあります。

しかし、少子化の進行や帯広一極集中が加速する中で、多くの課題を抱え、その存続すら危ぶまれる実態にあります。

さて、道教委は、平成18年に策定した「新たな高校教育に関する指針」に基づき、中卒者数の減少傾向や教育水準の維持向上などを理由に、地域の実情、私立高校の配置状況などを勘案しながら、3年間を見通した定員の調整（間口の削減）や学校の再編整備（募集停止）などを行ってきております。特に、配置計画を策定した後、入学者選抜における第2次募集の合格発表後、配置計画で示した募集人員に対し、1学級相当以上の欠員を生じた場合は配置計画を変更するとしております。

最近では、池田高校が3学級から2学級、新得高校が2学級から1学級に削減されたことは記憶に新しいところであります。なお、「配置計画」により1学級に削減された高校では、入学希望者数が激減する状況も見受けられると伺っております。

そうした中、道教委は、4月1日、25年度の入試で1学級分（40人）以上の欠員が生じた幕別高等

学校（定員 80 人に対して欠員 56 人）と、本別高校（定員 80 人に対し欠員 42 人）を含む全日制の道内公立高校 12 校で、1 年生の学級を削減すると発表いたしました。このことは、「新たな指針」に照らすならば、幕別高校も既に再編整備の対象校に該当していることを意味するものであります。

あわせて、私学の江陵高校も、懸命な経営努力にもかかわらず、定員の確保は苦しい状況にあるとお聞きをしているところでもあります。今後とも、中卒者数が総じて減少傾向にあることを踏まえると、両校とも、存続の危機に一層拍車がかかるものと心配されることでもあります。

仮にはありますが、募集停止や統合によって地域から高校がなくなるような事態があれば、その高校を必要とし、そこに学ぼうとする子供たちの願いや保護者の期待を踏みにじるだけでなく、地域の経済や文化にも大きな影響を与えることは必至であります。そうした意味合いでは、後期中等教育の充実・振興は、まちづくりの重要かつ喫緊の課題と考えております。

以下 3 点について所信をお伺いいたします。

1 点目は、町内 5 中学校から幕別・江陵両高校、中札内高等養護学校幕別分校への入学者数についてお伺いをいたします。

その二つ目は、幕別高校への入学者数が大幅に減った要因と、その分析について、中札内高等養護学校幕別分校も含めて、所見をお伺いいたします。

3 点目は、まちづくりの観点から、公私 2 高校の充実や存続に向けた支援のあり方と施策についてお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

「まちづくりと後期中等教育（高校教育）について」であります。

ご質問にありますように、北海道教育委員会においては、「新たな高校教育に関する指針」に基づき、毎年、向こう 3 カ年を期間とした「高校配置計画」を策定しており、十勝管内においても、この計画により、近年では浦幌高校の募集停止、帯広市内公立高校の間口減が実施され、今後においても、中学校卒業生数の減少などに応じて間口減や再編整備を行うこととなっております。

本町の幕別高校においても、平成 18 年度に 1 間口減の 2 間口となり、さらに本年度は入学者が大幅に定員を下回ったため、1 学年の生徒定員が 40 人減員となったところでありますが、過日、北海道教育委員会が公表した平成 26 年度から 28 年度の「公立高校配置計画案」では、来年度の入学者定員は 2 間口で募集することが盛り込まれたところであり、まずは安堵いたしているところでもあります。

しかしながら、中長期的には、今後も中学校卒業生は減少してまいりますので、間口確保、高校存続については、今後も常に危機感を持って対応してまいりたいと考えているところでもあります。

ご質問の 1 点目、「町内 5 中学校から幕別・江陵両高校、中札内高等養護学校幕別分校への入学者数について」であります。

まず、今春の幕別町内 5 中学校の卒業生についてであります。合計で 273 人の卒業生のうち、町内の高校に 55 人、割合で約 20%の生徒が入学し、卒業生の約 80%は帯広市など、町外の公・私立高校に入学している状況にあります。

平成 21 年度は、町内の高校への入学の割合は約 28%でしたので、年により若干の波はありますが、傾向としては町内高校への入学者の割合は減少している状況にあります。

また、本年度の町内中学校別の幕別高校への入学者数は、幕別中学校から 6 人、札内中学校から 6 人の計 2 校 12 人であり、高校全体の新入学生徒が 24 人でありますので、町内中学校出身者割合はちょうど半分となっております。

一方、江陵高校につきましては、幕別中学校から 4 人、札内中学校から 22 人、札内東中学校から 14 人、忠類中学校から 3 人の計 4 校 43 人となっており、全入学生徒 115 人に占める町内中学校出身者の割合は 37.4%となっております。

また、中札内高等養護学校へは、札内中学校 2 人、札内東中学校 2 人の計 4 人が入学しております

が、幕別分校への町内からの入学者はありませんでした。

ご質問の2点目、「幕別高校への入学者数が大幅に減った要因と、その分析について」であります。

まず、入学者数減少の要因であります。大きくは中学校卒業生数が大幅に減少したことが挙げられます。平成23年度の管内卒業生数は3,437人でしたが、平成24年度は3,176人と、前年度に比べ約270人の減となり、また町内においても298人から273人と、25人の減になったことが影響したものと考えられます。

加えまして、高校授業料の無償化に伴い、経済的な負担の面で公立と私立の差が縮まったことにより、中学校卒業生の進学選択の幅が広がったことも要因の一つと考えております。

さらには、幕別高校の過去において存在した「生徒指導上の問題」にかかわっての風評が払拭されていないことも、要因としてあるものと考えております。

入学者数が大幅に減った要因としては、以上の点が考えられますが、中学校卒業生の減少にかかわらず入学者を確保している高校が管内にもありますことから、やはり現状の幕別高校の特色やよさが受験生や保護者、さらには中学校の進路指導担当教諭に浸透し切っていなかったものと思っております。

現在の幕別高校における快適な学校・学習環境や卒業後の高い就職率等の情報の中学生や保護者への発信や各中学校へのPR訪問の充実を図るとともに、大学進学を希望する生徒などの入学も視野に入れた戦略的な学習環境の整備なども求められているものと考えているところであります。

一方、中札内高等養護学校幕別分校の定員割れにつきましては、中札内本校自体、例年、定員よりも出願者が多い状況にありましたが、平成25年度は定員48名のところ38名で10名の定員割れ、分校も同じく定員16名のところ7名で9名の定員割れとなっております。

小・中学校において、特別支援学級在籍者が増加し、さらには普通学校に在籍しながらも特別な支援を必要とする児童生徒がふえている今日的な状況ではありますが、中札内高等養護学校で対象としているところの軽度の障害を有する生徒が、普通高校に相当数入学している状況もあるものと推察いたしているところであります。

北海道教育庁レベルでの分析では、定員割れの原因は不明で想定外とのことでありますが、学校側からの情報では、来年度は本校、分校ともに定員を満たすと予測しているとお聞きいたしているところであります。

ご質問の3点目、「まちづくりの観点から、公私2高校の充実や存続に向けた支援のあり方と施策について」であります。

先ほども申しあげましたように、幕別高校におきましては、来年度の募集定員は2間口を確保することができましたが、向こう2年間の十勝管内の中学校卒業生数では、来年・平成26年3月卒業生は本年より257人多い3,433人でありましたが、平成27年卒業生は前年より238人少ない3,195人と推計されております。

道教委の公立高校配置計画におきましても、平成32年度までの見通しでは、十勝学区で4から5学級相当の調整が必要とされており、今後においても予断を許さない状況となっております。

こうした厳しい状況下において、幕別高校と江陵高校の充実と存続に向けてどう支援し、どのような施策を講じるかは大変重要な課題であると考えております。

現状では、幕別高校へは、生徒の体験活動や進路対策、地域との連携教育活動などの支援のため、幕別高等学校教育振興会へ毎年165万円を補助いたしておりますが、今年度から、中札内高等養護学校幕別分校分として15万円を増額し180万円を、また江陵高校に対しましては、高校運営費補助金といたしまして190万円の補助金を交付しているところであります。さらに、海外研修への派遣を初め、キャリア教育の一環としてインターン研修の受け入れや学校行事への福祉バスの運行など、支援をいたしているところであります。

また、今後におきましては、幕別町内の中学生が具体的な将来像を描き、魅力を感じて地元の高校に入学できるよう、地元の高校の卒業生がマンパワーとして幕別町内の企業等に就職できることを目

標に、高校の進路指導部、商工会、農協、町内企業等における人的ネットワークの構築に向けて、町としてどういった支援ができるのか検討しているところでもあります。

いずれにいたしましても、中長期的には、幕別高校、江陵高校ともに、その存続自体が危ぶまれるような大変厳しい状況が生じるようなことも想定されているところでもあります。

高校の存続問題は、町内における後期中等教育の確保にとどまらず、生徒の進路や保護者の家計、地域の経済・文化・活性化など、まちづくり全般に影響が及ぶものでもあります。

両高校の校長を初め教職員の皆さんにより、学力・体力、指導力の向上など、総合的な学習環境の整備がこれまで以上に図られることを期待いたしますとともに、町といたしましても、これまでの支援に加えて、町内の高校教育のあり方の検討や高校への支援等を行う組織の立ち上げなど、全町が一丸となった高校存続に向けた取り組みの構築に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

以上で、斉藤議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中ではありますが、この際、13時まで休憩いたします。

12:03 休憩

12:59 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

斉藤喜志雄議員。

○18番（斉藤喜志雄） それでは何点かに亘って、再質問をさせていただきたいというふうに思いますが、3つの学校が絡んでおりますので、それぞれ学校別に再質問をさせていただければと思います。

最後にそのところを整理すれば、トータルとしての話が見えるという形で進めさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

最初に中札内高等養護学校の幕別分校に関わって、質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどの答弁によりますと、町内5中学校からの入学者は0とのことでありました。7名の出身校もしくは出身校は別としても、町村はどこから来てるかについて、お分かりであればお伺いをしたいと思います。

○教育長（飯田晴義） 出身校までは承知しておりませんが、7名のうち5名が帯広市内、2名が本別町内というふうにお聞きしております。

○18番（斉藤喜志雄） そうすると、帯広市の5名については、当然バスもあれば列車もあるということですから、比較的いわゆる登下校には不自由をきたさないのかなというふうに思っておりますが、問題は本別の2人についてはどんな形で登下校にあたっているかお分かりでしたらお聞かせください。

○教育長（飯田晴義） 本別2名につきましてはバスを利用して通学をしていると、7時50分ぐらいに着くのではないかというようなことをお聞きしております。

○18番（斉藤喜志雄） 本別ということになれば、おそらくバスということになったら、乗車時間1時間以上は当然超えますね、乗り合いバスですものね。

そう考えるとですね、本来は幕別、高等養護学校というのは圏域で建てている学校ですから、寄宿舎が伴ってなければならないというのが原則でありますね。

その原則が一つ破られているということで、当然子ども達にとっては、大変な肉体的にも精神的にも、いろんな精神の症状を抱える子ども達もいるわけですから、精神的にも非常に負担感が伴うものではないかと心配される所でもありますし、当然、親にとっては経済的負担がまた非常に大きなものがあるのかなと、こんなふうにも思う所でもあります。

そういう意味で、いわゆる遠距離通学による疲労、精神的負担、保護者の経済的負担等を考えると相当厳しいものがあるのかなというふうにも思う所でもありますし、出来ることであればですね、高校

に寄宿舎を建ててもらふ運動をしていっていただきたいなど、とりわけ、中札内はもちろん持っているわけですが、本校については、仮住まいの仮住まいで、将来は余り保証しませんよなんていうことにならないように、その辺を含めて、これはなかなか答弁のしようがないかと思いますが、ぜひ道に対してその辺の働きかけをしていっていただきたい。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） これ、もともとは道立高校の空き教室を利用しているといったことが始まりになるかと思えます。

聞くとところによると、旭川では愛別高校を利用して、まるっきり特別支援学校にするというようなこともありまして、いずれにしても道の財政事情が非常に厳しいということがあって、分校を設置する際にも、自宅から通学できるような軽度の生徒たちの施設にすると、学校にするといったことがありました。とはいえ、やはり通学にかかる負担というのは大変なものだというふうに思いますし、経済的にもそうであります。この辺は、これまで設置するときには要請をしまいましたが、再度要請をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18番（齊藤喜志雄） そこで、その札内高等養護学校幕別分校にかかわって2点目の質問へと入りたいというふうに思いますが、そもそも今、教育長がおっしゃられたように、幕別分校開設に当たっては、中札内本校の志願者数の増加と中学校の特別支援学級在籍者数増を勘案しての措置であったはずであります。

しかし、25年度の中札内本校の実績を見ると、比較的障害の軽いと言われる生徒を対象にした4学科32名、これは農業科、産業科、木工科、工業科の定員に対して、志願者数は24、それから比較的障害の重い生徒を対象にした2学科、家庭科云々というやつですが、これは定員が16名に対して志願者数は12名と、いずれも欠員を生じているということですが、言いかえますと、本校志願者数に分校志願者数を加えても本校の定員が満たない状況の中でことは非常に危惧しているところですが、果たして幕別分校存続の展望はあるのかと非常に疑問に思っているところであります。

先ほどの答弁書の中にもありましたけれども、道教委関係者のお話では次年度は大丈夫だろうというふうにおっしゃっていらっしゃるということですが、その根拠も含めてどのような所見をお持ちか、お伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 齊藤議員おっしゃるように、中札内で受けられない分を幕別分校にと、そういう思惑があったようではありますが、実際にふたをあけてみると、両校とも定員に満たない状況であったということになります。

この一つの要因には、やはり普通高校への進学が、特別支援学級から3割程度あったのではないかとといった見方も実はございます。

それで、来年についてでありますけれども、特別支援学級在校生がことに比べて十勝管内で15名程度増加する見込みであるということがあります。そういったことが恐らくバックボーンにあって道教委は、来年は大丈夫だろうと言っているのだというふうには思いますけれども。

それともう一つ、幕別分校に限っていうと、初年度だということですが若干PR不足の点も否めなかったかと思えます。それで、今年度に入りましてから、約50名ぐらいの定員で、いわゆる大学で言うところのオープンキャンパスというのですか、そういう学校見学会を3回ほど予定していると。ついこの間、第1回目が終わりました、50人を超えるような方々がお見えになったということで、学校の状況を見て、かなり関心を持っておられたということになりますので、少なくとも幕別分校に関して言えば、私も大丈夫ではなからうかというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18番（齊藤喜志雄） そういう数的な根拠があるということであれば、しっかり来年を見守っていきなというふうに思いますが、いずれにいたしましても、先ほど来言っておりました、いわゆる寄

宿舎等々だとか、さらには総合産業科という、これまたなじみのない学科であります。全道で恐らく初めてだったのではないかなというふうに私は認識をしておりますけれども、そういったところも含めてのいわゆる PR 活動というのでしょうか、そんなことも含めて、ぜひしっかりと進めていって、確保していただきたいなど、こんなふうに期待をするところであります。

そこで、ご案内のとおり、この道立高校の空き教室を利用して特別支援学校ができるのは、道内で初めての試みであります。言い方を変えますと、異種校が同じ校舎内に併設されることに対してどのような教育効果があるのか。これはとりもなおさず、今後の PR 活動等も含めて幕別高校にとってどんなメリットが、それからともにそこに同居する分校にとってどんなメリットがあるとお考えか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） まず、幕高側のメリット、これは高校から聞いたお話で、現実になりつつある部分も含めて、メリットと考えられる点についてお話を申し上げたいというふうに思いますけれども、日常的に幕高生と分校生が交流をするといった中で、人権意識の高揚でありますとか、共生社会への理解が深まるであろうということが1点あるのかなというふうに思います。

また、幕高にも、先ほどお話ししましたように、やはり特別な支援を必要とするような生徒さんが現実に入学していると、そういう実態があるということでありまして、分校が併設されることによって、そういった支援が必要な生徒たちに対する、より適切な指導ができるのではなかろうかといったことも考えられます。

また、実はエレベーターが設置されました。これまでであれば、なかなか身体に障害のある生徒については受け入れが難しかったのでありましようけれども、エレベーターが設置されることで、そういった身体に障害を持つ生徒も受け入れ可能になるのかなというふうに思います。

実は、幕高、分校で、合同イベントとして先月、スポーツ大会があったということでもあります。この中でキックベースボールをやられたということなのですが、その際、これはクラス対抗でやるということで、幕高の2年生と分校生が対抗でやられたのですが、その際に幕高の生徒側から自然発生的にエールが起きたという、そういったほほ笑ましいようなお話も伺っておりますので、非常にうまく今やられているのかなというふうに思っております。

あと、分校側からいいますと、これは実際にお聞きした話でありますけれども、分校の子供たちが、やはり幕高生から非常にいい刺激をもらって生き生きと学校生活を送っているというお話もお聞きしておりますので、そういった点を周りに、あるいはその保護者に PR しながら、お互い、両方の生徒数確保というものは努めていかなければならないというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18番（齊藤喜志雄） 今お話を聞くと、相乗効果ありというふうに私は理解をしたわけですがけれども、もちろん人権意識だとか、それから共生社会だとか、あるいはおっしゃられた身体に障害のある方等々についてもそれなりの、それから学校での教育活動も云々、それなりのメリットがあるというふうに捉まえているということで、しかし現実問題として、幕別高校に進学を希望する生徒諸君が、果たしてそのことをもってして幕別高校を選択してくれるかというのは、これは後ほど今これから質問いたしますけれども、そこのかわりでは非常に微妙なものがあるということは受けとめておかなければならないというふうに私は思っております。

そういう意味で言うと、必ずしもそのことをもってして、幕高の子供たちの和やかに緩やかに楽しみながらという、そこは十分できるし、同一校内におけるところのインクルーシブ教育の推進という観点からいえば、それも一つの大事な教育活動のメリットであるということは理解しつつも、義務制ではない高等学校の中での定員確保に向けては非常な課題も実はあるのだというところを踏まえながらの取り組みをしていかないと、必ずしも増員にはつながっていかないなど、そんな思いも、しかしやっていることはすばらしいことだということも十分承知をする中で理解をしていきたいと、こんなふうに思いますが、あわせてそういうメリットをどうやって地域の人たちや受験生の諸君や、あるい

は保護者の方々にご理解をいただくかという中では、これいわゆる連携が非常に大事になってくるかなということで、ぜひ課題に上げて、また委員会としても取り組んでいていただきたいものだなと、こんなふうに思うところがあります。

先へ行きます。与えられた時間がだんだんなくなってきましたので。

二つ目の学校について質問をさせていただきたいというふうに思いますが、江陵高校についてであります。

全道の私学の中では、この少子化の中で生徒確保に非常に苦戦している高校がたくさんあります。あっちこっちで生徒確保に苦戦している私学の高校があります。江陵高校も間違いなく、その1校であります。そのことは、江陵高校とても例外ではないということでもあります。私学として比較的小規模な中で、さらに欠員が生じております。ご案内のとおり、欠員が生じております。全校生徒の数字で見ていくと、351名の定員に対し、平成24年度並びに25年度とも約2学級、2学級規模の、今年度、いわゆる25年度は50余名であります。その前、24年度は丸々2学級に到達するような数を超える欠員があり、私学経営という観点から見ると、私は極めて厳しいものがあるというふうに考えるところがあります。

そこで、存続を含めていま一度、どのような所見をお持ちかお聞かせをいただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 確におっしゃるように、江陵高校のお話では、今の3間口を切ると、これは経営的に難しいと、3間口を維持することが損益分岐点だというお話でありました。

そういう中で、実は23年度、4年度の入学生がかなり落ち込みまして、おっしゃるような欠員が生じております。そういう中で、教職員一丸となって近隣中学校を回られたということでありまして、担当については1年に4回、それに校長、教頭を含めると、一つの学校に7回、8回と回って生徒集めをやられたということでもあります。

その一方では、学校内の取り組みとして独居老人宅の雪かきでありますとか、あるいはごみ拾い、さらには老人介護施設のイベントの手伝い、さらには地域の夏まつりがありますけれども、その祭りにあんどん行列で参加をするといった地域貢献活動も非常に力を入れてやられております。そういったことが、PR活動とこういった地域貢献活動が功を奏しまして、今年度はわずか2名の欠員にとどまったということでありまして、何とか江陵高校としてはこれを維持していきたい、評価もある程度一定の評価が得られるようになりましてし、就職も2年連続100%であります。さらには、就職、進学割合が半々なのですが、その進学のうちの4大への進学者も約6割いるということで、かなり学校の内容、生徒の質も向上してきたということで、この勢いで来年以降も取り組んでまいりたいというふうなお話をされておりますので、町としてもできることについて支援をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18番（齊藤喜志雄） まさに、いわゆる私学というのは、経営という観点はどうしても伴ってきますから、そういう意味で言うと、現行間口はもう3間口ですから、もうぎりぎりのところに来ているのですね。その中で、3学年をトータルした中で2間口の穴ができるということは、もう涙ぐましいような経営努力をしなければ、学校の質も含めて保っていくことが非常に私は難しいのだろうと、そういうふうに思っております。

したがって、町内に存する学校でありますから、幕別町として、教育委員会として何ができるのか、何が可能なのか、そこのあたりはぜひ考えて、支援の手を差し伸べていていただきたいなと、こんなふうに強く要望をしていきたいというふうに思います。

なお、経営努力という観点で言えば、単なる財政的側面でなくて、今言われたように、進学だとか、いわゆる出口の充実というやつですね。これにはかなりの努力をされているということは、私の調べた中でも非常に高く評価をしているところでもあります。

道内外の有名私大への進学だとか、あるいは釧路公立高校だとか等々、ことしはなかったかもしれませんが、その先には教育大等々への進学だとかという形でのかなりの実績を持っていて、それなりの評価が、実はこの江陵高校へほとんど集まっていつている、例えば東中学校なんかはそのあたりをしっかりと子供も保護者も受けとめているから確保できているのだろうなど、こんなふうになっているところでもあります。

先へ進みまして、幕別高校について、いよいよ本題の幕別高校であります、そこについてお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

2間口校の幕別高校は、2次募集後の生徒数が1学年24人と確定し、欠員が1学級分の生徒数を上回る56人となったことによって1学級が削減されたこととはご案内のとおりであります、そのことにより教育条件の低下が心配されるのですが、現状どのようになっているか、まずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） ことし1学級になったということで、教育力の低下というと、全体としての学校力といいますか、それはやはり教師の数、教員の数なのだというふうに思います。

24年度18人いた教員が、ことしは2名減の16人になったということでありまして、本来、今の通算5間口ということであれば15人まで落ちるということであります。校長は何とか15人に落ちることは阻止したいということをおっしゃっていますので、私どもも一緒になって道教委に対して働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18番（齊藤喜志雄） そうなのですね。当然、間口によって教員配置の定数が決まってくると。とりわけ、これ例えば新得高校のように1間口になってしまうと、それが3学年で重なってしまったら、事実上高校教育は成立しないと言われている、そういうふうに教育条件が低下している。そういう意味で言うと、非常に単なる子供が減っただけでなくて、教育の条件、質の低下が心配されるということで、現に24年からの18人から25年に16人ということで2名減、本来的にはこれ、正確に言えば15人ということだということけれども、1名確保していたと。

ご案内のとおり、実は道立高校の校長というのは、十勝の局長と同じように人事権を持っています。これは、義務制とは大きく違うところでもあります。したがって、ぜひ、いい教員の確保も含めて、今いる教員がだめだという意味ではないですよ、私が言っているのは、より質を高めるという点で、いい教員の確保も含めて、しっかりと校長と教育委員会と地元の関係機関が手を携えて道に意見反映をしていくということが、まずもって幕別高校の質の維持向上につながっていくということをご理解いただきたいというふうに思います。

そこで2点目に入りますが、6月4日、先ほど教育長もほっとされたというように、道教委は、次年度、町内の中卒者数がふえる、これは62名くらいふえるのだったのでしょうか。正確には覚えていませんが、60前後だったと思いますが、町内でふえると。したがって、26年度の募集間口を1学級増の2間口にするとということが、6月4日に発表されました。

したがって、26年度は、ここからが非常に厳しいところでもありますので、ぜひお考えいただきたいと思うのですが、特例2間口なくなってしまうから26年度からは最低でも2間口維持に必要な生徒数41名だと思うのですが、したがって最低でも2間口維持に必要な生徒数41名以上の確保がなければ、再度1学級に戻ってしまいます。1学級に戻ってしまったら、それから先、子供はふえませんが、新得と同じ状況で、それは必然的に学校は募集停止という道をたどるということでありますので、非常にシビアな状況を迎えている。最低41名確保するとしても、17名の子供を次年度は確保しなければいかんという、そういう状況に現実追い込まれているということで、具体的な2間口確保に向けてどんなふうに取り組みを考えているかも含めて、もし数字的な要素も含めてわかっていることがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、来年は、管内で 257 人、町内でも 67 人卒業生が増えると。しかしながら、再来年になりますと、管内で 238 人、町内では 47 人が減っていくと、せっかくふえた分がほぼ減ってしまうという状況にあります。

ただ、管内の幕別高校に通う子供たちがどこから通うかということ考えた場合に、やはり帯広市周辺、それと清水、池田ぐらいなのかなと、その区域内における子供たちの増減を見ますと 26 年 3 月では 233 人ほどふえます。そして、そういう中で、私立高校で欠員がことしなんかは生じていますので、それが 82 人ほどあります。さらに、公立高校においても、97 人ほどの欠員が生じております。そして、幕別高校が 1 間口ふえるということになりますと、これを足していくと 219 人になります。卒業生がふえるのが 233 人で、そこにはまってくる数が 219 人ということで、ほぼイコール、若干 14 人ぐらい中学生、卒業生のほうが多いということで、数字の上では何とかおさまってくれるのかなというふうに思っておりますけれども、ただやはり何といても、これ 26 年が勝負であります。

これは高校も同じような認識に立ちまして、幕高独自の取り組みとしても、まず PTA 総会で間口増に向けた決議をしたと。そして、学内においては、幕高の魅力発信委員会なるものをつくりまして、横断幕を作成するだとか、あるいは学校ポスター、学校要覧というのですか、そういったものも作成した上で、校長がトップセールスをして中学校を回りたいというお話をしておりますので、私どもとしては、そういった PR あるいは授業の中でいろんな体験授業とかもやっておりますので、そういったものも、江陵高校も含めてなのですけれども、PR をすることで保護者、生徒に浸透させていければなどというふうに思っております。

いずれにしても、江陵、幕高一体となって、私どもやれることについては尽くしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18 番（斉藤喜志雄） 幕別高校、近年、いわゆるかつて生徒指導困難校と言われたところを脱却して非常に安定しているなというのが、町内の子供たちの様子を見ても非常にいい雰囲気になってきているなということが、これは私も日々感じているところであります。そういう意味では、かつてのような生徒指導困難校というところからは脱却したのだらうというふうに思っております。

では、それだから生徒が集まるかといったら、そうでないことはもうご案内のとおりでありまして、高校が一生懸命、今、PR をしていただいているのも、私も何件か新聞報道等々を見る中で理解をしているところであり、さらにそういったものに対する支援体制だとか、江陵高校が新入生全員がボランティアのあれに加入したとかというような、そういう取り組みを含めて、地域で生き生きと活動する子供たちをという観点からは、非常に大事なことなのだろうなというふうに思っているところであります。

そこで、先へ進めたいというふうに思いますが、義務教育というのは、居住地によって、よっぽど特別なことがない限り、子供たちは通う学校は決まってきます。しかし、高校は、子供たちにとって行きたい学校、保護者にとって行かせたい学校、そういうふうになっているかどうかによって決まってくると。ここが大事なのですね。確かに少子化による生徒数の減少あるいは授業料の無償化による私立高校等への流入、それがもう決して定員割れの要因として否定するものではありません。がしかし、他町村と比べて、2 高校の間口に見合う生徒数は間違いなくいるのですよ、うちの町村の中に。幕別高校 2 間口 80 名、江陵高校、普通科が 2 間口の、福祉科が 1 間口、定員 37 名ですね。二百何ぼいるわけですから、まだそれでも余りがあるのですよ、現実問題としては。しかし、それはさっきから言うように、子供たちにとって行きたい学校になっているか、さらには保護者にとって行かせたい学校になっているかという、残念ながらとりわけ幕別高校はその期待に応えるだけではないというのが現実かというふうに思います。

そういう意味では、しっかり地域や地域の行政が支えながら、どうやって確保していくかという逆にまちづくりの観点からいったら、使命がそこにあるのだらうなど、こんなふうにも考えているところです。なぜなら、例えば間違いなくいるというのは、芽室高校はうちより卒業生数は少ないですよ。

少ないですね。にもかかわらず、1.1 倍の定員をオーバーフローするだけの募集が集中しているところを含めたり、音更高校はうちより卒業生数は多いですけども、それでも定員を確保していく状況にある。やっぱり普通科高校というのは、基本的には高等教育、先ほど教育長もおっしゃっていられたように、大学だとか短大だとか専門学校への進学を視野に入れた選択なのです。だから、そこにどうやって。例えば、幕別から芽室高校に 16 名流れていっているのです。帯広の駅を乗り越して、16 名の子供たちが今年度の中で行っております。そういったところも含めて、何とか先ほどおっしゃられていた学校力を育てる取り組みが、これが大事になってくる。子供たちにしっかりした学力、体力を、それから指導スタッフをしっかりそろえると、先ほど来出てきております。そろえると。

それからもう一つは、私たち取り巻く地域、家庭、そここのところがどうやって支援体制を組みながら、そういう出口の充実した学校をつくっていくか。うちよりはるかに条件の悪い足寄高校が、今年度の出口がどんな状況になっているか見てください。国公立を含めてほとんどの子供たちが大学進学をかなえました。それは何かといたら、夏休み、あそこはネイパルあしよろという、あの立派な施設があるから、あそこの中で合宿をやるのですよ。そして、進路をかなえていっている。幕別だって本気になってやろうとすれば、駒島にあんな立派な施設があるのだから、あそこを有効利用しての合宿だって可能だというふうに私は思っています。そういう地域を挙げての支援体制、そして選ばれる学校をここ何年間にどうしてもつくっていかなかったら、高校は消えるだろう、両方の学校とも消えるだろうというのが、非常に心配しているところであります。

余り勝手なことばかり伺っていて先へ進まないと困りますから、教育長に対する最後の質問とさせていただきますが、答弁書を見ましたら、こんなことが次のようにありましたので、そここのところをお尋ねして質問を終わっていきたいと思いますが、答弁書の後段で組織を立ち上げるというふうに書かれておりました。目の前の、別な言い方、僕は例えば交通費を保障するとか学生服を買ってあげるよなんていうのは対症療法。しかし、それは決して本質のことにはつながっていない。そういう意味で言うと、対症療法もさることながら、一定程度やっぱり多くの人たちを結集しながら、そこの中でいろんな知恵をかりながら、どうするかという意味で組織を今後立ち上げることを検討していくという趣旨かなというふうに理解をさせていただいたわけですけども、それでよろしいでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） まず、26 年度 2 間口埋まるということを最大の目標にして取り組んでいく。その後は、子供が漸減傾向に入っていきますので、いかに幕高、江陵高校が学校として維持していけるのかどうなのか、そういった点において各界からいろんな意見をいただいて支援ができればなというふうに思っていますので、まずは 26 年、そしてその後も含めた組織が必要だろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18 番（齊藤喜志雄） ぜひ、そのあたりのしっかりした支える体制づくり、窓口が教育委員会でありますから、そういう意味ではご苦労でしょうけれども、頑張っただけならば。過日、5 月 13 日でしたか、道教委の説明会の中で、管内でたった 2 町だけ、教育長が発言をされた。非常にきちっと現状を捉えながら道教委に要求したというところで、私もあそここのところに参加しておりましたので、非常にいいなと思いつながら高く評価をしていたところでもありますので、ぜひ今後も頑張っただけならば、こういうふうになっているところであります。

そこで最後に、もう時間がありませんが、最後に町長に思いをお聞きしたいと、こういうふうによろしいでしょうか。

それで、今まで論議がされてきたように、帯広市を除く管内 14 町村の高校のうちで、その 12 校で欠員が 2 桁に達しております。また、取り巻く環境は、先ほど来のお話でおわかりのとおり、厳しさを増しています。こうした高校には、いや応なく存続問題が重くのしかかっているのが現実であります。

特に、幕別高校は昨年まで何とか 2 学級を維持してきましたが、繰り返しになり恐縮でありますけれども、今年度はついに入学者が 24 名となり、心配されていた 1 間口校となりました。加えて、幕別

高校は道教委が定める通学困難校にも当たりません。生徒数の減少に歯どめがかからない限り、募集停止を食いとめる足かせはないものと私は思っております。まさに本校の公私2校は、今、存続の正念場を迎えていると言っても過言ではないというふうに思っております。

つきましては、あえてまちづくりの観点からというところで、中長期の展望に立った我が町の後期中等教育、すなわち公私2高校のあり方や将来像を戦略的に練る組織を庁内に立ち上げる必要があるのではないかなど。そして、教育委員会と一体となって選ばれる高校を目指さなければならないのではないかなどというふうに思って、所感をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろご高説を聞かせていただきまして、思いも複雑なものがあるのですが、もともと幕別高校にかかわる事務は町部局でやっておりまして、私も企画にいるときに自動車科がなくなり、商業科がなくなり、そして普通科に変わっていった。その経緯を私、係長か何かで担当していたことがあるものですから、大変今のお話を聞いていて、これだけ生徒数が減ったというのは残念に思っております。

正直言って、ことしの4月に入学式に行って、新入学生徒が24人。あれ、去年何人でしたかと。去年は四十何人。びっくりしましたし、がっかり、残念に思ったところであります。

そして、一昨日ですか、分校の開校式もあって、いろんな方とお会いしますが、なかなか原因が、これが原因だから二十何人に減ったということではないし、逆に何かをやればすぐまたもとに戻るかということでもないというのは聞かされました。

ですから、いろいろお話をいただきましたように、私どもも町として、教育委員会として、あるいは学校、あるいはPTA、あるいは振興会、いろんな方々とのやっぱり協議を進める中で方策を講じていくことしかないのかなど。斉藤議員も言われましたように、制服がいいとか海外研修がいいというだけで、それで子供がふえるということはありません。新得は数千万円も使っている、本別も何百万円使っている。うちはわずか百五、六十万円のお金ですけども、そういったことも無駄ではもちろんないのしょうけれども、いろんなことを含めながら、今お話しいただいたことも含めながらの、町として高校教育のあり方というものを検討させていただきたいと思っておりますし、間違っても地元から高校がなくなるようなことの絶対にならないように、そのことだけは肝に銘じながら、これからも努力してまいりたいと思っておりますし、また皆さん方のお力をいただければというふうに思っておりますので、またよろしくお祈りしたいというふうにも思います。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） ちょうど約束の時間が参りましたけれども、力強い町長のお答えをいただきましたので、ぜひ一丸となって2高校の存続に向けて頑張っていきたいものだなと、こんなふうに訴えて終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

この際、13時50分まで休憩いたします。

13:41 休憩

13:50 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、成田年雄議員の発言を許します。

成田年雄議員。

○14番（成田年雄） それでは、一般質問します。

教育行政の今後の見通しについて伺います。

教師の指導について伺います。

さらに、いじめ、不登校は幕別町にあるのかなのか。

今後の学校教育において、指導体制の考えはあるのか。現在、中教審の動きは教育制度の改革を指導の対象とするが、幕別町教育委員会ではどういった指導をするのか。

さらに、どういった考えがあるのか伺います。

新教育長の考えがあれば伺います。

または、教師が学習指導要領に従わなかった場合は、厳しく対処し、さらに教育委員会内部の処罰も考えるべきではないのか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 成田議員のご質問にお答えいたします。

「教育行政の今後の見通しについて」であります。

まず、教育委員会制度等のあり方につきましては、政府の教育再生実行会議がことし4月、教育委員会改革の提言を安倍首相に提出し、また、この提言を受け、今後の具体的な制度設計は、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会に委ねられ、年内に答申を出し、来年の通常国会で法改正を目指すこととされているとの報道があったところであります。

今後の国会等での審議を注視してまいりたいと思っております。

ご質問の1点目、「いじめ、不登校について」であります。

「いじめ」や「不登校」につきましては、どのような学校においても起こり得る問題であるという認識に立っております。

したがって、教育委員会といたしましても、各学校に対する指導を徹底するとともに、関係機関との連携を強化し、これらの未然防止とスピーディーな初期対応に努めているところであります。

まず、「いじめ」についてであります。各学校におけるアンケート調査や教育相談の結果を踏まえますと、「一定の人間関係がある者から心理的・物理的な攻撃を受け精神的な苦痛を感じている児童生徒」、いわゆる「いじめ」を受けている児童生徒は、現時点ではないものと認識しております。

しかしながら、「いじめ」につきましては、さきに申し上げましたとおり、どのような学校でも起こり得ることから、所管する各学校には、緊張感を持って未然防止や適切な初期対応に当たるよう指示しているところであります。

次に、病気以外の理由で年間30日以上欠席する、あるいは登校できない、いわゆる「不登校」の児童生徒数であります。平成24年度の実態を申し上げますと、町内の小学校で8名、中学校では11名、合わせて19名となっております。

「いじめ問題」に対します教育委員会としての対応についてであります。これまで社会問題となった幾つかの事案を振り返ってみますと、「学校から教育委員会への報告が滞っていた」「学校として問題解決に当たっていなかった」「該当保護者に対して説明がなかった」など、学校や教育委員会の対応のまずさが指摘されております。

こうしたことを教訓として、本町におきましては、昨年度から、「いじめ問題に関する学校としての認識や対応についての点検」を実施し、学校対応の改善に努めているところであります。

また、事案によっては、教育委員会職員も加わって保護者の相談に応じるなど、問題の早期解決に努めているところであります。

次に、「不登校」につきましては、学校としての取り組みはもとよりであります。どうしても登校できない児童生徒の居場所として「まっく・ぎ・まっく」を設置し、子どもサポーター3名による教育支援を実施しているところであります。

次に、「幕別町における教職員等の指導について」であります。

教育委員会は、所管する各学校の教育活動の状況や教職員の指導状況等を的確に把握する責務を負っており、また、服務監督権者として、校長から指導が不適切と思われる教員について報告を受けた場合、適切な指導・助言を行うとともに、必要があると判断したときは、任命権者である北海道教育委員会に対して、指導が不適切な教員に対する人事管理上の報告等を行っているものであります。

なお、ご質問にあります「教師が学習指導要領に従わなかった場合」についてであります。教育

委員会といたしましては、日ごろから各学校長に対して、学習指導要領に基づいた適切な指導の展開と進行管理の徹底を求めています。

しかし、万が一このような事態があった場合には、当教育委員会は、服務監督者として当該校長に対して改善を指示するとともに、当該職員に対しても、その権限と責任においてしかるべき指導をしてまいります。

また、事案が処罰対象案件の場合は、任命権者である北海道教育委員会に対して、事故報告や処分の内申を発することになります。

なお、道費負担教職員に対する懲戒処分等の処罰は、幕別町教育委員会には権限がなく、任命権者である北海道教育委員会が行うことになります。

市町村教育委員会においては、訓告や注意、指導など、内部的に行う事実上の措置を講じているところでもあります。

以上で、成田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） まず、教育行政の今後の見通しについて伺ったわけですが、現在、中教審の改革がどんどん新聞に載っているのですけれども、何かいつまでたっても国の姿勢がはっきりしないから、国の考えがあれば注視しますとか、そうではなくて幕別町として、さっき、訓告や注意、指導などは町村教育委員会で行うことができるようになっていますが、そういう部分の中ではこういった事例があるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 実は、平成 22 年だったかと思えますけれども、会計検査院が入りまして、教職員の勤務時間が適切に守られているかという検査がありました。その結果、本町においても、適切でなかった教職員がいたわけなのでありますけれども、そういう職員に対しては、懲戒処分はこれ任命権者が行うものでありますので道教委ということになりますけれども、懲戒処分ではなくて訓告あるいは文書の指導を行ったという事例はあります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） それで、服務規程違反の中で、どうも我々町民は、どういった教職員が何をしたのかというのを全然知らされないし、それはどういった訓告なのか、何か懲戒はできないというから、それは幕別町でどういったあれをしたのかなと思って伺います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 先ほどの不適切な勤務時間にかかわりまして注意を行った者の内容でありますけれども、職務義務違反として訓告書を交付した者が 4 人、注意書が 1 人、服務上の指導を行ったものが 9 人ということで、重複している者が 1 人おりますので、13 人に対して指導を行ったところであります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） これ教育委員会としてやったのですよね。

それでは、道の処罰というのはどういうふうになっているのかな。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 平成 22 年度からの会計検査院の検査、また、その後の道教委の実態調査による調査結果として処分が行われたのは、道教委においては戒告処分が 89 人、文書訓告が 348 人、文書注意が 709 人、服務上の指導が 2,920 人というふうになっております。うち幕別の分につきましては、先ほど教育長が申し上げましたとおり、文書による訓告が 4 件、文書の注意が 1 件、服務上の指導が 9 件というふうになっております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） これは幕別町教育委員会で行った罰則か何かでしょう。そうでなくて、これ道教育委員会では何かそれよりもっと上の罰則があったのか、なかったのかと。

- 議長（古川 稔） 飯田教育長。
- 教育長（飯田晴義） 不適切な勤務時間に関しましては、道教委の処分はありませんでした。いわゆる懲戒処分はありませんでした。いずれも市町村教委が行った文書等の注意ということであります。
- 議長（古川 稔） 成田議員。
- 14番（成田年雄） では、それでは今まで教育長なんかよく言うよね。これ罰則は道教委にしかできない、処罰は、対象は道教委にしかできないのだと。それとも、この服務規程違反の場合は、幕別町教育委員会で全部終わらせたということだから、処分の対象という、それが処分なのかどうか知らんけれども、それだったら道教育委員会から何も聞く必要ないではないのか。幕別町でさっさと処罰というのか、罰則を設けたほうがいいのではないのかな。
- 議長（古川 稔） 飯田教育長。
- 教育長（飯田晴義） 服務規律違反につきましては、道教委におきまして懲戒処分の指針というものを実は設けております。これはもちろん個々の事案によって当然変わってくるものなのでありますけれども、この指針では大枠を定めておりまして、例えば酒気帯び運転のときはどうだとか、そういう処分の指針を設けておりまして、これを基本的なルールといたしまして処分を行う。これは懲戒処分に当たる場合は懲戒処分でありますけれども、そこに至らない軽いものであれば、懲戒処分ではなくて訓告等の文書による注意ということになっております。
- 議長（古川 稔） 成田議員。
- 14番（成田年雄） これ後からももう少し聞くけれども、その前に新教育長としての今後の教育委員会のやり方、今までのやり方がいいのかどうか、腹づもりというか、そういうものをお聞かせください。
- 議長（古川 稔） 飯田教育長。
- 教育長（飯田晴義） 教育長をやらせていただいて二月余りたつわけなのでありますけれども、教育長に与えられた権限というのは、あくまでも合議体である教育委員会の権限のうちの一部を教育長が委任を受けて実施するということですので、そんな大それた方向性といいますか、そういったものは持ち合わせておりませんけれども、ただ、学校教育でいけば、やはり子供たちが本当に伸び伸びと知徳体、私は体知徳と言うのですけれども、体力が一番かと思えますけれども、そういったものを伸び伸びと伸ばしていく環境づくりをしていきたいというふうに思いますし、また社会教育、生涯学習の面でも、人はやっぱり一生涯死ぬまで勉強だということがありますので、そういった学びやすい環境づくりということに努めてまいりたいというふうに思っております。
- 議長（古川 稔） 成田議員。
- 14番（成田年雄） 大変素晴らしいお言葉でしたが、それではまず、いじめと不登校。いじめの定義とはどういうものがあるか、お知らせください。
- 議長（古川 稔） 飯田教育長。
- 教育長（飯田晴義） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、一定の人間関係がある者から心理的・物理的な攻撃を受け精神的な苦痛を感じている児童生徒がいる場合は、それをいじめとするというものであります。
- 議長（古川 稔） 成田議員。
- 14番（成田年雄） これ俺と同じ資料を持っているのかどうか知らないけれども、何かえらい簡単にしゃべってくれた。「『精神的な苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この『いじめ』の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である」と書いていますが、どうなのだろうな、俺と違うのかなと思って。ちょっと教育長、もう一回。
- 議長（古川 稔） 飯田教育長。
- 教育長（飯田晴義） いじめといってもいろいろあるわけでありまして、肉体的に殴っていじめると

いう場合もありましょうし、精神的にちくちくといじめるといった場合、いろんなケースがあるかと思えます。

今、成田議員おっしゃったのは、暴力行為があつて危険にさらされるといった場合には、通報しなさいよ。そして、警察とともに防いでいきなさいよといった意味での文科省の通知かというふうに思われます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） いや、そう簡単に言われたら困るのだけれども。学校において生じる可能性がある犯罪行為というものに対しては、教育長が言ったとおりなのですけれども、これによると、ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする場合は「暴行」「傷害」、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりしたら「暴行」、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりすると「強要」「強制わいせつ」、金品をたかられた場合は「恐喝」、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりしたら「窃盗」「器物損壊等」、また、冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われることを「脅迫」、さらには「名誉毀損、侮辱」、パソコンや携帯電話などで誹謗中傷、嫌なことをされたりすると「脅迫」「名誉毀損、侮辱」など、このように何かあるのですけれども、これはただいじめという一口にかかるのか、それとも何だ、いじめなのだから、学生だから。だから、こういうものはあると言ったべ、さっき。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 今、成田議員がおっしゃっているのは、いじめにはいろんな対応があるかと思えます。先ほどお話したようにあります。そういう中で、刑法に抵触する場合にあっては、今言ったように、警察に通報して適切に処理をなささいということでもあります。今読まれたのは、まさしく刑法に抵触する場合がありますので、そういう場合については、警察に通報するということでもあります。

本町のいじめについては、こういった刑法に抵触するようないじめはございませんでした。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） すばらしい学校だということですね。

それで、学習指導要領に従わなかった学校の教職員、体罰だとか、そういう部分の中ではあったのかなかったのか、ちょっと伺います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 私どもとしましては、教師が学習指導要領にのっとって適切に指導しているというふうに思っております。

なお、体罰というお話ありましたが、体罰については、これは学校教育法で禁止をしている行為でありまして、学習指導要領というよりは法律上、懲戒という、戒める行為はできますけれども、それを超えて身体の侵害あるいは肉体的苦痛を与える行為、これはいわゆる体罰でありますので、学校教育法の中で禁止をしているということで、これは実はこの間、総務常任委員会にも報告させていただきましたけれども、昨年1件ございました。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 教育長、それ間違っているよ。本人が体罰だと言ったら体罰なのです。どこかのあれにも載っていましたが、たとえば幕別町の場合は頭をなでられたのだから、たたかれたのだから、でも本人がたたかれたと言ったら、もう体罰なのです。どこかの本に載っていましたが、だから、どこか決まった項目があるというけれども、体罰というのは項目はないのです。全て本人がやられたと言ったら、もう体罰なのですよ。

○議長（古川 稔） 成田議員、一般質問の通告に入っていない部分ですから。

○14 番（成田年雄） いやいや、これ学習指導要領の話。

○議長（古川 稔） その辺で。

○14 番（成田年雄） どうですか、ちょっと。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 先ほどの答弁、ちょっと言葉足らずだったかなというふうに思います。私が言った懲戒と体罰、懲戒というのは、ルールを守らない子供に対して、例えば教室の隅っこに立たせる、あるいは部活で練習をしない、練習に来ない子供に対して試合に出させないとか、そういうものを懲戒というふうに言うておりますので、成田議員おっしゃるように、たたいた行為については紛れもなく体罰であります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 行為について体罰だということは、何かの処分の対象になるのか、これ。新聞にも載っていたけれども。どうですか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 昨年ありました体罰につきましては、本年5月15日付で道教委に対しまして事故報告を提出しております。道教委においては、この後、調査の上、懲罰委員会に諮った上で処分を決定するという事になるかと思っております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 余りもうしゃべることがなくなったのだけれども、時間が過ぎたものな。

それで、これからは教育委員会としての結局、罰則というのをはっきりして、それが道教委なのか幕別町教育委員会なのかという部分で、そして、ここで去年の5月にあった話がまだ懲罰委員会もかかっていないで、どういう処分をするのかもわからないというのなら、その間これ教師はずっと働いているのでしょ。そういうことでは余りにも遅過ぎて、この前も道教委に文句を言ったのだけれども、それを書面でよこせと言ったら、それっきり来ないのだから。

そういうことで、新教育長として今後のあれを期待して、ここで終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、成田年雄議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○13 番（前川雅志） 通告のとおり2点についてお伺いいたします。

初めに、電算システムと情報管理についてお伺いいたします。

2000年9月21日、当時の総理は、所信表明演説において「e-Japan 構想」を打ち出し、同年11月29日にIT基本法が成立しました。翌年にはIT戦略本部が内閣に設置され、「e-Japan 戦略」としてIT国家戦略を策定しました。

このようなことから北海道は、住民サービスの向上、行政の効率化と高度化、地域経済の活性化のため、2003年、「北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP 構想）」を発表した。これに基づいた共同アウトソーシング方式による電子自治体の取り組みを進めてきました。2009年には、十勝管内からも四つの自治体が参加して、国の実証実験「自治体クラウド開発実証事業」を実施し、HARP 構想のクラウド化を推進しています。

幕別町も、町村合併時に本町地区、札内地区、忠類地区を光ケーブルで結び、行政の事務事業の効率化・高度化を図ってきました。また、戸籍の電子化をいち早く行い、税や使用料の支払いをコンビニ等で可能とする取り組みも他町村に先駆けて行っています。これらのことは、事務事業の効率化・高度化と同時に、住民サービスの向上と収納率向上につながり、高く評価するものであります。

2年前に、自治体クラウド構想についての一般質問がありました。このときの質疑を聞いていてほとんど意味不明でしたが、電算システムや情報管理は日々進化しています。進化と同時に経費もかかります。少しでも工夫して余分な経費をかけないよう、私も当時の総理同様、イット改革程度の理解度であります。わかりなかりに町の考えをお伺いいたします。

①電子化のコスト、年間のハードやソフトウェア導入、更新や委託料、パソコンに係る経費全てをお伺いいたします。また、その経費の推移をお伺いいたします。紙媒体の資料等を保存する経費（コピー代、紙代、書類挟み代等）をお伺いいたします。

②クラウド導入により期待できる効果は、機器及びソフトの共同利用に伴う低コスト化と外部利用による管理にかかわる人件費の抑制を挙げていますが、現状（２年前）のクラウドシステムでは経費は落ちないと答弁されています。あれから２年がたちました。システムやアプリケーションも進化していると思いますが、経費が抑制されるかどうかお伺いいたします。

③クラウド導入で懸念されるものとして、クラウド提供側のサービス終了に対する対応、個人情報の保護に対する不安を挙げていました。これも２年たち、問題が解決されているのかお伺いいたします。

④XPのサービス停止に伴う対応をお伺いいたします。学校教育施設や他の施設も、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

⑤ファイリングシステムについて、庁舎内で議論が行われているとお聞きします。電子化できる資料とできないものがあると思います。電子化できるものは全てデータ化し、持ち運ぶときはタブレットやデジタルペーパーなどを活用することで、業務の効率化と簡素化を図れると思います。所見をお伺いいたします。

⑥役場に占める資料の面積（体積）、これがどの程度かわかりませんが、紙で保存する義務がないものを全てデータ化すると、新庁舎で必要とする床面積も大きく削減が可能ではないかと思えます。所見をお伺いしたいと思います。それと同時に、そもそも必要なものとそうでないものとの整理ができていないのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

次に、帯広厚生病院移転負担要請についてお伺いいたします。

北海道厚生農業協同組合連合会は、帯広厚生病院の移転新築で、本体建設費の３割（約 63 億円）を十勝管内 19 市町村に負担要請しました。全体の建設費に対して３割の負担というのは驚きでした。

昨年の予算審査特別委員会では、救命救急センターも同時に移転改築となった場合、新たな負担があるのかと思い、質問をさせていただきました。まさか全体の負担があるとは思っていませんでした。当時は詳細について決まっていなかったので、地方の声をしっかり届けていただき、素晴らしい病院をつくり上げていただきたいというところで終わっていました。

岡田町長も思うところがあると思いますので、以下、所見をお伺いいたします。

①厚生病院、救命救急センター建設時は約 16%の負担でありました。今回はその約倍の 3 割となった根拠をお伺いいたします。

②幕別町の負担額の予測と、国と道の負担をお伺いいたします。

③特別交付税など財政支援はあるのか、お伺いいたします。

④災害拠点病院として地域の高度医療を担ってきたことは理解しているが、民間企業がこれほど多額の負担を一方的に要請することに疑問を感じます。要請に対して今後どのような対応をされるのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「電算システムと情報管理について」であります。

IT 革命は産業革命に匹敵する歴史的な大転換を社会にもたらすとも言われておりますように、情報通信分野は、革新的な技術開発により急速な進化を遂げており、それに伴って新しいサービスが生み出されるなど、幅広い社会経済活動に大きな変化をもたらしております。

政府においては、平成 22 年 5 月に内閣に設置された「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）」が、「新たな情報通信技術戦略」を公表し、国民本位の電子行政の実現を今後の IT 戦略の一つの柱と定めたところであります。

具体的には、平成 32 年までに国民が自宅やオフィス等の行政窓口以外の場所において、国民生活に密接に関係する主要な申請手続や証明書の入手を必要に応じ、週 7 日 24 時間、ワンストップで行えるようにしようとするものであります。

情報通信技術の革新には目を見張るものがありますが、町といたしましても、これまで合併時に幕別と札内、忠類を光ケーブルでつなぐ地域イントラネット基盤整備事業を行い、庁内のグループウェアを導入し、職員の情報の共有化を図るとともに、住民の利便性向上のため、総合行政情報システムを初め図書館システム、コンビニ収納システムなど、電算システムの積極的な導入を進めてきたところであります。

ご質問の1点目、「電子化のコスト等に係る経費及び推移について」であります。

年間のハードウェアやソフトウェアの導入、更新、委託等に係る全ての経費につきましては、年度ごとに整備する事業費の大小により大きく金額は変動いたしておりますことから、平成17年、18年の2カ年で3億4,436万円の事業費をかけ、本庁舎と札内、忠類地域の各施設をネットワークで結んだ地域イントラネット基盤施設整備事業の完了後の推移について申し上げます。

平成19年度は後期高齢者医療関係費用2,690万円を含め総額で9,670万円、20年度は戸籍電算化費用の9,760万円を含め1億7,330万円、21年度は8,540万円、22年度は8,830万円、23年度は8,320万円、24年度は、前年に更新いたしました総合行政情報システムの年賦払い金4,300万円と光ケーブルの電柱等共架移設工事1,090万円、端末125台の更新1,480万円を含め1億6,210万円で推移いたしております。

また、その他の経費につきましては、複写機借上料が、平成22年度は820万円、23年度は850万円、24年度は920万円で、それに伴うコピー用紙代が、22年度は260万円、23年度は290万円、24年度は270万円、またフラットファイルなどの消耗品費は年間約50万円の支出となっております。

ご質問の2点目、「クラウドシステムによる経費抑制について」であります。

近年、注目されている自治体クラウドとは、地方公共団体が情報システムを自庁舎で保有・管理することにかえて、外部のデータセンターにおいて、データセンターのサーバーによって住民情報などのデータを保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする仕組みであります。

特に、複数の地方公共団体が一体となって情報システムの共同化と集約化を進めることにより、いわゆる大きな「割り勘」の効果があるとして、国が実証実験を行うなど、近年、研究が進められているものであります。

クラウドシステム導入による経費の抑制ということではありますが、平成23年度に住民情報などの総合行政情報システムを更新する際に、自庁設置型とクラウド型の費用比較を行ったところ、当時は、町独自の業務に合わせた標準仕様のカスタマイズ費用やデータ移行費用を含めると、想定する使用期間6年間で、総費用が自庁設置型のほうが約2,100万円低額となると試算し、自庁設置型を選定いたしました。

また、当時は、外部に情報を置くことに関してセキュリティ面での安全性の確保が確実と言える状況にはないこと、自治体クラウドの実効性等が検証されていないことなども自庁設置型を選定した理由でありました。

昨年、時事通信社が47都道府県と19政令市を対象に、自治体クラウドの導入について行ったアンケート結果によりますと、業務の一部に「既に導入している」のは東京、京都、鹿児島など28都府県、「導入に向け実証実験などを実施している」のは静岡県、「導入に向け検討している」が愛知など5県で、北海道、大阪、長野など13道府県は「検討はしているが、方向性は決まっていない」と回答されております。

政令市では、札幌、仙台など11市が「既に導入している」との結果ではありますが、導入理由としては「コストの削減」と「災害時の業務の継続性」を挙げた回答が多く、逆に課題としては「情報漏えいへの不安」が挙げられております。

また、道内における自治体クラウドの導入状況といたしましては、室蘭市、登別市など4団体で構成する「西いぶり広域連合」と、北海道電子自治体プラットフォーム構想に基づく株式会社HARPによるクラウドの運用をしている深川市、留萌市、弟子屈町と平成25年に運用を予定している豊頃町、新冠町の5団体であります。

自治体クラウドを推進している総務省の資料によりますと、30%から40%の割り勘効果による負担軽減が図られると見込まれており、次期システムの更新に向けては、国の実証実験の結果や先進自治体の例などを調査研究してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「クラウド提供側のサービス終了に対する対応、個人情報の保護に対する不安問題の解決について」であります。

クラウド事業者が何らかの事情によりサービスを終了した場合の対応につきましては、クラウド側のデータをいかにスムーズに新事業者に引き継ぎ、事業を継続するかが課題となるものでありますが、今後、クラウドシステムが普及し、移行データの標準化が進み、取り込みツールが開発されますと、データ移行も簡易に行えるようになり、課題は解決の方向に向かうものと考えております。

また、個人情報保護に対する不安につきましては、通信回線を利用してデータを外部に委ねることになりますので、サイバー攻撃などによる不正アクセスへの不安や、クラウド事業者による情報漏えいの不安などが考えられるところであります。

しかしながら、不正アクセスに対しては、ファイアウォールの設置、ウイルス対策、データの暗号化など適切な対応により、また情報漏えい防止対策としては、厳格な基準に基づき適切なクラウド事業者を選定することにより、これらの問題を解決していくことが可能になると考えられております。

なお、ネットワーク障害時の対策やカスタマイズ性など、クラウド化における諸課題につきましても、国は、平成21年、22年の2年間で「自治体クラウド開発実証実験」を行い、その後も自治体クラウドの導入に対しての支援、研究を行っているところであり、課題解決に向けての調査研究はさらに進むものと考えておりますので、それらの成果にも注視してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「XPのサービス停止に伴う対応について」であります。

パソコンのOS、いわゆる基本ソフトである日本マイクロソフト株式会社が販売しているウィンドウズXPは、2001年11月に発売され、広く普及した基本ソフトであります。サポート期間を来年4月9日に終了するとされております。

サポート期間の終了後においては、その後に発見されたプログラムの新たな欠陥やウイルスの脅威に対して、それらを解決する更新プログラムが提供されないことから、そうした状況が発生した場合には、アプリケーションの脆弱性やふぐあいに起因するリスクを抱え込んだままパソコンを使い続けなければならないこととなります。

現在、町で管理しているパソコンは、役場庁舎189台、保健福祉センター44台、札内支所23台、忠類総合支所37台、教育委員会19台、小・中学校のパソコン教室380台、教職員等用251台など、合計1,042台であります。既に対応済みのパソコンは364台で、残りの678台がXP搭載のパソコンという状況であります。

678台のうち、平成23年度以降に購入したパソコン411台については、購入時、ウィンドウズ7がインストールされていたものでありますが、町の財務会計システムがウィンドウズ7に対応していないことから、ウィンドウズXPにダウングレードして使用してきましたが、今年度末に予定しております財務会計システムの更新に合わせ、ウィンドウズ7にアップグレードして対応する計画であります。

結果としては、ウィンドウズ7への移行が必要なパソコンは、役場庁舎112台、保健福祉センター18台、札内支所8台、忠類総合支所8台、教育委員会15台、小・中学校のパソコン教室54台など、合計267台であります。平成21年、22年に購入した機種129台については、ウィンドウズ7のOSを購入しインストールすることにより対応し、それ以前の138台については、パソコン本体の更新を計画しており、移行経費の総額は約3,840万円と見込んでいるところであります。

なお、平成25年度末に、財務会計システムを初め電子決裁システム、起債管理システムをウィンドウズ7に対応した新しいシステムへ更新する予定でありますことから、新システムの移行後の平成26年4月までに、これらの移行作業を完了させることができるよう計画いたしております。

ご質問の5点目、「ファイリングシステム及び資料の電子データ化とタブレット等の活用について」であります。

初めに、ファイリングシステムについてであります。ファイリングシステムとは、公文書を管理する上での手法の一つで、紙媒体による文書そのものを効果的に利用できるように体系的に整理・保管し、さらには保存または廃棄するに至る一連のシステムであります。

現状の役場の業務を考えた場合、電子化が進んでも紙による文書がなくなることは困難でありますことから、ファイリングシステムを導入することにより、事務スペースの確保や執務環境の改善、文書の検索効率の向上が図られるものであります。

ファイリングシステムの導入に当たっては、導入経費として、コンサルタントへの委託料や対応するキャビネットなどの備品購入費、文書保存に用いるフォルダなどの消耗品費などに、ある程度の負担が生じますが、管内の他町でも導入実績があり、文書管理に関する効果的な手法であると考えております。

次に、資料の電子データ化とタブレット等の活用についてであります。ご質問にありますように、資料の電子化については、できるものと難しいものがあると考えております。

しかしながら、例えば会議等の場合、電子化することによりタブレットを使用することができることから、紙を使用する必要がなくなり、さらに無線 LAN を整備することにより他の資料の検索も可能になるなど、より効率化が図られるものと考えております。

また、デジタルペーパーについても、A4 サイズの端末が近いうちに商品化されるとお聞きしており、いずれにいたしましても、どちらも業務の効率化や簡素化を図る上で有効なツールであると考えているところであります。また、財政的な課題や都道府県レベルにおいても、静岡県がタブレットの試験的配備を開始したばかりであるなど、今後の研究課題であると考えております。

ご質問の6点目、「資料のデータ化による新庁舎面積の削減と文書整理について」であります。

役場内にある資料、文書については、情報化社会の到来に加え、権限移譲など事務量の増加により増加の一途をたどっており、現状のままの文書量で、現在計画されている新庁舎に移行することは困難であると考えております。

そうしたことから、先般、保存文書の削減を図るべく、全庁一斉に文書整理・廃棄に取り組んだところであります。

その結果、推定ではあります。10%から15%程度の文書量の削減がなされたものと考えており、ある程度文書の整理も進んだところであります。新庁舎への移行に際しては、さらなる削減が必要であると考えております。

ご質問の保存文書の電子データ化は、技術的には可能であると思われませんが、図面、写真などの附属書類の取り扱い、契約書類や各種申請に係る証明書類の原本性の確保など、さまざまな課題もあるところであります。それらの解決方法や費用対効果の研究、検証には相当な時間を要するものと考えております。

そうしたことから、保存文書の電子データ化による新庁舎床面積の削減につきましては、可能性としては理解するところであります。現状の役場の業務等を考慮した場合、難しい面があるものと考えております。

したがって、実効性が高く、他自治体の導入実績もあるファイリングシステムの導入について、引き続き検討をいたしてまいりたいと考えております。

次に、「帯広厚生病院移転負担要請について」であります。

帯広厚生病院は、北海道医療計画にも位置づけられている地域の基幹病院として、さまざまなニーズに応える医療を提供し、地域住民、市町村、北海道及び国から一定の評価を受け、厚生労働省が定める指定病院や認定施設として地域医療の根幹を担われております。

さて、既に新聞等で報道がされているところであります。本年5月13日に開催されました市町村長会議におきまして、北海道厚生連から、帯広厚生病院の移転新築整備計画案についての説明と建設費に対する支援要請のお話がありました。

整備計画案によりますと、移転場所は帯広競馬場の南側で、総事業費は約278億円、病床数は728

床、診療科は21科とし、十勝の医療圏での地域完結型医療の継続と高度専門医療の提供、災害時の医療機能の維持により、安心して安全な病院を目指すことなどが新病院整備の基本方針に掲げられ、管内市町村に対して建築費の30%、約63億円の支援の要請があったところであります。

なお、今後のスケジュールにつきましては、平成27年7月に着工し、平成30年4月に新施設での業務開始を目指すとのことであります。

ご質問の1点目、「建設費の負担根拠について」であります。

北海道厚生連が管内市町村に対して建設費に対する支援要請をされたことにつきましては、帯広厚生病院が果たす地域医療への貢献度に鑑み、今回の移転新築整備計画に対する地元市町村の理解と協力を求めるものであるというふうに理解をいたしているところであります。

また、金額につきましては、総事業費278億円のうち病院建築費が218億円であり、その金額から現在地の建物の解体経費約8億円を除いた210億円の3割分として約63億円の支援要請があったものであり、3割についての明確な根拠は示されておりません。

ご質問の2点目、「幕別町の負担額の予測と国、道の負担について」であります。

現時点におきましては、管内市町村に63億円の支援要請があったという段階であり、幕別町の負担額及び国や道の負担につきましては、全く未定であり、予測できない状況にありますことをご理解いただきたいと思います。

ご質問の3点目、「特別交付税等の財政支援について」であります。公的病院等への市町村の助成に対する財政支援につきましては、救命救急センターなどへの運営費助成に対する特別交付税による措置があり、本町におきましても、救命救急センターに対する約50万円の助成を行っており、その全額を特別交付税で措置されているところであります。

しかしながら、建設費に対する助成については対象外であることを、十勝総合振興局にも確認いたしているところであります。

ご質問の4点目、「負担要請に対する対応について」であります。

管内市町村に対して北海道厚生連から要請された63億円の支援につきましては、厳しい財政状況が続く地方財政にとりましては大きな負担額であると認識いたしているところであります。

しかしながら、帯広厚生病院は、今後とも引き続き十勝の地域医療において果たす役割が甚大で、地域住民に安心して安全な日常生活を保障していくためには欠くことのできない病院であるということも考慮しなければならないものと考えております。

したがいまして、今後、事業費を含めた整備計画案の内容や国、道からの補助金などにも留意しながら、町村会、帯広市並びに関係機関と連携を密に図りながら、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上で、前川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 初めに、電算システムについてお伺いをしたいと思います。

毎年8,000万円以上、多いときには1億数千万円かかる電算システムのコストであります。これをいかに少なく、そして効果的に効率的にしていくか、こういったことが求められているのだと思います。そういったことにつきましては、先ほどの岡田町長の答弁でもありましたように、少しずつではありますが、庁舎内で努力をしている、こういったことには理解をするところであります。

しかしながら、もう少し前に一歩進んだこういった議論ができないかと思いまして、再度お伺いをしたいと思います。クラウドの導入については、町長は2年前に、内部でさらに勉強、研究を重ねながら、今後、方向性を見出していくために努力していきたいと思うと答弁をされました。まだ方向性は見出していないのかなと先ほどの答弁で感じたわけではありますが、ただクラウドについての利点については、先ほど町長のほうから幾つかお話がありました。さらに、XPの更新にかかわる経費も3,000万円を超えてくると。こういったことも、ほかのシステムの変更も今後もしかしたらあるかもしれない、そういったことを考えれば、クラウドシステムによればそういったシステムの変更に係る

費用はかからないと。利用料だけ払って利用できると、そういった大きな利点もあると思います。

さらに、前はセキュリティの問題を随分お話をされていましたが、そういった問題についても解決の方向が何となく出そうだ、それとサービス事業者の急な撤退、これに対してもシステムが構築されていくと何とかなるのだらうと、こういったお話でありました。

ということであれば、現在、利点があると思われる幾つかの事業について、全部をクラウドの導入ということではなくて、ここがすごく利があるなということについて、クラウドの一部導入、こういったことを検討されてみてはいかがでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 答弁でも申し上げましたように、クラウドの移行については、いろんな障害が徐々に解決されてきている状況にありますので、お話ありましたように、移行も含めながら十分内部で検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） ファイリングシステムの導入ということで、町長からお話がありました。

このファイリングシステムを導入ということで、どのような効果が期待されているのか、その資料が何となくわかりやすくなるだとか、要る要らないとか、そういう区別ができるだとか、そういったことは何となく先ほどのお答えでわかるのですが、例えば資料の量が半分になるとか、そういった効果があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） ファイリングシステムの導入の効果でありますけれども、まず、ファイリングシステムを入れますと、紙媒体で保存しております保存文書が、これは導入した各市町村によって異なると思いますけれども、2割から3割程度に削減されるという効果がまず一つございます。

それとあわせて、文書の検索効率が向上されると。文書を探す時間が短縮されるということになります。それと、担当者以外でも検索できると。文書を取り出すことができるというような効果があります。

さらに、今言いましたように、文書量が減ることによりまして、執務環境が改善される、あるいは事務スペースの確保がなされるという効果がございます。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） ファイル、こういったこういう厚い、よく職員の皆さんが資料を運ぶときに持って歩いているファイルなのですが、役場庁舎の説明会などもたくさんの職員が同じものをみんな持っている。これは僕、本当にすごく無駄なのではないかなと思うのです。一つあれば十分なものを、みんなが同じものを10人も20人も持っている。こういったものはデータ化してタブレットで持ち運べば、お金もかからないというふうに思っております。

そこでお伺いしたいのですけれども、5階の議会事務局だけちょっと数えてみたのです、そのファイルの数。議会事務局だけで大体100冊ぐらいありました。庁舎内全体で資料を保存する棚も含めて必要な床面積、これがもしわかればお聞かせいただきたいということと、また、今、保存されている紙の資料で、紙で残さなければいけないという義務があるものというものは一体どのぐらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） まず、資料の面積ということでございますけれども、まず初めに面積を出す際に、今の保存している文書、ファイルメーターというファイルの背表紙をずっとはかる手法がございまして、それで今現状でファイルメーターをはかりましたところ、概数にはなりますけれども、21万8,000センチメートル程度になります。メートルに直しますと2,180メートルぐらいになります。これに、そのファイルの奥行き、24センチほどになりますけれども、これを掛けますと約520平方メートルぐらいになるかと思っております。面積といたしましては、概数ではありますが、それぐらいになるかと思っております。これが2段になればその半分になりますので、260平米ぐらいになるかなとい

うふうに思います。

あと、文書で保存しなければならない、紙媒体で保存しなければならないものということなのですが、現状の役場業務を考えた場合に、紙媒体というのはなくなるといって先ほど町長のほうからもお答えをさせていただいたところなのですが、一つには図面、写真などの附属書類の関係、それから契約書類ですとか許認可にかかわる証明書類、これらは原本性を問われますので、例えば会計検査などの対応につきましても、原本性を問われるということがございますので、原本、紙を保存する必要があるかというふうに思います。

あともう一点、さらに今、決裁文書、決裁自体が電子決裁になっておりません。予算の執行にかかわる伝票の関係だけは電子決裁になっているのですけれども、それ以外のものにつきましては電子決裁になってございませんので、そういったものが紙で保存するものということになります。

ただ、それらのものがどれぐらいになるかというのは、我々も現段階ではちょっと把握していないものですから、今ちょうど今現状で保存している文書が実際にどれぐらいの量になるのかというのを、庁舎内で調査をかけているところでございます。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） これちょっと大きくしてくればよかったですけれども、すごく小さくてわかりにくいかもしれませんが、1階で写真を撮ってきました。ファイルがずらっと並んでいまして、このファイルを果たして保存する義務があるかどうかということではわからないのですけれども、こういったものを全てデジタル化することができれば、少なくともこういった棚を置く面積は全て要らなくなると。

それと、先ほどもお話ししましたが、同じ資料を何十部もつくる必要がないと。そういったことで、今回もタブレットなどの導入を検討してみたいかということでお話をさせていただきました。

町長は財源の問題をお話しされておりましたが、一番最初にお聞きしたコピー代、紙代、紙挟み代、これ毎年1,100万円を超えるぐらいかかっています。これは、そういう皆さんの手持ち資料をつくるために1,000万円以上の費用がかかっていると。これを半分データ化しましょうかといったら、単純に半分になるかどうかわかりませんが、半分になると。半分になれば、500万円か600万円です。タブレットを何個買えますかという話だと思います。その財源がないということではなくて、やはりこれから事務事業をどういうふうに効率化していくか、そういうことによって住民サービスがどのように向上されていくか、こういったことを再度検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） タブレットの利用ということなのですが、今、先ほど総務課長も申し上げましたように、全て紙がなくなるというのは非常に考えづらいということで、今、公的証明力というところでいきますと、これから今後保存していくときには、やはり紙媒体で法的根拠を持つ原本性が求められるということから、この間ちょっとそういう専門の方ともお話をさせていただいたのですが、国においても非常に最初、電子データでやりとりはしていくのですけれども、最終的に保存は、国あたりでも97%は紙でやはり保存しなければならない。電子データでも残っているのが約3%程度しか、やはり電子データができるものがないというような考え方が国においてもあるようでございました。

私どものほうでも、今、確かに電子データの中においては、収納システムだとか固定資産だとか、いろんなものが電子データ化されて保存はされていくのですけれども、最後に記憶媒体が、保存の仕方にもよるのでしょうけれども、数年から10年程度ぐらいしか記憶媒体というのは耐用年数が保証されないということもあって、これを将来的にわたって永久保存していくのはかなり難しいだろうということもあって、やはり最後には紙媒体で保存していかなければならないということがあるのだろうと思います。

そして、今のタブレットの関係でいきますと、会議等については確かに有効なものであるというの

は私ども認識をしておりますし、国内においても幾つかそういう事例もありますので、そういう勉強はもちろんしていかなければならないと思うのですが、保存と実際にそのタブレットを使用していくというものとやはり分けて私ども考えながら、そういう勉強をさせていただきたいというように考えています。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） データに残すことも、今、部長がおっしゃるとおりだと思いますが、紙媒体も水害や火事など、万能、いつまでも残るものでもないもので、そういったことも考えながら、また今後、検討していただきたいと思うのですが、やはりこれからこの役場を背負っていく若い職員、20 代、30 代、こういった方々、特に IT 関係が得意な職員でもう一度こういった検討をしていただきたいということを最後に求めて、次の厚生病院にいきたいと思います。

厚生病院についての質問は、町長にこのような質問をして申しわけないと思うのですが、どこにも聞くところがありませんので、町長に伺いながら、町村会など出席することもあるかと思っておりますので、そういった中で議論を重ねていただきたいと思っております。

特別交付税は対象外というお答えでした。そういうことを考えると、どのぐらいの負担かということとは試算もされていないということではありますが、救命救急センターのときの負担割合は、帯広市が 7 割で他の町村で 3 割負担ということの負担割合でありました。それと同じでいけば、幕別町は 2 億円か 3 億円かなと何となく推測をされると。単純に人口割なんかをされた場合には、4 億円か 5 億円か、そういった負担になってくるのかなと、何となく想像をされるものであります。

そこで、お伺いしたいのは、昨年の予算委員会で、私は帯広厚生病院のことについて質問をさせていただきました。そこで町長は「当然、町村会の中で十分検討させていただき、意見を出しながら対応してまいりたい」ということをお答えいただいたのですが、昨年の春、厚生連が移転を決定された後、町村会でどのような議論があったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、5 月の市を含めた市町村長会議の席上で、奥野厚生連の会長が来て、初めてお話をされた。ですから、正式に文書をもって町村会あるいは帯広市に何ぼの負担をお願いしたいというところまではまだ来ていない。したがって、町村会でも表立った議案としての論議、審議というのは今のところはされておられません。

これから厚生連から正式な文書をいただき、そして当然のことながら、先ほどのご質問にありましたように、3 割の根拠は何なのか、あるいは全体の財政計画はどうなのか、そういったことを含めながら審議に入っていくのだらうと思っておりますけれども、前回の救命救急センターのときには、一部、委員会的なものを、たしか町村会の中の文教民生委員会で審議をして、そのトップが厚生病院と交渉に当たったという経緯があります。

さらに、その何年前には、帯広協会病院の建設に対しましても、町村会に要望があって、それに負担金を払っております。その中でも、わずか 10% 足らずだった、7.8% ぐらいでしたでしょうか、協会病院に対する負担金。これも、いわゆる帯広市が何割を持つかによって、当然、町村の負担が変わってくるということですから、話はその辺から入っていくのかなというふうに思います。

さらに、町村負担が何ぼと決まったら、均等割が何ぼだと。交付税で言う基準財政需要額割が何ぼか、これも前回の救命センターも基準財政需要額割が 5 割、人口割 35、均等割 15。ところが、協会病院へいくと、基準財政需要額が 35 で、利用割が 35 で、均等割が 30、こういうようないろんなあれがありますので、これからの論議の中でどういうふうになっていくか。

もう一つ、名前を挙げては失礼なのですが、陸別町が救急なんかはみんな北見のほうへ行かれておりますので、この分は最初から考慮して、ある程度下げると。その分を町村会、残り負担すると。

そういったいろんなことがこれから論議されていくと思っておりますけれども、確かにこういう時代の中で大きな金を、財政負担をするというのは、どこの町村にとっても厳しい問題だろうというふうに思

っております。これは特に病院を自分の町で持っているところなんかは非常に大変だ。広尾にしても大樹にしても、大樹なんか特に今 17 億円かけて新しい病院を建設しているところですから、それによその病院にもまた出すのかというような思いがあったり、いろいろ大変な事情はそれぞれ抱えているというふうに思いますけれども、十分町村会の協議の場でまたお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 町長がお答えできるかどうか分からないのですが、大きな疑問が二つあります。

一つは、今もお話ありました救命救急センター、これ十数年前ですよ、建てたの。これがまた移転改築するとは、驚くような話なのですね。これはそもそも厚生病院の事業計画がどんなことになっているのかというのをわかる中でお伺いしたいということと、この帯広厚生病院、すごく人気の高い病院ですね。腕がいいのか、お世話になっていますが、そういったわけで、どう考えても赤字なわけではないのだろうと思います。これがこれだけの負担要請をしてくるということは、帯広厚生病院の経営状況はどういうことになっているのかなとすごく疑問を感じます。

この二つについて、わかればお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 救命救急センターは、平成 12 年ですか、私が町長になった次の年です、12 年に完成して、さっき言ったように、町村会の中で負担割合を決めて出した。もちろん当時は新たな移転新築ということはなかったのだろうと思いますけれども、それから比べて 30 年のオープンにしたとしても、18 年ぐらいの経過だということであります。これがいいか悪いかはなかなか我々にはちょっと判断できませんけれども、そういったことで今回、移転新築をされる。しかも、経費の負担が、先ほども言いましたように、町村に求めることがどうなのかということは確かにあるのだろうと思いますけれども、帯広市の厚生病院の財政、中身まではわかりませんが、恐らく毎年 10 億円、11 億円、12 億円ぐらいの黒字が出ているのでないかというような話も伺っております。ただ、これ何百億円の世界ですから、10 億円、20 億円、10 年積んでも 100 億円しかないわけですから、その辺はいろいろ事情もあるのかもしれませんが、ただ、我々としては、もちろん民間の病院が建設するわけですから、町村ができる負担というの、それなりの応分なものでなければならぬだろうと。ただやみくもに言われたことに全部応えられるかどうかということは、先ほども言いましたように、十分中身をこれから詰めていかなければならぬだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 民間企業が補助金をもらうときには、補助事業のルールにのっとりながら、なかなか難しい申請をクリアしながら請求をしていくということですが、今回の請求はかなり一方的な、それ以上は言いませんが、疑問を感じる要請ということになっています。ほかの議員の皆さんがどう思うか分かりませんが、議会の中でもそういう話があったということは、やはりこの町村会の中でもお伝えをいただきたいものだと思います。

それと、十勝町村会ということ、くくりの中で言えば、帯広病院一つのことだけではなくて、十勝全体の医師不足も含めて医療圏をどうしていくのだと。その中の中核として厚生病院があるのだと。こういった議論を積み重ねていただきたいというふうに思います。

先ほども町長は、町民の皆さんがご理解できるようにというお話もありましたので、今後とも慎重に、これいつぐらいに正式になってくるかわかりませんが、慎重に町村会、帯広市、そういったところと、あと厚生連と協議を重ねていただくことを要望ではなく期待して、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、15 時 25 分まで休憩いたします。

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11 番（芳滝 仁） 通告に基づきまして質問させていただきます。

合併から7年、町長が目指す「一体感の醸成」についてお伺いいたします。

幕別町は忠類村と平成18年2月6日合併し、はや7年を迎えました。平成の大合併の中で、十勝では唯一の合併を成し遂げた町として、町長の指導力は高く評価を受けたところであり、合併後は、町長は毎年の執行方針など、いろんな場で「一体感の醸成」を掲げ、考えを述べられておられます。町長の思いはどこまで高まっているのか、そこで幾つか質問をさせていただきます。

1、合併協議の中で、「合併後に醸成する」としていた項目で、いまだに醸成されていないものは何か、その理由をお聞かせください。

2、合併協議第36号で「地域住民会議の設置」が協議され、忠類地区に設置されました。その効果は。

3、先日の新聞に、「忠類振興公社の赤字額」が報道をされていました。今後の経営の見通しと指定管理委託料についてお伺いいたします。

4、町民の中には「一体感の醸成」に疑問視する人たちもいるが、町長はどのような対応をとられるか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「合併後の一体感の醸成について」であります。

平成18年2月6日に、議員の皆さんを初め町民のご理解をいただき、幕別町と忠類村の合併が成就し、新幕別町が歩み始めてから7年の歳月が経過いたしました。

地方自治体を取り巻く厳しい環境の中にあつて、私は、合併後の新幕別町の礎を築くことが大きな責務であると強く認識をいたし、合併協定書の締結時に、幕別町と忠類村との間で確認した二つの合併理念を忘れることなく、町政の執行に当たってまいりました。

その一つは、「合併協議においては、新たなまちづくりのパートナーとして認め合い、互惠互譲の精神を持ちつつ対等の立場で協議を行うもの」であり、もう一つは、「合併後の新町においては、住民の融和、新町の一体感の醸成及び新町全体の均衡ある発展に努めるもの」とするものであります。

この考えは、協定締結と同時に定めました「新町まちづくり計画」に、そして平成20年3月に策定しました「幕別町第5期総合計画」に引き継がれ、計画に定める「まちづくりの基本姿勢」に基づき、新町の一体感の醸成と新町全体の均衡ある発展に着実につながっているものと認識いたしているところであります。

ご質問の1点目、「合併協議の未調整項目について」であります。

幕別町・忠類村合併協議会において合併協議が調ったことから、平成17年2月25日に両町村の間で調印された合併協定書におきましては、合併の方式、合併の期日や新町の名称などの「合併協定項目」、22分野307項目についての調整方針を定めております。

このうち「新町において調整する」「合併後に再編する」と調整方針を定めた項目は、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」「補助金・交付金等の取扱い」など58項目ありましたが、合併後7年を経過した現在においては、「使用料・手数料の取扱い」を除き、既に調整を終えたところであります。

「使用料・手数料の取扱い」につきましては、「新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について新町において引

き続き検討する」と定めておりました。

合併後の平成 18 年 10 月に策定いたしました第 3 次行政改革大綱の推進計画において、推進項目に位置づけをし、内部でそのあり方を検討してまいりましたが、減免対象の範囲や定期利用団体の取り扱いなど、整理すべき課題が多いことから、現時点で調整を終えていない状況であり、後期推進計画において継続して検討していくことといたしております。

また、「慣行の取扱い」のうち「町民の一体感を醸成するため、新町において制定する」としている「町の木、町の花、町の鳥」については、将来、節目となる時点で町民の意向を反映し、制定するとした項目のほか、観光イベントの統合、除排雪の手法の統一など、早急な調整は困難とした項目もありますので、今後におきましても、社会情勢の変化などを見定めながら、進めてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「地域住民会議が設置された効果について」であります。

忠類地域住民会議は、忠類地域の住民の意向を行政に反映させ、行政と地域住民が協働して地域づくりを推進できるよう、平成 18 年 2 月 6 日に町長の諮問機関として設置され、委員の任期を 2 年として、これまで 4 度の提言をいただいております。

第 1 期の住民会議では 67 項目、第 2 期では 17 項目、第 3 期では 6 項目の提言を、第 4 期目では、昨年 11 月に高規格幹線道路忠類インターチェンジの開通に向けた地域振興策について、19 項目の提言をいただきました。

これまでに提言されたもので町や地域住民が主体となって実現されたものとしたしましては、公区長連絡協議会の設置や分譲地の民間住宅への払い下げと建て売り住宅建設の促進、両町村の共通のカントリーサインへの変更、公区の避難・救護マニュアルの整備、特別養護老人ホームの設置、農業体験の観光化、地産地消の促進、魅力ある商品開発、スキー場圧雪車の更新、シーニックカフェの充実、イベントの継続などが挙げられます。

このように、忠類地域住民会議が地域の課題に対する対策や地域振興策などについて、さまざまなアイデアや要望などを提言として取りまとめられ、町や関係団体がそれを実践してきたことが、今日の忠類地域の振興と知名度のアップにもつながっているものと認識いたしております。

ご質問の 3 点目、「忠類振興公社の今後の経営見通しと指定管理委託料について」であります。

初めに、忠類振興公社の今後の経営見通しについてであります。

同公社によるナウマン温泉アルコ 236 と道の駅・忠類の指定管理業務は、平成 19 年度から 5 年間行われ、引き続き平成 24 年度からは 2 期目の指定管理業務が開始されたところではありますが、ご質問にありましたように、本年 5 月 27 日に定時株主総会が開かれ、純損失 1,052 万 5,627 円の赤字決算が報告されたところでもあります。

町といたしましても、取締役会において、経営状況が好転に向かっていないという報告がありましたことから、昨年度の途中から、その原因について忠類総合支所において分析を行い、営業協力や経営改善の指導・助言を行ってきたところでもあります。

赤字の主な要因といたしましては、収入面においては、平成 24 年度は、当初見込んでいた予想に反して個人消費の回復がおくれていたことなどから、売り上げが東日本大震災が発生した平成 23 年度とほぼ同様の結果でありました。

部門別では、温泉部門や宿泊部門につきましては、ほぼ事業計画の売り上げを確保したものの、レストラン部門においては、調理員の入れかわりや疾病などが重なり、レストランを営業できない時期があったほか、メニューが定まらず顧客離れが進んだことが大きく影響して、減収となったという状況であります。

次に、経費の面についてであります。昨年度と比較いたしまして大きく伸びたものとしたしましては、1 点目に、職員の退職により、法定福利費が増額となったところでもあります。

2 点目は、消耗品費であります。宿泊やレストランで使用するアメニティグッズなどの提供品が入れかえの時期にあったことにより、増額となったものであります。

3点目は、経営改善や営業戦略の組み立てのためにコンサルタント業者のノウハウを活用したことで、広告宣伝費、旅費及び雑費が増額となったものであります。

4点目は、環境衛生費であります。リネン関係の在庫補充などの時期が到来したことにより、増額となったものであります。

今後の経営見通しであります。同公社では、平成25年度は営業活動の改善や職員体制の立て直しのほか、日々の業務改善に取り組む計画であります。

町といたしましては、ナウマン温泉アルコ236などの施設の設置者であるとともに、同公社の株主の立場といたしましても、きめ細かに経営状況の点検と分析を行うとともに、経営状況の改善について指導してまいりたいと考えているところであります。

次に、指定管理委託料についてであります。指定管理の業務内容及び金額等については、同公社と町で締結している「アルコ236及び道の駅・忠類の管理に関する基本協定」と年度協定により定められているところであり、適切に対応してまいりたいと考えております。

アルコ236と道の駅・忠類につきましては、幕別町の観光の「顔」と言うべき施設であり、地域住民の憩いの場として地域の宝でありますことから、今後もこれらの施設が健全かつ持続的に運営され、多くのお客様を迎え入れることができるよう、指定管理者である同公社の経営改善について協力して取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「一体感の醸成に向けた取り組みについて」であります。

平成11年から地方分権改革という大きな背景のもとで進められた「平成の大合併」では、平成11年3月末に3,232あった市町村数は、本年1月1日現在で1,719まで減少し、合併した市町村にとっては、まさしく「一体感の醸成」をいかに築いていくのかが大きな課題であると言われております。

合併をすれば自動的に地域や生活が豊かになるというわけではなく、合併は「新しいまちづくりのスタート」であって、地域の主役となる町民の方々が新町に「住み続けたい」、「愛着を感じる」という意識の基礎でもある「地域の一体感」をつくり上げていくことが、合併を成し遂げた私に課せられた最も重要な責務であると認識いたしております。

そのため、まちづくりを進める上での基礎である職員が、一体感を持って職務を遂行していくことが重要であるとの思いから、組織風土の異なる中、合併直後からこれまで、激変緩和に配慮しつつ人事配置を行ってまいりました。

また、南幕別地域の方々への行政サービスのうち、ふれあいセンター福寿によるデイサービス、道路維持管理業務や除雪対象路線の拡大、駒島地区児童生徒の忠類小中学校への通学などにつきましては、地理的・距離的な観点から、忠類側から対応することが効率的かつ効果的であると判断し、取り組んでまいりました。

特に、子供たちの間では、通学などを通して連携が深まり、さまざまな場面で「幕別」「忠類」といった意識が薄まり、まさに一体感の醸成が一步一步着実に進んでいることを実感いたしているところであります。

加えて、体育連盟忠類支部主催による公区対抗ミニバレー大会、忠類ソフトボール協会主催によるソフトボール大会などの各種団体の活動においても、「呼びかけによる住民主体の交流」が進んでいることは、まことに喜ばしいことであり、感謝いたしているところであります。

地域の一体感の醸成には、地域の魅力や資源を活用した多様な交流の促進が求められるものであり、民生委員・児童委員協議会や農業委員会総会の忠類地域での開催、幕別産業まつり、忠類どんとこいむら祭り、ナウマン全道そり大会などのイベントへの相互の出店、今や忠類地域に限らず多くの地域から多数のシニアモデルが参加されている忠類シニアファッションショーなど、幕別、札内、忠類のそれぞれの地域の理解をより深めることができる事業により、地域特性の再発見や郷土意識の共有化を図り、「地域の一体感の醸成」に向け、より一層の努力をしてまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 再質問をさせていただきます。

最初に、「慣行の取扱い」のところで、町花、町木、町鳥でありますか、7年を経たおいてこのことがまだ定まっていないということにつきまして、以前から疑問を持っておったことでありまして、ある意味では町の象徴ということでもありますから、なるべく早く多くの町民の声を聞きながら、これ項目のところにありますように、一体感の醸成のためということ、非常に大きな課題であり、また、そのことが町民の議論を多くすることによって一体感の醸成が図ることができる大きな課題だと考えておることでありまして、節目とおっしゃいましたけれども、どのようなところで、どのような形でされていかれるのか。花はどちらも芝桜なのですね。それが、芝桜が街路とかにはあるのですけれども、どっちにもスキー場にもあったのですけれども、なくなってしまったようなこともありまして、そんなこともあるでしょうし、どのような時期にどのような形で取り組んでいかれるのか、まずお伺いしたいなと思います。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 平成18年2月6日に合併を成就したわけですけれども、その後、直ちに今のこの「慣行の取扱い」について定めるのがいいのか、あるいは一緒になって、生活を一緒に始めてから定めるのがいいのかという議論も内部でもさせていただいたところでありまして、これはやはり現に今、芳滝議員もおっしゃられましたように、芝桜というのが両町、幕別の場合はスズランも入っておりますけれども、忠類村も芝桜ということで、現状、明野ヶ丘公園にも芝桜がないということもありました。何かこれはやはり一つの節目を機会に住民が一体となって話し合うほうがいいのではないかということから、現状においては、今、答弁させていただきましたように、一つの節目という時期ということ、合併後10年とかというようなことを考えているところでもあります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 町の発展につきまして、やっぱり一体感の醸成ということは大変重要なことであって、そのことなしに一体感の中で発展をしていくことはなかなか難しいのだろうと。大きな発展をしていく大きな原動力になるのだろうというふうな思いで、町長が日ごろ一体感の醸成ということをおっしゃっていらっしゃることは非常に同感でありまして、大切なことだと思っております。

質問につきましては、今、どのような状態であるのかということを確認しながら、今後、どのような方法でこのことを進めていったらいいのかというふうなことを議論を深めたいと。少しでもそういうことの思いで質問をさせていただいておることでもあります。

合併10年後というふうな節目だということでありましたら、なるべく早いほうがいいと思うのでありますけれども、節目ということをつまえて、それでありましたらそのような形で広く町民の意見を喚起するような形をとっていただきながら、一体感の醸成のために大きな課題でありますから、取り組んでいただきたいなと思うことでもあります。

答弁にありました使用料・手数料のことで残っておるところがあるとありました。多少私のほうでも資料があるのであります。使用料・手数料でどんなところが残っておいて、どういうことが問題になっておるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 使用料・手数料の関係でございますけれども、どのようなことが課題になっているかということなのですが、施設ごとに使用料が異なるということで、使用料の積算根拠を詳細に調査する必要があるということがまず1点ございます。

それと、各施設の減免規定、減免率等が異なるということで、それらを統一する場合については、使用している全ての団体と協議が必要になるというようなこともございます。例えば、体育施設の場合、学校の無料開放などの整合性を図る必要性があるとか、そういった課題もあるところでありまして、それらをもろもろ全体の公共施設の使用料を統一した形で検討していかなければならないということで、行革の後期推進計画の中で、今後において引き続き検討していきたいというふうに思っております。

- 議長（古川 稔） 芳滝議員。
- 11 番（芳滝 仁） 使用料のことにつきましては、前の質問のところでも申し上げておりましたので、それはそういうこととしての受けとめをさせていただきたいと思いますが、町民から聞いたところなのですが、ごみ処理手数料はどうなっておりますでしょうか。
- 議長（古川 稔） 地域振興課長。
- 地域振興課長（原田雅則） ごみ処理手数料につきましては、ごみ処理の袋の値段等のことだと思えますけれども、単価が、くりりんセンターのほうに加盟されている方と、それから南十勝複合事務組合のほうでやっている、それぞれの袋、1枚当たりの単価というのが積算がちょっと違っておりますので、そのことについては今のところは現状どおりという形でいっております。
- 議長（古川 稔） 芳滝議員。
- 11 番（芳滝 仁） 調整の具体的内容のところ、「幕別町の例により、合併する年度の翌年度から5年度以内に統一をする。ただし、減免については、合併時に廃止する」というふうな、横に書かれてありまして、リットルの、これ値段が幕別地区が3円で、忠類地区は半分ですか、そのような値段の手数料になっていると思うのでありますが、結構値段が違いますものですから、その辺のところ町民のほうから袋の値段が違うのでないかというふうな、そういう話があったものでありますから、お伺いをしたところであります。現行のままでいかれるのでありましたら、きちっとそれは説明をしていただかんと、一応、統一をするという形になっておりますから、その辺のところの整合性、ちょっとお話ししていただきたいと思えます。
- 議長（古川 稔） 岡田町長。
- 町長（岡田和夫） お話のとおりなのですけれども、ご案内のように、忠類地区は南十勝複合事務組合、広尾、大樹、そして忠類でごみ処理をやって、広尾の焼却場で焼却していると。そういったものですから、例えば資源ごみの回収なんかという分別も実はないわけでありまして、どっちかという運搬するのは、例えば自分側、ごみを焼却場まで持っていくと、その分は無料だと。いわゆる運搬料にお金がかかった。ちょっと今おっしゃられたように、リッター3円、そして1.5円というような話が、なかなか調整がとれない。もちろんうちだけではない、広尾、大樹があるものですから、それらとの調整で、うちのほうはできる限り一緒にしたいというようなことを何回か事務担当者の中でも話はさせていただいているのですけれども、そんな事情もあって、今も協議は続けておりますけれども、おっしゃられるとおり、早い機会に一本化できればというふうには思っております。
- 議長（古川 稔） 芳滝議員。
- 11 番（芳滝 仁） なかなか難しいことだと思えますけれども、各調整をしながら、できるだけ公平な負担というふうなことが原則でありますから、考えていただきたいなと思うことであります。
- あと、答弁にありました除排雪のサービスの事業につきましても、かなり、こちら社協がされておって、ここは町が委託している格好になっているのですが、内容が大分違ってきております。これはそう調整するのに難しくはないのではないかと思いますのでありますが、どうでしょうか。
- 議長（古川 稔） 高橋副町長。
- 副町長（高橋平明） 除排雪の仕方ですけれども、たまたま忠類地域の市街地の中、雪をためる場所があるという、そういったところがあるものですから、それに合った除雪の方法をとります。本町の側では、なかなか雪をためる場所がない。市街地域が多いものですから、そういったことができないということがあって、一見すると除雪方法に確かに違いはあるのですけれども、基本的な除雪出動ですとか、それから除雪に出る時間ですとか、除雪に対する経費の使い方は基本的には同じ、同額を採用しているというところであります。
- 議長（古川 稔） 芳滝議員。
- 11 番（芳滝 仁） 私が申し上げていますのは、サービス事業のことです。本町地区では、「歳末見舞金の対象者で、除雪が困難な単身世帯の高齢者」、また「80歳以上の高齢者のみの世帯又は単身の身体障害者とし、低所得者（生活保護世帯を除く）であるもの」を対象に、住宅前の通路等の生

活道路の除雪を行っている。忠類地域では、「おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの老人」、そして「おおむね 65 歳以上の老人を含む夫婦世帯でいずれか 1 人以上が身体又は精神的になんらかの援護を必要とする世帯」「その他社協会長（事業委託先）が必要と認めた世帯」、これは新町において調整するというふうな格好になっておるのでありますが、結構このことも、サービス事業につきましても、格差があるかと思うのですね。それ調整をされていらっしゃるのか。

○議長（古川 稔） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） たしか 2 年ほど前でしたか、議会のほうでもこの問題が取り上げられたと思います。そのときに、今、芳滝議員がおっしゃったように格差があったということで、その経緯も説明いたしましたけれども、忠類地域については、実は公区のほうで協働のまちづくりの中でやるという風習が浸透していなかったということで、それと社会福祉協議会のほうでこちらの幕別地域ではやっている部分もあるのですけれども、その部分でもまだ浸透していないということと、そういう担い手がちょっと育っていなかったという部分があったものですから、たしか 2 年前のときには、公区長会議連絡協議会、そういったところで話題にして、そういった方向に、協働の町のほうに移行していくように努力していくというような形でたしか答弁したという記憶がございます。

そのとき以降、公区長のほうにも連絡協議会など機会を通じて、そういった方向で協力していただけないかという話はさせていただいておりますが、社会福祉協議会の忠類支所のほうにも、そのような形で移行できないかということをお願いした経緯もございますけれども、今、まだ担い手等の問題もありまして、移行はできていない状況にあります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） できるだけ高齢者に対しての除雪サービスは枠を広げていただいたほうが、忠類のように広げていただいたほうがいいのではないかと。かえって幕別の形を忠類のような形にしていたほうが、ずっと高齢者は喜んでくださるのでないかというふうなことも思いながら、こっちにしる、あっちにしるということではなくて、住民が、高齢者が特に喜んでいただけるような、なかなか一人で除排雪できない方々が大勢いらっしゃると思いますので、そういうことも含めながら、とらわれないで調整をしていただければと思うことであります。

私、議員になっておったのですけれども、温泉敬老入浴事業ということでありまして、幕別地区には老人福祉センターというのがあります。アルコ 236 では、忠類地区の無料入浴券給付をされています。これも大変いいことだと思うのですが、平成 21 年度から事業の趣旨を尊重し、新たな手法により実施すると。無料入浴券の枚数を段階的に調整しというふうな形でされております。なかなかこれはまた事業が違うものですから、別々なものですから、同じところに並べられないのですけれども、できるだけこの事業は続けていっていただいたほうがいいと思うのですが、どこかの整合性と申しますか、何かいうものを持つ必要があるのではないかと。

もう一つ気になりますのは、私が向こうへ行きましたら、よくお風呂に入って帰るのです。そうなのですが、幕別から行った高齢者が向こうへ行って、同じ幕別町の高齢者ですから、向こうは回数券、限られているのですけれども入ることができる。こっちから遊びに行ったりいろんな用事で行って、向こうでお金を使って、そしてお風呂に入るときに、幕別地区の高齢者も何か特典と申しますか、そうすれば行くと思うのです。同じ町民だという一体感の醸成といいますか、高齢者、老人会の交流なんかも、そういうことで意思の疎通が図っていかれるのではないかと。そんなこともこのところではちょっと考えていく必要があるのではないのかというふう考えるわけですが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 老人の無料入浴券は、当時、まだ緑館あるいは幕別温泉と言われたころから幕別側でもずっと続けてきて、大変好評であったというふうに思っております。ただ、忠類地区と比べますと、やっぱり幕別地区全体的には非常に高齢人口も多いというようなことがある。

もう一つは、今、芳滝議員おっしゃられるように、うちはバスを使ってまでもしてお風呂に便宜を

図っているというようなこともあって、これ言われれば確かに幕別地域の方にも券を差し上げれば、きっと忠類へ行ってアルコの経営にもそれなりの効果はあるのかなという思いも確かにありますけれども、これはそれなりのお金もかかるわけでありますので、確におっしゃることは十分承知しながらも、なかなか決断はできないもので今まで来ているわけでありますけれども、もうちょっと様子を見させていただきませうというようなことしかご答弁できないので、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 広い考えの中で、できるだけ人的交流ができて、お互い気持ちの上で合流ができるような、そういう一つ一つの制度につきまして、そういうことを考えて当たっていく必要があるのではないかとこのように思うところでございます。

あと、地域住民会議の設置のことにつきましては、町長がご答弁のように、非常に活躍をしてくださって、合併後、忠類地区が大きく変わっていった、そして活性化されていったということにつきまして、大変貢献をされていらっしゃるところであります。それは高く評価をさせていただきたいと思っております。

忠類地域の住民会議なのですけれども、その条例は忠類地域、総合支所と本町に事務所を置くと。その地域によって住民会議を設置することができる形になっております。幕別地域にいわゆる住民会議的なものがまだないわけでありまして、条例では本庁舎と総合支所となっていますから、札内は対象外になっているわけなのです。ある意味ではそういう住民会議的なものが、その地域地域の、忠類の住民会議のように課題を掘り起こして、町と一体となって協働で地域を盛り上げていくというふうなことのところで、その地域の住民会議同士が会議を持って、お互いの課題だとかお互いのいろんな問題を会議していく、共有化していくということが、ある意味ではこういう一体感の醸成ということにつきましては大変いい手法なのではないかと。条例設置されていますから、変更はできないと思っておりますが、思いとしてはそういう思いがあります。

住民会議の中でも忠類地区の、これは活性化ですからそうなのですけれども、ある意味の全町的な思いのところでもまた枠を広げて活発な活動をしていただき、議論をしていただければと思うのですが、そういう私の発想は間違っておりますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、芳滝議員さんが言われた条例は、あくまでも忠類地域住民会議条例ですから、幕別地区に住民会議を置くというふうなことにはなっていないというふうに思いますし、もともと合併の趣旨からいくと、忠類地域に、極端なことを言うといわゆる議会もなくなって、住民の声を反映する場が住民会議であってほしいなというようなことからできたわけですから、本町側にそういったものをつくって両方が協議するというふうなことには、初めからなっていないですね。ですから、私ども町長の諮問機関として忠類地域に住民会議を置いていただき、議論していただき、提言をしていただき、協働で地域づくりを進めていこうというのが趣旨でありますので、これからもそうしたことで努めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 協議項目の「住民自治充実のための取扱い」というところで、調整の内容としまして、「地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議（仮称）を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする」と。私、これを読んだものですから、だから地域を分けた地域を単位として地域住民会議を設置することができる、こうあったものですから、そういうことでお尋ね申し上げたことでありまして、そうでなかったらこれはだめだということ。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今おっしゃられたやつは、合併協議の中でその話題が出て、それを最終的には、今申し上げましたように、忠類地区のみに住民会議を設置するというふうに変わっていった、その前

段のあれだと思えます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 地域住民会議の忠類の、これもある意味では広報だとかにも載せていただいて、そしてこっちの幕別の地域の人々とも同じ町民だということで、ただ、忠類地区の住民会議なのですけれども、全町的な一つの話題の中で取り扱っていただくと、それがやっぱり忠類地域の活性化につながっていくのだろうと思うことでありまして、そういう方向で検討願えればなと思うことであります。

あと、忠類振興公社の件でありまして、これは大変深刻なことになっております。引き継ぐ前も結構、800 万円ぐらいでしたか、赤字があって、それでそのことがちょっと引き継ぎのところで議論がなされて、健全に経営をしていくという、そういう方向が出されたということで、引き続き指定管理になったという経緯があると私は認識しているところであります。それで、一生懸命やっていたいるのだなと思っていたのですけれども、大震災もあれば、内部的な事情もあれば、いろんなことで現況こういうふうな状況だったということを実際のこととしてやっぱり私たちは受けとめていかんとならんと思うわけでありまして。

町が 60%以上でしたか、株を持っておることでありまして、やっぱり大きな責任と申しますか、あるかと思えます。この今後の、監査資料のところで事業計画を見せていただいても、内部的ないろんな事情だとか、そういうシステムの問題だとかということが書かれてありまして、例えば今後の大きなビジョンであるだとか、インターが開設されたことで住民会議がありましたね。そのインターが開設されて、それに対する対応だとか、いろんな外向きのそういう議論が内部でされているのかどうか。これは振興公社の中のことでありますから、余り中まで踏み込めないのでありますけれども、一応町として、やっぱり赤字を改善して、きちっとした運営をされるようにということで大きな責任があると思うのですね。だから、そういう中での方向性につきまして、やっぱり協議をしながら、真剣に話をしていく必要があるのではなかろうかなと思うのであります。

もう一つは、報告にもありましたが、宣伝不足、営業不足ということが言われておりました。これは一番大事なことで、それがなしに営業できないのでありまして、私はここでも一体感の醸成というのが非常に大事なのだと思うのですね。例えば、幕別地区の老人会だとか公区だとかに一生懸命やっぱり宣伝をしていただいて、多少来ているのだそうでもありますけれども、交流をしていく。特に、幕別町民が団体で使う場合は、多少の配慮をしながら使っていただくような形だとか、そうしましたらそれこそ人的交流があって、お金も行きますし、忠類のよさもわかっていただけるということがあります。そういうふうな全体的なビジョンのことをどのように聞いていらっしゃるのか、反省されていらっしゃるのかですね。

もう一つは、コンサルが入られたと聞いています。コンサルとどのような話をされておったのだろうか。入っておってなおこういうことであるのだしたら、そのコンサルの意味はどのようなのだろうか。内部の問題なのですけれども、外から見たときに非常に疑問に思うわけでありまして。その辺のことを含めて、再度その項、お話をいただければなと思うことであります。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） ただいまのご質問でございますけれども、平成 25 年度に当たっての今後のビジョン等でございます。

高規格インターチェンジ、これ平成 26 年度に開通するというような話も聞いておりまして、忠類地域住民会議、それから忠類振興公社、兼ね合わせてインターチェンジ開設に向けての考え方も持っておりますし、まずご指摘ありました 1 番目の一番大きい問題点につきましては、忠類振興公社が町の中の営業努力が足りないのではないかなというような、これは大前提の反省点でございます。これにつきましては、取締役も含めまして、平成 25 年度に当たっては、町内の各営業の強化を図りたいというような考え方を持ちまして、みんなで対応していきたいなという考え方を持っているところでございます。

ただ、一つだけ言えるのは、ここにも回答してございますけれども、平成24年度につきましては、たまたま調理員が3人いたのですけれども、それが平成23年の10月とそれから24年の3月に2人やめたということで、全員が入れかわったということで、ご存じだと思いますけれども、レストランの運営を若干落とさざるというか、対応できなくなったということで、喫茶方式のように変えたことがありまして、それに基づいて営業の若干収入が不足したというような内容でございますので、25年度に当たっては、忠類振興公社一丸となって頑張っていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 町長がおっしゃいましたように、観光の顔でありまして、幕別町の宝だということでもあります。私もちよくちよく忠類にお伺いしまして、そこで焼き肉をやったり、忠類地区の方々と交流を深めさせていただいて、いろんな話を聞かせていただいたりしております。まことに私は個人的でありますけれども大好きでありまして、心がほっとするのであります。幕別地区の住民も、まだ知らない方もいらっしゃると思うんですね。そういう意味で、今おっしゃったように、努力をしていただけたらなと思うのであります。

あと、取締役が代表入れて6名でありますか。監査が2名ですか。そういう中身だと思うのであります。これは、当初のそれこそ立ち上げのときから出資をされてかかわっていらっしゃる方々だと思うのであります。これは忠類の地域の振興公社でありますから忠類の方々でいいと思うのであります。いわゆる全体の運営を考えるときに、やっぱり幕別だとか、札内だとかというところでの、そういう考えを持った人が、役員でなくても、何らかの形で運営を支えていくというふうな、サポートしていくというふうな、そういう基本がつかれないものなのだろうか。

例えば、ゴルフ場なんか見ていましたら、役員さん一生懸命連れていっていますよ。一生懸命お客さんを連れていって、その役員の役割を果たしていらっしゃるというようなことがあります。

そういう意味で、幕別、札内のほうで、そういう忠類のアルコをそれこそ盛り上げようと。道の駅を盛り上げようというふうな、そういう一つのサポートみたいな、役員の中には入れんと思うのであります。そういうふうなことをすれば、結構みんなを連れていってくれるのではないかなと思うんですね。そういう幅の広い、幕別町全体としての宝物なのだと思われたい町民が意識を持てるような形の取り組みを、何とか庁舎内で考えていただけるようなことがあればと思うのであります。どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） この忠類振興公社ができた経緯につきましては、もうご存じだと思いますけれども、忠類地域の方々が出資をされてということがありまして、その当時、当然、幕別町ではなくて忠類村という形で出資しておりました。今おっしゃるように、株主の方が役員になることになりますので、忠類地域以外にお住まいの方はなかなか株券を持っていらっしゃるのかなというふうに思っております。ただ、いろんな意味で、営業努力は当然役員もしなければなりませんし、それからいろんな方からの助言、適切なアドバイスをいただくということも一つの営業の方針になりますので、芳滝議員のおっしゃったように、いろんな方のアドバイスをどうやって適切に受けるかも、これ検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 鋭意努力をしていただきたいなと思うことでもあります。私どもも一生懸命努力をしていきたいと思っております。

一体感の醸成、最後のところではありますが、徐々に町長がおっしゃったように、それは人的交流の中で、特に忠類の方々、頑張っていると思いますよ。ファッションショーなんか有名になりますから。大変、そり滑りも物すごい活気を呈しておまして、非常に頑張ってください。

このように、人的交流で徐々に徐々に一体感醸成ができつつあると思います。やっぱり一番底にあるのはお互い、各地域同士が思いやりの心を持って、そういう思いで町民一人一人が幕別のことを思い、忠類のことを思い、札内のことを思い、いろんな形でそういう同じ町なのでありますから、そ

の思いやりを持ちながら一緒に町をつくり上げていくというふうな、そういう思いになっていくというふうなことが一番一体感の醸成の上では、私は大切なことなのだろうと思うことであります。そういうことを大切に、ひとつ思いのところが大切にさせていただきながら進めていただければと思うことであります。

これで、終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は午前 10 時から開会いたします。

16 : 15 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第2回幕別町議会定例会
(平成25年6月12日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

4 藤谷 謹至 5 小島 智恵 6 岡本 眞利子
(諸般の報告)

日程第2 一般質問

会議録

平成25年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年6月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男 教 育 部 長 羽磨知成
総 務 部 長 古川耕一 経 済 部 長 田村修一
会 計 管 理 者 田井啓一 企 画 室 長 伊藤博明
民 生 部 長 川瀬俊彦 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
建 設 部 長 佐藤和良 札 内 支 所 長 飛田 栄
企 画 室 参 事 細澤正典 総 務 課 長 菅野勇次
地 域 振 興 課 長 原田雅則 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
商 工 観 光 課 長 森 広幸 町 民 課 長 横山義嗣
福 祉 課 長 坂野松四郎 保 健 課 長 境谷美智子
都 市 施 設 課 長 笹原敏文 保 健 福 祉 課 長 稲田和博
土 地 改 良 課 長 坂井康悦文 生 涯 学 習 課 長 澤部紀博
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
4 藤谷 謹至 5 小島 智恵 6 岡本 眞利子

議事の経過

(平成25年6月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番藤谷議員、5番小島議員、6番岡本議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長(古川 稔) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○4番(藤谷謹至) 通告に従いまして、質問させていただきます。

医療費削減のための施策についてであります。

日本の医療費は、右肩上がりに増加しており、厚生労働省は、1年間の国民医療費が平成22年度は、前年度対比3.9%増の37兆4,202億円になったと発表しました。

人口1人当たりの国民医療費は29万2,200円、前年度の28万2,400円に比べ3.5%増加し、65歳未満が69万9,000円であるのに対し、65歳以上は70万3,000円であり、若年者と高齢者では、4倍強の格差が生じております。

医療費は、今後さらにふえる見通しで、厚労省は、平成25年度には50兆円を超えると予想しております。

国も医療費の抑制策を打ち出しております。

例えば、医薬品に占める後発薬、ジェネリック医薬品の割合を平成24年度に30%にする目標が立てられ、直近では25%程度になっているものの、米国、英国、ドイツ等の後発薬の割合は、6から7割に達しており、医療費抑制のためには、さらなる後発薬の普及が必要であると考えられます。

本町においては、さきの臨時議会で、国民健康保険税条例の改正が行われ、国保税が引き上げられました。

高齢化率が年々上がり、定年退職者が増加し、国保の加入率も当然増加し、国民健康保険特別会計を維持するため、いかに医療費を抑え、一般会計からの繰り入れを抑制していくのが重要な課題であります。

よって、これ以上の国保税の引き上げを防ぐためには、町はどのような施策を行っていくのか、以下の点についてお伺いします。

1、国保課税額及び診療諸費総額の年齢階級ごとの近年の推移。

- 2、スマイル検診、人間ドック等の年齢階級ごとの受診率の近年の推移。
 - 3、健康相談・健康づくり出前講座の利用者数の現状とスポーツ・健康講座との連携について。
 - 4、幕別町におけるジェネリック医薬品普及の取り組みと医療費抑制策について。
- 以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「医療費削減のための施策について」であります。

ご質問にもありますとおり、日本の医療費は右肩上がりに増加しており、本町におきましても平成23年度は前年度に比べ10.5%、24年度も0.5%の伸びを示しております。

また、1人当たりの医療費につきましても、後期高齢者医療制度が施行された平成20年度以降で、年平均1.75%、4年間で7%伸びております。

医療費の増加分の内訳としましては、70歳から75歳までの高齢者に係る医療費が医療費全体の45%を占めております。

一般に高齢者は、病気やけがで入院したり通院する回数が多いため、厚生労働省の推計では、1人当たりの医療費を比較した場合、70歳以上は年間80万6,000円であるのに対し、70歳未満では17万9,000円とされております。

また、もう一つの要因としては、医療技術の進歩により、効果の高い治療法や新薬が承認されますが、これらの費用の高額化も挙げられております。

特に、がん治療では新薬の開発や新しい手術方法の確立が目覚ましく、医療費の単価がどの年齢層でも約2%伸びていると言われております。

ご質問の1点目、「国保税課税額及び診療諸費総額の年齢階級ごとの近年の推移について」であります。

初めに、国保税課税額についてであります。国民健康保険税につきましては、世帯を単位として世帯主に課税しておりますので、世帯主の年齢に基づき年齢階級別に区分することとなりますことから、診療費における年齢階級とは比較できないことをご理解いただきたいと思います。

平成24年度の1世帯当たりの平均国保税課税額は17万2,679円となっており、年齢階級ごとに区分いたしますと、最も高いのは、世帯主が50歳から54歳の年齢階級で26万595円、次に55歳から59歳の階級で25万4,290円となっております。

また、最も低いのは、19歳から24歳の階級で7万359円、次に25歳から29歳の階級で11万4,101円となっており、世帯主の年齢が上がるとともに収入がふえますことから、国保税課税額につきましても比例して高額となり、65歳以上の年金収入が主体となる高齢者世帯になりますと下がってくる傾向となっております。

次に、「診療費について」であります。平成24年度の1人当たりの平均診療費は、年額で24万5,739円であり、受診率は82.8%という状況となっております。

年齢階級別では、ゼロ歳から4歳では14万8,942円、5歳から9歳では8万8,470円、10歳から14歳では8万435円となっており、乳幼児から成長するとともに診療費が下がっていく傾向となり、20歳から24歳では最も低くて6万6,259円であります。

また、40歳以上の年齢階級からは、診療費も大幅に高くなり、40歳代では19万3,590円、50歳代では21万6,459円、60歳代では32万8,831円、70歳以上では42万5,903円となり、高齢になるとともに診療費が高くなる傾向となっております。

ご質問の2点目、「スマイル検診、人間ドック等の年齢階級ごとの受診率の近年の推移について」であります。

スマイル検診、人間ドック等の名称は、各種がん検診や特定健診の受け方の総称でありますので、初めに各種がん検診の年齢別受診傾向について申し上げます。

平成22年度からの3年間において、ほぼ同様の傾向を示しており、40歳代が約20%、50歳代では

約 28%、60 歳代では約 32%、70 歳代では約 26%となっており、50 代後半から 70 代前半の方の受診者数が多くなっております。

特定健診につきましては、40 歳代が約 19%、50 歳代では約 26%、60 歳代では約 30%、70 歳代では約 35%とがん検診とほぼ同様の傾向であり、40 歳代の受診率の低さが課題であると考えております。

ご質問の 3 点目、「健康相談・健康づくり出前講座の利用者数の現状とスポーツ・健康講座との連携について」であります。

初めに、健康相談の利用者数についてであります。平成 24 年度の延べ利用者数は 1,259 人と年々増加している状況にあります。

健康相談に訪れた方の内訳といたしましては、高齢者の方の血圧測定、体調に関する相談が約半数、乳児や幼児の育児相談が約 3 割となっております。育児相談の件数が年々増加しており、身近に育児相談ができる場として健康相談が認知されてきているものと分析いたしております。

次に、健康づくり出前講座の利用者の現状であります。保健部門としては平成 24 年度には 54 回、1,447 人の利用となっております。

その内訳としましては、老人クラブからの依頼が中心であります。ボランティア団体や農協女性部などに保健師や栄養士が出向させていただき、認知症予防・転倒予防や栄養講話等を中心とした講座を行っております。

まちづくり出前講座のほかには、健康づくり四季講座、男の料理教室などテーマを決めて、健康講座を開催しております。平成 24 年度の実績は延べ 363 人の方に受講をいただきました。

さらに、生涯学習課では出前講座といたしまして、老人会・親子サークル等の依頼によりウォーキングや親子体操など 46 回、1,029 人の利用となっております。

また、健康講座といたしまして、札内スポーツセンター、幕別トレーニングセンターを活用した定期講座を開講しており、平成 24 年度の実績といたしましては 445 日、5,105 人の方にご利用をいただいております。

保健事業とスポーツ健康講座との連携であります。保健課で実施しております健康づくり四季講座においては、その企画段階から生涯学習課のトレーニング指導員と協力して内容を検討し、講座後のトレーニング室の利用や定期講座の活用など、運動を日常生活に取り入れていただけるような内容を合同で企画をいたしております。

健康増進のメニューにとって、運動、スポーツに関する項目は重要であり、今後も関係部署の連携を深め、町民の皆さんの健康管理に寄与できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「幕別町のジェネリック医薬品普及の取り組みと医療費抑制策について」であります。

本町における国保被保険者の処方状況につきましては、平成 24 年度の統計資料によりますと、薬価全体の 33.7%が既に利用されているところであり、ジェネリック医薬品のない新薬等の割合を差し引きますと、5 割程度は転換されているものと考えております。ジェネリック医薬品を使用することによって、薬価の抑制と個人負担の軽減にもつながることから、今後ともさらなる啓発に努めてまいります。

なお、ジェネリック医薬品の普及啓発につきましては、窓口でのパンフレット配布のほか、町の広報紙に掲載した経過もございます。本年度は納税通知書の発送時に加えて、被保険者証の更新に合わせまして個別の周知も図りたいと考えているところでもあります。

また、他の医療費抑制策につきましては、前段のご質問にもありましたが、従前より実施いたしております各種検診の受診啓発等により、早期発見・早期治療により病気の重症化や合併症を防ぐことを重点に行っております。

特に、特定検診の受診率をアップさせることにより、疾病の早期発見につながるものと考えておりますことから、受診率の向上対策に、なお一層取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、医療費抑制策の一環として現在も実施いたしておりますレセプト点検による請求間違いや過剰診療の発見に努めるとともに、被保険者に対しましては、医療費の額を通知する医療費通知の発行も継続して実施し、医療機関における適正請求や医療費の現状を認識いただくとともに、国保事業の健全運営にご協力いただけるよう努めてまいります。

国保会計の安定化に向けては、さらなる国の支援が必要であると考えているところであり、今後とも国に対しては療養給付費等の国の負担を大幅に増額していただき、市町村国保の基盤安定化に向けた制度の見直しについて、町村会を通じ、引き続き要請活動を行ってまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） それでは、再質問させていただきます。

1番目の国保税課税額及び診療諸費総額の年齢階級ごとの近年の推移ですけれども、答弁にもございましたように世帯主単位で課税されていると。細かな年齢階級の答えはわからないと、当然そうでございます。

これ、国保税というのは、私も一般質問をする際にいろいろ勉強したのですけれども、なかなか難しい面がありまして、要するにここで聞きたかったのは、やはり高齢者の医療費が高いと、そういう趣旨で質問をしたわけでございますけれども、診療費のゼロ歳から4歳、5歳から9歳、10歳から14歳というところで数字が丁寧に示されておりますけれども、この辺の医療費は、無料ということで考えていてよろしいのですよね。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 今現在、町の単独事業も含めまして、小学校卒業までは、乳幼児に関しましては、実質、個人負担が無料ということになっております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

町の施策で小学校卒業までは医療費自己負担無料ということで、大変お子さんを持つ世帯にとっては、助かる施策だと思っております。

この1番の質問の中で、やはり問題なのは高齢者の医療費が多くかかっていると。このことに対して、町としては、どのような施策を行っているのか、1点お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 高齢者のみならず、早期発見、早期治療、あるいは何とか多くの皆さんに健診を受けていただき、みずからが、やはり健康管理に意を用いていただくということが、まず大切なことなのだろうというふうに思いますし、それに応えるために町としての、行政としての診療体制、あるいは健診体制、あるいはいろんな啓蒙活動等を含めながら、まずは健診等に積極的に参加していただき、みずからが自分の健康を守っていく、そういう意識の啓蒙が大切なことなのではなかろうかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 大変難しい問題でございますけれども、やはり地道に対応していくことが大切なのだろうなというふうに思っております。

次に、この健診のほうに再質問を移らせていただきますけれども、平成23年の実績で見てみたのですけれども、特定健診の受診率、北海道平均は23.5%、十勝振興局平均は29.3%、幕別町は、19市町村中の13位で、29.2%という数字が載ってございました。

トップは、更別村の60.6%、これはすごい数字だと思うのですけれども、2位は大樹町の53.5%と。また、この保健指導実施率順位は、トップがこれ大樹町で67.1%、幕別町は10位の40.7%ということでした。

この幕別町における健診の受診率の数字をどのように分析しているのか、それと目標とする数値はどの辺に置いてあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 特定健診の受診率でございますけれども、目標は、新しい計画の中で、こ
とから新しい数字を持っておりますけれども、今年度が40%、順次ふやして行って、最終年度5年
後60%ということですが、現在、議員もおっしゃいましたとおり、当町におきましては23年度確定
数値で29.2%、24年度が、まだ対象数の確定が10月になりますが、29.3%と若干ですが伸ばしてお
ります。

数字的には、そのようになっております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 24年度の数値が実績で29.3%、0.1%上がったと。目標値は40%ということで、
更別とか大樹と比べて、人口、受けられる人数が違うという関係もありますし、また病院を持っている、
持っていないというところが大きい面もあると思います。さらなる努力を続けてほしいと思うの
ですけれども、大樹では、特定健診がスタートした平成20年度から数字は、これ最初はたしか大樹も
健診率は低かったのですね。平成20年度から健診を受けていない人に対して、大樹町では家庭訪問や
電話で受診を促すと、そういった成果が着実にあらわれて、平成19年度以前は、これ30%と書いて
ありました。

健診受診率が、平成22年度は40%、さらなる受診率向上のために23年度からは、大樹町立病院あ
りますけれども、医療機関と提携して、未受診者の理由が通院しているので、改めて健診を受ける必
要がないという人が理由に一番多かったことから、本人の承諾を得た場合に限り、通院中の国保加入
者の検査結果を提供してもらうようにしたということです。

病院で検査結果がわかることで、保健師が定期健診に足りない項目を追加で診査するよう加入者に
勧められるようになって、検査結果に応じた栄養指導もできるようになったと。

特定健診受診率の上昇に伴い、透析患者率は、平成20年度以降半減、健診で自覚症状が少ない病気
の気配をいち早く気づき、生活改善につなげる人がふえ、医療費負担の軽減につながっているとい
うようなことです。

幕別町では、受診率アップのためにさまざまな努力をされていると思いますけれども、大樹町でお
もしろかったのは、これ、特定健診を受けると、お財布の負担が軽くなるということを見つけまし
て、この中で、1位の更別村と対比して、更別村は国保1人当たりの医療費が平成21年度で23万2,566
円でしたよと。大樹町は、28万7,663円でした。

後期高齢者1人当たりの医療費は、更別村では72万7,523円、大樹町では90万673円、後期高齢
者で見ると、差額が17万3,150円掛ける1,000人分で、約1億7,000万円の差と。これ受診率を要す
るにアップすると、1億7,000万円ぐらいは医療費を削減できますよという具体的な数字を挙げて説
明しているわけなのですけれども、本町においても、やはり具体的な数字を出して、例えば町村の中
で幕別町がどのぐらいの位置にいるのか。医療費は、10位ですから、そんなに高くないですし、全道
的に見ても平均値ぐらだと自分は思っているのですけれども、そういうふうに数字を住民に開示し
て、例えば10位から7位ぐらいに上げると計画を立ててやってはどうかと思うのですけれども、い
かがですか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 当町もおくればせながらなのですが、医療費と絡めての住民への啓発が重
要であるということも十分認識しております。

23年度には、国保と協力して、未受診者調査もまとめ上げまして、その成果として若干受診率も伸
ばしてきている。

今おっしゃっていただいたように、今後住民の方にわかりやすく、自分の身近に振り返ってくるの
だよということを伝えられるような施策も考えていきたいと思えます。

特定健診が始まった当初には、国保の方と一緒に国保健診を受けることが、国保の税額にも影響が
あるのだよということで、地域を回らせていただいて、この健診を始めた経緯もございますので、ま
たその最初に戻りまして、国保との協力により、住民の方にわかりやすく啓発していけるような策を

考えたいと思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 最近、新聞でいろいろ特定健診を住民に受けていただくような施策というのは、ちょいちょい見かけるのですけれども、これ新得町は、健康診査を受けたり、各種検診や健康づくり事業に参加してポイントをためると、新得健康ポイントラリーというのを29日にスタートさせると。

20歳以上の全ての町民が対象で、四つの健康目標を達成すると景品と交換できる。多くの町民の参加を呼びかけているということで、新聞に載っております。

町民の健康づくりを支援し、生活習慣病を予防するために初めて実施するということですが、ポイントカードに記載された健康目標は、1点目は健康診査を受ける。そして、がん検診などを受ける。三つ目、健康づくり教室、講演などに参加する。4点目、健康目標を立て、3カ月以上取り組む。以上四つなので、目標を一つ達成すると1ポイント獲得、カードは町の広報誌5月号に折り込んで配布したと。

保健福祉センター「なごみ」というのがあるそうなのですが、役場、屈足支所などでももらえる。

これ目標のうち、おもしろいのが、1点目は特定健診や人間ドックが対象。2番目は歯科検診や献血も含む。3点目は、医師講演会など参加したらポイント。4点目が、これ、もう自分にとっては難しいのですけれども、体重を1キロ減らす。毎日30分歩くなどの長期的な目標達成など、これ結構厳しい課題だと思ってしまうのですけれども、対象になる事業の会場にカードを持参すると捺印されて、四つの目標を達成すると、「なごみ」か屈足支所で景品と交換できると。この景品の内容が商品券500円分、トムラウシ温泉入浴券、くったり温泉レイク・イン入浴券、ゴミ袋セット500円分のいずれか。さらに抽選で、特産品セットや3,000円分の商品券も当たると。これ経済効果というか、それとタイアップして、おもしろいあれだと思ってしまうのです。

もう一つが、鹿追町です。鹿追町がポロシャツを着て健診のアピールということで、これ勝毎に載ったのですけれども、特定健診の受診率向上を図ろうと、町福祉職員らがPRポロシャツを着用して受診を呼びかけているということで、そのポロシャツが、これおもしろいのですけれども、鹿や牛のイラスト入りで、「家族のため“モー”受ける“シカ”ない」というポロシャツを使って、ここ職員は庁舎外でもこれを着てアピールしていると。

町村で国保の状況が悪いものですから、いろんなアイデアを出して工夫しているということで紹介させていただきますけれども、やはり地道にこれやるしかないと思ってしまうのですけれども、いろいろおもしろさというか、住民が、おもしろいからこれやってみようというようなアイデアも必要ではないかと思ってしまうのですけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 今までも町といたしましては、例えば眼底検査とか、あと心電図の検査とか、そういうものも町単独で加えまして、そしていろいろと健診率を上げる努力をしております。

今、藤谷議員から、いろいろな町の先進事例をご紹介いただきましたので、今後、町といたしましてもいろいろな先進事例をさらに研究して、健診率を上げるように努力したいと思います。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） まくべつ健康21というのがありまして、これ10年間、国と道の施策と一緒に並行して計画されているもので、これ10年で終了ということで、平成24年、昨年度終了して、最終評価ということで載っておりますけれども、その中で、最終評価で問題提起されている中に、若年層、39歳以下の食生活、食習慣におけることが載ってございました。

若年層の食生活の乱れが多く、男性肥満者が計画策定時よりも1.7%、自分で言うのもあれなのですが、増加するという結果になったと。

若年層への食育の働きかけとして、朝食摂取とバランスよく食べることの必要性を推進し、中高年男性を対象にした健康づくりを検討する必要があると、こういうふうに評価してございます。

芽室町では、35歳から39歳を対象にした若年健診というものを行ってございまして、若いうちから健診になれて、健診率をアップさせるという趣旨もあると思うのですけれども、健診の必要性和習慣づけのために行っている。

本町においては、若年健診については、どのようなお考えを持っているのか、お尋ねします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） こちらも平成20年度までは、がん検診その他についても国の施策として35歳以上が成人病検診という形でありましたことから、当町も35歳以上を対象にしておりましたが、厚労省の健康と健診の課題を評価した部会の中で、そういう健診を40歳以上にするという国の方針が出ましたことから、また40歳以上からが健診とかの国の交付税等々の対象年齢としての位置づけとなりましたことから、当町では40歳以上にラインを引いていますが、若年の検診が必要である女性のがんですとか、それについては個々検討いたしまして、20歳からと設けているものもあります。

今後、成人の健診については、議員がおっしゃっていただきましたとおりことしまとめをして、今年度新しい計画、まぐべつ健康21の2期計画を立てておりますので、その計画の中で、また検討していきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 自分も若いころを考えますと、食生活というのは当然何か乱れるというか、ちょうどそのころ僕も結婚してから何か食生活がよくなったり、悪くなったり、何かバランスが悪いというか、太り出す傾向にあると思うのです。結婚している、結婚していないで、これまた違うと思うのですけれども、若年層で独身の方は、食生活というのは、多分乱れがちで、若いからといって、もうある程度健康には自信があると、それが年を重ねるごとに急に悪くなってしまおうという傾向があるのだと思うのです。

本町においても、若いうちからなるべく健診を受けるような施策というのが必要ではないかと感じているところがございます。

次に、3番目の健康相談・健康づくり出前講座の利用者数の現状とスポーツ・健康講座との連携についてということでございますけれども、町長答弁の中で、教育委員会とも連携しながらいろいろやっているということがわかりました。これ、ぜひ連携して、続けていっていただきたいと思います。

その中で、最近、新聞に札内支所で窓口の週1回の夜間営業ということが出ていました。夜間、休日納税相談窓口の開設ということもホームページに載ってございまして、だんだん住民利用者の利便性を考える中で、平日ご利用できない人のために、夜間利用という傾向が本町でも起こってきているのかなというふうに感じております。

その中で、出前講座、健康相談というのは、月曜日から金曜日、9時から5時ですか、あと祝日とか休みということで、ホームページの案内には記載されていると思うのですけれども、利用者の利便性を考えて、札内支所では新聞でいろいろ利用者がふえてきていると。

多分、この納税相談窓口の土日の開設によっても、利用者は当然ふえるのだろうなというふうに思っております。

健康相談、健康づくり出前講座の関係では、利用時間変更ということは考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 出前講座の相談については、ちょっとあれですが、出前講座として保健部門で行くものについては、対象者の方のご希望があれば、土曜日、日曜日、夜間ということで、昨年度も、この中で土日行かせていただいているものが4件ございます。

そこは、ご相談いただいて、ただ平日もできるけれども、日曜日に来てというのはちょっとあれなのですが、この日に合わせてやりたいというところをお互いに相談させていただきながら、そこはお客様の利便性も考えさせていただいております。

教育委員会も同じように希望があれば対応させていただいているということでもございました。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） その出前講座の募集案内がホームページに出ているのですけれども、その中で、もうがちっとした感じで月から金、こういうふうにはここですよというふうに記載されているものから、なかなか相談して変更できるものかと、相談して初めてそういうこともできますよというふうな形だと思うのですけれども、時間帯等は、担当課に相談してくださいとか、その程度のことを書いてもいいのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 確かに出前講座につきましては、5人以上の方々がお集まりいただく、それは当然1人、2人で町の職員が職務として何うというのは、なかなか経費対効果という点もございまずので5人以上という。

それから、時間についても、今、藤谷議員おっしゃられたような原則として記載をさせていただいております。

出前講座につきましては、公区長会議の席などでもご説明させていただいておりますけれども、実際には、先ほど保健課長が答えましたように、土曜日ですとか、日曜日ですとか、どうしても老人クラブの集会在土曜日にあるとか、それから地域の公区の総会が土曜日にあるですとか、そういうときには伺っています。

ですから、その辺の表記の仕方、今後考えてまいりたいと考えております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） わかりました。

健康相談、健康づくりということで、自分、忠類村時代記憶があるのですけれども、体育の日というのが全国的に10月10日であったときなののですけれども、体力測定と一緒に脈拍測定とか血圧測定、一緒にやった記憶が何かあるのです。

そのころの体力づくりとしては、今になったら古いというか、古いのでだんだんなくなっていったのでしょけれども、踏み台昇降とか反復横跳びとか、いろんな器具を使ってやった体力測定というのが記憶にあるのですけれども、教育委員会と連携しながらいろんなことをやっているという話でございました。

健康増進のために町民が集まって健康づくりをするような幕別健康増進の日とか健康まつりとか、そういうことも考えてはいかがかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 健康まつりというような名前でも、今まで民生委員さん方とか、ふれあいまつりだとか、いろんな名前は変わりますけれども、そうした健康を混ぜて、血圧はもちろんですけれども、いろんな器具を導入して、来ていただいた方にその場で測定をしていただくという。そして、もちろん保健師やいろんな方がその場において相談を受けると、そういったことはやっておりますけれども、ただ大々的にグラウンドを使ったような中で大きく住民の皆さんに集まってもらって体育にかかわる、健康増進にかかわる大きな行事というのではないのかなと。

忠類では、今でもふるさと運動会なんかありますけれども、幕別は昔体育の日は、どちらかというマラソン大会だとか、そういった行事はやっておりましたけれども、今後考えていかなければならない問題であろうかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） いろいろ先ほどからも言っているようにアイデアを出してやっていっていただきたいと思います。

4点目の幕別町におけるジェネリック医薬品普及の取り組みと医療費抑制策についてでございます。

町長の答弁によりますと、ジェネリック医薬品は本町では5割程度は転嫁されていると。これ結構高い数字だと初めて思ったわけなののですけれども、ここに至るまでジェネリック医薬品の周知とい

うのは、特にされていないような気はするのです。その辺いかがですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） ジェネリック医薬品の啓蒙といいましょうか、そういうことにつきましては、町の広報等に出したりとか、またパンフレット等の配布とか、そのような形でやっております。

今の幕別全体といいましょうか、十勝全体で、このジェネリックの取り組みは、全国的に比較しますと進んでいるほうだというふうにお聞きしております。

5割ぐらいの普及というのは、これジェネリック医薬品にできない薬、まだそこまでいっていない薬が約3割ぐらい、そして残りの7割ぐらいが転換できる薬。その7割ぐらいのうち半分ぐらいは、既に幕別町ではジェネリックで使われていると。ということで、可能な薬のうち約半分ぐらいはジェネリックに使われているということでありませう。

これ全国的に見ますと、全国的には24%ぐらいの使用率だというふうにお聞きしておりますので、幕別町としては進んでいるほうだなど、そのように理解しております。

なぜ進んだかということにつきましては、さっき前段申し上げましたように、十勝全体の薬局とか、またそういう医療機関とか、比較的ジェネリックに対する理解が深いといいましょうか、協力が他の地域よりも強いということで普及が進んでいるものと、そういうふうにお聞きしております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 平成18年の9月に元議員の中野議員が一般質問の中でジェネリック医薬品の普及について質問がありました。その中の町長答弁では、医療用医薬品については、医師と患者が相談して、症状、体質、体調等に応じて処方するものであり、町から医療機関へのジェネリック医薬品使用の働きかけをすることは難しい面があると、18年当時、そういうふうな答弁でございます。

十勝管内では、病院に行ったら目にするわけなのですが、自分も病院に行って、積極的にジェネリックにしてくださいというのは、なかなか言えない部分もあると思うのです。住民の皆さんもそうだと思うのですが、ジェネリック医薬品にしてくださいという何かカードが、たしかあるというふうにお聞きしているのですけれども、そのカードのほう、幕別町で病院に行くとき幕別町のジェネリックカードにしてくださいよというカードを提出すれば、医師と相談しながらできると、そういうふうな仕組みは考えておられないのか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町自体で、町内の嘱託医師の方々と相談した、あるいはこれから相談して、そういう方向に進むというようなことは今のところないのですけれども、私なんかも病院へ行きますと、病院の壁に、病院側が出しているのだらうと思っておりますけれども、医療費を軽減するためにジェネリック薬品を使いましょうとか、使ってはどうかというようなことは、きっと医院単位といいませうか、病院単位でそういうものを出しているのではないかなというふうにお聞きしております。

他町村もそういう事例があるかどうかわかりませうけれども、今お話ありましたカードを町が発行するというようなことは、今現在はやっておりませう。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） このジェネリックの医薬品に取り組む先進事例というか、広島県呉市というところで、ジェネリック医薬品に係る差額通知事業を行ったという事例がございます。

平成20年度からジェネリック医薬品の普及事業に取り組み、病院と医療機関にかかった市民に家計に優しいお薬を紹介するよという通知を送付して、ジェネリック医薬品を使用した場合に自己負担額は幾ら減るか、明確にわかる資料を届けるサービスを始めました。

また、ことし3月からは、帯広市においても差額通知を開始したと新聞等で報道されております。

帯広市の対象者は、慢性疾患で薬剤の処方を受けている人で、対象者には個別に通知が届く仕組みであります。

帯広市は、平成23年の11月から昨年12月まで人間ドックを受けた人の一部に対しても試行的に差額通知を行っていたと。特定健診の未受診者対策や糖尿病予防対策、医療費の削減策にもつながる

ものというふうに考えます。これ、システムづくりとか、コストとか、費用対効果とか、いろいろ考慮する部分はあるとは思いますが、町長の考えをお聞きしたい。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 今ご紹介いただきましたようにジェネリック医薬品を使うことによって医療費抑制につながります。この医療費抑制が一番大事な私どもの課題であるというふうに考えておりますので、医療費抑制につながるようないろんな事例も研究させていただいて、できるものから実行していきたいというふうに考えておりますので、皆様方のご理解もいただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） わかりました。

ただ、幕別町がジェネリック医薬品の普及率が高いということが、今、何もしていない状況で高いということが、何か不思議な気もしますが、ことし国保税の納付書と一緒に国民保険税についてという印刷物が入ってございました。最後のほうに医療費抑制に対する取り組みについてということで、3点、その中でジェネリック医薬品の利用促進ということで、ジェネリック医薬品は新薬に比べ、一般的にも安価であるため、現在お使いの医薬品をジェネリック医薬品に切りかえることで薬代を減らすことができます。ジェネリック医薬品をご希望の際は、必ず医師、薬剤師にご相談くださいと、そういうふうに案内がされております。どうせならこれと一緒にパンフレット、ジェネリックの説明書も入れたらどうかと。

さらに、先ほど言ったようにジェネリック医薬品の提示カード、何か国で推進して、国保連とか団体で、たしかやっているということをごらんと見た記憶があるのですが、その辺も調べていただいて、医療費削減につなげていただきたいと思います。

国の施策によって、いろいろ変わる問題で、最近道新では国保料猿払が最高額とか、いろんな部分で国保料のことが出ていますし、国は高齢者、赤で支払いがふえ、毎年3,000億円以上の赤字、国民会議は、国保財政を立て直すために運営主体を広域化して、都道府県単位に再編する方針で一致している。国のほうも地方、特に小さい地方が大変だということで、運営主体を都道府県に移管したいのですが、赤字体質のものをそのまま引き継がないものだから、いろいろもめている。要するに、国のほうの財源投入というのは、これ必要なことだというふうに思います。

さらにTPPで医療制度がどうなるかわからないということで、ここ数年どうなるかというふうには劇的に何か変わる、さらに医療費が高額になるという可能性も秘めてございますので、万事に応じて町民の健康を守るために幕別町のほうでもいろいろ工夫しながら、先ほどから言っておりますようにアイデアを出して、いろいろやっていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:57 休憩

11:09 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○6番（岡本眞利子） 通告に従いまして、2点について質問させていただきます。

1点目、放置自転車の現状についてであります。

本町では、美観を損ね、防犯上好ましくないことから平成24年11月1日より駐輪場及び自転車等放置条例が施行されました。

町が管理している駐輪場は、JR 幕別駅周辺 2カ所と JR 札内駅周辺 5カ所の計 7カ所を放置禁止区域と定め、掲示板が立てられています。

一定期間移動した形跡がない自転車に対し、撤去を知らせる警告書を取りつけ、30 日後に撤去、昨年 12 月には両駅合わせて 77 台を撤去し、保管している現状です。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

- ①本条例が施行されてから警告書を取りつけた台数。
- ②警告され所有者が持ち帰った台数。
- ③保管し所有者が特定した台数。
- ④撤去費用。
- ⑤本年度の巡回計画について。

2、介護者に「やさしいまち」づくりについてであります。

現在日本は高齢化が進み、平成 24 年 10 月の総務省の統計では、65 歳以上の高齢者が 3,079 万 3,000 人で、総人口に占める割合が 24.7%と、年々高くなっています。

男女別に見ても、男性 20.5%、女性 26%と、女性のほうが多いことが示されています。

この高齢者の方々が介護が必要になっても、住みなれた地域や住まいで尊厳たる自立した生活を送ることができるようなまちづくりが必要と考えます。

また、介護される方ばかりではなく、介護する方にも介護しやすい環境づくりをすることが行政としての責務ではないでしょうか。

これは、高齢者の方ばかりではなく、障害者の方や認知症の方にも該当することと思われま

す。高齢者、障害者の方の介護で苦慮されているのが、外出時の公共施設の利用と伺いました。

公共施設の新しく建てられているところは別といたしましても、以前からの建物には多目的トイレがないなど、どこの町でも解除しづらい施設になっているようです。

そこで、本町の公共施設の現状と対策についてお伺いいたします。

- ①ユニバーサルデザインになっていない施設の介護者への対策の取り組みについて。
- ②公共施設の修繕、補修の計画について。
- ③介護マークの取り組みについてであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「放置自転車の現状について」であります。

近年、幕別駅前や札内駅前の駐輪場内に自転車等の放置が見受けられるようになってきたことから、駐輪場等の機能の低下を防止することや町民の良好な生活環境の確保を図ることを目的として、平成 24 年 11 月に「幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例」を施行したところであります。

本条例では、自転車等の放置を禁止するとともに放置自転車等に対する措置を定めておりますので、町といたしましては、この条例の規定に基づき放置されている自転車等の対策に取り組んでいるところであります。

具体的な手順につきましては、14 日を超えて放置されている自転車等に対して警告書を取りつけ、さらに 30 日間を経過しても放置されている場合は、撤去の上、町の施設にて保管し、その自転車等に関する事項を告示して住民に周知を図っております。

この保管期間は 6 カ月間であり、その間に保管自転車等を利用者等に返還するための措置を講じますが、返還できなかった場合は町が処分できることとしております。

ご質問の 1 点目、「本条例が施行されてから警告書を取りつけた台数について」であります。

条例施行日が平成 24 年 11 月 1 日でありましたことから、同年 11 月中に実地調査を行い、明らかに放置された状況であると確認できた自転車 77 台に対し警告書を取りつけたところであります。

なお、その後、警告書を取りつけた自転車等はありません。

ご質問の 2 点目、「警告され所有者が持ち帰った台数について」であります。

警告書を取りつけた後に、さらに 30 日間を経過しても放置されている場合は、撤去の上、町の施設に保管することになりますが、このたびの 77 台につきましては、30 日間に所有者が持ち帰った自転車はありませんでした。

ご質問の 3 点目、「保管し所有者が特定した台数について」であります。

町の施設に保管している 6 カ月間の中で、保管自転車等を利用者等に返還するための措置を講ずることとしており、帯広警察署に対して、自転車の車体番号及び防犯登録番号をもとに所有者等を照会いたしております。

帯広警察署からの回答によりますと、77 台のうち 55 台については所有者等が全く不明であり、残り 22 台については届出上の所有者等が特定できたところであり、所有者等に対しましては、条例の規定に基づき保管自転車引き取り通知書を送付し、保管自転車を引き取るよう促したところですが、引き取りの事例はありませんでした。

ご質問の 4 点目、「撤去費用について」であります。

放置自転車 77 台につきましては、町職員が公用車で公共施設に運搬をいたしましたので、職員の人件費などのほかは、特別な撤去費用は生じておりません。

ご質問の 5 点目、「本年度の巡回計画について」であります。

放置自転車等に対して適切な対応をするために、幕別駅前と札内駅前の駐輪場内を月に 1 回程度の割合で定期的な巡回を行うこと。

また、必要に応じて随時の巡回にも取り組むことを計画しているところであります。

今後とも、自転車等の放置を防止し、駐輪場等の機能が低下しないようにすることや良好な生活環境の確保を図ることに努めてまいりたいと考えております。

次に、「介護者に『やさしいまち』づくりについて」であります。

我が国の高齢化は急速に進んでおりますが、本町におきましても、平成 12 年に 19.0%でありました高齢化率が、平成 22 年には 25.8%、本年 5 月末では 26.8%に上昇いたしております。

こうした急速な高齢化により、ひとり暮らしや寝たきり、認知症などの介護を必要とする高齢者が増加する一方、核家族化や家族意識の変化などにより、家庭における介護力がますます低下していくことが懸念されております。

高齢者や障害のある人が、住みなれた地域社会で安心して生活を送るためには、生活基盤である住環境の整備と公共的な建物や道路などの環境面の整備において、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った整備促進が重要であると考えているところであります。

ご質問の 1 点目、「ユニバーサルデザインになっていない施設の介護者への対策の取り組みについて」であります。

役場庁舎、保健福祉センター、近隣センター、保育所、学校などの公共施設における多目的トイレの設置状況につきましては、現在、住民生活にかかわる主な 109 の公共施設のうち、車椅子対応の多目的トイレは 39 施設で設置率は 35.8%になっており、そのうちオストメイト対応の多目的トイレは 5 施設に設置いたしております。

また、主な公園における障害者用トイレの設置状況につきましては、53 施設のうち 13 施設で設置率は 24.5%になっております。

公共施設の段差解消につきましては、段差のない施設とスロープを設置している施設を合わせると 67 施設であり、解消率は 61.5%になっているところであります。

第 5 期幕別町総合計画では、障害者が安心して生活できる公営住宅の供給、ユニバーサルデザインの視点に立った住宅の新築・改善の促進及び公共施設のバリアフリー化を促進するとともに、障害者用トイレの未整備施設の解消に努めることとしており、今後必要に応じて随時施設整備を進めてまいりたいと考えております。

また、ユニバーサルデザインになっていない施設におきましては、現在、20 施設に車椅子を配置し、ご利用いただいているところであり、町主催の行事、イベントにおきましては、職員が車椅子の乗り

降りのお手伝いや介助に努めているところであります。

介護を必要とする方はもちろんのこと、介護をする方も施設を快適にご利用いただくことが重要なことと認識いたしておりますので、今後とも施設を利用される方の立場に立った対応を心がけてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「公共施設の修繕、補修の計画について」であります。

公共施設の修繕、補修につきましては、それぞれ必要な都度あるいは年次計画により進めているところでありますが、障害児対応に係る学校施設などを除き、通常の維持補修の中で、ユニバーサルデザインに配慮した改修を行うことは難しいものと考えております。

そうしたことから、大規模な改修を行う際に、多目的トイレやスロープの設置、段差の解消など高齢者や障害のある人に優しい施設となるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

また、新たに整備する公共施設につきましては、ユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めてまいりたいと考えており、現在、計画中の新庁舎につきましても、基本方針の1番目に「高齢者や障害者の方にはもとより、全ての人々が利用しやすいユニバーサルデザインが図られた庁舎」を掲げ、オストメイト対応の多機能トイレの配置のほか、段差のない車椅子の通行が可能な室内通路を配置するなどの配慮をいたしているところであります。

ご質問の3点目、「介護マークの取り組みについて」であります。

介護マークにつきましては、認知症や障害のある方を介護する方が、外出中やトイレの付き添いなどのときに、周囲の人から誤解や偏見を受けないよう、自分が介護中であることを知らせるための手段として、平成23年に静岡県が取り組み始めたものであるとお聞きいたしております。

認知症や障害のある方などが、ご家族と一緒に気軽に外出したり、住みなれた地域で安心して暮らしていくことに効果があると言われておりますことから、今後、導入に向けて前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

警告書の取り付けについてでございますが、警告書は、どのような形態でつけられているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 警告書に関しましては、現場に調査に行きました際に、デジタルカメラで撮影をいたしまして、またその後に行ったときに同じ状態であれば警告書をつけております。

2週間後に行ったときに、また同じ状態で置いてある場合については、今回は警告書を取りつけています。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 警告書というのは、どういうふうにつけられているのかということをお伺いしております。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） B4の用紙を縦に2枚に切ったような用紙を自転車のハンドルといいますか、そこに取りつけて帰ってきております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） それは、では誰が見てもわかるようにつけられているということですね。持ち主が見てもすぐわかるというようなつけ方をされているということなのですけれども、1回目の警告をして、撤去した後は、一度もまだつけていないということですね。1回目は、そのまま警告をし、そして30日間見て、そして撤去をしたということなのですけれども、本年度、雪が解けてからは、警告書を一度もつけていないということですね。

そうなりますと、私が5月の初めと6月の初めに調査をいたしました。警告書は、やはり1台もつ

いていなかったのですけれども、既にこの6月にはタイヤの空気が抜けていたり、自転車のかごの中にごみが山積みになっていたり、そしてサドルがないなど、明らかに長い間放置されていると思われるものが札内駅には25台、幕別駅には25台が見受けられました。

昨年の12月からされて、6カ月間は何もしないということですね。ですから、このような数が出るということでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 冬期間につきましては、自転車を利用される方が余りいらっしやらないので、その間については、確かに調査はしておりませんでした。

今、岡本議員が、そのような放置と見られる自転車がありそうだという情報をいただきましたので、今後、町としましても早急に調査をして、そして放置自転車かどうかの確認をした上で警告書を取りつけるなどの手続をしていきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） せっかく条例が施行されておりますので、6カ月間ただ放置をしておくだけではなく、特に冬の間は大変なのはわかるのですけれども、雪が解けたこの時期が一番自転車に乗るピークの時期ではないかと思えますので、こまめに見ていただきたいなと思うところであります。

また、町職員が頻繁に巡回するというのも確かに大変なことかとは思いますが、放置自転車の対策の一つといたしまして、民間の力をかりるということで、周辺の商店街やほかの事業者の方のお力をかりるというようなネットワークを結ぶような新たな取り組みを検討してみるのはいかがでしょうかと思うのですが、その点についてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） そのような町民の皆さんからの通報といたしまししょうか、もし、そういうのが見かけられるということであつたら、これはもう、ぜひ町のほうに連絡していただきたいと思えます。

町としましては、これは定期的には見回りをします。そして、それらしいものがあつたら、それは随時またさらに確認を続けるというようなことで、町としての努力も続けてしていきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） その点に関しましては、せっかく条例を施行しましたので、ぜひお願いしたいところであります。

そして、4番目の質問なのですけれども、費用がかからず施行しているということで、本当にここには高く評価するものがあると思えます。

また、その中で、本当に民生部の職員の方には大変ご苦労をおかけしていることと思うのですが、しかしながら掲示板につきましては、本当に目立たないところに申しわけなさそうに立っております。それで、せっかく掲示板も設置しておりますので、あのような立て方ですと、本当に目立たないので、効果が少ないのではないかと思います。

もう少し周知を促す啓発の工夫をすることによりまして、放置自転車の減少にもつながるのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 当初、手づくりの看板でやったものですから、あのような形になったのですが、今後もっと目立つような形で実施したいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） ぜひ掲示板のほうも看板のほうも本当に目につくようなものをして、放置しようとする者の気を引くような掲示板にしていきたいと思えます。

ぜひとも本町の美観を損ねることがないような細かな目配りをし、生活環境の確保をぜひ図っていただきたいと思えます。

では、2番目の質問に移ります。

介護者に「やさしいまちづくり」についてであります。本町では役場を初め、昭和40年代、そして50年代に建築された公共施設がまだまだ多く利用されておりますが、例えば近隣センターについて申し上げますと、出入り口はスロープになっております。しかしながら、車椅子の障害を持つ方に対しては、出入り口には対応されておりますが、床の段差や多目的トイレがないところなどがほとんどかと思っております。

その点については、どのように対処されているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 町長答弁で申し上げました住民生活にかかわる主な109の施設のうち、確かに半分近くが近隣センター、あるいは忠類で申し上げます寿の家などが含まれております。この辺につきましては、現状そういう多目的トイレについては配置はされてはおりません。

これを改修をすることになりますと、面積的に大体2メートル掛ける2メートルが4平米ほどの面積が多目的トイレの設置がその面積が必要でありますけれども、なかなか近隣センターの場合は、それぞれ用途を持った、目的を持った施設の配置をしておりますので、なかなかその4平米をとるといのが非常に難しい状況にあります。というのは、これはもう現実でございます。

それと、これからハートビル法というものがありますので、これからの改修等に合わせては、それらについても十分配慮しながらということで、今、進めようというふうには考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 近隣センターなどは、本当に昭和50年代、また本当に60年代に建てられたものが多いようで、それを全部改修するとなると莫大な費用もかかると思うのですが、できるだけ町民が使いやすい、また高齢者が町の公区の催しなどにも参加できるような近隣センターに少しずつしていきたいと思っております。

そこで、町民会館なのですけれども、町民会館も昭和41年に建築されたもので、床の段差も、そして階段も障害者の方には利用しづらい施設の一つとなっております。

しかし、そこで毎年成人式が行われております。本年の成人式には、障害を持つ成人が式には参加できなかったという報道もされております。

実際、ご本人は、成人式の前に福祉課に相談をされたそうですが、直接、教育委員会には相談には行かれなかったこともあります。福祉課と、そして教育委員会の連携がとれていなかったという結論になるのではないかと思います。現実には式には参加できなかったという事実を認識すべきだと思います。

本町の福祉計画の中にも障害のある人や関係団体と連携を強化して、障害者に対する理解を含めるとともに、「障がいの有無にかかわらず、共に生きるあたたかみのあるまちづくり」を推進していくとうたわれておりますが、その点についてはいかがかお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 車椅子の方が成人式に出られなかった。ただ、私は現実に出られた方もいらっしゃいました。車椅子で成人式に出られた方がいらっしゃいました。ですから、今おっしゃられるように福祉課なり教育委員会の対応がどうだったかということもあるのでしょうけれども、おっしゃられるように誰もが出ていただいて、我々も一緒にお祝いしたいわけですから、これからもそういうことのないように、十分ご相談をいただいたことに対して、懇切丁寧な対応をしていかなければならないというふうに思いますし、また案内ですとか紹介する中での一部でも、車椅子の方々、障害の方々にもこういう対応もありますよというようなことの周知もある意味では必要なことになってくるのかなと、そんなふうには思いもしております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） その方も福祉課に相談したので、福祉課の方は、たくさん手があるから大丈夫ですよというふうには言ってくれたそうなのですけれども、では現実には成人式の前には、全然何

も連絡がなくて、そのまま本人は出られなかったということなのですけれども、成人式といいますと、一生に一度しかないものです。行政としての責任もあるのではないかと思いますので、介護者に本当に「やさしいまち」づくりが大切かと思われまます。

この先もこのような事例があることも想定いたしまして、どんな方でも喜んで参加できる成人式になるよう配慮をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

続きまして、「介護マークについて」ご質問いたします。

介護マークなのですけれども、ご答弁もいただきましたが、この介護マークは、平成 23 年 4 月、静岡県において全国で初めて導入されたものでございます。

この介護マークは、厚労省が 23 年 12 月 13 日に全国の自治体に通達しており、介護マークの普及を図るように決定しております。と申しますのも、厚労省からは、このような通達がきちっと来ております。

それが、うちの町ではまだ取り組んではいないのですけれども、本当に難しいものではありませんので、これの取り組みが遅いのではないかと思います、その点についてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもご答弁で申し上げましたように介護マーク、今おっしゃられたこのマークについて、何か担当のほうから聞きますと、こういったマークを自分でつくって、こういうものに入れて首からかければいいのだということですから、私もそんなに予算が必要なわけでもないし、やれるものは、すぐやったらいいのではないかと話をしましたので、何とか早急に作成できるように対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6 番（岡本眞利子） 本当に予算を組んでというものではありませんので、本当にできることは早急にしていただきたいと思います。

前ですと、女性が男性を介護するということが結構多かったのですけれども、現在では男性が女性を介護するというのが 3 割ぐらい、もう占めているということでございます。と言いますのも、やはり男性が女性を介護すると、お手洗いにいくときに誤解をされたり、また女性の下着を買うときに誤解をされたりということで、これは全国共通でございます。ですから、この幕別で発信したものが帯広市内のデパートでお買い物をするときに、介護マークをつけていると介護中だということもわかると思いますので、そういうことはいいことでありますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

道内でも本当にこの取り組みが進みまして、現在では 8 市町村が導入をしております。管内では、先駆けて足寄町が導入をしております。足寄町に続きまして、この幕別もぜひ導入を進めていただきたいと思います。

まず、ご答弁でも、できるものは大きな予算をかけるものではありませんので、ぜひできやすいということをおっしゃっていただきましたので、ぜひ早急に進めていただくことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10 番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

「幕別町地域新エネルギービジョン」の達成状況と自然エネルギーの利用拡大について。

東日本大震災と福島原発事故の発生から約 2 年 3 カ月が経過しました。

福島原発事故は、原発がもともと過酷事故を起こす危険性ははらんでおり、一旦事故を起こせば、コントロールすらする手段がないことを浮き彫りにしました。

事故発生からわずか 9 カ月で収束宣言が出されましたが、収束にほど遠い現状にあるのは、いまだに約 15 万人の福島県民がふるさとに戻れず、県内外で避難所生活を強いられていることから明らかであります。

さらに、ことし5月23日には、茨城県東海村の大強度陽子加速器実験施設で放射性物質を放出させ、施設の内外を汚染する事故が発生、改めて放射性物質を管理することの困難さを示しました。

危険な原発を一刻も早くゼロにし、再生可能エネルギーの開発などを本腰を入れて取り組むことこそ、福島原発事故などの教訓を生かす道だと考えます。

幕別町では、2003年にエネルギー資源の有効活用について、「幕別町地域省エネルギービジョン」を策定し、省エネに関する施策を開始しました。

2006年には、エネルギー利用の面からまちづくりの方向性を検討し、自然の力や今まで使わずにいた資源を利用した新エネルギー導入の指針となる幕別町地域新エネルギービジョンを策定しました。

2015年までに二酸化炭素排出量を年間3,900トン削減することを目標にし、目標達成に向けた四つの重点施策を掲げ、町民や事業者にも新エネルギー施設の導入を進めています。

そこで、以下の点について伺います。

①「幕別町地域新エネルギービジョン」は、現在、中期計画の展開期間となっています。

中期の重点施策である新エネルギー教育の推進、新エネルギー情報の提供等による啓発、公共施設における新エネルギーの率先導入の達成状況を伺います。

②幕別町では、今年度予算で住宅用太陽光発電システム導入補助件数を70件と拡大しています。

現在までの予約申込状況や今後の予約見込みについて伺います。

ペレットストーブについても伺います。

③新エネルギー導入の促進に当たって、太陽光発電、ペレットストーブ以外にも補助や貸付制度を設けるべきと考えますが、町の考えを伺います。

④幕別町内にも複数のメガソーラーの建設が進んでいます。それらの稼働状況や幕別町の経済効果などを伺います。

⑤十勝管内の自治体の中には、独自にバイオマス活用推進計画を策定するなど、バイオマス資源の活用推進が積極性を増しています。また、小水力発電に関する検討調査も始まっています。幕別町における新たな自然エネルギー導入の可能性や検討状況を伺います。

それに伴って、幕別町地域新エネルギービジョンの見直しも開始すべきと考えますが、町の考えを伺います。

⑥自然エネルギーの調査・研究・活用拡大をすることにより、企業誘致や雇用拡大などの経済効果を上げていくことが求められます。

幕別町に、それらの任務を担う自然エネルギー担当部署を設置すべきと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「『幕別町地域新エネルギービジョン』の達成状況と自然エネルギーの利用拡大について」であります。

東日本大震災から2年3カ月が経過しても、なお被災地の復旧と原発事故の処理はなかなか進展しておりません。

この大震災を教訓として、地球環境を守り、将来にわたって人類が住み続けられる社会を残すことが、現代に生きる私たちの使命と責務であり、特に地球温暖化を抑止するためには、地球環境に優しい新たなエネルギー技術を創出することや自然エネルギーを積極的に活用することが求められています。

ご質問の1点目、「重点施策の達成状況について」であります。

初めに、「新エネルギー教育の推進」についてであります。

新エネルギー教育につきましては、現在、学習指導要領に基づく教育課程に位置づけて実施する「授業」と学校独自のリサイクル活動や啓発的な資料の掲示などに分け、各学校の計画により推進している状況にあります。

具体的に申し上げますと、教育課程における小学校3年、4年生社会科の「節水、節電、資源の有効活用」、小学校5年生社会の「環境保全」、小学校6年生理科の「自然環境の保存」や「電気の利用」、中学校理科の「自然環境の保全と科学技術の利用」などの環境とエネルギーに係る教育の推進と、学校独自の活動となります。各小学校における学校農園やペットボトルのキャップ回収、各中学校におけるリサイクル活動やクリーン作戦など学校の実態に応じた環境教育を展開しているところであります。

さらに、白人小学校と幕別中学校においては、平成22年度より太陽光発電施設を設置しており、発電した電力量を表示する装置や蓄積したデータを教材として授業や啓発に活用しているところであります。

次に、「新エネルギー情報の提供等による啓発」についてであります。

新エネルギー導入に対する補助制度をホームページに掲載しているほか、平成20年9月に制定した幕別町環境宣言の啓発や町で委託しております省エネ普及員による出前講座等において、新エネルギーの普及啓発活動に努めているところであります。

次に、「公共施設における新エネルギーの率先導入」についてであります。

平成24年度末現在で太陽光発電につきましては、目標5施設に対し導入が3施設で達成率60%、太陽熱の利用（ソーラーウォール）につきましては、目標1施設としておりますが、設置に適した施設の新設、改修がなかったことから現在までに設置には至っておりません。

クリーンエネルギー自動車（ハイブリッドカー）の導入実績につきましては、目標10台に対しまして、導入が9台となっております。

ご質問の2点目、「『住宅用太陽光発電システム導入及びペレットストーブ導入補助金』の予約申込状況と今後の見込みについて」であります。

平成25年度予算における太陽光発電及びペレットストーブの現在までの申込状況についてですが、5月末現在で申し上げますと太陽光発電システム導入補助の申込件数は、予算枠70台に対しまして36台の補助を決定しております。

また、ペレットストーブにつきましては、予算枠5台に対しまして1台の補助を決定しております。

ご質問の3点目、「新エネルギー導入の促進について」であります。

他町村では、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、いわゆるエコキュートや潜熱回収型ガス給湯暖房機、いわゆるエコジョーズなどの導入に対して補助を実施している事例があります。

本町におきましては、現在、住宅リフォーム奨励金制度のメニューの中にエコキュートを導入する場合は、工事費の5%、上限5万円分の商品券を補助することで対応しているところでありますが、今後も先進事例の研究に努めてまいります。

ご質問の4点目、「メガソーラーの稼働状況や経済効果について」であります。

平成24年7月に始まった再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の後押しを受けて、大規模太陽光発電施設、いわゆるメガソーラーの建設が全国各地で進められているとお聞きしているところでありますが、本町を含めまして十勝地方は、全国的にも日射量が多いため、多くの施設が建設されているところであります。

初めに、町内におけるメガソーラーの稼働状況についてですが、本年4月1日現在、5カ所の発電施設が稼働し、送電を実施しており、計画総発電出力は5,310キロワットであります。

このほか、現在、建設中の施設が2カ所、計画中の施設が2カ所という状況であります。

次に、本町の経済効果についてですが、再生可能エネルギーの固定買い取り制度におけます買い取り期間が20年間とされていることから、固定資産税収入額などの公的な財政効果の20年間の累計を試算した金額についてお答えいたします。

現在稼働している5施設に対しましては、平成26年度から固定資産税を課税する予定であり、20年間の固定資産税収入額については、約1億5,300万円と見込んでいます。

また、このうちの1施設につきましては、幕別町土地開発公社が所有するリバーサイド幕別の土地

を賃貸しているため、同公社に20年間の賃貸料として約1,250万円の収入を見込んでいるところであります。

なお、リバーサイド幕別に立地する本施設につきましては、企業開発促進補助金の対象でありますので、固定資産税相当額を5年間、約660万円交付することとなるため、差し引き1億5,900万円の経済効果があるものと推計いたしているところであります。

さらに、現在、建設中及び計画中の4施設につきましても、お聞きしております施設の整備計画から試算いたしますと、約1億4,700万円の経済効果があるものと推計しているところであります。

ご質問の5点目、「新たな自然エネルギー導入の可能性や検討状況、『幕別町地域新エネルギービジョン』の見直しについて」であります。

新エネルギービジョンの策定時に導入の可能性を検討した経緯がございますが、その中で自然条件や社会的条件を調査した結果、本町の場合は導入できる自然エネルギーは太陽光など限られたものとされております。

小水力発電につきましても、新エネルギービジョンの策定の際に、猿別川上流にあります弘和・中里ファームpondでの導入可能性を検証したところ、通水期間が限定されており、コスト面から本格的なエネルギー利用のための導入は困難と判断したところであります。

しかしながら、小水力発電につきましては、小型で効率のよい発電システムが開発されており、地域の水資源を有効活用できるエネルギー源として見直されているところでありますので、本年度中に北海道が主催する「小水力等再生エネルギー導入促進に係る研修会」に担当職員を派遣し、調査・研究を進めたいと考えております。

また、将来におきましては、技術開発の進展などにより、新たな自然エネルギーが見い出される可能性もありますことから、今後も引き続き情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

次に、「新エネルギービジョンの見直しについて」であります。本ビジョンは、幕別町の特性を踏まえた上で、現実的に取り組み可能な新エネルギーの導入に関してまとめられたものであり、公共及び民間での取り組みにおきまして、一定の成果を上げたと認識いたしております。

現時点におきましては、当面、この計画の方向性に沿って新エネルギーへの対応を継続していくことが合理的と考えているところであります。

このようなことから、新エネルギービジョンの見直しにつきましては、今後の国等の動向や科学技術の進展などに注視しながら適切な時期に取り組みたいと考えております。

ご質問の6点目、「自然エネルギー担当部署の設置について」であります。

自然エネルギー関連の事業に取り組む企業は、町にとりましても設備投資を伴うとともに雇用の拡大を期待できるものであり、大きな経済効果を生み出すということで大変魅力的であります。

このようなことから、現在の企業誘致担当部局でも、当然、自然エネルギー関連企業も誘致の対象として取り組んでいるところであります。新たな担当部署を設置することにつきましては、今後の社会情勢や経済動向なども勘案しながら、町全体の組織機構の見直しの中で検討してまいりたいと考えているところであります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問途中ではありますが、この際、13時まで休憩いたします。

11:59 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

いろいろとエネルギー政策、国の中でも変わる中では、きょうは新聞報道の中で、二つ大きなまた

節目になる中身があったのかなというふうに思って読みました。

きのうもバイオマスの質問にかかわって出ましたけれども、十勝がバイオマス産業都市に昨日内定して、きょうも農林水産省からそれが発表されるという中身の報道があったということ。

それから、この国会の中で、発送電分離法案が成立の見通しであると、これもエネルギー政策にとっては、随分大きな節目になるのだというふうに思って、きょうはまた町長からも積極的な答弁が聞かせていただけるものと期待しているところであります。

幕別町地域新エネルギービジョンに沿って新エネルギーの導入が進められていく、このことについては、まさにそのとおりのものだというふうに思うわけでありまして。

それで、今このビジョンの中では中期に入っていると。あと、約2年残している中で、今の到達状況と、それから今後の課題について整理をさせていただきたいなというふうに思っての一つ目の質問でありました。

三つの重点施策について、いろいろと到達点については、ご答弁いただいたわけでありましてけれども、三つのうちの重点施策4については、そのときのほかの施策のこともあって評価は難しいのかなというふうに思いますけれども、重点施策の2と3については、少し質問をしなければならない、そういうものだなというふうに思っているところであります。

重点施策の2は、新エネルギー教育の推進ということでありました。新エネルギーを効果的に普及していく、そのためには町の将来を担う子供たちにちゃんとした学校教育の中で、積極的に推進していくことが非常に重要なのだというふうに思います。

このビジョンの中では、環境エネルギー教育プログラムの作成をするということ、そしてそれに基づく教育に取り組んで、新エネルギー財団の教室等を利用しながらやっていくということなど書かれているところであります。

新学習指導要領に基づく教育課程の中での新エネルギー教育を進めたということのご答弁でありましたけれども、それがこのビジョンに沿った形であるかどうか、教育長の所見をお聞きしたいです。

そして二つ目、重点施策3のところでは、ホームページの積極的な利用があります。

新エネルギービジョンをホームページに掲載して、新エネルギーの利用に取り組もうという意欲を持つ町民、町内外の企業が活用できるようにする。新エネルギーコーナーを設けて随時更新する。モニターのデータを紹介する。新エネ、省エネ機器の展示会やシンポジウム等のイベントを開催する。そういったことが重点施策の3に書かれている中身であります。

しかしながら、こちらの点においても、確かに幕別町環境宣言の中に、それから補助制度を載せるということは大事でありますけれども、ちょっとこのビジョンの中では、これらの施策では不十分ではなかったのかな。それらのことが、これからの2年間の課題になってくるというふうに思うのですが、所見を伺いたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ホームページの活用ですとか、いろんな展示会ですとか、一応ペレットストーブなんかについては、展示会の開催を百年記念ホールロビーのなんかを活用して出させていただきました。

ただ、全体的にはビジョンを策定したときから今日までの間で、そう大きな事業をやっていないのも現実であります。

これは、いわゆるこれからもそうですけれども、やはり国のエネルギービジョンなり地域の動向といったものの動きの中で、町としてどういうことがやれるかということもこれからも模索しながら進めていきたいというもので、ビジョンの理念がまるっきりだめになったとか変わったとかということではなくて、あくまでも状況を見ながら、これからも取り組んでいきたい、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 環境エネルギー教育に関するプログラム、作成するというにはなっているのですが、現実には作成はしておりません。

ただ、平成 23 年度から小学校、24 年度から中学校が教育課程の中にエネルギー環境教育というものが盛り込まれて、それについて指導しなさいよということになっておりますので、それぞれの教科の中で指導をしているというのが実態であります。

また、幕別中学校、白人小学校には太陽光パネルを設置しておりますので、日常的な学習はもちろんのこと、教科あるいは総合的な学習の時間の中で、それを教材として取り上げて指導しているというのが実態であります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 重点施策の 2 のところ、学校教育のところでありますけれども、今の説明については理解をいたしました。

そして、新プログラムは作成はできなかったということでもありますけれども、今の学習要領がどういったことになっているかということは、ちょっと私も詳しくは承知していませんけれども、もしそれらがこのビジョンに、今、沿わない形にはなっていないと思うのですけれども、よりこういうビジョンの中で子供たちのエネルギー教育ということでもありますから、十分な、独自の支援もやっていただきたいものというふうに思います。

ホームページにつきましては、やはり大事な施策なのだと思うのですが、特に利用の促進に至っては、結局補助金をもらった人、補助制度を利用した人はモニターとなってデータを提出することになっていきますよね。そういったことなどは、ちゃんとお知らせすることがやっぱり必要なのだと、それらが推進につながるものというふうに思いますので、残りの期間の中で、それらは徹底していただきたい、そうすべきということを発言させていただきたいというふうに思います。

それで、私、肝心なことを通告しなかったのですが、2015 年度までに年間 3,900 トン、今 2013 年度、CO₂削減ということでは、どういう到達点というふうに見込んでいるのか、もし数字があれば、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 23 年度に中間地点ということで調査をしております。それによりますと、22 年度末現在、大体 39%ぐらいの達成率ということで認識しております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 残り 3 年の中で 100%到達を目指す、なし遂げていただきたい、なし遂げるべきと、そのように思いますので、これからも啓発に努力していただきたいというふうに思います。

二つ目と三つ目、ちょっと関連がありますから一緒にやらせていただきたいと思います。

70 件というふうに住宅用太陽光発電システムについては、今年度当初予算からすることになったと。36 件ということですから、かなりの件数がこの 2 カ月とちょっとの間に進んだのかなというふうに思います。

ペレットは、5 台について 1 台ということでもあります。なかなかこれもきのうも答弁ありましたけれども、当初の施設にお金がかかることなど、利用が進まない、太陽光に比べてはそういうものなのかなと思いますけれども、やはり今どんどん幕別町内も新築の住宅が建つ中では、後からリフォームするような形ではなくて、最初から導入ということが、やっぱり補助を利用してもらうのにつながるのかなというふうに思うものですから、事業者や、もちろん建て主となる個人にも、いろいろ町としての宣伝物も出していただきたいと思いますけれども、事業者等にも徹底してもらって、この補助が定員になるように努力していただきたいと思いますというふうに思います。

それで、ご答弁の中ではエコキュート、それからエコジョーズが紹介されましたけれども、これは今、帯広市でやっているのです。

幕別町住宅リフォーム助成制度の中で、これが対象になるということでありましたけれども、この制度については、私個人はまだまだ十分ではないのではないかなというふうに考えている一人であり

ます。

50万円の工事について、5%でありますから2万5,000円ということになるのですよね。帯広市の場合、50件、5万円補助、これがエコキュート。エコジョーズは、100件分5万円の補助ということで紹介されているところであります。

補助の対象の拡大と、それから内容の拡充を検討していただきたいと思ひますし、それから太陽光発電、補助金の額は帯広市と比べたら、幕別町のほうが大きいのですけれども、選択肢の中には、太陽光発電に対して170万円を限度に無利子で貸し付けをするという制度も持っているという中では、これもどちらかにつけたいという人が選べる、選択肢があるということなわけですから利用につながるのだと思うのです。それらのことも検討していただきたいということ。

それから、岩手県巻巻町の例でありますけれども、新エネルギーの導入の事業の中には、電気関連の事業者は除外するという条例の中で、太陽熱利用の設備の設置や木質バイオマス熱利用設備の設置、小水力発電設備の設置、そしてその他新エネルギー設備設置というふうになるのですけれども、これはまたこれからのことになってきますけれども、随分な幅を持ってやっている自治体もあるということも紹介させていただきたいなというふうに思ひますが、いかがでしょうか、今の補助の拡大と拡充について、町長の所見をお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろお話をいただきました。

エコキュートあるいはエコジョーズ、これも今はやりといいますか、出始めといいますか、これからいろいろ普及していくものではなかろうかなというふうに思っておりますし、これらは町として、先ほどのいわゆる補助あるいはリフォーム助成の対象、そういったことは、今、帯広市の事例もいただきましたので、これから検討させていただきたいと思ひますけれども、これから住宅がどんどん今ふえていくような状況、特に本町の場合は、他町村に比べて住宅の新築が多いというような状況もありますので、そういった件も十分検討していかなければならないと思ひます。

それともう一つは、貸し付けのこともありましたけれども、住宅リフォームにしろ、太陽光にしろ、大体は建設業者さんのほうが、まず我々の、あるいは帯広市と他町村の補助対象というようなことは周知、承知されておりますので、特別個人的な周知でなくても、そういった業者さんがかなりやる場合には、こういうものがありますよというようなことを話をさせていただけるというようなことも聞いております。

あと、補助ではなくて貸し付けによる、いわゆる太陽光システムの導入と、これらについては特段問題視するようなことはないと思ひますから、やり方の方法を変えることによってどちらかを選んでいただくというような方法はとれるのだろうというふうには思っておりますので、これも同じように内部ではちょっと検討させていただきたいというふうに思ひます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） ぜひ、さまざまな手法でもって検討していただきたいというふうに思ひます。

四つ目になります。幕別町にも今、五つのメガソーラーが稼働していて、四つが建設中で、二つが計画中であると、随分な数がこれから事業展開されるのだなというのが率直な感想であります。

それで今、経済効果ということの中では、固定資産税と、それから土地の貸与代が数字が示されました。

あと、いかがなのでしょう。雇用のことなど、その他町に入る収入のことなど、見込めるものというのは、もうないのでしょか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） メガソーラーの部分で、一番我々として期待したいのは、本来である雇用の部分なのですけれども、残念ながら雇用に即結びつくというようなことは現状ではないのかなというふうに思っております。

したがいまして、ご答弁に対しても、このような税とか使用料というようなことしか数字では出し

ていないわけですが、ただ中には本町にメガソーラーを設置するための事業費、工事費あるいは資材費、そういったものが幾分でも本町の中から調達をいただく、あるいは本町の業者に事業を発注していただく、そういったことはわずかではありますけれども、私も伺っておりますので、そういった波及効果は、少しではありますけれども、あるのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 今回の件でありますけれども、道の経産局のほうでも、製造業や工場誘致と異なって、メガソーラー事業は、太陽光パネル調達、設置が主となるため、土地だけが使われて、地元がかかわる余地が少ないと、直接的な経済効果が見えにくいという指摘がされていて、今まさに町長からの答弁そのものかなというふうにして聞いていたところでもあります。

そういう中では、地域経済効果の観点から、地域の人が出資する、そういった形で地元がかかわれるような、そのようなことが道の経産局からも提案されているところなのです。

今、計画中也含めて九つでありますけれども、そういった形での事業を計画されている人、事業所というのはあるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 残念ながら、町民あるいは町が絡んだような形での設置という部分はありませんで、ほとんどが既存の業者が、逆を言うと新たな太陽光という分野に進出しているところが多いのかなというふうには思っております。

ただ、これもある程度限界がきつとあるのだろうというふうには思います。

先ほどの話ではありませんけれども、けさのテレビでは、帯広市の業者が北電を訴えた。いわゆるもう北電は容量がないからもうだめですよ、許可しない、それが不服だということで訴えたというようなこともあります。

もちろん、これメガソーラーをつくれれば、それで終わりではないですから、それを電線に乗っけて送る、そのための北電の関係、関連、許可と、これはいろいろしなければ自分だけではできないというような問題もありますので、これからどういうふうになっていくかわかりませんが、かなりの部分は本町においても進んだのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） わかりました。

五つ目のところに行きたいと思います。

幕別町で、新たな自然エネルギーをとということでありますけれども、この間、本当に新聞報道等でもたくさんの新エネルギーの利用について、この十勝管内でも報道がされているところでありました。

地熱発電、新得町トムラウシ地区で電源開発が地熱発電所の建設に向けた調査を計画している。

小水力発電、音更町万年地区での農業用水での計画・検討調査費が 200 万円ついたと。このほかに当初予算でもって小水力発電調査費 168 万円が計上されていて、このこととはまた別に調査を進めている。

それから、芽室町、農業作業ダムである美生ダム、これらの小水力発電の可能性調査に向けた関連予算が 200 万円ついたと。実現に向けては、水利権や送電線の容量、売電価格の推移などのほか、発電事業者の課題もあるけれども、実現できれば売電収入をダムの維持管理などに充てられるなどのメリットがあるということの報道がされていたところでありました。

このほかにも新得町屈足ダムに電源開発が進出をする。十勝中部広域水道事業団の水道施設を事業者で使用させて、そして収入を得る、そういうやり方。

バイオマスについても、鹿追町の瓜幕で、町内に二つ目のバイオマスガス、バイオガスプラントが年度内に着工すると。

昨年からの固定価格買い取り制度の中では、自治体や、それから民間企業の動きが急加速していると、そういう状況にあるのだというふうには思うのです。

幕別町に水力発電のところについては、これから担当職員を研修会に送り出すということでありま

したから、それはやっていただきたいし、実現に向けても可能性を追求していただきたいというふう
に思いますし、それからバイオマスについても、きのうも一般質問の中ではありましたけれども、十
勝のバイオマス都市構想が具体的になった中では、手挙げをしたい農業者もいるというふうにお聞き
していますから、そのときには積極的に対応していただきたいというふうに思うのですけれども、こ
の中では、どうでしょうか。幕別町の新しいエネルギーについては、改めてお尋ねしますけれども、
町長のほうの感触という点では、何かあるものありませんか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今おっしゃられましたように、本町として一番確率的に高いのは、やはりバイオ
マスかなというふうには思っております。これらについては、昨日のご質問にお答えしましたように、
町としても積極的にかかわっていかなければならないものだろうというふうに思います。

また、小水力については、先ほどの答弁でもちょっとお話ししましたけれども、札内川の畑かん事
業で、ちょうど中里のずっと道路を走っていくと高いところにあるのですけれども、あのファームポ
ンドの水を利用できないかということで、前に調査・研究した経緯があるようですけれども、なかな
かあれ時期的なもので、絶えず水があるということでもなくて、難しいのかなということで終わっ
ていると。

そしてもう一つ、芽室町の美生ダムの話がありましたから、うちも同じように稲士別に幕別ダムあ
りますから、これが活用できないかということも内部では話しているのですけれども、いろいろ条件
があって、芽室よりは余り状況はよくないというような話も聞いていますけれども、いずれにしても、
今の小水力については、これからいろんな場面で出てくるのかなと思いますので、先ほど申し上げま
したように、調査・研究を進めていきたいなというふうに思っております。

あと、メガソーラーは先ほども言いましたように、まだ出てくる可能性はあるのかもしれないけ
れども、そんなに多くは、なかなか難しいのかなという面もある。

全体的に新しいエネルギーに我々が積極的に取り組むと、そのこと自体は変わりませんけれども、
具体的なものがどこで出てくるかとなると、今の段階では、まだ見えていないのが現状だというふう
に思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 音更町や芽室町では予算をつくって、そして調査・研究に当たっている。幕別町、
まだそういったことではない段階であるわけであります。やはり調査・研究に必要なお金も、進める
中では必要なのだというふうに思いますので、町の積極的なそういう自然エネルギーの導入に向けて
の動きをつくっていただきたいというふうに思っているところであります。

そして、その中では6番目のことになってきますけれども、なかなか自然エネルギーの活用をする、
企業誘致や雇用につなげるということの中では、一人の職員が専門的に担当するというにはなかな
かなかなりづらいのかなと思うのだけれども、やはりそれを主に担う職員がやはり必要なのではないか
な、そんなような思いもあります。

先ほどのホームページのこともありましたけれども、やっぱりいろんな仕事をする中での一つでは、
ちょっと置き去りになるという言い方も変ですけども、これからの課題として残ってしまうような、
そんなことがあるのだというふうに思います。

それで、やっぱり幕別町も去年の一般質問の中では、電力の自給率は5%という数字だったという
ふうにお聞きしました。これをどんどん高めていくことが必要なのだというふうに思うわけであり
ます。

エネルギー自給率が50%を超える自治体が全国で103あって、道内でも11あってという中では、
もっともっとやっぱり自給率を上げていく、そういう中で、また一つ参考にしていただきたい自治
体のお話をさせていただきたいというふうに思います。

これも最近の新聞報道でされていましてけれども、宮城県の東松島市であります。人口が約4万人、
1万4,800と更別村の姉妹都市であるということなのですけれども、エネルギー自給率の高いところ
の自治体は、結構風力発電の利用をされているところが多いのです。この東松島市というのは、そう

ではないということや、人口規模が似ているということで挙げました。

どういう計画かという、2022年度までに市内全家庭分を上回る電力を再生可能エネルギーを使って市内で生産するというビジョンを2月につくったと。宮城県でありますから、震災の被害がありました。停電が続いて市民の避難生活を圧迫した反省から、市内では災害時の電力需給を念頭に、太陽光とバイオマスの発電施設を自立分散型で整備する考えだということでもあります。それに当たっては、市や商工会、企業などで構成する社団法人を設立して、そしてビジョンの管理運営、啓発を行っているということでありました。

こういうやり方も必要なのかなというふうに思っているところであります。やはり町が中心となって、そういう商工業者も含めて、そして新しい法人をつくって、そして計画をつくっていく。そういう中での残り2012年ですから、10年間の中で、結局、町の電力の150%ぐらいの電力を起こそうということなのですね。町が中心になっていくということは、大変力強いことなのだというふうに思います。そういった計画など、幕別町ではいかがなものでしょうか。持てないのかなというふうに思って今、質問させていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 幕別町の新エネルギービジョンの中でもいろんな計画を掲げて今日まで来ておりますけれども、なかなか今おっしゃられたような、町が主体となって新たな組織なり、会社を興すというようなことまでは現実には想定されていないわけでありまして、先ほど来申し上げておりますように幕別町内で得られる新エネルギーの部門というのはどうしても限られてきておりますから、その中で町としてやれることをやっていくということなのだろうというふうに思っております。

特に、先ほども申し上げましたように、メガソーラーは恐らく十勝管内で幕別町はトップだというふうに思います。恐らく全部完成してそれぞれが活動しますと、1万1,000キロワットぐらいの電力が供給されるのだろうということも言われております。

そういった中で、バイオマスの問題もありますし、あるいは先ほどの水力発電の問題もありますけれども、そういったものをいろいろ検討しながら、調査・研究しながら、町としての新しいエネルギーに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○10番（谷口和弥） 以上で、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 質問させていただきたいと思います。

町民の健康を増進させる積極的な施策を展開して、健康の確保と医療費の削減を図るという問題についてであります。

さきの臨時議会で、国保税が1世帯平均6,700円引き上げられました。しかしながら、値上げ後も続く国保会計の赤字体質の解消のためには、約25%まで下がってしまった国庫負担率を昭和59年当時の約50%にまで復活させることが第一でありますけれども、一方で、町民の健康な生活をいかに確立していくか、そのために行政がすべき役割を果たして医療費の削減に取り組むかが重要な課題であると思います。

厚生労働省は、ことしの2月に2010年の長寿日本一は男女ともに長野県であることを発表し、その要因について幾つもの調査・報道がなされております。

長野県では「予防は治療に勝る」との考えから、50年も前から減塩食の普及運動が始まり、また男女ともに野菜摂取量は全国一であり、喫煙率は全国44位（下から4番目）など、生活習慣の改善が自治体、地域ぐるみの運動として取り組まれてきました。そうした運動の反映として、男女ともに長寿日本一となり、国保医療費の低下や後期高齢者医療費が全国最低レベルを維持するという結果となっています。ちなみに、1人当たり後期高齢者医療費は北海道の平成22年度は107万円で、福岡県、高知県に次いで全国3番目と高額であり、幕別町では平成22年度100万9,373円、平成23年度102万

5,666 円、全国平均は 90 万円、長野県は 77.1 万円となっているところであります。

医療費が削減され、高齢者が元気で長生きしている長野県の高齢者就業率は 29.9%でありますけれども、そういう結果を支えているのは自治体の体制の充実と地域ぐるみの運動であると思われまます。長野県の人口当たりの保健師数は全国 2 位となっております。

全国的にも 8020 運動が展開され、80 歳になっても自分の健康な歯を 20 本残す運動が展開されております。健康で長生きすることを目指す運動はよく知られているところであります。

これらの全国の取り組みや経験に学んで、町民が健康で長生きをして生きがいのある人生を送り、ひいては医療費の削減となるように自治体としての取り組みを強めることが求められていると考えまます。

したがって、次の点についてお伺いいたします。

1 番目、各種検診業務の 24 年度実績と向上への取り組みは、国保特定健康診査、後期高齢者健康診査、町職員検診、正職員と臨時職員について。

2 番目には、早期治療のためにも、国保 44 条の恒常的低所得者への適用拡大をすべきではないか。

三つ目、町として、健康を守る運動の推進や年間使用できるプールの新設など施設の確保、高齢者の生きがいの確立を図るべきではないか。

四つ目、健康推進課の設置など組織の拡充と保健師の増員など、体制の確立をすべきではないか。

五つ目、幕別町健康増進計画の策定についてであります。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「町民の健康を増進させる積極的な施策を展開し、健康の確保と医療費の削減を」についてであります。

町民の皆さんにとりましては、安心・安全な生活環境のもと、心身ともに健康で生きがいのある人生を送ることが目標であり、願いであると思っております。

町といたしましては、町民の皆さんが健康寿命を延ばし豊かな日常生活を送れるように、健康増進や病気の予防対策などに積極的に取り組んでいく方針であり、そのことが医療費の削減にもつながるものと認識いたしているところであります。

ご質問の 1 点目、「各種検診業務の 24 年度実績と向上への取り組みについて」であります。

初めに、国保特定健康診査の実績であります。現時点における速報値としては対象者数 5,543 人に対し受診者数 1,603 人であり、受診率は 29%となっております。

受診率の向上に向けては、平成 23 年 1 月に実施した未受診者アンケートを分析した上で、次のような対策に取り組んでおります。

1 点目としては、健診勧奨と受診券の発送をそれまでの家族単位から個別発送へ切りかえて意識の向上を図ったところであります。

2 点目としては、主治医のもとで行われた検査に関するデータを提供していただき、受診者として登録するとともに、このデータに不足の項目がある場合は、その不足検査を受けていただけるように制度化いたしました。

3 点目としては、それまでは医師の指示による選択検査であった眼底検査・心電図検査を、受診者の希望も多いことから、必須検査といたしました。

これらの改善点を踏まえた上で、現在、受診券の発送時には年間の検診一覧を同封して健診の勧奨を実施するとともに、さらに未受診者に対しては年度の途中におきましても、再度の個別通知を発送し、受診を勧奨しております。

これらの取り組みにより、平成 22 年度は受診率が 25.1%でありましたが、24 年度では 29%に改善されております。

次に、後期高齢者健診の実績であります。対象者数 3,630 人に対し受診者数 217 人であり、受診

率は6%となっております。

75歳以上の後期高齢者の受診者数の向上対策といたしましては、医療機関等での案内掲示や町広報誌による周知に加えて、出前講座や老人福祉センターでの健康相談、高齢者実態把握の訪問など、さまざまな機会を捉えて周知及び啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度は対象者の方の実態に合わせ、特に定期的な医療機関への受診のない方には個別に勧奨する体制をとり、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、町職員の検診についてであります。職員に係る健康診断といたしましては、人間ドック、定期健康診断、整形外科検診などがあります。

初めに、人間ドックについてであります。正職員、常雇職員を対象として、30歳代は隔年、40歳以上は毎年受診となっております。平成24年度の実績といたしましては、対象者180人に対しまして受診者数177人で、受診率は98.3%となっております。

定期健康診断につきましては、人間ドックの対象となっていない正職員、常雇職員、さらに嘱託職員や臨時保育士などの臨時職員を対象として実施しているものであります。平成24年度の実績といたしましては、対象者211人に対しまして受診者数210人で、受診率は99.5%となっております。

整形外科検診につきましては、腰に負担のかかる業務に従事する保健師、保育士、運転業務員などの臨時職員を含めた職員を対象に実施しているもので、いわゆる腰痛検査であります。平成24年度の実績といたしましては、対象者92人に対しまして受診者数91人で、受診率は98.9%となっております。

いずれの検診におきましても、受診率は、休暇期間中などにより受診できなかった者を除き、ほぼ100%の受診率となっており、今後におきましても、日程の配慮など職員が受診しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「国保44条の恒常的低所得者への適用拡大について」であります。

本町では、平成23年度より厚生労働省の保険局長通知による基準に、本町独自の拡大措置を追加し要綱を制定しております。

主な追加点は、世帯主と被保険者の預貯金の合計額が生活保護基準の3カ月以下で、申請月の月額の実収入が生活保護基準以下の世帯の場合は「免除」と規定いたしました。

また、生活保護基準の1.2倍以下の世帯の場合は、「一部負担金の2分の1」を減額とし、国の基準より拡大をいたしました。

さらに、免除、減額以外で町長が必要と認めた場合で、猶予する期間内に一部負担金を確実に納付できる見込みのあるときは「6カ月以内で徴収を猶予」として規定をいたしたところであります。

対象とする医療費につきましても、本町では外来も含めているほか、期間につきましても1カ月単位で3カ月までを基本とし、町独自の措置として再申請でさらに延長可能としているところであります。

本町といたしましては、当面、現行の基準を継続して低所得者対策に取り組んでまいりたいと考えておりますが、町広報誌やパンフレットなどにより制度の周知に努めるとともに、相談者に対しましては懇切丁寧な説明に心がけて適切な対応をしてみたいと考えております。

ご質問の3点目、「健康を守る運動の推進や施設の確保、高齢者の生きがいの確立について」であります。

健康を守る運動の推進につきましては、町の体育施設を利用したパークゴルフやゲートボールのほか、ウォーキングやプールを利用したエクササイズなどによる健康運動、さらにはウォーキングマップ等を普及させるなどの健康づくりの取り組みを行っているところであります。

年間使用できるプールの新設につきましては、現在、町内では6カ所に町民プールを設置しており、その一つであります幕別町民プールでは、加温することにより利用期間を他のプールよりも長くし、5月中旬から9月末の期間を開館し、その中で健康講座として、水中で行う運動プログラムを実施しているところであります。

十勝管内で通年利用のプールを設置しておりますのは、帯広市を含む5市町になりますが、年間の利用者数としては、音更町で7万人、芽室町などでは3万人から4万人となっており、季節ごとの利用としては、冬季は夏季に比べて4割から5割程度の利用状況にあるとお聞きしているところであります。

通年利用のプールを新設ということではありますが、芽室町規模で6億円の施設建設費用を要するほか、年間経費として5,000万円程度の維持管理費用が必要となることを見込まれますことから、通年利用のプールを新設することは現時点では極めて難しいものと考えております。

しかしながら、健康の保持増進にとって運動や日常の体力づくりは欠かすことができないものでありますことから、町の体育施設等既存施設を季節に応じて利用していただき、さらには各種健康講座をご活用いただきながら健康増進を図っていただきたく思うところであります。

また、高齢者の方がより意欲的に健康増進に取り組んでいただけますよう、個人の身体状況や体力等に合わせ、誰もが楽しく取り組むことができるように、今後、各事業を展開する中で積極的に推進してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「組織の拡充と体制の確立について」であります。

現在、本町の保健師は、保健課の健康推進係、介護支援係等に配置されており、それぞれ健康推進に関することや介護保険に関することを担っておりますが、町民との相談業務におきましては、健康相談、医療相談、そして介護保険制度の利用相談など多方面にわたりますことから、保健師間での情報交換を図ることにより適切な対応に努めているところであります。

また、近年、自治体の保健師に求められる業務内容は、多岐にわたり複雑化しておりますことから、職員一人一人が研修などを通じて自己研さんに取り組み、スキルアップに努めております。

このようなことから、現在の体制が保健師間の連携も図りやすく、町民対応にも適していると考えております。

また、増員などの体制の確立につきましては、平成25年度から札内支所に保健師1人を増員配置し、町民の皆さんの健康相談等に係る利便性の向上を図ったところでありますが、今後も町民の健康増進を図ることは大切な業務でありますことから、必要に応じて随時、職員体制のあり方などについては検討していかねばならないものと考えております。

ご質問の5点目、「幕別町健康増進計画の策定について」であります。

本町では、平成15年度から平成24年度までの10年を計画期間とする健康増進計画「まくべつ健康21」を策定し、これまでの間、生活習慣の改善と疾病の予防を中心目標として取り組んでまいりました。その後、平成19年度に中間評価と計画の見直しを行い、重点項目として食育対策やメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を計画に追加していたしております。

さらに、平成23年度には健康意識に関するアンケート調査を実施し、第1期計画時のアンケート調査との比較検討を行い、第1期健康増進計画に対する評価をまとめたところであります。この評価を踏まえ、「まくべつ健康21」第2期健康増進計画を平成25年度中に策定する予定であります。

第2期計画の内容といたしましては、成人期の健康づくり対策を重点に、高齢者の健康づくり、食育計画、母子保健計画も含んだ、住民の生涯にわたる健康づくりに資するよう、ライフステージごとの行動計画を具体的に示してまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

ことし国保税を引き上げざるを得なかったということから、きょうの最初の質問の方にも取り上げられた非常に関心の高い問題だというふうに思いますけれども、若いときの生活習慣がやはり後期高齢者と言われるような、そういう世代になって大きく影響がしてくるのだと思います。

調べてみますと後期高齢者医療制度の医療費につきましては、北海道は全国3番目に高いということで、また道内の中でも、例えば一番高いと思われる喜茂別町で1人129万7,000円余り、一番かか

っていない利尻富士町では63万2,000円余りと、倍以上の医療費となっているというような現実もあります。こうしたことを考えると、やはりいかに町を挙げて、また町民も巻き込んだ健康づくり運動というものが求められているということではないかというふうに思います。

まず最初に、1番目の検診の状況、この点につきましては藤谷議員の質問の中で詳しく議論されているところで、重複しないようにしたいと思いますけれども、例えば、答弁の中にありましたけれども、町民の予防の中で眼底検査と心電図検査を必須検査としたと、こういう前進が見られたと思うのですが、お医者さんの意見なんかを聞きますと、さらにこれに加えて貧血の検査、従来の採血の中でできる検査でもありますので、これもぜひ加えてもらえないかという意見も寄せられております。

また、検査項目をさらに充実させるという意味では、ピロリ菌の検査、これが最近注目されているといえますか、重要だと言われております。がんの原因としましては、肝臓がんにつきましては肝炎のウイルスの問題が関与しておりますし、また最近の予防接種で子宮頸がんについてもウイルスの関与があってワクチン接種が行われるようになったわけでありまして、もう一つの胃がんの原因として、このピロリ菌が非常に重要な要因となっていることが近年明らかになってまいりました。そうした中では、やはり従来の採血の材料の中で検査できるわけでありまして、胃がんのリスク検診、ABC検診とも言われておりますけれども、これをぜひ本町でも取り入れてやってほしいというふうに思います。

胃がん、従来胃の中には、あれだけの酸性の環境の中で、そうしたような細菌はいないと思われていたわけですが、しかしピロリ菌というものが強い酸性の液の内側といえますか、胃壁側にすみつく細菌だということがわかってまいりまして、しかもこれは幼児期に土壌などにいる細菌でもありますので、水道の完備していない状況の中で、我々の世代だとかお年寄りの世代は非常に高率に感染していたものでありまして、さらに母親が口移して食べ物を与えるというようなことから幼児期に高率に感染するということが、感染して徐々に慢性胃炎などに関与して、萎縮性胃炎、それから胃かしようだとか、そういうものを経て胃がんになると。最近の研究では、その胃がんのほとんどがピロリ菌に感染していると。ピロリ菌を持った群と持たない群で長期にわたって検査すると、ほとんど持っていない人からは胃がんが発生していないというようなこともあります。そうした点でぜひこれを加えていただいて、やはり早期にピロリ菌の退治だとかそういうものを行うことによって胃がんは劇的に減ると、こういうことが定説になってきております。

そうした点から、今申し上げましたように貧血の検査でありますとか、ピロリ菌のABC検診、これをぜひ加えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 議員のご指摘のとおり、最近は検査のいろんな方法がふえて、血液の中から発見できるものも多くなりました。例えば前立腺がんもその一つですし、肝がんに関しましても検査値の中で拾っていけるということが明らかになってきました。

私どもも、それぞれ今おっしゃっていただきました貧血の検査、それからピロリ菌の検査、そのほかも含めてどんな形でどんなふうに効率的に発見していくことができるかということも検証させていただきながら、次期の計画等にも入れながら検診の項目数とかも考えていきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） そして、検診の項目を充実させるだとかすることによって、やはり受ける側も積極的に受けようという、そういうものも生まれてくる。今回、眼底検査と心電図が加えられたというのものも、そういう受ける側の要望が入れられて実現したことでありますし、そうしたことを考えますと、やはりそうした検査によって早期発見・早期治療に結びつけていくことが非常に重要だと思いません。

ピロリ菌の検査の場合には、胃炎にかかった、慢性胃炎の場合には保険適用もされるということにもなっておりますので、ぜひそうした点で進めていただきたいと、そのように思います。

そのほかの検診のことでは議論もされてきたところでありますけれども、特に後期高齢者医療制度

の健診率が非常に低いと。議論になった更別のようなところでは、自分のところで病院も抱えたりということでありすけれども、そうでなくても結構大きな町村でも成果を上げているところもあります。ここにも述べられていますけれども、いろいろな丁寧な対応をして、何とか健診率を上げていただきたいと思いたすけれども、一言お願いします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 後期高齢者の方についてもお勧めしたときに、皆さんから返ってくる言葉が、いやいや主治医がいるからいいよというような言い方もされるのですね。それで、確かにそういう部分もありますけどということで、先生たちにもお願いしながら、後期健診に年に1回検査項目をふやした健診も受けてくださいということもお願いしていますし、もう一つは、ことしに関しては本当に元気な方も多いですので、全く病院にかかっていないという方もいらっしゃるの事実なので、ちょっとどんなふうにするかはこれから高齢者の係と詰めていきますけれども、主治医を持たない75歳以上の方で、年に1度も病院にかからないような方たちへの勧奨という形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） それから、職員の検診についてでありますけれども、相当高い受診率でやはり職員の健康を守るという点では非常に喜ばしいことだと思うのですが、嘱託職員や臨時保育士などの臨時職員を対象として実施している定期健康診断につきましては、この臨時職員の中にもいろいろな職種がありまして、例えば代替の保育士でありますとか、給食センターの代替の職員でありますとか、それから事務職の臨時職員でありますとか、そういう人も対象になっているのか、お聞きしておきたいと思いたす。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 定期健康診断の関係でありますけれども、臨時職員の関係ですが、基本的に臨時職員で健康診断の対象としているのは、臨時保育士ですとか、へき地の保育士あるいは臨時の保健師、それから給食調理員の方で、基本的に社会保険に加入をしているある程度長期の方の職員ということで、代替の保育士ですとか、そういったごく短期でという、また随時でという方については対象としていないということです。ただ、給食調理員に関しましては、代替も含めて全員行っているところあります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） なるべく健康な状態で勤務していただくという点からいいましても、長期の臨時は当然として、なるべく短期のそういう人たちにもそうした健診が受けられるように、また健康な状態で子供と接したり、業務をしていただけるような形にぜひ近づけていっていただきたいと思いたす。ぜひお願いしたいと思いたす。

次に、そうした健診、早期発見・早期治療を進める中で、次には早期に発見されても、やはりそういう人たちがなるべく早くお医者さんに行って受診してもらうことが非常に重要になるわけであります。そこで、2番目の恒常的低所得者への適用拡大を求めたわけでありますけれども、この町長の答弁の中で、生活保護の関係でありますとか、生活保護基準の1.2倍以下の2分の1だとか、こういふことで、国の示したものよりも拡大して実施しているという、そういう答弁でありますけれども、前にもいろいろ議論したことがあると思いたすけれども、こうした国保法第44条の減免の場合、今まで町としては災害でありますとか、失業でありますとか、そういう条件がつけられて対象にしていたわけですね。この答弁の、これだけ読んでいますと、僕ら恒常的低所得者といって、やっぱりそういう状況ではなくても年金が本当に少なく、災害を受けたわけでも失業したわけでもないけれども低所得者だという、そういう人たちにもしっかりと国保法第44条の適用を拡大すべきだと、そういうことも申し上げたこともあると思いたすのですが、そのように解釈して、それも対象になったと解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 対象者につきましては、恒常的な低所得者は対象にはならないということで考えております。基本的には、一時的に所得が大幅に下がった、そのような方については救済ということで、このように一部免除または全額免除、そのような形で対応したい、そういうことであります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） やはりその辺がもう少し踏み込んでほしいところなのです。いつも決算の時に出していただいておりますけれども、やはり町民の経済状況というのは非常に苦しくなっている状況、また年金などもまた3年かけて2.5%引き下げられるだとかいろんなこともありまして、早くかかれば早く治るのに、なかなかお金の心配のために重くなってしまうと。これも医療費を上げる大きな要因になっているのだと思うのです。そのことを考えますと、そういう恒常的な低所得の人も含めてやはりこの44条を適用させることが大局的に見れば、国保の赤字体質の改善の一つの大きな力にもなっていくのではないかとこのように思います。ぜひ恒常的な低所得者にも思い切って拡大していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 毎回議論になるわけですがけれども、我々が対象としている、いわゆる国保法第44条で言っている部分は、あくまでも国の基準の中で町としてどの程度拡大して、どの程度の低所得者対策ができるかという、あくまでも国の定めの中の範囲の中であるものですから、全ての低所得者を恒常的に一律対象にして減免するというような方法はなかなかとれないでいるのが実情でありますけれども、なかなか我々からするとこういう時代ですから、確かにおっしゃられるような場面はたくさんあるのだろうということは我々も認識はしておりますけれども、そうかと言いながらもやはり一つの法の中でやれる範囲というのは限られたこともあるし、町としてやる限界もあるのかなという思いもしております。

もちろん今後どのようにこういった問題が進んでいくかわかりませんが、町としては今の段階の答弁は、このような方向で進めさせていただければというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 今も申し上げましたけれども、医療費がどんどん増大していくと。そういう状況の中で、やはり一つのこの要因としてなかなか、例えばおなかが痛くなっても、ちょっとおかしいなと思っても、すぐ病院に行けない、手元にお金がないという人もたくさんいるわけですね。だから、そういうことがいよいよになってから行ったのでは医療費の削減につながらない。

今、1番でも質問しましたような検診をして早く見つけるということが大事だということでやっているのは、そこにあるわけですね。だから、そういうことを考えると、確かにそのことによって出費は伴ってまいりますけれども、しかし大局的に見ればそのことが医療費の削減にも結びついて、そしてまた健康な生活にも結びついていくわけですから、決して無駄な出費ではないということで、ぜひともこれは真剣に検討していただきたいというふうに思います。

せっかく検診率を上げるだとか、そういうことをやっても、そこにネックがあればやはり受診抑制が起こるわけですね。そのことが国保なりなんなり全体の医療費を上げるということにどうしても結びついていくわけで、ぜひとも町長に、この44条の検討をお願いしたいと思いますが、再度お願いします。

○議長（古川 稔） 町長。

○町長（岡田和夫） 私の答弁も繰り返しになるのだと思うのですがけれども、この制度ができて、保険局長からの通知をもとに、この制度がスタートしたと。あくまでもやはりその局長通知、国の制度が根幹にあって、我々はそれにできる限りのことをプラスしながら少しでもよりよい方向でということ今この制度があるわけでありまして。ですから、一律に所得が低い人全てをこの制度の対象として救済するという点については、なかなか私は難しい面もあると。もちろん、そんなお金がないから病院へ行きたくない、行けないということがあっては本来おかしいことなのだろうと、それは我々も十分

認識はしておりますけれども、かといって一律の所得をもとにして全ての医療費を減免する、減額するというについては、やはりもっと慎重にならざるを得ない部分はあるのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 日本の医療制度、外国なんかと比べてみましても高い保険料、本当に国保税などは担税能力を超えるような保険料にならざるを得ないような状況に置かれていると。しかも、そういう保険料を苦勞して払っても、今度かかるときに3割なり2割なり1割の負担をしなければならぬ。こういう国は珍しいようであります、やはりそうしたことを考えますと、その辺を改善することも国や町の大きな責任だというふうに申し上げたいと思います。

それから、3番目の検診と、町として健康を守る運動などを町民ぐるみで行って、高齢者の生きがいがあるようなそういう社会にしていくと。そういう問題についてでありますけれども、これはいろんなところでいろんな取り組みが行われているという話はされておりますのであれなのですが、長野県の場合などは、50年も前からそういうことで県を挙げて減塩運動をやって、そこはびんぴんころりという言葉があって、びんぴんと過ごして病気をしないでころりと死にたいと。そういう、それが理想的だというふうに思うのですね。そういうこともあって、そういう減塩食の運動、それから食事内容を全体で改善していく運動なんかをやった結果、長寿の日本一がかち取られたということで、やはりこれは町が中心となって、さまざまな団体などと協力しながら健康づくり運動を取り組んだ結果だというふうに思うわけです。

そうした点で、そうしたことをやった長野県のかかった医療費と、やはりかかってしまっているところとの差は、それこそ2倍以上もあるというようなことも生まれてくるわけで、そうしたこと、本町においてもいろいろな答弁にもありましたような町民とのいろんな運動、忠類でも体育館でやっているようなものとかいろいろありますので、そうした努力はしていることは見ているわけですが、さらに健康づくり運動というような形で、町ぐるみでぜひ取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

そうした点で、ふだんからの生活習慣病をきちんと対処した運動をしていくことによって、年とってから病気の出方も全く違って来るわけですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その辺の意気込みをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの藤谷議員のときのご答弁でも申し上げましたように、今、地域あるいは老人クラブ等でもいろいろ運動を通じながら、みずからの健康維持増進ということでは気を使われているのだろうと。旭町なんかを中心にふまねっつというふうなものなんかも、非常に今皆さん参加されて頑張っているようでありまして、もちろん我が町はパークゴルフもありますし、ゲートボールで頑張っている方もいますし、いろいろそれぞれがみずからの健康のために頑張っているのをされていらっしゃる。もちろん町としても、先ほど申し上げましたようにいろんな関係各課が連携を密にしながら運動を通じながら健康増進に、あるいは健康づくりのイベント、そういったことも含めながら、これからも進めていかなければならない問題だというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） プールの提案なんかもそうした一環として、ぜひ長期的に考えていただきたいという意味で申し上げたわけでありまして。

それこそ、そういう運動をすることによって、長野県ではたばこの喫煙率なんかも低くなってまいりましたし、野菜などの摂取量も男女を通じて全国一だというようなことで、その結果、年とってからの就業率、これは長野県、農業なんかの就業人口も多いので、そうした点も含めての就業率だと思っておりますけれども、年をとってからも元気に働いておられると、そういうようなことにもなっておりますので、ぜひ町を挙げたその取り組みをしていただきたいというふうに思いますが。

続いて4番目に、そのためにはやはり体制からきちっと整えていっていただきたいなというふうに

思うわけです。やはり地域の方々とお話をしておりますと、昔はよく保健婦さんが家にも来てもらって、健康のことなどもいろいろ話し合うことができた。やはりそうした保健師さんが家庭を訪れて、直接住民と触れ合うというようなことも昔はあったという話も聞くわけですが、介護保険制度が導入されて、その対応に保健師さんもすごく苦勞されておられて、そういう意味では非常に忙しい仕事をこなしておられるのだというふうに思うわけです。

そうした点で、医者に会う前に保健師さんのもとに通えというようなことが長野県では言われているようなのです。だから、お医者さんに来る前に保健師さんとよく話し合っ、相談して保健師さんに相談せというようにも言われているようなのですけれども、やっぱりそのためにもそうした介護保険制度などのあれで忙しくなって、なかなか家庭を訪れる時間もとれなくなったというような状況の中で、ことしは札内の支所に1人ふやして対応するということも努力はされているのですけれども、やはりこうした町民の健康そのものをもっと上向きの方向に町中を挙げていくのだという、そういうところにやはりもっと積極的にかかわれる保健師さんを2人、3人とふやすこと、これは確かにそこに予算も必要とするわけですが、それはやはり町民全体の健康と豊かな生活を築いていき、ひいては医療費を削減することにつながるわけですから、それはぜひともそういうところにお金も使っていただきたいと。

そういうことで、ぜひ体制としても今、健康推進係としていろいろやってはいただいているのですが、それを課に格上げして積極的に健康増進のためにイニシアチブをとっていくのだと。いろんな町民、ほかの団体との連携もとりながら、健康づくり運動、予防運動を展開していくことが町全体の質の向上になっていくことだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように長野県の事例の話は申すまでもなく、もともと私どもが役場へ入ったころは、保健師さんの大きな役割は、やはり一戸一戸訪問しながらいろんな健康相談に応じていく、これが本来の業務だというふうに我々も習ったところでありまして、ただ、今、介護保険ですとかいろんな業務が入ってきましたので、今はなかなか自分自身で思いがあっても現実に歩けないというようなこともあるわけですので、私どもはそういったことは少しでも保健師の事務的な負担が軽くできるような体制も考えていかなければならないのだろうというふうに思っております。そういった意味では、来年に向けてもさらに増員というようなことも、これからも考えていかなければならないのだろうというふうに思っております。

ただ、係が今、2係になっておりますけれども、まとめて保健課ですから、一つの係を課に上げるというよりは、保健課の中でさらに充実した体制を整えていくことが大事でなかろうかなというふうにも思っておりますけれども、お話ありましたように、さらに保健師の配置、充実というようなことについては意を用いてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） そうしたことで検討していただけるというお話でありますので、それに期待したいというふうに思います。ずっとこの議論してまいりましたように、やはり何としても早期発見・早期治療なのですが、その前に予防があるのですよね。予防をきちっとやった上で健診をして、早期発見をして、そしてしかも44条のような形で治療も受けやすくして、そして全体として町そのものが健康になっていくと、そういう関係にあるわけで、そんな点から言えば、例えば先ほど言ったようなピロリ菌のABC検診のようなものは本当の予防なのですよね。第一の予防。検査することによってピロリ菌の有無がわかるのですけれども、その上にさらに慢性胃炎なんかをやっているかどうかということまで大体判定できると。やっぱりそれがさらに胃かいような形にまで発展しているのかという、そしてさらに次の段階に行くのではないかというような、四つの段階ぐらいの診断がそれによってできるようであります。そして、そのことによってピロリ菌の除菌などをすれば、先ほども言いましたように幼児のときに感染しやすく、やはり胃がきちんと機能するようになって胃酸がきちんと出るようになると、なかなかそこにピロリ菌が取りつくということも困難になるようでもありますので、一度

除菌すれば、なかなかその後再感染するようなこともないというように聞いておりますので、そのことをすることが胃がんの撲滅の方向に、激滅の方向につながっていくということになれば、これは医療費の削減にもつながっていくわけで、そうした点でぜひとも町民の健康づくりは医療費の削減にも長い目で見るときちんとリンクしていくというふうに思いますので、ぜひとも真剣に取り組んでいただきたいと、そのことを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、14時35分まで休憩いたします。

14:22 休憩

14:35 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

○7番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問いたします。

危険家屋放置に歯どめを。

人口減少で高齢化に伴う空き家問題は、年々深刻化している。景観、防災、防犯などの面で生活環境が著しく損なわれ、廃屋、危険建築物の対応には十分な対策をすべきである。

1、空き家、危険家屋の調査を町内一円で行うべき。

2点目、立入調査を行い、管理が不十分な状態の場合に老朽危険家屋等に認定するなどして助言・指導をすべき。

3点目、解体撤去支援策の創設を。

4点目、更地にすると土地の固定資産税が高くなることへの対応を。

次に、スマートインターチェンジを設置する取り組みに参加すべき。

道東高速自動車道が釧路圏に向かって延伸されている中で、本町においては、長年の懸案であった札内新道のみずほ通以東の延伸整備が進むことになったことで、さらなる経済、産業の活性化のために帯広空港、札内市街地、道東道を結ぶ道路網の計画を進めることの起点となる事業と考えて、音更町が検討しているスマートインターチェンジ事業に町内の関係機関と協議して積極的に参加すべきと考え、伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「危険家屋放置に歯どめを」についてであります。

近年、老朽化した危険な空き家について、「屋根のトタンが飛ぶ」「犯罪や不審火の発生原因となる」などの防犯上の問題や、大雪や災害による損壊や倒壊といった防災上の問題について、大都市などにおいてその対応を求められていると言われております。

また、地方にあっては離農した農家住宅が廃屋化したことにより、良好な景観を阻害する原因となっているなど、一部の自治体ではその対応に苦慮しているとお聞きいたしております。

一方で、北海道の雄大な景観に憧れ、郊外地の空き家となっている農家住宅を移住希望者がいるなど、それぞれの価値観によってはさまざまな捉え方があり、このような住宅を活用した移住・定住の促進施策に取り組む町があるなど、その対応もさまざまであると認識いたしているところであります。

また、建築基準法上は、所有者には建物を常時適法な状態に維持する責務があり、「危険」とする範囲をどのように考えるべきか、どのような場合に危険と認定し指導・勧告すべきか、さらにはこれらの建物が個人の財産であることから、解体撤去に係る費用を公費負担とすべきかなど、さまざまな問題があるところであります。

ご質問の1点目、「空き家、危険家屋の調査について」であります。

本町における空き家状況などの実態を把握する調査につきましては、空き店舗対策の一環として一部行った経過はありますが、これまでに全町的な調査は行っておりません。

しかしながら、幕別町全体の世帯数は伸びているものの、地域別では減少傾向を示す地域があること、また高齢者の単身世帯数が増加傾向にあることなどから、潜在的に空き家の数が増加傾向にあるものと推察いたしております。

現状におきましては、老朽化した危険な空き家によって防犯や衛生面、生活環境などが著しく損なわれている旨の相談が寄せられている状況にはなく、住民生活に影響する極めて危険な空き家の存在の把握には至っていない状況にあります。公区長を通じた住民からの情報収集など、実態把握に向けたあり方について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目「老朽危険家屋等に認定するなどして助言・指導をすべき」と、ご質問の3点目「解体撤去支援策の創設について」、さらにご質問の4点目「固定資産税への対応について」は、関連がありますのであわせて答弁させていただきます。

老朽化した危険な空き家に対する取り組み事例につきましては、所有者に適正管理を求める事例と、解体撤去を支援する事例に大別されます。

所有者に適正管理を求める事例といたしましては、所沢市の「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」が平成22年7月に制定されて以降、全国において40余りの自治体で取り組まれており、指導や勧告などの取り組みが行われているようではありますが、国土交通省が本年1月1日時点で行った聞き取りでは138の自治体で条例が制定されているという調査結果も公表されております。

また、解体撤去を支援する事例といたしましては、上限額を設けて助成金や商品券の交付を行っているほか、自治体が所有者から寄附を受け解体撤去を行っている事例があるなど、その対応はさまざまであります。

これらの事例につきましては、防犯上や防災上の問題から現に生活環境に影響を及ぼしている状況にあるほか、良好な自然景観や田園景観、歴史的な町並み景観などを観光資源としてまちづくりを進めている自治体において、景観を阻害している原因となっているなど、それぞれの自治体においてさまざまな理由から制度の創設に至っているものであります。

このほか、移住や定住を促進させる目的から空き地・空き家の利活用を図るための前進的な取り組みを行っている自治体があるなど、それぞれの自治体においてさまざまな施策が取り組まれております。

しかしながら、これらの施策に取り組んでいる自治体では、制度化されるまでにおいて、危険と認定する基準や指導・勧告のあり方、解体撤去を促す支援策など、制定に至るまでには整理しなければならない多くの課題があるとお聞きいたしております。

また、住宅用地の固定資産税につきましては、地方税法第349条の3の2第2項の規定により、200平方メートル以下の小規模住宅用地については課税標準額を6分の1に、200平方メートルを超える部分の一般住宅用地については3分の1とする特例措置が適用されております。この特例措置につきましては、建物が現存していることが条件となっていることから、解体撤去により更地とした場合には、同様の特例措置を適用することについては難しいものと考えております。

このようなことから、ご質問にあります老朽化した危険な空き家としての認定や、支援策等につきましては、町内の実態把握に努めるとともに、問題点の整理やその対策として解体を促すべきか利活用を図るべきかなど、既に取り組みが行われている他市町村の先進事例や国の取り組みなどについて、調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、「スマートインターチェンジを設置する取り組みに参加すべき」についてであります。

十勝における高速道路網の整備につきましては、一昨年10月29日の夕張一占冠間が開通し、長年の夢でありました十勝と道央圏が一本の高速道路で直結いたしました。開通後の交通量につきましては、前年を上回る交通量が記録されており、特に道央圏からの交通量が増加するなど、観光を中心とした経済的な効果に期待を寄せているところであります。

ご質問にありました「スマートインターチェンジ」であります。地方公共団体が主体となって発意し、高速道路への連結許可を受けた施設であり、ETC 車専用のインターチェンジであります。スマートインターチェンジは、通常のインターチェンジに比べて施設が簡易であり、低コストでの設置が可能で、高速道路の利便性向上や地域活性化、観光振興が図られるといったメリットがあると言われております。

一方で、設置の要件として、インターチェンジのアクセス時間の改善など十分な社会便益が得られ、高速道路会社が負担する管理運営費の増加分が原則として当該インターチェンジの設置による増収の範囲内になければならないなど、社会的な必要性と採算性の確保が課題であるとされております。

十勝におけるスマートインターチェンジの設置につきましては、新得町と音更町において検討を進められており、音更町につきましては音更帯広インターチェンジから池田インターチェンジ間のほぼ中間地点に位置する「長流枝パーキングエリア」において検討されているとお聞きいたしております。

本町におきましては、平成 21 年に音更町よりスマートインターチェンジの設置に係る要請活動について近隣市町村として協力していただきたいとお話があり、これまでに音更町との情報交換だけでなく、帯広商工会議所地域開発委員会が主催する「スマートインターチェンジの事業化に関する説明会」や、「インターチェンジ設置候補地の現地視察」などに参加し、設置に向けた課題等について共通の認識を深めるなど、高速道路会社や関係する市町、商工団体との情報交換の場に参加してきたところであります。

今後の取り組みについてであります。まずは設置に向けた課題の整理が第一であり、そうした具体的な検討の主体につきましては、スマートインターチェンジの設置箇所が音更町内にありますことから、音更町において進めていくことになるものと考えております。

このことから、本町におきましては、設置に向けた課題の整理が一定程度進んだ段階において、一日でも早い事業着手へ向けた要請活動について連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、再質問させていただきます。

空き家、危険家屋の調査を町内一円でという、空き家の不適正管理は所有者のいわゆる単身高齢化や相続問題、それから解体・除去の費用、こういったものが捻出できないと、また自然災害で倒壊するというので放置されているのだろうと聞いています。ただ、町内一円でまずは実態調査、そのことは、実態調査自体はいわゆる立入調査とは違いまして、敷地に入ることも家屋に入ることもできません。いわゆる外目から見るだけです。そんな時間と経費がかかるとは私は思えません。いわゆる見た目、この家は空き家か、または危険だという程度の調査は簡単にできるのではないかと思います。町内一円でこの調査をやるべきだとまずは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 町内に空き家になっているだろうと思われるところは、私も通勤ですとか日常で見ているところでもあります。それから、町では、確認申請に対して現場の検査ですとか、そういったことも完了検査もございますので、担当係のほうがそういった状況は見てはおるのですが、ただ議員おっしゃるような全般的な調査としてはこれまで行ったことがございません。

それと、例えば冬の場合は家に入られた形跡がないということがありまして、除雪がされていないとか、そういったことで空き家というのは把握していますが、夏場に行ってみると人が住んでいるとか、逆に夏場の場合に人の電気がついていないけれども、冬はどうも帰ってきているようだとか、そういういろんなケースがあると思います。

立ち入って入るのがどの程度ということにはなるのですが、危険ということと空き家状況というのは、ちょっとまたその状況は違うのかなと思いますので、その辺今後どんなふうに関心家の確認をしていくのかということについては、もう少し時間が必要かなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 将来の予想として、昭和40年代前後に建てた家、これらがやはりこれからいわゆる危険建築物のふえる要因になっていくのではないかと私は考えております。特に、オイルショック以前の安く建てられた家がかかなりあるのだろうと思っております。これらのことは、やはり早期発見、早期対応、そして予備軍をふやさないということが実態調査の第一歩になるのだろう、そう考えております。ぜひ、町内一円で実態調査をまず第一歩でやるということを望んでおります。

また、公区長等を通じた住民情報、その処理ということを考えますと、立入調査をできるかできないかは別にしましても、受け入れ、いわゆる行政側もいろんな情報がこれから入ってくるのだと思います。そうすると、今までは建物だから建築が担当するのだ、それから放火の危険性があるから消防がやるのだ、ごみの不法投棄があるから町民課だ、そういういわゆる担当部署がこの危険家屋に関してはいろんな部署でなされているのだろうと思います。一元化ということが、これからは望まれるのだろうと思います。ぜひ、町側の体制として一元化という考えはないのか、まず伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 空き家を調査するとなると、公区長さんをお願いをして現地を確認してもらおうと、そういうことになっていくのだろうと思いますけれども、ただ家があいている、人が入っていない、空き家だ、それは全く危険でもなければ今ただあいているのだといった場合に、それも空き家の調査の対象なのかというようなことになってくると、なかなか難しいのかなと。今までほかの町村の事例で、条例なんかを設けているのは、そのままにしておく危険だから何らかの方策をとらなければならないとか、あるいはそこへ人が集まってきて不法に侵入しているとか、何かがあって空き家だと。たまたまうちの隣の人が引っ越していってなくなったからそれも空き家の一戸というようなことの調査がいいのかどうかということなども含めて、まずはその定義といいますか、調査をする場合にどういった空き家を調査するのかと、その辺からやらなければならないだろうというふうに思いますし、それに向かって今おっしゃったような課のあるいは係の問題、担当部局の問題ということが出てくるのだろうと思いますので、それらについては当然そういった問題に対応するときのあり方、課のあり方、係のあり方等については検討していかなければならないというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 定義となると、やはり今は建築基準法が多分うちの町では一番メインの法律といえますか、決まりなのだと思います。この建築基準法の適用でかなり多くの問題のことが解決できるということにはならないのか、お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 冒頭町長も申し上げましたけれども、家主には適法な状態にしなければいけない、そういった責務があるということで建築基準法上はうたわれておりますけれども、それが衛生上あるいは構造上ということになりますと、やっぱり中に入ってみるという範囲の建築基準法の場合はそういったことが求められるかと思えます。外観から見て空き家であるからすぐに危険家屋だという判断というのは、ちょっと早いのかなという感じもしております。

本州なんかの事例では、例えばかなり古い建物が隣のほうに倒れかかっているとか、屋根の部材が例えば落ちそうになっているとか、目に見て危険な状況というのが見受けられた場合については我々のほうで指導に入る、あるいは持ち主にそういったお願いをするということをもちろんしていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、現状を見たところでそういった危険の把握については、余り現状ではないのかなというのがちょっと我々の実感というところでございます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 空き家かその判断は非常に難しいと思うのですけれども、老朽家屋の危険度の判定ということになれば、これはまた少し話が進んでいくのではないかと思います。特にこの危険度の判定となると、客観性を担保としなければならぬだろうと、当然建築士だとか弁護士だとか、また経験豊かな技術者などを含めた、いわゆる老朽家屋等審議会などの機関の設置、これもいずれ必要に

なってくるのだらうと思います。ぜひ、この辺の考えが町として今から持てるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 例えば被災した場合についての危険度判定というのはございます。それは例えば柱の倒れ方ですとか、はりのたわみ方ですとか、亀裂の入り方というようなことで、一定のルールに基づいて、評定を青ですとか赤ですとか黄色ですとかという、そういう判定をしますけれども、通常の施設に対して危険度判定をするということになるとさらに詳しい、それは応急危険度判定という被災したときの、継続して住めるかあるいは危険があるかというところの判定なのですが、議員おっしゃる危険度の判定ということになりますと、さらに詳細にチェックをしなければいけないというふうに思っておりますので、目視でできる判定という範囲には入らないのかなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 本当にこの特に老朽化の危険度の判定となると、我々が見て簡単に、確かに目視で判断するというのは難しいのだらうと思います。ただ、やはりどうしても俺の家がなぜ危険なのだという事になると、客観性というのがどうしても出てくると思います。そうすると、所有者に対してそのまま放置しておけばもっとひどい壊れになるとか近隣に被害を及ぼすという、そういう危険度の判定に加えて、いわゆる建物の将来の行方といいますか、危険度のそういうことの助言だとか指導、これらもやはり所有者または管理者にしていかなければならないのだらうと思っております。そうなるとうちでも、いわゆる老朽家屋等の審議会、そういう人たちの知恵を拝借して進めるべきでないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 審議会というふうになりますと、まずその題材となる施設がどの程度あるかということの把握に努めなければいけないというふうに考えております。そして、今、先ほど申し上げましたけれども、例えば文科省の場合には危険改築というルールがございまして、その場合については、木造校舎であれば土台の腐れ方ですとか、はりの倒れ方ですとか、それから柱の倒れ方とか、そういった幾つかのルールを数値に基づいて点数化していくというルールがございまして、ですから、まず目視でどの程度そういったものがあるのかということと、それと詳細に今度はそれがどの程度の危険状態にあるかということについては、かなり専門的なことになるかと思っておりますが、審議会をつくるというよりは、まずはそういったその施設がどの程度町内に外観的にあるのかというようなことについて、把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、解体撤去支援策の創設ということで、きのうBSの8時からこの危険家屋のテレビをやっておりました。その中で、先ほどは百三十何個の自治体が進んでいるとのことですが、きのうのテレビでは200近い自治体が、今、何らかの形でこの支援策の検討またということをやって、非常にこの問題は早急に対策していかなければならないということのようであります。何せ我が幕別には、美しい景観の形成という大きな目標があります。ぜひ解体撤去支援事業、これはいわゆる所有者または管理者が好きこのんで置いておくというわけではないのだと思います。やはり費用の面だとかいろんな問題があってもどうしても投げている。それに対して町としては、当然補助対象の条件というのが出てくるし、それから費用の上限、今言った幾らかかるのだとかそういうこと、それから所有権の問題、さまざまなことが出てくるのだらうとは思いますが、やはり一戸でも二戸でも危険な建物に対して解体するという意欲のある、意思のある人に助成をできる、そういう施策を打つべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 解体する、本来は所有者が解体して更地にして跡地利用を図るということですから、先ほど来お話がありますように、その建物を解体するために町が支援する、その根拠となるもの

は一体何なのかというところが問題だと思うのですが、一昨年でしたでしょうか、岩見沢市が大雪で建物が壊れる、それが隣の家にも影響してくるので危険だと。かなり本州方面へ行きますと、敷地自体が非常に狭いので、そこに1軒ぼんと空き家が出てくると、その周辺の人たちに非常に迷惑がかかったり、子供たちが勝手に出入りしたりする、そういったことですか、いわゆるそれぞれの町の観光を売り物にするような町にすると、そういったものがあちこちに残っていると新たな観光施策が講じられない、そういったいろんな理由があって支援策というのがあるのだろうというふうに思いますけれども、私どもの町では今すぐという危険なものがあるというような通報を受けているわけでもありませんし、例えば農家が離農されて、サイローつ残っているけれども、あれもどうなのかといっても、別にこれに支援策というようなことにはきつとまらないのだろうというふうに思います。

そういったことからすると、この支援策を講じるあるいは支援策を適用するような施策を行うとすれば、先ほど来お話がありますように、前段の整理をつけることがまず大切なことなのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、4番目の更地にすると固定資産税が上がるという、このことも非常にやはり解体に対してなかなか進められないということはよく聞こえる話です。今うちの町だと余り200平米以下という敷地は少ないのだと思いますので、大体3分の1のいわゆる特例措置というのですか、それがなされているのだと思いますが、もし積極的に解体するという方が出てきたら、一自治体の特例として、せめて5年間ぐらいは建物がなくなっても特例措置をまた継続できるというような、そういう施策というのは、うちの町で打つことはできないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 家が建っていて、家がなくなったら固定資産税が高くなるという解釈と、もともとの土地の値段は土地の税金は1万円ですよ、そこへ家を建てたから3分の1にしますよと、だから家が建っていないなくても、いわゆる更地であっても、もともとは1万円なのです、家が建っていないなくても、建てたから3分の1になるのだから、それがもとに戻ったからさらに減免にするということは、今の地方税法の中ではあり得ないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 何となく理解のできる、確かにそう言われればそうですけれども、税金を払う側にすればやはり今まで家が建っていて安かったのだから、更地にしたら高くなったのだろうという、そういう気はいたします。それが1割ぐらいの増減ならいいけれども、3分の1という減免ですから3倍ですかね、そういうちょっと、やはり壊れてもいいから家を置いておこうかという感覚になるのかなという気はいたします。一自治体ではなかなかできないことでもあると思いますが、ぜひこれは、今、国に対してこの問題は本当に再建を積極的に進めるということがなっているようですから、ぜひ国に対しての働きかけ、これもやって本町において一歩でも二歩でも進めていただければいいかなと思って、次の質問に移りたいと思います。

それでは、スマートインターチェンジの問題に入りたいと思います。

道東高速自動車道が今、浦幌以東の工事が順調に進んで、2014年度は浦幌―白糠間、15年度には阿寒まで開通すると予定しているとのこと。工事進捗率は73%、総事業費で2,072億円と聞いております。2011年には夕張―占冠間が開通して、札幌圏と十勝圏が直結したと。道東道効果が生まれましました。その上、釧路圏まで直結となると、十勝圏を中心とした大きな商業圏ができて上がるのではないかと考えています。

特に、隣町の音更町においては、経済効果が非常に大きいと聞いております。今や札幌圏から来る人にとって、音更が十勝の入り口だと、玄関口だと位置づけていると聞いております。周辺の工業団地は、アクセスのよさで物流や、それから営業販売の効率化を見込んだ道内外の流通、建設業の業者のほか、食品加工や医薬品の製造業まで、予定していなかったような業種が幅広く進出していると聞

いております。

我が町にとって高速道路へのインターチェンジへの出口は、池田青山、帯広北、川西と、どこをとっても近くもなく遠くもなく、いわゆる非常に使い勝手のよくない、遠いかといえば遠くはないという、余り決して利用しやすい状況には今はないのだと思っております。これからまだまだ高速道路の整備が進めば進むほど、幕別町は置き去りにされるのではないかなという危機感を私は持っております。

そこで今、音更町に新しい長流枝にスマートインターが設置される運動が起きていると聞きました。十勝川温泉、幕別町の温泉、札内の工業団地、それから新田牧場、新しくできる忠類のインターチェンジ、これらを結ぶ縦線の道路網の考えができております。スマートインター設置運動の参加条件の前段として、国道 38 号線、または先ほど決まりました道道昇格の環状線、いわゆるこれはうちの町にとって横のルートだと思っております。縦の道路網を中心とした産業、観光資源再生構想を早急に作成すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 実は、このスマートインターチェンジ、長流枝と新得の問題は、先般も確かに活性化推進期成会の中でも、これは話題となったわけでありまして。ただ、今年度については、まだまだ熟していないというようなことで、来年以降にまた検討しようということになったのですけれども、どこの町村にとっても重要なこれは要素であると、ぜひ実現すべきだということは共通認識を持ったところであります。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、いろいろな手法があって、特に今、音更町はインターをつなぐとする場合、これを道道をもって整備してほしいというような要望があったり、もちろん高規格高速道路は公団ですから、公団がその交通量に見合った対策がとれなければ、なかなか許可はしてくれないといった問題、こういったことを含めながらさらに検討を進めたいというのが今の状況です。

私どもは、先ほどもお話ししましたように、私も音更の町長から直接言われて、ぜひ参加してほしい、要請には名前を連ねてほしいということでありまして、そのことはもちろん否定するものではありません。もちろんうちもできれば 30 分足らずでそこへつながることにもなるわけですから、そのメリットもまたあるのだろーと思っておりますから、そのことは全く否定するものではありませんけれども、今すぐどうこう動くという状況にはない、まずは音更のほうで地ならしといいますか、いろんな協議を進め、あるいは道道とか開発だとかの協議を進めた中から、また私どもにもご相談をいただけるのではないかというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 確かにまだすぐではないのでしょうかけれども、もしこの長流枝にインターチェンジができたら、我が町とそのインターチェンジを結ぶ道路は十勝広域農道という、そういう道路構造令で言う農道タイプでつくられた道路であります。これを我が町とインターチェンジを結ぶ基幹の道路といえば、やはり長流枝のインターチェンジをつくる時の周辺整備の道路の構造としては非常に弱いのではないかなと私は思うのですよ。ぜひ、将来できるであろうということを推定して、やはり十勝中央広域農道、このいわゆる農道タイプの構造令をもっと、高速輸送もできる、大量輸送もできるという路盤構造だとか平面線形だとか縦断勾配、こういうものを要所要所、危ないと思う通りには、先々改良または修繕、国道や道道より立派とは言いませんけれども、それに近い構造令で少しは整備していかねばだめではないかと思っておりますが、そういう計画を持つ予定はないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご案内かもしれませんが、あの広域農道が完成した暁には道道で管理していただきたいというような当時はお話があったわけでありましてけれども、いろんな事情があって今日に至って、結局は例えば大橋一つ音更と幕別で管理をしているというような状況であります。

そういった意味では、今盛んに橋の改修なんかも行われているわけでありまして、いわゆる国道や

道道から比べると、農道という道路の種類ですから、十分でない部分もあるのかもしれませんが、私どもは最後まで、これからも道道の昇格に向けてはいろんな機会があるごとをお願いしていかねばならないなどというふうに思っておりますし、そのことがうちの新しい道路に13号につながっていく一つの計画にもあったわけでありまして、それらも含めながら、これからも音更町とは連携をとりながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 確かに音更と幕別を結ぶ、この商圈を結ぶ道路がやはり農道というのは、非常に私は弱いものだなと。今現実には、国道から十勝中央大橋まで舗装されていますけれども、やはり路盤厚も少ない、舗装の強度も弱いものですから、今の道路の傷みは非常に激しいものだと思っております。ぜひ道道昇格なりなんなり、そういう行動は続けてほしいなと思っております。

長流枝のスマートインターチェンジの設置の目的ということ自体を考えますと、いわゆる人と物と情報が行き交う、そういうことを期待して私たちは願っているわけです。ぜひ、幕別に縦線の新しいいわゆる道路網、忠類のインターチェンジもできます。もし、音更のそのスマートインターチェンジができたとするならば、横線ではなく縦線の道路網を中心にした新しい、新しいというか目線を変えた考え方で産業、観光、いわゆる再生資源というものをぜひ関係機関と協力して考えていくべきだと私は思ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、15時30分まで休憩します。

15:16 休憩

15:29 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 通告に従ひまして、次の点について質問いたします。

1、必要なときに利用できる介護保険制度に。

(1) 厚生労働省は、介護保険で「要支援1、2」と認定された「要支援者」を保険給付の対象から外し、市町村が裁量で行う地域支援事業の対象に移すことを検討課題に挙げました。要支援者へのサービスを公的保障を薄弱なものに切り下げて、給付を削減する狙いです。

市町村の独自判断で要支援者を保険給付の対象から外し、地域支援事業の対象に移す仕組みは2012年4月に創設済みです。既に全国で27カ所が実施していますが、厚労省が今回示したのは、任意であった地域支援事業を義務化し、要支援者の全体を本給付の対象から外すとするものです。事業内容は市町村の裁量とされ、介護に当たる人員や運営の基準もなく、ボランティアや民間企業の配食サービスなどを活用するとされます。要支援者への保険給付の大半を占めるヘルパーによる調理など、生活援助の取り上げにつながり、サービスが低下し、地域間格差が生じるとも批判されています。

したがって、以下の点について伺います。

①「要支援1、2」の認定者数と利用者数は。

②仮に町で実施の場合、町の負担額は。

③国に対して、「要支援者はサービスの対象外」としないよう求めること。

(2) 幕別の高齢化は25.3%と高くなり、特に75歳以上の人口が増加し、高齢者の核家族世帯は60.8%と高い状態になっています。介護が必要になった場合、単身者はもちろん、高齢者同士の「老老介護」は事故につながる可能性が大きくなり、安心して暮らせる施設介護の充実が求められます。現在4カ所の特別養護老人ホーム、1カ所の介護老人保健施設が設置されていますが、待機者の状況、

今後の手だてなどについて伺います。

①各施設の入所者の要介護度の割合は。

②幕別町民の待機者の実人数と今後の手だてについて伺います。

2、町営の共同墓地設置を。

単身の高齢者や跡継ぎのいない高齢者夫婦がふえています。また、跡継ぎがいても、さまざまな事情で遠隔地に住んでいたり単身であったり、お墓の継承者がいなくなってしまうことがあります。

町民から町営の共同墓地設置の要望が出されていますが、考えを伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「必要な時に利用できる介護保険制度に」についてであります。

介護保険制度において、介護予防の考え方は重要であり、予防給付が必要と認定された要支援認定者の方たちが、住みなれた地域で自分らしく生活していくためには大切なサービスであることは言うまでもありません。地域でのさまざまな社会資源も活用しながら、予防給付の適正なサービスの提供が重要であると考えております。

ご質問の1点目、「要支援1、2の認定者数と利用者数について」であります。

平成25年3月末の状況では、要支援1の方が185人、要支援2の方が202人、合計387人であり、要介護認定者数1,421人の27.2%を占めております。このうち介護サービスの利用者数につきましては、平成25年3月の給付状況では、要支援1の方が112人、要支援2の方が142人と、要支援と認定された方のうち要支援1で60.5%、要支援2で70.3%の方が介護サービスを利用している状況となっております。

ご質問の2点目、「地域支援事業を町で実施した場合の負担額について」であります。

平成24年度の実績では、介護予防サービス給付費は1億800万円であり、介護給付費全体の5.7%を占めております。給付費に対する負担の内訳は国が25%、道及び町はそれぞれ12.5%で、残りの50%を被保険者の保険料で賄うこととされておりますことから、介護保険事業としての町の負担分につきましては、平成24年度の実績では1,350万円となりますが、この事業を町単独の事業で実施した場合は9,450万円の負担が新たに生ずることになります。

ご質問の3点目、「国に対して『要支援者はサービスの対象外』としないよう求めることについて」であります。

社会保障制度改革国民会議が4月の論点整理において、増加する介護費用を抑制する観点から、要支援者への給付を介護保険の対象から除外し、市町村事業に移行することも含めて見直していくとしたところでありますが、介護保険部会では、「介護予防の効果が薄ければ給付対象から外す検討も必要」との意見が出る一方、地域差の拡大を懸念する意見や、市町村の裁量となった場合に利用できるのかを懸念する委員の意見もあるとお聞きしているところであります。

町といたしましては、これらの議論が利用者の自立の支援を後退させることのないような方向でまとめられることを期待するものでありますが、今後とも関係機関等を通じて情報の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、「特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の待機者の状況、今後の手だてなどについて」であります。

ご質問の1点目、「入所者の要介護度の割合について」であります。

地域密着型を含む町内4カ所の介護老人福祉施設、1カ所の介護老人保健施設に入所している方は205人であり、介護度の割合につきましては、要介護4の方が最も多く26%、次に要介護3の方が23%、要介護5の方が21%、要介護2の方が19%、要介護1の方が11%となっております。

ご質問の2点目、「幕別町民の待機者の実人数と今後の手だてについて」であります。

町内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設の平成25年5月末現在における待機者数は延べ82人

であります。

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、各期の介護保険事業計画の中で基盤整備に努めているところであり、第5期では、地域密着型介護老人福祉施設が平成24年度に忠類と札内で2カ所、平成25年5月に旭町に1カ所開設され、3施設の定員はそれぞれ29人となっており、平成26年10月には特定施設1カ所が開設予定であり、定員は100人となっております。

町内の入所施設につきましては、今期計画末には、特別養護老人ホームと老人保健施設がそれぞれ1カ所、地域密着型特別養護老人ホームが3カ所、グループホームが9カ所、特定施設が1カ所整備されることで、さまざまなニーズに対応した施設の基盤整備が図られることと考えております。

また、第6期計画につきましては、今後の給付の状況、待機者の状況等を十分考慮し、基盤整備計画を含め、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、「町営の共同墓地設置について」であります。

ご質問にありますように、町といたしましても単身の高齢者や跡継ぎのいない高齢者夫婦が増加していることは認識いたしております。

また、町営墓地につきましても、近年、管理する方が遠方にいる場合や継承者がいない等により、管理が不十分な墓地も見受けられるようになってまいりました。

墓地に関する最近の傾向であります。後継者がいなくなることや後継者の負担を軽くするため、永代貸し付けをしております墓地を返還し、遺骨を菩提寺の納骨堂に移して、永代供養とする方もふえてきております。

ご質問の共同墓地につきましては、共同で埋葬する「合葬式墓地」または「合葬墓」と呼ばれる墓所のことと思っておりますが、全国的には東京都、横浜市、さいたま市など都市部において合葬式墓地を設ける自治体があらわれてきていると承知いたしております。

町といたしましては、今後、管内市町村の動向を見ながら墓地管理のあり方について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 再質問いたします。

まず、要支援1、2の認定者数と利用者というところでございますが、要支援1、2の認定者は二十七、八%ということですが、こういう中で介護保険を利用している認定者の約3分の1弱になっております。その中で実際に利用されている方は要支援1が60.5%、そして要支援2が70.3%、このように認定されて実際に利用されている方が60%から70%ということです。地域を見ましても、この高齢者の中で、ひとり暮らしの方ですとか老夫婦の方、介護認定を受けても介護保険を利用することによりまして、例えば買い物ですとか掃除ですとか、食事をつくるですとか、それも自分一人ではできないけれども、ヘルパーさんが一緒にいてくれることによりまして自分の好みのお料理をつくったりだとか、自分の気持ちに添った掃除の仕方、そういうようなことで自立して生きていくことができるという状況も聞いております。ですから、この要支援1、2の介護保険の利用ということは、いかにして自立していくかという高齢者を支える大変重要な、そういう介護保険の利用だと思っております。

そういう中で今回、2015年4月からこの要支援1、2の方々を介護保険から外すという、こういうことが国の厚労省のほうから出ております。そうしますと、高齢者の実態がどうなるかということになりますけれども、今そういう方が外された場合には、町独自で手だてを行っていく、そういうことが提起されております。

そうしますと、今はヘルパーさんが介護保険を利用して自宅に行っているのですけれども、それはボランティアの方ですとか地域の方ですとかそういう方々、それから給食のサービスなどは民間の企業に委ねる、そういうことになりますと、やはり食事をつくるということは自分もヘルパーさんと一緒にやって自立していく、それがただ配食サービスというふうになりますと、そのこのところの手だて

がちよっと手薄になるのではないかということが考えられます。

また、ボランティアの場合でも、きちっとヘルパーさんのように教育を受けたボランティアの方が介護に当たるといことであるのであれば、手だてはきちっと行えるのかなと思うのですが、まだそういうボランティアの方々に対する教育とか研修とかされていないのが現状ではないかと思います。そういう中で、ボランティアに委ねていいのだろうか、そういうことも考えられます。そういう点について、考えを伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどご答弁申し上げましたように、要支援者の数がこれだけいて、そしてこれだけサービスを利用されているわけでありますから、私どもとしては何とか今の制度はこのまま続けていただけるようになってほしいなど、そういう思いであります。決して要支援の方がそういった皆さんの力で頑張っていくことが、いわゆる介護者にならないための努力でもあるわけですから、そういったことから考えると、やはり現状の制度で存続していくことが私どもにとってもよいことであろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） そのところが非常に、厚労省の考え方とそれから実際に現場でそういう高齢者に接しているところの違いというのは本当にはっきり分かれていると思うのです。

実際に今、要支援1、要支援2を自治体でやっているところ、全国で27カ所実施されております。それで、ことしの4月からは132カ所に拡大するという予定だというふうに、資料ではそういうふうに記載されているのです。そうしますと、これはまだ実施されたいとは言いながら、厚労省ではこれを自治体独自でやっていくようにという前倒しで進めているということでもあると思うのです。

ですから、そのところは本当にここ要支援1、要支援2が外されるという不安は非常に大きいものがありまして、これは自治体の不安とそれから高齢者への負担、そういうところにつながっていくと思います。そういう点では本当に不安を感じるころでもあります。

そして今、この要支援者の給付なのですけれども、これは保険給付というのですか、そういうものも大半を占めていくという、これは施設のほうなのですけれども、施設のほうはちょっと置きまして、こういうふうなことが実際に行われますと、高齢者へのサービスの低下にもつながりますし、地域間の格差も生じる、そういう不安もあります。

また、ヘルパーステーションとかそういうところの事業所にとりましても、要支援1、要支援2の利用者が約半分を占めているということで、地域で高齢者を支えている、そういう施設の存続にも大きくかかわってくるのではあると思うのです。ですから、そういう点では本当に大変な状況に、介護保険制度の利用をしている人たちにとっては大きな不安につながると思います。そういうところでしっかりと、自治体からもそういうことを外すことはやめてほしいという意見を上げていくことが必要ではないかと思います。

また、仮に町で実施した場合、町の負担額は平成24年度の実績は1,350万円、そして町単独で実施した場合には9,450万円という、これ試算されております。そうしますと、要支援1、要支援2の事業は外されたらと仮定した場合に、町の一般財源から行うのか、それとも介護保険の枠、事業の中で行うのか。そういうふうにしますと、介護保険料の引き上げにもつながるのではないかと、そういう心配もあるのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 介護保険制度から外されてしまえば、これは町が独自でやるということですから、介護保険とは別個に一般会計の中で財源を確保していくということになるのだと思いますけれども、ただ先ほどから言っていますように、介護保険制度が発足して、要支援1、2の事業についても50%、25%、15%ですか、そういう割合の負担で事業がスタートしたわけですから、それは1、2はだめだということは、これは本来の介護保険制度の根幹にまで及ぼすような問題ではないかというようなことは、これは我々が言うのであって、どこまで通じるかは別にしても、我々の気持ちとしてはやっぱ

りそういうものを持って強く話を持っていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 町の立場としては、外さないようにという、そういう姿勢で臨みたいというふうにお考えかと思うのですが、実際に厚労省では 2015 年から外していきたいという、そういう姿勢がだんだん、明らかに大きくなってきていると思うのです。

といいますのは、社会保障と税の一体改革、こういう中で国民会議が開かれまして、そこでは日本経団連とか経済同友会、日本商工会議所、こういう経済団体から、これは介護保険の給付から軽度者の生活援助の除外、それからそのほかにも 70 歳から 74 歳の患者負担を 2 倍にすることですとか、それから所得などに応じた介護保険の利用料の値上げ、こういう社会保障の解約がどんどん推し進められてきている中の一環として、要支援 1、要支援 2 が介護保険から外されてきているのです。それが実際に前倒しされているので、そういう危険性が大変大きいと思うのです。

そこが心配なところなのですが、実際にまだこの幕別町ではスタートするというふうに決められたわけではないのですけれども、そういう心配がありますので、そういう手だてをしっかりと行っていくことが必要ではないか、そういうことなのですが、今実際に、町の負担額は 9,450 万円ということが試算されておりますので、こういう負担になりますと、町の負担だけになるのか、それから介護保険に上積みされるのか、そこも大きな課題になると思うわけで、それに対して、お答えの中では解約されないように期待するものだというふうにお答えになっているのですけれども、このところはもうしっかりと歯どめをかけていくような動きをしていかなければならないと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁書でも申し上げましたし、今、野原議員から言われましたように、社会保障制度改革国民会議の中で今これも話が議論されているという段階が我々のところへ話として来ているわけですから、我々はもちろんそれを容認したわけでもないし、そうあるべきだなんて言ったこともありませんから、何とか現行制度でということで、これからも運動していきたいというふうに思っています。

ただ、問題は、今のままいっても介護保険料が 5,000 円から 8,000 円まで上がるのではないかと、いろんなことが言われている中であって、やはりもっと介護保険制度のいろんな課題を整理していく。ただ、今言われているのは、国の負担を減らすような方向に何となく話が進められているのかなというのが、ちょっと我々としては残念な面ありますけれども、やはり制度をよりよいものにしていくということが一番肝心なことではないのかなというような思いはしていますけれども、そうしたらおまえらがやれと言われたら、それもちょっとつらいのですけれども、そういう思いではありますので、決してもうこれは決まったわけだというふうには思っておりませんので、これからもそういう動向を注視しながら、町としての対応に当たっていききたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） そこが本当に不安なのですよ。確かにまだ実施されてはいないのですけれども、どんどんどんどん先取りして実施されているというところが本当に不安も大きく感じるところです。

で、今まで見ていまして、社会保障がどんどん削られてきています。介護保険だけではありません、年金の削減、そして生活保護の基準の引き下げですとか、その一環の中で介護保険制度も削られてきているというところでは、2015 年から厚労省は目指しているとは言いながらも、まだ年数は 1 年ちょっとあると言いながらも、実施される可能性大というところが大変不安なものですから、町村会とか、そういうところでしっかりと国に歯どめをかけていくということが大事だと思うのです。そうしますと、そういうことをしていかなければ介護保険料はどんどん上がっていくけれども、利用するのは利用できないという、そういう不安が大変大きいものですから、今からしっかりと手だてをとっていただきたいということが一つです。

そして、そういうふうにならないのが一番いいのですけれども、仮にそうなった場合には、ボラン

ティアさんですとかそういうところで実施していくということも言われておまして、そういうところでは介護にかかわるボランティアの研修ですとか、そういうこともきちっと今から手だてをとっていくということをしていかなければ、実際にヘルパーさんが行けない状況になった場合には本当に介護が形骸化してしまうのではないかと思いますので、不安が先に立っているということもあるのですけれども、そういうことも考えていかなければならないのではないかと思いますので、そういう点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、今現在は審議中ということでありますので、私どもも介護ボランティアの研修ですとか育成なんていうところまで、まだ正直話はしておりませんし、検討もしておりませんが、今も申し上げましたように、これからどういった方向で進められていくのか、その動向を注視する中で必要なものについてはやっていかなければならないかもしれませんけれども、今の段階では特には考えておりません。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） その点は今考えていないというお答えでしたけれども、介護にかかわるボランティアさんは介護保険要支援1、要支援2が外す、外されないは別として、地域で支え合うということではそういう育成も必要ではないかと思っております。そうすることによって、地域の交流も深まるということもありますし、そういう手だてというのは、これからも必要ではないかというふうに私は考えております。

次に、施設の入所者の要介護度のことなのですが、今、旭町にもサテライト型ができて、すぐ満杯になりました。そこで、本当にまだ入りたいという人もおりますけれども、そういう中では介護度の高い人が本当はそういうところに入って十分介護が受けられるということが、地域のそういう高齢者を支えている家族の声でもあるのですけれども、今こういう中で、本当に介護が高くて要介護5であっても入所できなくて断られたという声も聞いております。そういう点、町側として押さえているのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 入所に当たりますと、各施設が入社の判定委員会の要綱を持っておりまして、その中で厳正に決められておりますし、私どももそこをきちんとするという指導もしておりますが、施設によりましては看護体制の問題でありますとか、要介護5の方というのは医療が必要な方というのも多くいらっしゃいます。そういうような方で、施設受け入れが困難という方もおりますので、一律介護度が重いから入所の判定になるとは言い切れない方でございます。各施設も24時間体制で看護師を置いたりとかということに力を入れるようにして、できるだけ医療が必要な方も受け入れる努力というのはしているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） そういうことも含めまして、介護されている家族の納得が得られるような、そういう手だてがやはり必要ではないかというふうに思うのですね。そういう手だても行うことによりまして町民の不満というのでしょうか、そういうものも解消されると思います。今、近くにできたけれども入れないという、そういう不安の声も聞いておりますので、そういう手だてもしっかり行っていただきたいと思います。

そして今、町民の待機者ということなのですが、今82人と答弁をいただいております。そういう中では今、特定施設もこれから増設されるというご答弁をいただいております。100床ですか。これは民間の施設ということで、たしか介護認定を受けている方が50人、そうでない方が50人という押さえかなと思うのですが、そうではないのでしょうか。というふうになりますと、やはりこれは所得に関係なく入所料金が決まるという施設ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 現在、当町に計画をしております施設は、混合型の有料老人ホームということで、持っている人が50人、持っていない人が50人ということではなくて、1人対99でもいいし、ゼロ対100でもいいのですけれども、どんな形でも入所が可能ですよ、認定を持っていなくても入所できますよという意味なので、計画の中で50人としているのは、広域の施設なので、広域の施設、十勝管内とは言いませんけれども広域の施設なので、幕別町民だけが入るという考え方ではないので、おおむね町民の人が50人そこを使うだろうという試算です。こちらの施設ですけれども、もちろん民間で所得にかかわって入所料を決めるというシステムではありませんが、逆に民間なので、居室料等々は民間の裁量で、例えば低所得の人に配慮した家賃設定をしているところが多くあって、うちの町の選定基準の時にもそういう低所得の方も入居できるような方を提案してくれるという事業者という指定でしたので、今回についても低所得の方に関しては家賃のところで整理をしながら入所を受け入れてくださるというふうにお話はお伺いしております。

以上です。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 家賃のところを低く抑えるということであっても、所得に応じた入所料を決めるということではないですよ。今、本当に町民の暮らしを見ましても、年金は2.5%これから下げられていく、そして消費税も上げられるであろう、まだはっきり決まったわけではありませんけれども、それから物価も上がっていく、そういう中で本当に将来の不安が大きいわけです。介護保険も、前段まだ決まったわけではないと言いながらも、どんどん町民に負担がかかる状況で、一番望まれているのが特別養護老人ホームなのです。町でも努力されまして3カ所サテライト型できてももう一つあるのですけれども、今、高齢者の人口を見ましても、平成23年度は認定者数が1,289人、平成26年度は1,560人ですよ。確実に認定者は多くなってまいります。そうしますと、約300人近くの介護認定者がふえるわけで、施設入居者も今は82人が待機しているということなのですけれども、入所希望者もこれ以上ふえる可能性があると思います。そうしますと、やはり町民の生活の実態から見ますと、特養を望む方が本当に多くなってくると思うのです。町民の暮らしを見ましても、国民年金が約50%弱ですよ。そうしますと、やはり施設がふえても自分たちが入れないような料金の介護施設では本当に利用できない状況も生まれている可能性もありまして、やはり特養の増設がこれから本当にまだまだ必要ではないかというふうに思います。

そして、今、特養の施設を建てますと、一番の問題は、介護保険料に上乗せされてしまうことが、これは大変大きい問題であると思うのです。それで、介護保険に算定されないような国の措置が本当に大事だと思うのです。そこをぜひ町からも発信していきまして、そういう施設を自治体として、一番住民に密着している自治体から声を上げていくことが大事だと思うのですよ。介護保険に上乗せしないで、国とか道とかの財源でそういう特養を建てていく、そういう手だてが今必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ぜひ、そんな施設が建てられたら私もありがたいなと思いますけれども、誰かがやっぱりお金を出さなければ施設はできないわけですから、それは国が100%、町が100%出して建てて、あと入る方は無料で入れますよ……

（無料なんて言ってないですの声あり）

○町長（岡田和夫） 無料でなくても低料金で入れますとそういったことがなかなか許される状態では私はないのかなと。それこそ先ほどの要支援の1、2がなくなると同じように介護保険制度のやっぱり根幹がそこでもやっぱり崩れてしまうということになってしまうのかと。おっしゃることは私も同じですよ。施設ができるたびに保険料が上がるというのは、これは決して我々としては喜ばしいことでもないし、住民負担がふえるわけです。しかし、一方では施設を求めている方も現にいらっしゃるわけですから、それに答えることもまた必要だと。そして片一方では、お金はなるべくもらわない、

安くすれ、ここら辺がやっぱり厳しいところだというふうに思いますし、思いは確かに同じ思いはあっても、現実的な対応として、町で国にただでつくってくれというようなことは、なかなか申し上げるような状況ではないのかなというふうには思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 今の介護保険制度ですとか、それから今の国の社会保障の財源の使い方、そこから見ると本当に町長、そんな夢みたいなこと実現不可能だとおっしゃいますけれども、実際にそういう財源の使い方をして、税金の使い方を福祉優先に使っている国もあるわけなので、よその国のことだと言って横に置くわけではなくて、やはりしっかりと地方から声を上げていくということは大事だと思うのですよね。

だから、そういうこともしていくことによりまして、地域の雇用もふえますし、経済も回っていくわけですから、そのところを真剣にやっぱり国に意見を上げていく、求めていくということが私は大事ではないかと思うのです。これ本当に今、自分たちの責任だみたいにおっしゃる方もいるのですけれども、自助・公助とおっしゃる方もいるのですけれども、やはり長年働いてきて高齢期を迎えてきた方が安心して暮らしていける、そのところをしっかりと私たちが声を上げていく、そういうことをしていけないと安心した暮らしはできないと思うのです。今本当にそこが大事なことだと思うのです。

ですから、こういう特養ですとか、そういう施設を国の責任、もう道も含めまして建てていくということを、理想論みたいではなくて現実に向かっていく、そういう発信が私、今本当に大事だと思うのですが、その点をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） よその国のことは私も余りわかりませんが、ただ現実的に今、国は社会保障と税の一体改革をやろうと、消費税を上げようとしている。これもほとんどが厳しい、この社会保障にあるいは医療費等含めてお金がかかるから何とか財源を確保したいということでもあります。

さらにそれに上乗せするようないろんな国に求める、求めることは当然私も求めますけれども、それに応えるとするならば、国としてはそれなりの財源をまた確保していかなければならないのだろう、その確保の仕方はいろんな方法はあると思います。単なる増税で終わらないのかもしれない、歳出を抑えればいいこともあるのでしょうし、いろんなことはあると思いますけれども、介護保険制度を存続していく中では、まずはできることからやっていくと。先ほどの要支援1、2を何とか存続させてもらうだとか、いろんなことをやって、なかなか特養をただで国でつくれということまでは、私は現実的な問題としては難しいのかなという思いを申し上げたい。悪いとかいいとかというのはこれはまた別問題だと思いますけれども、現実的にはそんな状況にあるのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 町長の考えということで、現実的ではないというお答えでしたけれども、やはり私はそのところをずっときちっと求めていくことが大事だというふうに考えております。

あと、共同墓地ということなのですが、これは今確かに単身者、それから高齢者夫婦、そういう方で、なかなか後継者がいないということで共同墓地ということを求めているという声も多く聞かれています。札幌などはNPOでそういう共同のところもあるということなのです。

例えば確かに永代供養されている方もいらっしゃるのですけれども、共同でそういう墓地があるということによりまして、いろんな方が埋葬されます。そうしますと、いろんな方がそこへお参りに来るということで、いつも墓地がきれいになるですとか、それからお花が添えられているだとか、そういうふうにして墓地周りを整理されるということも聞いておりますし、そして今の経済状況からも、なかなかお墓を自分で用意できないとか、そういう経済的な事情もあって、そういう面も一面にあるのです。ですから、そういう点では町独自でそういう墓地を持つということは本当に暮らしの大変な人だけではなくて、そういう人たちも含めまして必要だという声もありますので、他の町村のことも考えながらというお答えでしたけれども、幕別町が率先してそういうことも行うことも必要ではな

いかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先日の新聞に、糠内の浄永寺さんでそんなような公式の墓園といますか、お墓をつくられていると。ですから、私どもとしては、町がやるのがだめだという意味ではありませんけれども、まずは民間といますか、そういったお寺だとかそういうところがやっていただければ、率先していただければありがたいなという思いはひとつ持っております。

それで、先ほど申し上げましたように、管内は町村でやっているところは恐らくないと思いますから、全道的にどういったケースが考えられるのかも、ちょっと調査・研究をさせていただければというふうに思っております。

○16番（野原恵子） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は午前10時から開会いたします。

16:13 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第2回幕別町議会定例会
(平成25年6月13日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野 茂敏
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 報告第3号 平成24年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 議案第51号 幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第52号 幕別町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第6 議案第54号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第7 議案第55号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
- 日程第8 議案第56号 平成25年度幕別町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第57号 平成25年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第59号 工事請負契約の締結について（あおば子育て園建設工事（建築主体））

会議録

平成25年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年6月13日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月13日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 教 育 部 長 羽磨知成
総 務 部 長 古川耕一 経 済 部 長 田村修一
会 計 管 理 者 田井啓一 企 画 室 長 伊藤博明
民 生 部 長 川瀬俊彦 忠類総合支所長 姉崎二三男
建 設 部 長 佐藤和良 札 内 支 所 長 飛田 栄
企 画 室 参 事 細澤正典 総 務 課 長 菅野勇次
地 域 振 興 課 長 原田雅則 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
福 祉 課 長 坂野松四郎 こ ど も 課 長 山岸伸雄
都 市 施 設 課 長 笹原敏文 保 健 福 祉 課 長 稲田和博
税 務 課 長 中川輝彦 学 校 教 育 課 長 川瀬康彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野 茂敏

議事の経過

(平成25年6月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番藤原議員、8番乾議員、9番牧野議員を指名いたします。

「一般質問」

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 通告に従いまして、2点について質問を行わせていただきます。

初めに、「元気臨時交付金」の有効活用によって、暮らしを支える政策についてであります。

安倍政権がスタートしてから5カ月が経過し、2013年度予算は2012年度補正予算と合わせての実質15カ月の経済政策となりました。「円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す」としてありますが、円安による一部の輸出企業の業績向上や、大資産家の株投資による資産増加にとどまり、相変わらず地方経済は厳しく、町民の暮らしも賃金は上がらず、物価や各種税負担等の引き上げなど厳しい現状が続いております。

町民を支え、地域経済の活性化政策が常に求められておりますが、12年度補正に盛り込まれた「地域の元気交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」は、13年度予定していたハード事業に充てることができ、その分の一般財源を他のハード、ソフト事業に活用することができる仕組みとなっております。自治体の財政力に応じて配分が変わるといった仕組みなど、計画の難しさはありますが、積極的な活用を行っていくべきであり、この事業に対する町の計画を伺います。

1、「元気臨時交付金」の事業計画について。

2、充当で生み出される一般財源の活用で、暮らしを支える政策についてであります。

次に、生活保護扶助基準引き下げの影響と制度後退の法改正の中止を求めることについて、お尋ねをいたします。

生活保護扶助の基準が今年の8月から3年間引き下げられます。生活必需品の物価は値上げ傾向にある中で、2008年以降の物価下落を理由に670億円総額で引き下げられることは、受給者の暮らしをより困難にし、その影響は甚大であると考えます。

また、「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めた憲法第25条に基づき定められている扶助基準は、生活保護制度はもちろんのこと、個人住民税の非課税限度額や就学援助

の支給基準など税や社会保障制度の多くの算定基準となっており、引き下げの影響は広範囲の町民に及び、自治体そのものにも及んでいきます。

さらに、今国会で制度そのものを見直す法の改正案が提案されており、その内容は「扶養照会」の強化や申請に書類提出を義務づけるなど、窓口段階で申請を困難にするという生存権を脅かしかねないものとなっています。

現在でも生活保護の捕捉率は15%から18%と低く、申請の改善や充実こそが求められております。生活保護制度は北海道の事務となっておりますが、実質的な就学援助の後退を招かないなど、町の政策に大きくかかわり、町の仕事でもありますので、現状と対策、また国に対して制度後退の中止を求めるよう、次の点を伺います。

- 1、生活保護受給の世帯数と人数。
 - 2、受給世帯の内訳。
 - 3、扶助基準引き下げによる影響。
 - 4、特に就学援助の影響は大きく、来年度からの引き下げにならないよう町独自の手だて。
 - 5、国は影響は少なくする手だてをとっているが、具体策は示されているかどうか。
 - 6、「扶養照会」強化や申請に対する書類提出の義務づけなどの法改正の中止を国に求めること。
- 以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「『元気臨時交付金』の有効活用によって、暮らしを支える政策を」についてであります。

昨年発足した安倍政権は、日本経済の再生に向けて、公共事業の上積みなどによるデフレ脱却を強く打ち出し、平成24年度補正予算と平成25年度予算を一体的なものとして、「15カ月予算」を編成したところであります。

その具体的な施策として、平成24年度補正予算に総額1兆3,980億円の「地域の元気臨時交付金」を創設し、追加される公共投資の地方負担額への特別措置を設け、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図ろうとするものであります。

各地方公共団体に対する元気臨時交付金の交付限度額につきましては、当該地方公共団体が追加で実施する公共事業の地方負担額を算定の基礎とし、財政力を勘案した調整を加えて算定されるものであります。

本町における元気臨時交付金につきましては、当初2億9,000万円ほどを見込んでおりましたが、その後の地方負担額の精査などにより、先般、約2億3,000万円の内示を受けたところであり、平成24年度の補正予算及び平成25年度予算に計上した元気臨時交付金の額とほぼ同額となったところであります。

ご質問の1点目、「元気臨時交付金の事業計画について」であります。

初めに、今後の元気臨時交付金の流れを申し上げますと、地方公共団体は、先ほどの交付限度額を基礎として、充当する事業の実施計画を策定・提出し、それを受けて国は、実施計画を審査の上、交付金を交付することとなります。

本町の臨時交付金の充当事業につきましては、平成24年度補正予算に計上した糠内中学校屋体改築事業、農業水利施設保全合理化整備事業の2事業と、平成25年度予算に計上した13本の道路整備事業、公営住宅建設事業を予定しているところであります。

臨時交付金の限度額算定の基礎となった追加事業と臨時交付金の充当事業につきましては、平成25年度以降に実施予定であったもの、あるいは実施の必要性はあったものの、なかなか着手できなかったものであり、今回の経済対策臨時交付金を受けて前倒しで実施するものであります。

ご質問の2点目、「暮らしを支える政策を」についてであります。

先ほども申し上げましたが、今回の臨時交付金は、通常財政措置のない地方負担額に対して、国の財政支援が受けられることにより、後年次に予定していた事業を前倒しで実施できますことから、町

にとって有益なものであると考えております。

しかしながら、単年度の財政運営で考えますと、平成 25 年度予算においては一般財源の不足を補うために、財政調整基金から 2 億 5,000 万円の繰り入れを行ったところであり、臨時交付金がなかったと仮定した場合に、同様の事務事業を確保するためには、さらなる基金の繰り入れ、あるいは地方債に財源を求めるなどしなければ、予算編成することは難しかったものと考えております。

言いかえますと、臨時交付金が措置されたことから、財政調整基金の支消を抑制すること、あるいは地方債の借入れを抑制することができたものと考えており、その分を財源として、即、新たな施策に充てるということは難しいものと考えております。

町の施策は、ハード事業、ソフト事業を問わず、その時々住民ニーズや国の施策あるいは財政運営などを総合的に勘案しながら、進めていくべきものであると考えており、今後においても、健全な財政運営を保ちつつ、できる限り住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、「生活保護扶助基準引き下げの影響と、制度後退改正の中止を」についてであります。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からは、ご質問の 1、2、3、そして 5 点目、6 点目につきまして、答弁をさせていただきます。

生活保護制度は、生活に困窮する全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものでありますが、昭和 25 年に生活保護法が制定されて以来、社会情勢や経済動向などの変動に応じて制度の内容も見直されながら現在に至っているところであります。

今国会において、今日の社会情勢に対応した制度とするために、被保護者の社会的自立の助長をより促進し、生活保護の適正化を図ることができるようにするという趣旨の改正案が審議されているところであります。

今回の改正の主なものとしましては、一つ目として、生活保護基準の見直し、二つ目として、就労基礎控除の見直し及び就労収入積立制度の創設など、いわゆる就労の促進を図ること、三つ目として、不正、不適正受給対策、四つ目として、所有する自動車の処分期間の延長などが挙げられます。

特に、生活扶助の基準額の見直しにつきましては、3 年程度かけて段階的に実施するとのことであり、現時点におきまして平成 25 年 8 月の改定内容は示されておりますが、平成 26 年度以降の内容については不確定な要素もあり、今後の動向に注視してまいらなければならないものと考えております。

なお、「生活保護事務」につきましては、福祉事務所を有しない町村は、保護申請の送付や保護費の支給などの事務を担っておりますが、それ以外の事務は、基本的に都道府県が行うこととされておりますことから、十勝総合振興局社会福祉課の資料に基づいて答弁をさせていただきますことをご理解いただきたいと思います。

ご質問の 1 点目、「生活保護受給者の世帯数と人数について」であります。

本町における平成 25 年 4 月現在の受給世帯数は 221 世帯、受給者数は 330 人で、保護率と言われる住民基本台帳人口に対する割合は、1.19%であります。

平成 15 年 4 月では、受給世帯数は 118 世帯、受給者数は 178 人でありましたので、この 10 年間でおよそ 2 倍に増加している状況にあります。

ご質問の 2 点目、「受給世帯の内訳について」であります。

平成 25 年 4 月現在の「受給世帯数 221 世帯」の世帯類型による内訳につきましては、男性が 65 歳以上、女性が 60 歳以上の方のみで構成されている世帯、いわゆる「高齢世帯」は 101 世帯で、構成率は 45.7%、子供が 18 歳未満の母子で構成されている世帯、いわゆる「母子世帯」は 20 世帯で、構成率は 9.1%、世帯主が障害年金または障害者手帳を所持している世帯、いわゆる「傷病・障害世帯」は 61 世帯で、構成率 27.6%であります。

また、「高齢世帯」、「母子世帯」及び「傷病・障害世帯」のいずれにも該当しない世帯は 39 世帯で、構成率は 17.6%であります。

ご質問の 3 点目、「扶助基準引き下げによる影響について」であります。

生活保護基準の見直しにつきましては、一般生活費として支給される生活扶助第 1 類及び第 2 類等

の基準額の見直しでありまして、本年8月から実施される予定ですが、激変緩和の観点から見直し後の基準生活費が現行の基準生活費の10%を超えて減額とならないように調整するとともに、3年程度かけて段階的に実施されることになっております。

生活扶助基準額の見直しに係る影響額につきましては、過日、厚生労働省から「生活扶助基準額の見直しの具体例」として、夫婦と子2人世帯、70代以上夫婦世帯、単身世帯など9類型の世帯別の基準額がモデル事例として示されたところでありまして。

国の見直しの具体例で、最も影響が大きい世帯類型は、40代夫婦と小・中学生の子2人の4人世帯で、生活扶助に住宅扶助と教育扶助を含めた現行基準での受給月額20万9,000円が、平成25年8月から平成27年度までは20万4,000円となり、月額5,000円の減額、率にしますと2.3%の引き下げとなり、平成27年度以降では月額の受給額が19万4,000円となり、月額1万5,000円の減額、7.2%の引き下げになるところであります。

また、最も影響の少ない世帯類型は、60代の単身世帯と夫婦世帯及び41歳から59歳の単身世帯で、改正後の平成27年以降においても、現行とはほぼ変わらない額となっております。

なお、生活扶助基準額につきましては、一般生活費第1類の年齢区分による基準額は、12歳から19歳と20歳から40歳の2区分で引き下げとなりましたが、他の区分については引き上げとなっており、一般生活費第2類の世帯人員区分でも、1人世帯は引き下げとなっておりますが、2人以上の区分においては引き上げとなっております。

今回の改正で総体的に引き下げとなっておりますのは、一般生活費の第1類に用いる逡減率の引き下げが大きな要因と考えられます。

また、本町における影響額であります。町村において生活保護費の支給事務を行っておりませんことから、正確な影響額の試算は困難な状況にありますが、国が示した生活扶助基準額の見直しの具体例の9類型が、生活保護受給世帯の8割程度を占めるとのことでありますので、この9類型の影響額を基礎に推計しますと、本町における影響額は、平成25年度は8月から改定になることを加味しますと年額約254万円となり、平成27年度以降は約1,009万円で、平成24年度受給実績額が2億589万円に対し平成25年度は1.2%、平成27年度以降は4.9%の引き下げになると試算しているところであります。

なお、生活扶助基準の見直しに伴い、個人住民税の非課税限度額等や就学援助制度など他の制度に生じる影響につきましては、ご質問の5点目の中で答弁をさせていただきます。

ご質問の5点目、「国の具体的対策について」であります。

平成25年5月16日付で厚生労働事務次官から都道府県知事等宛てに、生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響については、国ではできる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針を確認しているという内容の通知があり、その対応方針の概要も示されているところであります。

その内容につきましては、一つ目として、個人住民税の非課税限度額等については、平成26年度以降の税制改正において対応することとしているところであります。

二つ目として、生活保護基準を参照して対象者を設定している「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、結核児童療育給付事業」や「就学援助」などについては、生活保護基準の見直しによる影響が及ばないよう、市町村が認めた世帯については、無料の扱いや要保護者として国庫補助申請を認める取り扱いをすすめているものであります。

三つ目として、金額の設定に当たり生活保護基準を参照しているもの、例えば「児童保護費等負担金等」については、「一般生活費」「日用品費」「児童用採暖費」及び「期末一時扶助費」に関して、これまで準拠していた「標準世帯」の設定が行われなくなったことを踏まえ、「据え置く」とされたところでありまして。

四つ目として、住民税非課税限度額を参照しているもので「対象者の設定に当たり参照しているもの」及び「金額の設定に当たり参照しているもの」については、いずれも平成25年度には影響がなく、平成26年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討するとされております。

ご質問の6点目、「法改正の中止を国に求めることについて」であります。

今回の改正で、保護開始時に扶養義務者に書面で通知をすることが規定されましたが、扶養義務者に対して報告を求めることがあり得ることなどから、この点についてあくまでも法制上の整理として、その対象となる扶養義務者に対して、事前に親族が保護を受けることを把握できるようにすることが適当との指摘を踏まえ規定されたものであり、現在でも扶養の照会は行っており、この通知の対象となり得るのは、明らかに扶養が可能と思われるにもかかわらず扶養を履行していないと認められる極めて限定的な場合に限ることにされるものであり、その旨厚生労働省令で明記する予定であるとお聞きをいたしております。

また、今回の改正で、必要な書類を添付しなければならない規定を法律上設けることにしたのは、調査を法律に基づいて実施するのであれば、申請に際しても保護の決定に必要な事項を法律上明確にする必要があるとの指摘を踏まえた法制上の整合性を図るためであり、現在でも省令上申請は書面を提出して行うこととされており、申請していただく事項や申請の様式も含め、現行の運用取り扱いに変更しないとされております。

また、資産や収入の状況についても従来から提出を求めているところであり、今回の改正で新たな資料の提出を求める事項はないとお聞きをいたしております。

なお、現在、厚生労働省の事務連絡に基づき、事情がある方に認められている口頭申請につきましては、5月31日に衆議院の厚生労働委員会で可決された生活保護法改正案に「特別の事情があるときは、この限りではない。」という条文が追加されたとお聞きをいたしております。

したがいまして、手続における法制的な面からの整理という意味合いでありますことから、法改正の中止を国に求めるという考えは持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の4点目、「就学援助の町独自の手だてについて」であります。

就学援助制度につきましては、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して、市町村が教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう学用品費や修学旅行費、学校給食費等の必要な給付を行うものであります。

本町におきましては、この制度の趣旨を踏まえ、幕別町就学援助運用要綱に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、すなわち現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある方及びこれに準ずる程度に困窮していると幕別町教育委員会が認める方を準要保護者として、生活保護法による保護基準額を準用して定めた金額と世帯の収入金額から生活保護法による基礎控除の限度額を控除して得た認定対象額を比較して1.3倍未満に該当する方を、原則、就学援助の対象者として認定しているところであります。

このたび示された生活保護基準の改正におきましては、激変緩和の観点から、3年程度かけて段階的に実施することとされており、現段階で示されている平成25年8月からの生活保護基準額の算定基準を用いて、平成25年5月末現在の本町における就学援助認定者を再算定いたしますと、認定者の11.4%に当たる29世帯、計54人が非認定となり、金額にして約457万5,000円の扶助費が減額となる見込みであります。

また、平成26年度以降の生活保護基準の算定基準については、現段階では示されていないことから、影響額等を算出することはできませんが、ご質問にあるとおり、生活保護費が段階的に引き下げられることによる影響は大きいものと認識しているところであります。

一方、文部科学省においては、生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた方等について、生活保護基準の見直し以降も引き続き国庫補助の対象にすることとしており、また準要保護者についても、各市町村に対して、国における取り組みの趣旨を理解し、適切に判断するよう求めているところであります。

本町におきましても、平成 25 年度は、生活保護基準改正後も見直しは行わず引き続き対象とするとともに、来年度以降の就学援助制度の具体的な対応につきましては、就学困難な児童生徒に対する適切な就学奨励を行う観点に立ちつつ、他市町村における動向なども注視するとともに、就学援助制度のみならず、生活保護基準の見直しに伴い影響が生じる他制度との整合性も勘案し、町長部局と連携しながら、総合的かつ慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 再質問させていただきます。

初めに、元気臨時交付金の事業計画についてであります。この事業につきましては、3月の行政執行方針において、町長自身が有効な活用を行って予算を組み立てていくやの執行方針でのお話がございました。本来であれば3月の時点でお尋ねをすることが予算の組み立てとしては適切だとは思いますが、その15カ月予算、そして配分のあり方等々不透明なところがたくさんございまして、なかなか質問するというような状況には至らなかったわけです。そこで今回改めて事業をきちっと確定されて進められるという段階であろうということで、お尋ねをしたところであります。

初めに、この当初予算をしていました平成 24 年度 1 億 3,900 万円だったのでしょうか。25 年度と合わせまして大体予定額の金額を先般受けたということですが、たしかこのときの当初の説明では、財政力によって配分が変わってくるのだというような説明で、平均では 8%、7%から 9%の間で変わってくるのだというようなご説明もいただいております。今回 2 億 3,000 万円と決まったその背景、幕別町としてはどういった財政力であるということ国の方が定めてこのような配分してきたのか、伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 今回の内示にかかわる詳細といいたいまいしょうか、内容についてでありますけれども、本町のまず地方負担額につきましては、最終的に事業費とそれから対象事業費等の精査に基づきまして、本町では 2 億 6,000 万円ほどの地方負担額ということになりました。それに対しまして、財政力指数に基づいて調整をした上で交付限度額が決まってくるということでございますけれども、本町におきましては 0.87 の財政力の調整がなされまして、最終的に 2 億 3,000 万円ほどの内示額となったところであります。

以上であります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） わかりました。0.87%ということは、指定された幅の 9%に近い額だったのだなというふうに思います。

それで、お尋ねしたいことは、この文字どおり元気臨時交付金、地域を元気にする臨時交付金ということありますから、これまでなかなかできなかった公共事業、ずっと下げられてきておりましたから、そういったところに当然充てられている、それはこれまでの補正予算の一覧あるいは新年度予算の中から酌み取ることができるのですけれども、こういった 2 億 3,000 万円の予算措置がされれば、私どもは当然全体としての予算が潤うとは思わないのですけれども、しかし、なかったことを考えれば、有効な活用ができるのではないかというのが今回の質問の一番のお尋ねしたいところなのです。それで、お答えでは、結局こういうものを充当しても財調から 2 億 5,000 万円ほど崩しているのです、なかなかそうはいかないのだと。ここでは、そういうお答えでありますけれども、たしか先般財調には 2 億円の基金を積み戻しておりますよね。それから、そのときには庁舎建設のために 5,000 万円ということで、これももちろん私たちも認めてきているところではあります。そういったお金のこの 3 月から今までのやりとりを見ていると、やはり有効な活用をする考えがあればできるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 予算を組む、財政運営の手法として、交付税を初め、いろんなものが当初の段階

では確定がされていない。したがって、財調を当初2億円なり2億5,000万円を計上させていただいて、その後、交付税の決定状況によってその財調を積み戻したり、あるいはまた新たな分を積んだり。特に大きいのは、毎年3月に特別交付税が決定になってくるのですけれども、これはもともと根拠がないわけですから、2億円なのか、3億円なのか、4億円なのかということがなかなか難しい。しかも、毎年こしは減るのではないかと、こしは減るのではないかと。もちろん、全国的に大きな災害があったりなんかすると、集中的にそちらへ特交は行ってしまうというようなこともあって、そういうことで最終的には3月の特交が決まって、最終的な整理予算というようなことになるものですから、結果的に2億5,000万円の積み戻しや、あるいは新たな積み立てができたということですが、なかなか年度当初ではそこまでは読み切れない部分があるというようなことで、今の財調も当初2億5,000万円計上させていただいているというのが実情であります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 当然、その特別交付税がなかなか予測がつかないということは理解をした上でお尋ねをしているところなのですけれども、全体として新年度の予算は増額で組まれてきておりました。一般会計で1.5%、特別会計では5%ですね。ならして2.8%の予算を組んでおられましたから、そういう点では積極的に組んでこられたのだというふうには思いますし、こういうものも含めて、見通しながら臨んだというふうには押さえます。

ただし、そうでありながらも、実際にはいろんな思惑があって、デフレ対策ということで来ているわけなのですが、結果として、いろんな町の事業者、そして働いている人、住民というふうの流れに流れていって、初めて元気な交付金の役割を果たすのだというふうには思うのです。でも、今までと余り変わらなかったと。そういう予算の増額はありますので、若干増額はされたとは思いますが、なかなか今の厳しい状況の中に行き渡るような、そういう流れにはならない。しかも、こういうことはやはり時間がかかるのだと思うのです、末端のところまで効果があらわれるのは。そうすると、やはり同時に末端の生活を支える支援策を講じて生きてくると。両方の政策がきちっとかみ合わさって行って、全体の元気が生まれてくるというふうには思うものですから、そういう点では、財調に戻したということではあります。やはり生活を支えるという点では、今回は具体的にこのことというふうには出さなかったのですけれども、しかしこの議会3日間を通して、数々の議員の皆さんからもいろんな政策の必要性が訴えられておりました。そういうことを考えれば、もっと積極的な運営ができるのではないかと、思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 積極的な財政運営をする、これはまさに今の国の方向性がそういった方向に進んでいるわけですから、我々も新たな事業に着手するとか公共事業をふやしていく、あるいは住民の期待に応えるために社会資本の整備に当たっていく。これらは今までもそうでありまして、これからもそうでありまして、ただ我々の町として一番大きな財源であります地方交付税が今年もマイナスになったと。さらに、先般発表された骨太の方針でいきますと、社会保障費と地方交付税はもう聖域ではないから、文字どおり来年度以降もメスを入れるのだと。こうなってくると、やはりそれなりの財調なり何らかというものは留保していかなければならない。そうでなければ、国の事業に合わせるたびに、こしはこれだけで来年はこんなになったり、次はまた落ちるのか、何とか均衡あるような事業や仕事を発注するということになれば、ある意味での留保も必要ではなかろうかと。そういった全般的なことを考えた中で、財政運営は求められているのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 弾力的な運営をしていくためには一定の積み立てが必要であるということは、理解をするところです。その一定をどこまでの金額を一定とするかということが政策を打つときの見きわめなのだろうというふうには思うのです。ですから、うちの会計を見てきますと、大体全体の基金というのが30億円を超えずと推移してきてますよね。それがこれは財調だけでなく、ですから、そういったものを一つの目安にされて来られているのだろうというふうには思います。思います、

しかし、全体の一般会計であれば133億円ですか、ことし。特別会計を合わせまして220億円というところですから、15%から20%近い、20%まではいきませんが、基金を持って臨んでいられるというふうに思うのです。私は、その見きわめの中でそれを使うことによって町が元気になって税収がふえていくのだというふうになるのが一番いいのだと思うのです。お金を置いておいても、それはお金はお金を生みませんけれども、それを事業によって経済に回していくことによって還元が生まれてくるということを考えれば、その辺の15%から20%の基金を持っていることもどうなのかとずっと疑問に思ってきました。ですから、その辺の今後のあり方として検討も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、基金の総額が30億円ぐらいですけども、これは中には財調以外にも目的を持った基金が相当ありますし、中でも11億円は合併による交互の財政対策ということで積んでありますから、そんなに突出して大きな積み立てではないのだろうと。逆に、今、国は町村の基金がふえ過ぎていて。交付税をおまへたちは使っていないので、全部基金に積んでいるのではないかと。そういったことが交付税の減額というところへ来ているわけでありますから、決して私たちも基金の積み立てだけが目標ではもちろんありませんし、ただ、言っているように基金は使えなくなってしまうわけですから、ですから、これは1回や2回や3年や5年ではなくて、やはり均等に、あるいは町の事業も均等に発注していくことが地元にとっても、あるいは業者の方にとっても住民の方にとってもいいことではないかなと、そんな思いでありますので、これは何億円が限界で何億円が基金積んだらだめだなんていうものはありませんけれども、その辺は十分長期的な財政運営をにらみながら、これからも考えていかなければならないと思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 次の質問がありますから移りますけれども、ただ国のその財政のあり方というのは、本当に三位一体改革の、もっと言えば、その前から構造改革も含めて、ずっと地方にとっては厳しいといいますか、地方が振り回されるような予算のあり方だったというふう思うのです。こういう点でも、町長はいつも六団体を通していろんな意見を挙げてこられていますので、その努力も引き続き行っていただきたいというふうには思いますが、基金があるから交付税を減らすというような、そういった短絡的といいますか、そういう見方についても非常に不満がありますけれども、しかし活用して、ただ減らしていくというのではなくて、活用することによって地域の循環して戻ってくるというような流れを私はもっともっと工夫、今もされていますが、もっと取り組んでいただきたいという思いからお尋ねをいたしました。

生活保護のほうに入らせていただきます。

初めに、生活保護の一番最初には、まず状況を伺いました。道の事務であることを承知の上で質問させていただいたことをお許しいただきたいと思います。この間、ずっと生活保護の受給者がふえているということが大きな社会的にも取り上げられていまして、見てきたわけですが、うちの町も今お話しいただいたように、10年間を見ると倍加しているということですが、ここ昨年あるいはその前の数字を見ますと、人数ではふえているけれども、世帯数では横ばい、むしろちょっと減っているのかなというふうにうかがえます。年金の引き下げだとか大変次々に暮らしを困難にさせる国の政策が矢継ぎ早に住民のほうに向かってきているのですが、高齢世帯が生活保護受給者の幕別においても約半分、45.7%というお答えでありましたので、全国より若干高いのですね。全国は44%でありますから。こういったところにも、年金の不十分さ、そこがきちっと保障されていれば、生保受給者も半分減るのだろうと、逆に思う数字であるというふうに見ました。母子世帯あるいは傷病者、傷病者も障害者と合わせると約30%近い27.6%、ここもさまざまな医療制度が充実されることによって少なくなってくるのだろうというふうに、きのうからもこの国保の問題が取り上げられておりましたけれども、そのように受けとめているところです。

問題は、こういった増加傾向にある生活保護の受給者の扶助基準が下げられるということでありま

して、影響額は伺いましたが、全体では10%を下回るように下げていくということであります。総額で670億円ですから、これ膨大なものなのですから、一番は、これはもう決められてしまいました。来月、再来月から実施です。それで、影響額を伺いましたら、いろいろ影響は出るのだけれども、国の手だてもあって定かでないところも多いやに受けとめました。

ただ、一つには、影響なのですから、平成25年度には影響しないというのは、これは当たり前のことなのです、税は前年度で確定して定められるわけですから。私が心配するのは、やっぱり26年度これからどうなっていくかということなわけです。お答えの中では、26年度以降のことについては余り明確に、明確にはできないのだと思うのですけれども、大事なところのお答えがないというふうに思いました。次年度以降の非課税世帯、これがどうなってくるのか、あるいはさまざまな公営住宅にしても介護保険にしても医療にしても、例えば減免基準なんていうのは、これ生活保護の金額が基準になってきますよね。そういうものが下がってくるわけですから、そういう対象者、現在幕別でもそういう減免を受けている人たちがいらっしゃると思うのですけれども、そういう人たちが減免の対象になっていかないというようなことも出てくるのだと思うのです。そういう点では、今回は出ておりませんので、今後、十分きちっとその辺も調査して必要な対策は来年になってからではなくて今からとっていただきたい、このように思いますが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、来年度以降については、何ら今のところは出されておられません。ただ、これ先般の朝日新聞なんかの報道を見ますと、もう既に生活保護費については、ことしの670億円に加えて、住宅扶助を初め新たな見直しを行うのだというような方針が出されております。これは今いろいろ言われています社会保障と税の一体改革から始まって、生活保護の問題など、一連のことがこれからどんどん出てくると、いわゆる税そのものの改革も出てくるのだらうと思います。恐らくはこれみんな選挙後ということになるのでしょうかけれども、消費税もはっきりするのは秋以降だというようなことも言われていますけれども、我々はそういった動向を今の段階では見守るといいますか、注視していくしかないのでしょうかけれども、その後どんなような状況が出てくるか、それらを受けて町としてやらなければならないこと、町として担う役割ということは、これは住民のために果たしていくことは当然だらうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） やっぱり全体としてスタート段階では670億円、それが今町長言われたようなものが足ささっていくと730億円になっていくという数字がもう既に報道されているのです。ですから、全体の受給者の96%が直接影響を受けると。ですから、今幕別町では221世帯ということですが、もうほとんど200世帯以上が影響を受けるということになってくるのだらうというふうに思います。

それと、私たちは、一番直接、どの分野も影響多いのですけれども、教育長にお答えいただきましたけれども、特に就学援助の部分では生活保護基準を超えて、おっしゃられたような目的を持って、教育をきちっとお金のあなしにかかわらず保障するのだと、町の姿勢として頑張るのだということと1.3倍で政策をとってこられましたけれども、これももし下がってしまえば直接的には1割以上、11%影響が出てくるということですね。そういうふうになってきますと、今まで受けていた方が受けられなくなってしまうということになりかねませんので、そこは国に対するそういうことが起きないように求めることとあわせて、町の手だても必要だと思うのです。結局、いろいろ国は影響を与えないような3年間とか段階的に手だてをとるといながらも、例えば生活保護なんかについてはやっぱり自治体の考えというようなふうに最後はなっているのです。これまでも保護世帯については文科省が直接関与してお金は保障されるのですけれども、準用保護については最終的には交付税では見ますよとしながらも自治体の考えということですので、こうなってくると、ますます自治体の構えが大事になってくるのではないかと思うのです。

教育長は他町村の動向も見ながら云々ということなのですから、1割以上もカットされるというふうになりますと、それこそまた生保に行かざるを得ないというようなことも想定されてきます。

そういった点で、そういうことをなくさないための決意と申しますか、取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 今回の保護基準の引き下げについては、国において一般の低所得者世帯の生活実態との均衡から下げたと、あるいは物価の見直しから下げたということでありまして、これ本来はそれが実態に合っているから、それに基づいて市町村も下がれば下がっただけの1.3倍とかという率は変わらずやるのが本当だと思いますけれども、ただ我々一番気にしなければならないのは、子供たちの教育機会の均等ということがあります。そこをやっぱり一番注意しながらというか、配慮しながら、今後、26年度以降については検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 低所得者も同じような一般低所得者に合わせてということですが、今回の生活保護の基準が下げられたのは、2008年から見て物価が下がっているからということですね。しかし、統計上の物価、これはパソコンとか家電製品は確かに下がったと。しかし、実質的に生活に必要なものの物価は下がっていないのですよ。そういう、結局、生活保護を必要とする人たちが出費するその対象になるような物価は下がっていないのです。なのに、こういう状況になってきた、そういう問題があるわけです。ですから、教育長が言われるように、下がれば下げてそれが当たり前なのだけれども、教育の機会均等ということは、当たりの前提が当たり前ではないということ、物価の今回生活保護を下げた背景をやっぱり押さえていただきたい、このように思います。

それで、一回、教育長のお話を聞きます。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 私が申し上げたのは、これは現に厚労大臣が談話として言っているのを引用させていただいたのでありまして、これは専門の部会の中で幅広い分野から調査をされた。一般の低所得世帯の消費実態というものを調査された上でこの基準が決められた。ただ、この詳しい中身は私もわかりませんし、町がそれを検証するなんてことも、これはもう不可能に近いわけで、これ言われていることをそうだよなということで私も受けとめさせていただいた中で、それともう一つは物価の見直しというような二つの理由ということが言われておりましたので、まずそう申し上げたのでありますけれども、いずれにしても、やはり先ほど申し上げましたように、子供たちがお金がないために満足な教育が受けられないということは避けなければならないと、そういう観点を大事にしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 教育の機会均等の姿勢を受けとめたいと思います。

それで、法改正につきましては、扶養基準の引き下げだけではありませんでした。実際には、現在、衆議院の厚生労働委員会は法案を通しまして今度は参議院に移られるという中、その中での改正の中身の主なものは扶助費の削減だけではなくて、書類を申請するときの提出の義務づけ、それから扶養義務者への調査あるいは就労の義務化というようなことであります。

それで、お答えでは、現状と余り変わらないのだというお答えであります。これは厚生労働大臣もそう言っているのですよね、田村大臣も。だけれども、実際は現状と変わらないのだったら法改正する必要がないのですよ。ないのに改正する、条文を変えるということは、全体として膨れ上がる生活費を下げるのだということを最初から言っているわけですから、ですから実際には申請しづらくする、いわゆる水際作戦と言われてはいますけれども。

こういうふうに整理されていくと、今までは申請を求める方が役場なら役場の窓口に来て、相談員の方が懇切丁寧にやっただいて、そこから出発点になりますけれども、書類を出さなかったら出発点にならない。つまり、その書類には、例えば借家に住んでいましたら、その契約書も必要でしょうし、所得の証明も必要でしょうし、もちろん預貯金というようなこともあるでしょう。そういうものに困窮している人がすぐに用意できない場合が多いわけですね。そこをとめる。あるいは、親族の

調査に関しても、今までもあるのですよというふうに言われますけれども、実際にはそれは義務づけられるというよりは、書かれている中身で言えば、そういうことも提供する側が知り得る必要がある程度なのです。今回はきちっと法改正の中でそれを全部義務づけるわけですね。最後に特別な場合はしなくてもいいようなことを一言入れていますけれども、実質的には水際作戦を強化するという何物でもないわけです。実際に条文一つ一つ今申し上げませんが、整理してそういうほうに向かっているわけですから、ですから、今までと変わらないから国にも中止は求めませんよ、これでいいのですよということではだめなのだとおっしゃりたいのですが、認識はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今までもやってきたというのは、現実には担当されるケースワーカーの方々がご家庭を回り、そしていろんな書類の整備に当たってきたのが現実だと思います。その辺を今回は法的に整備をしようということだというふうには伺っていますけれども、最終的には土壇場になって衆議院の委員会で口頭でもいいですよというようなことになったわけですが、今おっしゃられるように水際作戦を全面的に出して保護を受けづらくするというような、そういう姿勢というのは、これは当然許されるべきことではないというふうには、それは私どもも思っています。ただ、なかなか国に改正をやめというような要請というのは、これは町村会なんかでもなかなか生活保護については、直接は住民のためだから町村長にかかってくることなのですけれども、今言ったように事務的なこともあったりして、なかなか町村会では今までも取り上げる機会というのは少ないのが現状であります。今後こうした動きを見ながら、町村会としても当然検討していくべき課題なのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 昨年1月に札幌で40代の姉妹の方が亡くなりましたね。それで、これは役所に3度来られていたのだけれども、実際に申請書というのをお渡ししなかった、役所側が。そういうことから、死に至った。今回また大阪で20代のお母さんとお子さんが困窮して亡くなりました。これもこれは生活保護の窓口は行っていないのです。いろんなさまざまな条件で行くことすら難しかったというようなことになれば、本当に窓口のそういったハードルを高くすることによって、命にかかわる問題に発展する。ますますそれが拡大する、そういう心配が大変大きいわけです。うちの町の中ではそういう事例は聞いておりませんが、全国に起きて我が町で起きないという、そういう希望はあっても、（起きかねないとは言切れない、）起きないとは言切れない。ですから、こういった問題があるときに直接町村会ということで難しいのであれば、さらにいろいろ手法を考えていただいて、困難な町民をつくらない、その姿勢を持っていただきたい、このように思います。

時間ですので、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11:01 休憩

11:10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、報告第3号、平成24年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第3号、平成24年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものについては、地方自治法第213条の規定によりまして、翌年度に繰り越しをして使用することができるものであります。

翌年度に繰り越しをいたしました当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額及び繰越財源の内訳についての繰越計算書を翌年度の5月31日までに調整し、次の議会において報告しなければならないものとされております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

今回報告をいたしますのは、農林業費の「忠類地区道営草地整備事業負担金」以下13事業であり、これらの事業につきましては、事業の一部が冬期間に入り年度内に完了することができないこと、あるいは、国の補正予算の決定時期が年度の後半となったことから事業の実施が翌年度以降に繰り越しとなったものでございます。

事業ごとの繰越額につきましては、さきの3月定例会で議決をいただいたとおりでありまして、13事業の繰越額の合計は15億5,076万3,000円であります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号を終わります。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第4、議案第51号から日程第10、議案第59号までの7議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第51号から日程第10、議案第59号までの7議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第51号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第51号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は3ページ、議案説明資料は1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、国において、平成27年4月1日「子ども・子育て支援に関する関連3法律」の全面施行を予定しているところであり、同3法において、市町村における総合的な「子ども・子育て支援事業計画」の策定等が求められていることから、現行の「次世代育成支援対策地域協議会」条例に規定する所掌事務に、本町における子ども・子育て支援事業計画等について協議を行うべく、条

文を追加するなど所要の改正を行うものであります。

それでは、条文の改正に沿いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

議案説明資料をごらんいただきたいと思っております。

第1条、協議会の設置であります。所掌事務に子ども・子育て支援法に規定する事務処理を追加することによる条文改正であります。

第2条、所掌事務であります。第4号に子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定する事務を処理すべく条文に追加するとともに、改正前第4号を第5号に繰り下げ、条文中「前3号」を「前4号」に改めるものであります。

第3条、協議会の組織であります。子ども・子育て支援法において、子育て支援及び保育所、幼稚園における乳幼児教育を一体的に支援するなど、子育てに関する総合的な施策について協議を行うことから、第1項の協議会を組織する人数について10人以内を15人以内に拡大し、第2項第2号から第5号に関係する方を組織に追加するものであります。

議案書にお戻りをいただき、附則についてであります。本条例の施行期日につきましては、平成25年8月1日から施行するものであります。

次に、経過措置として、改正後に選任される方の任期について、第3条第3項に規定する任期にかかわらず、平成27年7月2日までとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 人員をふやして審議する機関を強化されていくようではありますが、そのこと自体に疑問はないのですけれども、この委ねられる審議の中身、子ども・子育て新システムの中でうちの町の保育をどういうふうに変えていこうとするのか、どういうことを委ねてこの審議会で議論していただくのか、もう少し詳しく示してください。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 今回改正によって加わる事務の主な部分につきましては、子ども・子育て支援法に基づいて、子ども・子育て支援事業計画というのを策定します。その中に、任意記載事項というのが5点ほどございまして、一つは子育て支援に係る区域の設定、また特定教育・保育施設、いわゆる幼稚園、保育所、認定こども園の需要量の見込み、それとその体制、内容、また特定地域型保育事業と言われまして、小規模保育事業等に関する需要量、内容等、それと地域子ども・子育て支援事業、これは一時保育だとか、病後児保育だとかというものですけれども、それに対する需要等について、それぞれの地域のニーズに沿った形で計画をつくるということとなっております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 今、幕別町では公設の保育所、それから指定管理委託している保育所、今後、新たに民間、民設、そして公立の幼稚園、それから民間の幼稚園というのがあります。これらをかかわる地域なども含めて整理をされる、議論をされるということですが、ただ考えがなくて提起されるわけではないと思っておりますので、どんなふうな方向に持っていこうという思いがあつてここに審議を委ねるのか、伺います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） この計画をつくる際に一番大切な部分としましては、保護者のニーズをしっかりつかみなさいというのが法律上の大切な条項となっております。そのことから、町としましては、今般、今後審議されます補正予算の中にも出させていただいておりますけれども、保護者に対するニーズ調査をきちっとした上で、それらのニーズに合った町としての保育施策を組み立てていくということでございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 今までも保護者の意向に沿って、先般、特定待機児の問題もありましたけれども、

それぞれ対応されてきましたよね。でも、新しい法が整備されることによって、その枠を超えてもつと議論していかなければならない。先ほど言いました幼児教育、幼児保育の町の方向性、あり方そのものがここで問われてくるのではないかというふうに思うのですけれども、そういった住民の意向を聞くということはわかりますけれども、町がどんな姿勢を持ってここに付託をしていくのか、審議をしていただくのか、そこをお聞きしたいのです。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 国のほうでは、特にこの子育て支援というものにつきましては、今後の政策によってかなり大きな柱として取り組んでおります。その関係もありまして、子育て3法をもとにして全国的に子育て支援にかかわる計画をつくるようにというのが趣旨でありますので、今後、国のほうから大きな枠組みとか、そういうものが示されることになると思います。今、課長が申し上げましたように、町民の皆さんがどのようなニーズを持ってられるのか、そういうものにつきましては、町としても先行的に調査はできますので、これは今年度中に進めていき、そしてなおかつ国から大きな指針が示されてきますので、それらに沿った形で計画を策定させていくと、そういう方向性になると思っております。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第52号、幕別町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第52号、幕別町辺地総合整備計画の策定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づきまして、古舞及び美川辺地に係る総合整備計画を策定するものでございます。

辺地総合整備計画につきましては、5年間を計画期間として策定するものであり、いずれも平成25年度から平成29年度までの計画であります。

5ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

初めに、古舞辺地の計画でございますが、古舞へき地保育所の増改築事業及び道営畑総事業による農道整備事業であります。

6ページになりますが、美川辺地に係る計画は、美川地区への給水に係る配水施設等の整備事業であります。

なお、いずれもこの計画により事業を実施いたしますと、辺地総合整備事業債の対象となり、その元利償還金の8割が普通交付税で措置されることとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第54号、北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について及び日程第7、議案第55号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第54号、北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について及び議案第55号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議についてを一括してご説明を申し上げます。

議案書の8ページ、議案説明資料は4ページをお開きいただきたいと思います。

この2件につきましては、北空知の1市4町の学校給食提供のため、北空知圏学校給食組合が平成25年4月に設立され、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村議会議員公務災害補償等組合に加入申請があったことに伴い、一部事務組合理約に変更が生じるため、一部事務組合から地方自治法第286条第1項の規定に基づく変更に係る協議依頼がありましたことから、地方自治法第290条第1項の規定に基づき議決を求めるものであります。

まず、議案第54号、北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議についてであります。

変更内容であります。北海道市町村総合事務組合理約別表第1の組合を組織する地方公共団体及び別表第2の共同処理する団体に北空知圏学校給食組合を加えるものであります。

次に、議案書9ページ、説明資料の5ページになりますが、議案第55号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議についてであります。

変更内容であります。北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約別表第1の組織する地方公共団体に北空知圏学校給食組合を加えるものであります。

議案書をごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、それぞれの規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第54号、北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第55号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第56号、平成25年度幕別町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 56 号、平成 25 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 319 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 134 億 6,899 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4 ページをごらんいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

追加であります。現在、新庁舎建設事業に係る基本設計業務を進めており、8 月の完了を予定しておりますが、完了後速やかに実施設計等に取り組むため、このたび新庁舎建設事業 6,020 万円を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

それでは初めに、歳出からご説明申し上げます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目近隣センター管理費 279 万 3,000 円の追加でございます。

18 節につきましては、近隣センターのテーブル及び椅子の購入に係る費用であります。

なお、財源につきましては、財団法人自治総合センターにおけるコミュニティ助成事業の助成を受けて実施するものであります。

次に、16 目諸費 15 万 4,000 円の追加でございます。

さきの行政報告でもご報告させていただきましたが、町民栄誉賞の表彰に当たりまして、8 節につきましては表彰盾及び副賞を、13 節につきましては記念碑銘板の作製に係る費用を追加するものであります。

次に、21 目新庁舎建設事業費 8,325 万 9,000 円の追加でございます。

12 節につきましては、建築基準法に基づき免震構造建築物に係る国土交通大臣の認定が必要となりますことから、これに伴います性能評価審査及び認定申請に係る手数料であります。

13 節の細節 6 につきましては、免震構造計算や地中熱ヒートポンプ試掘試験などを含む新庁舎の建設に係る実施設計委託料、細節 7 につきましては、免震構造の設計に必要な工学地盤を特定するためのボーリング調査や分析調査等に係る委託料、細節 8 につきましては、庁舎北側の旧商工会館の解体に係る実施設計委託料、細節 9 につきましては、建設地や隣接する町道などを含む全体の現況測量や、駐車場、通路、その他附帯施設等に係る外構の実実施設計委託料、細節 10 につきましては、建設予定地東側町道の歩道拡幅に係る用地確定測量委託料であります。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目障害者福祉費 16 万円の追加でございます。

8 節以下、成年後見制度の普及啓発を目的とした講演会の開催に当たりまして、所要の費用を追加するものであります。

なお、成年後見制度につきましては、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力の不十分な方々を保護し、または支援するための制度であり、障害者福祉に係る国の地域生活支援事業の対象となりますことから、これを受けて実施しようとするものであります。

次に、6 目老人福祉費 1 万 7,000 円の追加でございます。

28 節につきましては、介護保険特別会計に対する繰出金であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 108 万 8,000 円の追加でございます。

さきの幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例の提案においてご説明したところであります。子ども・子育て支援法ほか 2 法の施行によりまして、新たな制度のもと、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が必要となりますことから、所要の費用を追加するものであり

ます。

1 節及び9 節につきましては、同地域協議会の委員定数の拡大に伴う費用の追加、11 節及び12 節につきましては、同事業計画の策定に当たり、子ども・子育てに係るニーズ調査を実施するための費用の追加であります。

9 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 163 万円の追加でございます。

4 節及び7 節につきましては、保健師の育児休業等に伴います代替職員に係る費用であります。次に、5 目環境衛生費 106 万 7,000 円の追加であります。

11 節につきましては、葬斎場の火葬炉内部に使用に伴う損傷等が生じたことから、施設の機能回復を図るため、修繕に係る費用を追加するものであります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 158 万 1,000 円の追加であります。

13 節につきましては、「人・農地プラン」の見直しに当たりまして、農業者の営農意向の調査や地域等における合意形成のための会合などに係る事務を農業振興公社に委託するものであります。

19 節の細節 17 につきましては、独身農業後継者の配偶者対策として農業振興公社が実施しております「グリーンパートナー対策事業」におきまして、個別結婚相談や各種交流会の開催などを実施しておりますが、これらの取り組みに加え、カップルが成立した後や個別紹介後のフォローなど、きめ細かな対応のため、より効果的な後継者対策に取り組むこととしております。

これに伴い、担い手専属補助アドバイザーを1名配置することから、町といたしましても、各農協とともに支援を行うため、所要の補助金を追加するものであります。

細節 32 につきましては、JA 幕別町及び JA さつないが実施する「かぼちゃ」の残留農薬検査等に係る補助であり、北海道からの間接補助事業であります。

次に、7 目農地費 67 万 5,000 円の追加であります。

7 節及び11 節につきましては、いずれも、国の農地・水・環境保全対策事業に係る推進活動支援分の追加割り当てに伴いまして、事務費を追加するものであります。

10 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費 406 万 6,000 円の追加でございます。

初めに、19 節からご説明申し上げますが、国の平成 24 年度補正予算により創設された有害鳥獣の緊急捕獲活動に係る支援制度であります。

野生鳥獣による農林業被害の軽減を図るため、本年 3 月に策定した緊急捕獲等計画に基づき、エゾシカ 1 頭 8,000 円、キツネ 1 頭 1,000 円、カラス 1 羽 200 円を上限として、町が支払う出動謝礼に上乗せして捕獲活動経費を補助するものであります。

戻りまして、8 節であります。当初予算で計上いたしました町の出動謝礼に係る捕獲数を同計画の捕獲数に引き上げ、緊急捕獲活動に係る国の補助対象数との整合性を図るものであります。

7 款、1 項工費、3 目観光費 570 万 8,000 円の追加でございます。

13 節につきましては、「アルコ 236 及び道の駅・忠類」の指定管理業務に係るリスク分担分の精算であります。

「アルコ 236 及び道の駅・忠類」の管理に関する基本協定書によるリスク分担の規定に基づき、A 重油の物価変動及び施設、設備等の修繕費について精算を行うものであります。

11 ページになります。

10 款教育費、5 項社会教育費、10 目百年記念ホール管理費 99 万 8,000 円の追加でございます。

13 節につきましては、百年記念ホールの指定管理業務に係るリスク分担分の精算であります。

「百年記念ホール」の管理に関する基本協定書によるリスク分担の規定に基づき、A 重油の物価変動について精算を行うものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページまでお戻りいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 2,013 万 4,000 円の追加でございます。

現年課税分の追加であります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 1,234 万 8,000 円の追加でございます。

新庁舎建設事業に係る交付金であります。

次に、2 目民生費補助金 8 万円の追加でございます。

成年後見制度の講演会開催に係る補助金であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、1 目民生費補助金 4 万円の追加でございます。

同じく、成年後見制度の講演会開催に係る補助金であります。

次に、4 目農林業費補助金 479 万 4,000 円の追加でございます。

1 節の細節 11 につきましては、人・農地プランの作成に係る補助金、細節 13 につきましては、消費・安全対策事業に係る補助金であります。

3 節につきましては、農地・水・環境保全対策事業に係る事務費分の交付金、4 節につきましては、有害鳥獣の緊急捕獲活動に係る交付金であります。

6 ページになります。

9 目総務費補助金 310 万円の追加でございます。

新庁舎建設事業に当たり、合併特例債の充当残に交付される交付金であります。

21 款諸収入、5 項、4 目雑入 250 万円の追加でございます。

歳出でもご説明いたしました、近隣センターの管理用備品購入に係る助成金であります。

22 款、1 項町債、1 目総務債 6,020 万円の追加でございます。

新庁舎建設事業の実施設計等に係る合併特例債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15 番（中橋友子） 7 ページ、総務費の 21 目新庁舎建設事業費で、12 節役務費 122 万円とそれから 13 節委託料、7 免震地盤調査解析委託料ということなのですけれども、新庁舎、免震をすることとで提起された補正予算だと思っておりますけれども、免震のために今まで地質調査とかずっとやっておりますよね。しかし、免震のためにあえてやっていかなければならない、そういう規定といいですか、根拠、それはどういうことなのか。

それと、免震認定手数料、国土交通大臣が認定されるということなのですが、どんなことで、単純に認定だけで 120 万円もかかるというのがわからないものですから、どういうことなのでしょう。

○議長（古川 稔） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） まず、役務費についてでございますけれども、今回の新庁舎につきましては、免震構造として計画をしておりますから、必要となるものでございます。

具体的には、まず、建築基準法上、構造計画についての内容についての確認というのがございまして、今回の免震構造にありましては、まずは大臣認定が必要となるということが法律上決められております。その前段に大臣認定に必要な書類の内容を指定する機関で審査をするというようなこともあわせて法律上決められております。そうしたことから、こういった役務費の経費の予算が必要となるというものでございます。

具体的には、免震構造にかかわります性能についてどのようになっているのかというようなことを指定評価機関に審査をし、それが終わってから大臣認定の申請をするという手順になっております。それらについてを今年度中に手続をしていきたいというふうに考えているところであります。

もう一点、委託料の中の免震地盤調査についてでありますけれども、こちらにつきましては、建築学会で定めております指針の中でこういった調査についての考え方が示されております。この資料につきましては、先ほど役務費の説明にありました評価の資料としても使われるものでございまして、

これ最後評価をするに当たって、評価委員会なるものが学識経験者によって構成されるものの中で審査されることとなります。その中で、そういった学会や何かで決められた手順の中の資料として使われるものでございます。また、具体的には、新庁舎の計画位置の中の建物の四隅とあと中央部分でボーリング調査を実施する予定でございます。ボーリング調査とあわせて標準貫入試験なども行いまして、建設地の下の地盤の状態がどのようになっているのかというのを改めて把握する必要がございます。具体的には、この建設地の地盤の状態が主に砂れき層ですとか池田層であることは昨年の調査の中で確認をされておりますけれども、さらにその土層の状態がどのような傾きになっているのかというようなことが性能評価の中で必要となっておりまして、そのようなことから必要となるものでございまして、残念ながら昨年行いました調査の箇所におきましては、四隅ですとか中央部分に該当していない場所であったというようなことから、こういった調査が改めて必要になるというものです。

また、こういった調査に基づきまして、建設地の地盤において地震が発生したときにどのような揺れになるのか、震動特性があるのかというようなことを実際現地で調査をし、そしてまた模擬地震波というものを作成いたしまして、構造計算などに用いるといったものでございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 昨年行ったボーリング調査の資料、指標は使えないということでもありますから、あえてされるのでしょうかけれども、耐震だったらこういう調査は必要ないですね。それで、免震工法を選んだがゆえに、やっぱりこういうことが必要になってくるのだと思うのですけれども、免震そのものは全体としては免震で進めるということでもありますので、思いは別にしても、そういうことで進むのだらうと思うのです。

それで、例えば、こういう調査の結果、だめでしたよと、地層上、砂れき、傾き、そういうことも含めて、だめですよということも起こり得るのですよね。そして、どういったところに委託がなされるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 昨年の調査の結果の中で、ボーリング調査の深さはちょっと足りなかったのですが、おおむねの傾きについては1.8度ですとかということで、おおむね把握しております。この傾きについての許容範囲といいますのは、約5度ぐらいというふうに言われておりますので、改めての調査が必要になるのですけれども、既に行われておりました昨年の調査の結果から推定をいたしますと、そうした範囲内におおむね入っているのだらうというようなことで考えております。

調査につきましては、土質調査を行っている昨年行ったような業者さんとちょっと調査内容が若干違うのですけれども、ボーリング調査を行っている業者さんに調査を依頼するということになっております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） そういう調査の結果として、法に基づいて大臣が認定するというのであれば、その認定に達する基準を用いないといけない。つまり、調査した結果が認定をクリアするよというものでもなかったら、免震にはスタートできないということになりますよね。これはどのぐらいの期間がかかって、そして結果はいつごろ出るのか伺います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 新たな地盤調査ということでもあります。深さも今まで以上、1本については40メートルぐらいまで掘らなければいけないということもございますので、そういった結果に基づいて設計に今度は入ってくるわけですが、まず地質に関して調査と分析で約4カ月ぐらいかかるのではないかと今考えております。

それからさらに、構造についての検討については、6カ月ぐらいかかるのではないかと。これは実施設計と並行してまいりますので、構造計画と実施設計ということは両方一緒に走っていくわけですが、今、議員がおっしゃる、例えばその調査結果が建物を建てるに値しない地盤であったらというお話かと思うのですが、基本的には地盤を、例えば杭を打つですとか、あるいは地盤構造を強化するで

すとか、そういったいろんな対処の方法というのは我々あると思っております。ですから、まず前段課長のほうから申し上げました一定程度の強度はとれるだろうという、安全度はとれるだろうということについては承知しているのですが、さらに詳細な調査をした中で、例えば部分的な強度が不足しているとか、あるいは流動性であるとか、そういったことについても再度評価いたしますけれども、それについては建築工法として新たな補強する、あるいは杭を打つ、いろんな地盤の耐力を得るための工法というのはございますので、基本的には今現在の場所で構造的なものは確保できるというふうに考えております。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありませんか。

芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 同じく 7 ページの新庁舎建設事業費、実施設計委託料と外構実施設計委託料のところでお伺いしたいと思います。

委員会でかなり議論は重ねてきているわけでありましてけれども、まだまだ議論を深めていかないとならないというふうな思いであるのでありますが、実施設計ということにかかるといふことでもありますので、この場でお伺いをしておきたいことがございます。

一つは、アドバイザー会議の中で、地中熱ヒートポンプの維持管理がかかる話だとか、ヒートポンプは冬場、熱暖房を上げなければならないので、投資費用が大きい冬は使えないだとかという、そういう意見が出ておったやに聞いています。エコボイドを採用して冷房が不要と言っているが、このままでは絶対冷房が必要になるのではないかというふうな議論があったことを確認しております。

そのエコボイドの中で私は非常に気になるところがありまして、必ず事後検証をぜひやっていただきたい。事後検証ということとは、エコボイドを採用して、その結果どうなるのか、それが効果が出るのか出ないのかということの事後検証をぜひやってもらいたい。そのことにつきましても、恐らく 100 万円ぐらいのお金がかかるのだから、あとそういうことも考えていかなければならないだろうと。そして、このことは理事者と議会には報告しておくべきだというふうな話がありました。その事後検証ということとは、これは前言いました実験台のような形でエコボイドが今度新しい庁舎に使われるのか。非常にその辺のところの実設計にかかわって心配をするところであり、こういう形でやっていったらいいのかという大きな不安、疑念が残るところであります。そのことも報告もされていませんので、そのことも含めて申し上げておきたいと思っております。

もう一つは駐車場の件であります。昨年 4 月 5 日の第 12 回の委員会で、私は駐車場のことが心配でありましたから確認をいたしました。そうしましたら、24 年 6 月 16 日の第 14 回の委員会で具体的にこの場所、この場所、この場所というふうな形で説明があって、今は 290 台ですけれども、そのときは 320 台でありました。それが確保できるときちっと答えていらっしやいます。そのときは、止若公園を駐車場にするという話は出ておりません。その後、委員会で駐車場の議論は私はされていないと確認をしております。この止若公園の関係では、都市計画審議会にそれはかけないとならないという案件でありますから、その審議会のところで話が出ております。これは 25 年度第 1 回幕別町都市計画審議会ですが、そのところで止若公園を駐車場にするという構想があるということを出された。そうしたら、その中の一人の委員が、そういうことは聞いていないと。再度、職員が、そういうことがあるということは明示していると、明らかに示しているというふうなことをおっしゃられています。そんなことはないと委員さんがおっしゃったら、部長のほうでそういう説明をした記憶があると、こうおっしゃっていらっしやいます。

公園自体も町民の財産でありまして、エゾリスもおりますし、ゲートボールもされていまして、たくさん木もあります。大きな財産でありますし、そこを壊したら、まだ代替の公園を用意しないとならないというふうな話にもなるかもわからない。そうしたら、隣のスマイルパークで言うときに、代替公園が必要なのだという話はどうなるのだというふうなことにもなります。この公園のことについても、その説明もなければ、議論もないし、いかにも説明をしたような形で進められていっていると

いうことにつきまして、こういうふうな強引な形で進められていいものなのかどうなのか、これも今回いわゆる外構のところでの出てくるわけでありまして。

エコポイドにつきましては、委員会がこの後開かれますから、またそこで議論がされるのだと思うのでありますが、この意見につきまして、非常にその進め方についてもう少し説明をしていただいで、そしてやはり賛成反対があろうが、皆が納得できるような形で進めていただけるような手順を踏んでいただき、補正予算にかけていただきたいなというふうな思いであることであります。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） まず、1点目のヒートポンプあるいはエコポイドについての事後検証ということでございます。

アドバイザー会議の中でも大変それは重要なことであろうと、そういった検証が必要であるということとあわせて、検証に基づいた運用の運転の仕方というようなことについては、数年かけて効率的な運転に努めなければいけないということも、アドバイザーからはいただいております。そういったことを我々も十分把握しているつもりでありますけれども、多分、計算上の運転と実際に業務をする中でそれがどういうふうに快適な状況をつくるのか、そのためにどのぐらいの熱量を必要とするのか、あるいは職員がみずからクールビズであるとか、ウォームビズであるとか、そういった少し着たりとか脱いだりということに対応できる部分というのもあると思いますので、そこは時間が少しかかるかもしれませんが、いわゆるコミショニングというそうでもありますけれども、そういった形で対応してまいりたいというふうに、まずエネルギー計画、エネルギーのその使い方についてはそういったことを検証していかなければならないというのは我々も同じ思いであります。

それから、駐車場のことにつきましては、まずプロポーザルをする段階において、現在のこの公園用地、町有地に基づいてプロポーザルを開始しております。つまり、この町有地を活用するという中で意見をいただいておりますので、我々としては、その町有地の使い方についてはプロポーザルに応募された方々の考え方を聞かせていただくという一定の流れを経て、このことについては決定してきたというふうに考えております。最初から町有地を使いますということを進めてきておりますので、そこを公園として残す残さないという議論は確かに後になってしまったかもしれませんが、全体の計画を進める中で、先に都市計画審議会にこの公園を用途廃止してよろしいかというのは、ちょっとそれは順番が逆ではないかと、議会と色々な議論をしていく中で、計画を練っていくという中が順番としては先ではないかなというふうに考えております。現在、公園を利用するという前提で平面計画、配置計画は進めておりますけれども、関係する団体とは、現在、協議も並行して進めているところであります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 地熱のヒートポンプも非常に温水ボイラーハイブリッド、両方に維持管理費がかかりますよという指摘、先ほど言いましたように、投資費用が大きいのに冬が使えないというふうなことが言われております。その辺のことも確認をしておりますし、あとエコポイドにつきましては、さまざまな形でアドバイザー会議で根拠資料が不十分で、あと、その中の木のことや、中が見えることがどうなのかだとか、草の問題だとか、木の成長だとか、ガラスの問題だとか、さまざまな問題が提起をされておったと聞いております。このことにつきましても後では議論があるのですが、そういうたくさんの問題を抱えておるそういうシステムにつきまして、ましてや事後検証をしなければならないというふうな形で言われておるものをどうして採用しようとしているのか、その辺のところは納得できないところであります。

駐車場の件も町有地という話をそちらのほうではされるのでありますけれども、6月16日の答弁では旧商工会館敷地655平米、現庁舎敷地3,654平米、町民会館前駐車場を足すと6,086平米、わかば幼稚園西側駐車場2,250平米、これで302です。あと新庁舎敷地の建設、建物付近に20台ということで、322で320が確保できるというふうに答えられておるわけでありまして。これは5月に申し上げて6月に回答を得ております。

プロポーザルのことをおっしゃいましたけれども、私たちのほうではここで駐車場の話は終わってしまっていて、止若公園のことがそれこそ明示されていないことでありまして、明示をされているというふうな形で都市計画審議会のほうで進められているということにつきまして、物すごく強引な仕方だなというふうに受け取るところであります。先ほどご答弁いただきましたから、以上申し上げておきますけれども、そういう面でもう少しきちっとしたコンセンサスをとりながら、やっぱり大きな将来の庁舎のことでありますから、私は進めていただかないと、町民にもこれは説明もつかないし、信頼をされないというふうな形になってしまうのではないかとというふうなことを申し上げておきます。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 実施設計につきましては、これは今すぐ始めるというものでは当然ありませんし、基本設計が終了しなければ実施設計には進めないというものであります。ただ、スケジュールのこともありますから、今議会で議決をいただきたいという思いで提案をさせていただいているところでもありますし、これからまだ基本設計が報告をされるまでの間に、いろんなご意見等もまだまだ賜っていかねばならないというふうに考えておりますので、そういったところで、ただスケジュール的に言うと、今、実施設計の予算を議決いただければ、今後の今予定をしているスケジュールのためには、今のタイミングで議決をいただきたいという思いでいるところであります。

○議長（古川 稔） ほかに。

藤原議員。

○7番（藤原 孟） まず、7ページの同じく関連ですけれども、外構工事の実施設計のこと、この中には当然駐車場も含まれているということでお尋ねいたします。

まず、この地域にはエゾリスが今生息しておる。これは多くの町民が認めております。当然生態系の影響というのが出てくるのだらうと、私は思っております。この実施設計の中にエゾリスの生態系の調査を当然する費用は含まれているのか、まずお尋ねいたします。

2点目は、駐車場の出入りするためには、当然、若菜川の横断が出てくると思います。これはもう、この若菜川の横断ということは、老朽化が激しい、管体も、それから基礎も当然老朽化が激しい。そういう管路の上をいわゆる車両が通過する。新しい活荷重が出てくるということは、役場庁舎を建て、それから駐車場をつくる、その利便性のために町の財産を早く壊すのではないかと、そういう危惧がされております。その調査もこの実施設計の中には含まれているのか、2点お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 最初、エゾリスの調査ということだったのですけれども、そうした調査内容については今回の予算の中には含まれてはおりません。

あと、若菜川についてのご心配なのですけれども、もともと通路として使っていたものを擁壁などの状態から今は通行できなくなっていたというようなことで、駐車場として使う場合におきましても、非常に大型の車両の出入りというようなことを想定しているものではなくて、通常は乗用車など、もしくは燃料を補給しに来るようなタンクローリー車、そういったものの想定を考慮しておりますので、活荷重などについては対応できるのではないかなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） エゾリスの生態系を調査しないで物をつくるという時代ではないのではないかと。これは最近の記事でも、畜大と農高の間でエゾリスの問題がありました。当然、これはリスのつり橋ということで対応しようと。年数をかけてどの程度横断し、もし交通事故があつてリスをひき殺す職員が出たらどうするのだということが出てくるのではないかと私は思います。

次に、若菜川に関しては、多分この役場の庁舎の下にあるマンホールから放水路までは水路型の設計が標準設計でされていると思います。当然、横断型、いわゆる道路横断型のタイプで設計されていない、そういうところに活荷重が新たに、40年も50年もたったものに荷重がかかる。それは絶対破損しますよ。そのことも検討しないで、今、実施設計を上げるという、これは余りにもずさんな方針ではないかと。もっと考えて、もっと検討する。50年に1度の大事業だよ、これ。こんな安易な考え方

で物事を進める、そういう姿勢は私は考えられない。ぜひもっと、庁舎特別委員会もまだあるのだから、そこで親切丁寧、重い説明をすべきでないかと。今回のこの予算は一時棚上げしてでも説明をすべきでないかと私は思いますが、そういう考えはないですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられることについては十分内部でも検討はさせていただきたいと思えますけれども、今、予算を棚上げするというような考えは持ってはおりません。

○議長（古川 稔） ほかに。

前川議員。

○13番（前川雅志） 同じく委託料なのですが、5本の委託事業が今回示されました。ぱっと見て町内企業でも仕事ができそうなものと、かなり特殊なものも出ておりますので、これはどれが町内でも可能かということと、それとあわせて選定の方法、入札で選定するのか、それとも随意契約で選定するのか、それぞれお答えいただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 入札の方法等についてでありますけれども、細節にしました5本のうち、6、7、8につきましては、建築設計にかかわるものでございますので、これら1本に束ねまして現在進められております基本設計の委託業者さんと随契をするというようなことで考えております。

残る9番、10番につきましては、この2本を束ねまして発注したいというふうに考えておまして、こちらにつきましては、町内の設計会社でも対応可能だというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） もう一度確認しますが、外構と用地の確定のところは、町内業者ということでありましたが、これはどのように選定をされますか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 実施設計で入札の場合に指名委員会において指名を行うこととなりますけれども、現状でやはり実績ですとか、そういったものを勘案させていただいて、地元の企業の中から指名をさせていただきたいと現時点では考えております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 指名をするということはわかったのですが、指名して競争入札をされるのか、それともそのまま1社に指名して選定していくのか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 失礼いたしました。指名競争入札の方法で実施したいと考えております。

○議長（古川 稔） ほかに。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数でありますので、したがって、本件は原案のとおり可決されました。

非常に時間が経過しておりますけれども、このまま続けてやらせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

日程第9、議案第57号、平成25年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 57 号、平成 25 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 9,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 7,341 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 8 万 9,000 円の追加でございます。

町地域包括支援センターにおきまして、成年後見制度を広く啓蒙し、制度の普及を図ることを目的として、住民向けの講演会や介護サービス事業所向けの研修会を開催してきたところでありますが、一つ目には昨年度実施した「高齢者の実態調査」において、金銭管理への不安など権利擁護に関する相談が多かったこと、二つ目には昨年度、町長の申し立てによる成年後見制度の利用者が生じた現状などに鑑みまして、住民ニーズ等の実態を十分に把握するとともに、実情に即した取り組みを実施するため、有識者との連携を図りながら認知症高齢者などの権利擁護体制の構築を早期に実現しようとするものであります。

このため、1 節及び 9 節につきましては、制度の利用を必要とする高齢者などを支える仕組みづくりや関係機関相互の情報共有を図り、制度を円滑に推進するため、有識者による検討委員会の設置に要する費用を追加するものであります。

12 節につきましては、事業所に対する制度利用のニーズ調査を実施するため、調査に係る費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 2 万円の追加、4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金 3 万 5,000 円の追加、6 款道支出金、2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 1 万 7,000 円の追加。

5 ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 万 7,000 円の追加でございます。

いずれも、それぞれの負担割合に応じて追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 59 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 59 号、工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

追加でお配りをした議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、あおば子育て園建設工事（建築主体）であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方についてであります。平成25年5月29日、藤原工業株式会社、加藤・萬和経常建設共同企業体、大野・佐藤経常建設共同企業体の3社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、8,468万2,500円をもちまして大野・佐藤経常建設共同企業体が落札することになりましたので、同企業体の代表であります札内豊町5番地の26、株式会社大野建設代表取締役大野圭市氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、平成25年12月12日までの工事を予定いたしております。

当工事につきましては、道営子育て支援住宅建設関連事業としてエリア内における子育て支援施設であり、あすなる学童保育所と一時保育を除く子育て支援事業を実施するものであります。

説明資料のほうをごらんいただきたいと思いますが、建設する建物の平面図となっております。2ページは、立面図となっております。

工事概要であります。国においては、公共建築物等の木材利用を促進していること、また、木材を利用することによる心理・情緒・健康面への効果が期待できることなどを考慮し、地場産の木材を活用した木造平家建て床面積516.78平方メートル建物を現あすなる学童保育所東側に建設するものであります。

新施設は、学習室、遊戯室、支援室、相談室、授乳室、男女トイレ、多目的トイレ、洗濯室、事務室、物品庫等を備えた建物となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明14日から17日までの4日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、明14日から17日までの4日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、6月18日午前10時からであります。

12：20 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第2回幕別町議会定例会
(平成25年6月18日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
10 谷口和弥 11 芳滝 仁 12 田口廣之
- 日程第2 議案第60号 幕別町長等の給料の特例に関する条例
- 日程第3 議案第61号 幕別町職員の給与の特例に関する条例
- 日程第4 議案第62号 工事請負契約の締結について
(上統内排水機場除塵機設備外更新工事)
- 日程第5 陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第6 陳情第5号 「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書
(以上、総務文教常任委員会報告)
- 日程第7 陳情第6号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
(民生常任委員会報告)
- 日程第8 陳情第7号 「平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第8の2 発議第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 日程第8の3 発議第6号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 日程第8の4 発議第7号 年金2.5%の削減中止を求める意見書
- 日程第8の5 発議第8号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第9 陳情第8号 幕別町新庁舎基本設計についての陳情書の取下げ
- 日程第10 議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議員の派遣について
- 日程第12 常任委員会所管事務調査報告（総務文教常任委員会）
- 日程第13 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成25年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年6月18日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月18日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 9 牧野茂敏 10 谷口和弥 11 芳滝 仁
12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子 16 野原恵子
17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 欠席議員
8 乾 邦廣
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 教 育 部 長 羽磨知成
総 務 部 長 古川耕一 経 済 部 長 田村修一
会 計 管 理 者 田井啓一 企 画 室 長 伊藤博明
民 生 部 長 川瀬俊彦 忠類総合支所長 姉崎二三男
建 設 部 長 佐藤和良 札 内 支 所 長 飛田 栄
企 画 室 参 事 細澤正典 総 務 課 長 菅野勇次
地 域 振 興 課 長 原田雅則 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
税 務 課 長 中川輝彦
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
10 谷口和弥 11 芳滝 仁 12 田口廣之

議事の経過

(平成25年6月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番谷口議員、11番芳滝議員、12番田口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に事務局から、諸般の報告をさせます。

○局長（野坂正美） 本日、8番乾議員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告は終わります。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第2、議案第60号から、日程第4、議案第62号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第60号から、日程第4、議案第62号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、議案第60号、幕別町長等の給料の特例に関する条例及び日程第3、議案第61号、幕別町職員の給与の特例に関する条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第60号幕別町長等の給料の特例に関する条例、議案第61号幕別町職員の給与の特例に関する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

まず、議案第60号幕別町長等の給料の特例に関する条例についてであります。

追加でお配りしました議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本年1月28日、総務大臣から、平成25年度の地方公務員給与に関し、国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請があり、また、7月からの給与減額を前提とした改正地方交付税法が成立しております。

地方公務員の給与については、地方公務員法に基づき、各自治体がそれぞれの事情を総合的に勘案しながら、自主的かつ適切に決定することが基本であり、この度の国からの要請や地方交付税の減額措置については、地方自治の根幹に関わる問題であると考えておりますが、一方で、前段申し上げま

したとおり地方交付税の減額が見込まれることから、住民サービスを低下させないために、職員の給与について本年7月から来年3月までの期間、給与削減措置を講じようとすることから、特別職3名についても給与の削減措置を講じるため、条例を制定しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、条例制定の趣旨を定めております。

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給与の特例として減額支給措置を行う旨を規定しております。

第2条は、町長及び副町長の給与の月額から減額する額を求めるための率を100分の10と定めるものであります。

第3条は、教育長の給与の月額から減額する額を求めるための率を100分の10と定めるものであります。

第4条は、端数計算について定めるものであります。

附則についてであります。本条例の施行期日は平成25年7月1日からとし、平成26年3月31日限り、その効力を失うものであります。

なお、条例制定により減額となる影響額につきましては、三役合計で190万9,800円となります。

つづきまして、議案第61号幕別町職員の給与の特例に関する条例であります。

議案書の2ページをご覧くださいと思います。

先ほどご説明いたしましたとおり、この度の国からの要請や地方交付税の減額が見込まれることから、住民サービスを低下させないために、職員の給与について本年7月から来年3月までの期間、給与削減措置を講じるため、条例を制定しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、条例制定の趣旨を定めており、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給与の特例として減額支給措置を行う旨を規定しております。

第2条は、対象職員について定めるものであります。

第3条は、職員の給与の月額から、減額される額を求めるための率について定めております。

行政職給料表6級及び5級の職員については、支給減額率を100分の7に、4級及び3級の職員については、100分の5.5に、2級及び1級の職員については、100分の3とするものであります。

また、平成18年の給料表改正時の現給保障された給料についても支給減額率を乗じて得た額を減じて支給されるものであります。

第4条は、傷病等で休職している者に支給される給与額を、特例に応じた給与額に減ずるための規定であります。

3ページになりますが、第5条は、時間外勤務、休日勤務、夜勤の各種手当算定額及び職員が勤務しない際の給与の減額に係る勤務1時間当たりの額に減額支給措置を適用するための規定であります。

第6条は、平成22年以降の経過措置として給与条例附則第50項に規定しております55歳以上で6級の職員に対する給与の減額についての読替規定であります。

第7条は、育児休業等に関する条例において部分休業をしている職員について、1時間当たりの給与を減額して支給する規定の読替規定であります。

第8条は、介護休暇をしている職員について、1時間当たりの給与を減額して支給する規定の読替規定であります。

第9条は、端数計算について定めるものであります。

4ページになりますが、附則についてであります。本条例の施行期日は平成25年7月1日からとし、平成26年3月31日限り、その効力を失うものであります。

なお、6月17日に職員組合と協議をさせていただいた結果、協議が整ったことから、本条例の制定を提案させていただくものであります。

また、今回の条例制定によります本年度の影響額につきましては、総額で3,732万円の減となり、1人あたりですと平均16万円の減額、全体の削減率は5.6%となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○15番（中橋友子） お尋ねをいたします。

今回の特別職及び職員の給与削減に関しましては、ただいま副町長もご説明の中にございましたけれども、今年の当初予算を組む前の段階から、国が国家公務員の引き下げに準じて7.6%、ラスパイレスで国家公務員の賃金を地方は上回らないようにというような、そういう方向を出しまして、ここに至ったんだろうというふうに思います。

ですから、その国のやり方に対しては早くから知事会ですとか、市長会、町村長会もそうだと思いますし、こういうやり方が正しくないという意見書、要請書が1月にあげられたということも聞いております。

そういう中での今回の提案でありますから、本当に矛盾しているということであらためて申し上げたいと思うのですが、今まで給与削減が人勸に基づいてというようなことで、やられてきた例は、ずっとありましたけれども、今回のようにいわゆる地方の固有の財源をそこに対比させて、給与を下げないと財源が不足するというようなやり方の不当性って言いますかね、このことは改めて怒りを持って訴えたいと思うんですね、同じ認識であられると思います。

その上で、ですから私共、これまでも職員の給与の削減に関しましては、地方経済の問題や民間との格差という理由が大きかった訳ですから、そういう是正にはならないよというようなことで、認めないということで来たんですけど、今回は国のやり方そのものに、ですからそれは特別職の給料もそうだと思うんです、国のやり方そのものが地方交付税の財源とリンクさせて減らさないという要請というふうなものですから、こういう不当なことは認められないっていうふうに思います。

そこであらためてですね、要請でありますから、こたえなかったらそれだけ財源が3,700万の穴があくということだと思うんですけども、十勝管内ではこの取扱いにどのようにそれぞれ対応されているのか、伺いたいというふうに思います。

もしこれを、提案しないとしたら、3,732万円の交付税の削減の他に何かペナルティ的な国からの対処といいますか、そういうものがあるのかどうか伺います。

○副町長（高橋平明） 十勝管内のそれぞれの町村の対応につきましては、先ほどご説明申しましたとおり、それぞれの町の実情に応じて、給与っていうのは決められてる訳ですから、今現在、私共の方で把握している状態では、他の町村から議会に提案されている現状ではありません。

そこまでは分かっていますけれども、今後どうなるかについてはまだ私共も不明な所であります。

それから、交付税制度の中で、ペナルティがあるのかというご質問ですけども、来年度以降、ペナルティという意味じゃないんですけど、交付税制度そのものがさらに改正されようとしている所でもありまして、言ってみれば地方の努力によって、交付税を上下させるというような趣旨の報道がされている所でもあります。

地方はそれなりの努力をそれぞれの自治体で行っている訳ですけど、例えば今回の給与削減を実施しなかった場合についてですね、来年度以降、それは努力じゃないのかと、そういったことが判断されて交付税がまた下げられるということになれば、住民サービスの今後、更なる低下を招かざる得ない事態になってはいけないという思いもありますので、私共は本当に中橋議員のおっしゃるとおりですね、給与そのものはそれぞれの自治体の実情に応じて定めるべきだというふうに考えていますけれども、今回については本当に組合員のみなさんの了解を得ながら、実施をさせていただきたいという思いでいるところであります。

○15番（中橋友子） 各町村では出ていない、うちの町が議会が早いということもあるんだろうとは思

うんですけども、先んじて一番先に名乗りをあげる内容でもないんじゃないかと率直に思うんですよ。

結果としては国の圧力に屈し、圧力も今回ひどい圧力ですからね、そういうのを言いなりになるっていうことは、ずるずるずるずる今後も固有の財源に対して、手を入れて来るようなことを国はやって、認めてしまえばやってくる可能性はまた強くなるわけですから、そういうことを抑えるためにも地方自治としてのきちっとキープするためにも、これは行うべきではないというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

それとですね、平均で16万円の引き下げということでありました。

3段階で職員の場合は出されています。

それぞれの金額では、%は出ておりますが、平均金額ではどのぐらいになるのでしょうか。

そして、一番心配するところは、子育てをされている、一番お金がかかっている職員の皆さん達いらっしゃるんですよ、その年齢の人達が一体どんな影響を受けるのか、それも知りたいと思います。

合わせまして、地域経済に与える影響もどのように抑えてられるのか、伺います。

○総務課長（菅野勇次） 私の方からは、それぞれの級ごとの3段階の平均の削減額をお知らせしたいと思いますが、まず1級、2級については、今回3%の減額なんですけども、一人当たり平均の減額額につきましては約4万7,000円。

それから3級、4級につきましては、今回5.5%の減額でありますけど、一人当たり平均で16万4,000円ほどになります。

5級、6級につきましては、今回7%の減額でありますけど、一人当たり平均、25万4,000円ほどになります。

以上であります。

○町長（岡田和夫） 今回の給与削減については、私も先ほど副町長が申し上げましたとおり、国の意向とは言え、非常に矛盾している、いわゆる国としてのやり方に対する不満は強いものを持っております。

ただ、現実的にはうちの交付税だけでも1億から、あるいは別の措置があったとしても7,000万ほどの交付税が今マイナスになろうとしている現実があるわけでありまして。

そこで今回、3,700万余りの給与削減をしたとしても、それでも前年に比べて交付税がマイナスとなるというような現状からすると、やはり住民サービス、あるいは住民の皆さんにもいろんな面で負担をしていただいている中で、職員としても一定の負担はしていかなければならない、住民サービスを低下してはならない、そんな思いもあって、組合とも交渉を続けてきたところであります。

最後にきて、組合も妥結に至ったんですけども、その中で一番大きな問題となったのは、今中橋議員が言われたように、なぜ管内のトップになって減額しなければならない、これが一番大きな原因でありました。

ところが、うちは今日18日議会最終日、例えば音更が20日最終日、帯広は26日が最終日、それぞれ議会の会期があるものですから、どうしても私共町がトップにならざるを得ないというようなこともあって、この点は組合の皆さんとも大分協議をさせていただきました。

それじゃあ、今回1回止めて、もう一度臨時会を開いてやることもどうなのかということもあったんですけど、何とか組合員の皆さんのご理解をいただく中で今日提案させていただきました。

この後、一昨日中札内の選挙を終わって、早速村長昨日挨拶に来られたんですけど、中札内も今日から議会があって、26日最終日には提案すると、そういう話は聞いております。

音更町も、あるいは帯広市も、現在組合との交渉中ということでありまして、もちろんこの後、分かりませんが、そういう方向で今、交渉は進めている状態であります。

新聞見ましても、先日北海道が妥結をしました。

全国都道府県ではもう47のうち、41が既に実施をするということで回答が出ておりますし、政令市では12のうち11が実施する。

全国の町村会、市区町村も837、これが既に実施をするというようなことで、逆に減額しないと言っている町村が既にここで160ほどあると、こういう状況なものですから、私共も現実的な対応の中で何とか組合の皆さんの了解を得た、そこは住民の皆さんのご理解いただける、そんな思いでの、今回の提案をさせていただいたところであります。

決してこれからも国の言いなりになって行く、そんなつもりはもちろんありませんけれども、今回こういったことで、大変職員の皆さんに、あるいは地域経済、額でどのくらいっていうことはなかなか申し上げられませんけれども、少なからず影響があることは間違いないだろうというふうに思っております。

- 15番（中橋友子） 考え方として申し上げておきますが、今地域経済冷え込んで、デフレ脱却というふうになっている中で、一番どこに力をいれなければならないかという点では賃金を上げなければならない。

これは公務員に限らず、全体の労働者の賃金を上げることがデフレ脱却なんだということは、今回の答弁で財務大臣も認められて、国あげてそういう賃金上げのことを企業にも働きかけを開始したという段階で、公務員の方は下げていくというこの矛盾は許されるものではないと思うんですね。

ですから、町長は言いなりになっている訳ではないということではあります。結果としてこういう提案になれば、国のやり方を受け入れたということは言わざるを得ないのかなと思います。

いずれにしても、職員の皆さんにとっても大変なことだと思います。

いろんな政策の中で、しっかりとその部分も押さえて、今後、私達はこの引き下げは認めませんが、そういうことも十分考慮した政策を打っていただきたい。

このように申し上げて終わります。

- 議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

- 議長（古川 稔） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第60号幕別町長等の給与の特例に関する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

- 議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第61号幕別町職員の給与の特例に関する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

- 議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第62号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第62号工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

追加でお配りした議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、上統内排水機場除塵機設備外更新工事であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方についてであります。平成25年6月12日、株式会社日星電機、荏原商事株式会社北海道支店、新栄クリエイト株式会社の3社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ1億8,585万円をもちまして、荏原商事株式会社北海道支店が落札することになりましたので、同社の代表であります札幌市中央区北4条東2丁目8番2号荏原商事株式会社北海道支店支店長鷺田武史氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、平成26年2月20日までの工事を予定いたしております。

当工事につきましては、幕別町十勝川右岸新川地区の湿害解消及び内水被害解消のため国営新川土地改良事業として造成されました上統内排水機場の老朽化した設備を更新することを目的とし実施するものであります。

議案説明資料の1ページをご覧くださいと思いますが、排水機場の平面図となっております。

2ページは、断面図となっております。

工事概要であります。機械設備として除塵機設備1式、吐水槽ゲート1基。

補助機械設備として、冷却水クーラー3台、空気圧縮機2台。

電気設備として水位計2台を更新するものであります。

今回の更新によって、機場の運転操作をしていただいている関係受益者の負担軽減が計られるものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、陳情第4号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書及び日程第6、陳情第5号「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書の2議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

平成25年6月18日

幕別町議会議長古川稔様

総務文教常任委員長前川雅志

総務文教常任委員会報告書

平成25年5月31日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成25年5月31日（1日間）

2、審査事件

陳情第4号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、国が必要な経費を負担するものであり、へき地校などが多い北海道においては、市町村間で機会均等などの格差拡大が危惧されます。

このことから、一定の水準の義務教育を保障するため、制度を堅持すること及び「三位一体改革」で削減された負担率1/3から1/2に復元するなど、義務教育の基盤づくりは国の責務として制度改善を行うことが極めて重要です。

今年度の政府予算では、地方交付税・義務教育費国庫負担金が削減され、教材費や図書費の負担が保護者にとって大きなものとなるとともに、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。

子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員数の拡充が喫緊の課題であり、「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、教育予算の確保・充実をするよう求めます。

4、審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

平成25年6月18日

幕別町議会議長古川稔様

総務文教常任委員長前川雅志

総務文教常任委員会報告書

平成25年5月31日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成25年5月31日（1日間）

2、審査事件

陳情第5号「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

道教委は、「新たな高校教育に関する指針」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や削減などが進められています。

この配置計画による募集停止や再編などの対象とされた高校では、入学希望者の減少や子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れるなど、過疎化の加速、地域経済などに影響が出ています。

また、地元高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活を余儀なくされ、保護者の経済負担はもとより、子どもたちの精神的・身体的負担が増大しています。

「公立高等学校配置計画」は、教育の機会均等を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、この計画が進めば、地方の切り捨て、ひいては、北海道地域全体の衰退につながります。

これらのことから、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、地域の意見・要望を十分反映させ、地域経済などの活性化を展望した新たな「高校配置計画」

及び「高校教育制度」を創り出していくよう求めます。

4、審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、2議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第4号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2014 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次にお諮りいたします。

陳情第5号「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第7、陳情第6号「年金2.5%の削減中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます

委員長谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成25年6月18日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

平成25年5月31日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成25年5月31日（1日間）

2、審査事件

陳情第6号「年金2.5%の削減中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

昨年11月16日に衆議院解散に先立ち、ほとんど審議されることのないまま、年金額の特例水準を解消するため、今年10月から3年間で年金2.5%を削減する法律が成立しました。

灯油など生活必需品の値上げ、復興税などの増税、社会保険料の増額などで、高齢者の生活が厳しさを増しています。

この特例水準の解消は、毎年0.9%以上も年金を削減するデフレ下のマクロ経済スライドに連動し、限らない年金削減の流れが作られようとしています。

本来この物価スライドは、物価高騰に対して年金の目減りを回避するためのものであります。

このような年金削減の流れを止めたいと願う高齢者の気持ちを理解し、不況をより深刻にする年金2.5%削減の実施を中止するよう求めます。

4、審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第6号「年金2.5%の削減中止を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第8、陳情第7号「平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長藤原孟議員。

○7番（藤原 孟） 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成25年6月18日

幕別町議会議長古川稔様

産業建設常任委員長藤原孟

産業建設常任委員会報告書

平成25年5月31日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成25年5月31日（1日間）

2、審査事件

陳情第7号「平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

「成長力底上げ戦略推進円卓会議」及び「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意がなされました。

しかし、北海道地域最低賃金はここ6年間で75円引き上げられたものの、北海道地方最低賃金審議会においては引き上げ額のみが議論され、生活保護とのかい離も依然解消されておらず、有るべき水準への引き上げが出来ていない現状です。

また、現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態が反映されておらず、北海道内勤労者の有効なセーフティーネットとして有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金制度の履行確保が極めて重要な課題となっています。

これらのことから、平成25年度の北海道最低賃金の改正にあたり、合意に基づく最低賃金を早期に確保することができる審議会運営を図ること及び、最低賃金制度の履行確保のため事業所に対する指導監督を強化することなどの措置を講じるよう求めます。

4、審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第7号「平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで追加日程配布のため暫時休憩いたします。

10：41 休憩

10：43 再開

[追加日程表・付託省略]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第8の2、発議第5号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書から日程第8の5、発議第8号平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書までの4議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたします。

お諮りいたします

発議第5号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第6号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第7号年金2.5%の削減中止を求める意見書は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第8号平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[陳情取下げ]

○議長(古川 稔) 日程第9、陳情第8号幕別町新庁舎基本設計についての陳情書の取下げについてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第8号については、お手元に配布した取下げ書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって陳情第8号の取下げは、許可することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第10、議案第58号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第58号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、地方税法第423条第3項の規定により、市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。

現固定資産評価審査委員会委員であります吉田正司さんにつきましては、平成25年6月26日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の6ページに記載いたしておりますのでご参照いただき、選任につきご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。
本件は、原案のとおり同意することに ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

[議員の派遣]

○議長（古川 稔） 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。

来る、6月27日から28日までの2日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、8月20日、札幌市で開催される議会広報研修会に、広報広聴委員5人を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、6月27日から28日までの2日間、札幌市等で開催される北海道町村議会 議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、8月20日、札幌市で開催される議会広報研修会に、広報広聴委員5人を派遣することに決定いたしました。

[常任委員会所管事務調査報告]

○議長（古川 稔） 日程第12、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第13、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査にかかわる事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成25年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

10:52 閉会